

日本取引所金融商品取引法 研究

第 19 号

2020年7月31日 開催

令和元年会社法改正(1)－株主総会資料の電子提供制度－

京都大学大学院法学研究科教授 前田 雅弘

1

2020年9月25日 開催

令和元年会社法改正(2)－株主提案権－

京都大学大学院法学研究科准教授 山下 徹哉

27

2020年10月23日 開催

令和元年会社法改正(3)－取締役の報酬等－

京都大学大学院法学研究科教授 北村 雅史

55

2020年11月27日 開催

令和元年会社法改正(4)－補償契約・役員等賠償責任保険契約－

京都大学大学院法学研究科教授 洲崎 博史

89

2021年7月

株式会社日本取引所グループ

日本取引所グループ金融商品取引法研究会メンバー（五十音順）

2021年4月1日現在

氏名	所属
飯田 秀総	東京大学大学院法学政治学研究科准教授
石田 眞得	関西学院大学法学部教授
伊藤 靖史	同志社大学法学部教授
梅本 剛正	甲南大学共通教育センター教授
片木 晴彦	広島大学大学院人間社会科学研究科実務法学専攻教授
加藤 貴仁	東京大学大学院法学政治学研究科教授
川口 恭弘	同志社大学法学部教授
北村 雅史	京都大学大学院法学研究科教授
久保 大作	大阪大学大学院高等司法研究科教授
黒沼 悦郎	早稲田大学大学院法務研究科教授
小出 篤	学習院大学法学部教授
齊藤 真紀	京都大学大学院法学研究科教授
志谷 匡史	神戸大学大学院法学研究科教授
白井 正和	京都大学大学院法学研究科教授
洲崎 博史	京都大学大学院法学研究科教授
高橋 陽一	京都大学大学院法学研究科准教授
船津 浩司	同志社大学法学部教授
前田 雅弘	京都大学大学院法学研究科教授
松井 秀征	立教大学法学部教授
松尾 健一	大阪大学大学院高等司法研究科教授
山下 徹哉	京都大学大学院法学研究科教授
山下 友信	同志社大学大学院司法研究科教授
行澤 一人	神戸大学大学院法学研究科教授
若林 泰伸	早稲田大学大学院法務研究科教授

特別会員

氏名	所属
龍田 節	京都大学名誉教授

日本取引所グループ金融商品取引法研究会

令和元年会社法改正（1）－株主総会資料の電子提供制度

2020年7月31日（金）15:01～16:58

オンライン開催

出席者（五十音順）

飯田	秀総	東京大学大学院法学政治学研究科准教授
石田	眞得	関西学院大学法学部教授
伊藤	靖史	同志社大学法学部教授
梅本	剛正	甲南大学共通教育センター教授
片木	晴彦	広島大学大学院人間社会科学研究科実務法学専攻教授
加藤	貴仁	東京大学大学院法学政治学研究科教授
川口	恭弘	同志社大学法学部教授
北村	雅史	京都大学大学院法学研究科教授
久保	大作	大阪大学大学院高等司法研究科教授
黒沼	悦郎	早稲田大学大学院法務研究科教授
齊藤	真紀	京都大学大学院法学研究科教授
白井	正和	京都大学大学院法学研究科教授
洲崎	博史	京都大学大学院法学研究科教授
高橋	陽一	京都大学大学院法学研究科准教授
船津	浩司	同志社大学法学部教授
前田	雅弘	京都大学大学院法学研究科教授
松尾	健一	大阪大学大学院高等司法研究科教授
山下	徹哉	京都大学大学院法学研究科准教授

【報 告】

令和元年会社法改正（1）一株主総会資料の電子提供制度

京都大学大学院法学研究科教授
前 田 雅 弘

目 次

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| I. はじめに | VI. 書面交付請求権 |
| II. 電子提供制度導入の趣旨 | VII. 電子提供措置の中断 |
| III. 電子提供措置をとる旨の定款の定め | VIII. 電子提供制度の利用の義務付け |
| IV. 電子提供措置 | 討 論 |
| V. 招集通知の特則 | |

○川口 それでは、定刻になりましたので、日本取引所グループ金融商品取引法研究会を始めたいと思います。

これからしばらく令和元年の会社法改正を検討することになっております。今日はその第1回目ということで、京都大学の前田先生から、「株主総会資料の電子提供制度」についてご報告をいただきます。よろしくお願いいたします。

○前田 それでは、早速、レジュメに沿って報告を進めさせていただきます。

I. はじめに

昨年12月4日に、「会社法の一部を改正する法律」が成立し、12月11日に公布されました。今、司会の川口先生からお話がありましたように、この研究会では、これから7回にわたって改正法の内容を検討していくことになりました。

今回の改正に至る経緯ですとか背景については、前にこの研究会で法制審議会会社法制部会での審議が始まった初期の段階で既にご報告をさせていただいておりますので（<https://www.jpjx.co.jp/corporate/research->

[study/research-group/nlsgeu0000031arp-att/20170922_1.pdf](https://www.jpjx.co.jp/corporate/research-group/nlsgeu0000031arp-att/20170922_1.pdf)）、今回の研究会のシリーズでは、改正の全体に関わる総論部分は省略し、早速に主要な改正項目を順に取り上げさせていただきます。そして、本日はその第1回目として、株主総会資料の電子提供制度を扱います。

なお、施行時期は、今回の改正一般については、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内で政令で定める日（附則1条本文）とされていますので、例えば来年、2021年5月などになるわけですが、特に株主総会資料の電子提供の部分については、システム構築のために相当の準備期間が必要になりますため、施行はそこからさらに2年先、公布の日から起算して3年6月を超えない範囲内で政令で定める日（附則1条但書）とされていますので、今からまだ3年ほど先、例えば2023年5月などになるものと推測されます。

II. 電子提供制度導入の趣旨

今回導入された株主総会資料の電子提供制度とは、招集に際して株主に提供すべき資料（「株主総会資料」）を全てインターネット上のウェブサイトに掲載し、株主に対する書面による招集通知

には、当該ウェブサイトのアドレス等の基本的な事項のみを記載することにする制度です（改正325条の2～325条の7等）。

この制度を導入した趣旨・理由について、議論の初期、会社法研究会報告書ですとか中間試案の段階では、大きくは2つの理由が挙げられていました（「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案の補足説明」（法務省民事局参事官室、平成30年2月14日）〔補足説明〕第1部第1の1）。

1つは、①株主に対してより早期に充実した内容の情報提供をすることができるというものであり、これは株主側に生じる利点です。もう1つは、②株主総会資料の印刷・郵送のために要する費用を削減することができるというものであり、これは会社側に生じる利点です。

このように、改正の議論の初期には、電子提供の制度は、株主側、会社側のいずれの側にもメリットがあると説かれていたのですが、最近の解説では、①の点に重点が置かれることが多いようです。最近の立案担当者による解説では、ほとんど①に注目した説明がされていますし（竹林俊憲ほか「令和元年改正会社法の解説〔I〕」商事法務2222号（2020年）5頁）、研究者の解説でも、最近の尾崎安央先生の論文（「株主総会資料の電子提供制度」ジュリスト1542号（2020年）21頁）、松井秀征先生の論文（「株主総会資料の電子提供制度」商事法務2222号（2020年）35頁）でも、この制度の目的が機関投資家への情報提供の充実にあるということを前面に打ち出しておられます。

確かに、会社にとっての費用削減というような②の理由を強く打ち出しますと、会社側の都合のために株主の利益を犠牲にするのかという批判が生じかねないのであって、①の株主への情報提供の充実を理由にしておいた方が一般の理解を得やすいのかもしれませんが。

しかし、株主への情報提供の充実という①の点についてであれば、改正前の制度、つまり書面ベースの制度はそのまま残して置いて、単にこれに

上乗せをする形で、招集通知の内容が確定すればその時点でウェブサイトにもその情報を掲載せよとすることで事足りたはずですが。

現に既に、最近の東京証券取引所の調査によりますと、2020年3月期決算会社の定時株主総会について、招集通知を定時株主総会の3週間以上前に自社ウェブサイト等で電子的に公表する予定の会社の割合は、新型コロナウイルスの影響で若干低下してしまっているのですが、それでも65.6%もあります（<https://www.jpx.co.jp/listing/event-schedules/shareholders-mtg/>）。つまり、もう3分の2ぐらいの上場会社は、書面に上乗せをして、3週間以上前に電子的にも任意に開示をしているという状況にあります。

そうしますと、今回の改正は、書面での提供を不要にするところにも大きな意味があるはずですが。例えば後で見ますように、できるだけ書面交付請求を少なくするための手当てがされるなど、できるだけ費用削減のために、紙をなくそうという方向が打ち出されています。情報提供の充実という観点だけに重点をおくと、今回の改正内容を説明し尽くすのは難しいのではないかと思います。そうすると、制度を導入した趣旨・理由については、議論の初期段階のように、情報提供の充実と費用削減、2つとも挙げておくのが適切ではないかと思われまます。

そして、この後見ていきますように、今回の制度は、これらの趣旨をできるだけ実現できるように組み立てられているのですけれども、実際にこれらの趣旨をどこまで実現できるかは、施行後の運用に負うところが少なくないように思われます。

すなわち、情報提供の充実という点では、今回の改正は、後で見ますように、ウェブサイトへの掲載期間の開始日を株主総会の日から3週間前にすることで決着しました（改正325条の3第1項）。すなわち、改正前の招集通知の発出期限である2週間よりも早まるのは1週間だけです。1週間でもそれなりの意味はあるのでしようけれども、真に早期の情報提供を充実するためには、会社が任意に、この法定の3週間よりもできるだけ

前にウェブサイト情報を掲載することが期待される場所です。

他方、費用の削減という点では、後で取り上げる書面交付請求がどれだけなされるか、そして将来に向けてこれを減少させることができるかにかかってくるのだと思います。もしも大量の書面交付請求がされるという状況が将来にわたって長く続きますと、かえって会社としては、初めから招集通知にフルセットで書面を添付して送っておく方がコストを抑えられることになりかねないのであって、それでは改正の目的は達せられないこととなります。

Ⅲ. 電子提供措置をとる旨の定款の定め

電子提供措置を利用するには定款の定めを設けなければなりません（改正 325 条の 2 前段）。書面交付請求の制度が入りましたので、電子提供措置がとられることによって株主が受ける不利益・負担は、実質的には大きなものではありませんので、定款に定めるほどのことがあるのかということが論点にはなりません。

この定款の定めは、中間試案段階でも既に提案されており（第 1 部第 1 の 1、「補足説明」第 1 部第 1 の 1）、そのときには、①後で見ますように、書面交付請求は、基準日前にしておかなければなりませんので、株主が書面での招集通知を受けた段階では、もはや書面交付請求をすることはできず、そこで、会社が電子提供制度を利用するかどうかを早期に株主が知り得るようにしておく必要があります、また、②公告方法として電子公告を選択するためには定款の定めを要するとされていること（939 条 1 項 3 号）との均衡から、定款の定めを要するというように説明されていました。

このうち前者については、今回電子提供措置を利用することは登記によって公示することになりましたので（改正 911 条 3 項 12 号の 2）、電子提供制度の利用の有無について、株主は知ることができます。したがって、前者の点から定款の定めが不可欠とまでは言いにくくなっているのですけれども、そうは言いましても、電子提供措置が

とられますと、電子公告が採用されるのと同じように、株主の権利行使の方法に影響が及んできません。どうしても紙で欲しいという株主は書面交付請求の手続をとるという手間をかけなければいけないのであって、今回定款の定めを要するのは、合理的であったと考えてよいのではないのでしょうか。

なお、定款には、電子提供措置をとる旨だけを定めれば足りるのであって（改正 325 条の 2 後段）、ウェブサイトのアドレスまで定める必要はありません。ウェブサイトのアドレスを変更するたびに定款変更手続を要するのは煩雑だと考えられたからです。

Ⅳ. 電子提供措置

4-1 電子提供措置の意義

電子提供措置は、325 条の 2 の括弧書きで定義がされており、具体的には法務省令で定められることになるのですけれども、会社が株主総会資料をインターネット上の自社のホームページ等のウェブサイト上に掲載し、株主が閲覧することのできるようにする措置とすることが予定されています（竹林ほか・前掲 6 頁）。

ウェブサイトの数に限定はありませんので、電子提供措置の中断が生じるリスクを軽減するために、複数のウェブサイトを用意しておくこともできます（竹林ほか・前掲 9 頁注 8）。

4-2 電子提供措置事項

電子提供措置をとる旨の定款の定めのある会社の取締役は、299 条 2 項各号に定める場合には、一定事項について電子提供措置をとらなければなりません（改正 325 条の 3 第 1 項）。

この一定事項は、325 条の 5 第 1 項で「電子提供措置事項」と呼ばれ、325 条の 3 第 1 項の 1 号から 7 号に列挙されています。

299 条 2 項各号に定める場合とは、書面投票・電子投票を採用する場合、又は取締役会設置会社である場合、つまり、従前は招集通知を書面でしなければならぬとされていた場合です。書面投

票・電子投票を採用せず、かつ取締役会設置会社でもない場合には、もともと招集通知を书面でする必要がなく、株主総会参考書類等も提供する必要がないのであって、電子提供措置をとる必要もないことにしてあります。

さて、電子提供措置事項は、具体的には次の事項です。

- ①298条1項各号に掲げる事項
- ②議決権行使書面に記載すべき事項
- ③株主総会参考書類の内容
- ④株主提案に係る議案の要領
- ⑤計算書類・事業報告の内容（監査報告・会計監査報告を含む）
- ⑥連結計算書類の内容
- ⑦電子提供措置事項を修正した旨及び修正前の事項（改正325条の3第1項の1号～7号）

これら電子提供措置事項のうち、①から⑥は、改正前には株主に書面で提供することが要求されていた事項です。このうち②「議決権行使書面に記載すべき事項」には、株主の氏名・名称及び議決権数が記載事項になっているため（会社則66条1項5号）、もしこれをウェブサイトに掲載することになると、会社は株主ごとに個別に掲載しなければならないこととなり、実務的な負担が大きくなります。そこで、もし会社が任意に議決権行使書面を紙で送付する場合には、ウェブサイトのほうには「議決権行使書面に記載すべき事項」を掲載する必要はないという手当てがされています。（改正325条の3第2項）。

⑦「電子提供措置事項を修正した旨及び修正前の事項」は、①～⑥の電子提供措置事項を修正したときに、ウェブサイト上で修正を認めるものであり、現在のウェブ修正の制度を実質的にここに取り込もうというものです。

ただ、現行のウェブ修正の制度は、少なくとも明文上は、株主総会参考書類、事業報告、計算書類、連結計算書類についてだけ（会社則65条3項・133条6項、計算則133条7項・134条7項）設けられた制度にすぎないのですが、電子提供措

置では、より範囲が広く、招集通知記載事項とか議決権行使書面に記載すべき事項なども対象になります。

また、現行のウェブ修正の制度では、少なくとも明文上は、修正の対象になるのは、招集通知発出時から株主総会前日までに修正をすべき事情が生じた場合に限られますが、電子提供措置の方は、いつ修正すべき事情が生じたかも問題にしていません。その意味では、こちらは広く修正が使えるという制度になってはいるのですけれども、ただ、そうはいいましても、もちろん無制限に修正が認められるわけではありません。

修正事項の重要性等を考慮して、修正が招集手続の著しい不公正に当たることはあり得ます。これは、現行のウェブ修正の制度について一般に言われているのと同様です。

4-3 EDINETの特例

有価証券報告書提出会社（金商24条1項）が電子提供措置事項を含む有価証券報告書を、掲載期間開始日までにEDINET（金商27条の30の2）を使用して開示する場合には、当該事項については、電子提供措置をとることを要しないものとされました（改正325条の3第3項）。

EDINETの利用の可否は、中間試案段階では検討事項にとどめられていたのですが（第1部第1の後注2）、改正法では、これを認めることとしました。

この特例を利用するためには、有価証券報告書を早目、つまり次に見る掲載の開始日である株主総会の日の3週間前までに提出しておく必要がありますが、EDINETで株主総会資料の電子提供に代替できることにしたのです。

325条の3第3項の括弧書きで、議決権行使書面に記載すべき事項は、EDINETによる開示では代替できないことにしていますが、それは、株主の氏名など議決権行使書面に記載すべき事項を不特定多数の者に開示するのは適当でないからです。

したがって、このEDINETの特例を利用してもなお、議決権行使書面に記載すべき事項につ

いてだけは電子提供措置が必要になりますが、ただ、前述のように、議決権行使書面を書面で送付することにしておけば、完全に電子提供措置を省略できることとなります。

4-4 電子提供措置期間

4-4-1 電子提供措置の開始

まず、ウェブサイトへの掲載期間の開始日ですけれども、現在の招集通知の法定の発送期限は、公開会社であれば、株主総会の日（299条1項）の2週間前（299条1項）ですけれども、電子提供措置をとれば、会社は株主総会参考書類等の印刷とか郵送をする必要がなくなりますので、印刷・郵送に要する期間分は早期にウェブサイトに掲載する措置をとれるはずで、早期に掲載をして株主に情報開示をすることで、株主は議決権行使のための考慮期間を今より長く確保できるようになります。

これらの考慮から、中間試案段階では、株主総会の日（299条1項）の4週間前とする案と、3週間前とする案が両論併記されていたのですが（第1部第1の2②）、結局改正法では、経済界の意見に配慮して、3週間前となりました（改正325条の3第1項）。

ただし、コーポレートガバナンス・コードの関係で、招集通知を3週間よりも前に早期発送する会社は少なくないところであり、招集通知を3週間よりも前に発する場合については、その招集通知を発する日が掲載開始の期限になります。ここにアクセスせよという書面がもう手元に届いているのに、ウェブサイトへの掲載がまだだという状況を生じさせるのは好ましくないからです。

このように、掲載開始は株主総会の日（299条1項）の3週間前で決着はしたのですが、株主の考慮期間をできるだけ長く確保するのが望ましいことから、法制審議会では、要綱の取りまとめに際し、附帯決議の形で、3週間よりも前にウェブサイトへの掲載を開始する努力義務を上場会社に負わせるという内容の規律を、上場規則で定めるよう取引所に求めることとしました。

つまり、法律では3週間前というように定めるのですけれども、取引所の規則によって、上場会社は3週間よりも早期に開始をする努力義務を負うこととなります。これは取引所の上場規則の改正の話ですので、会社法改正のために法制審議会（2019年）で決定をする要綱に載せるわけにはいきません。そこで、要綱とは別建てで、法制審議会の附帯決議によって取引所に要請をする形がとられました。

4-4-2 電子提供措置の終了

掲載期間の末日の方は、株主総会の日（299条1項）以後3か月を経過する日です（改正325条の3第1項）。

電子提供措置事項に係る情報が株主総会決議の取消しに係る訴訟で証拠として使用され得ることを考慮して、決議取消しの訴えの提訴期間である決議後3か月（831条1項参照）までは株主が情報にアクセスできるようにしようという趣旨です。

ただ、中間試案より後の議論の中で、電子提供措置事項に係る情報は、決議取消しだけではなくて、決議不存在又は無効確認の訴え、さらには会社の組織に関する行為の無効の訴えなどにおいても証拠として使用され得ることを考慮して、決議後3か月よりもっと後の日までとすべきではないかということが問題となりましたが、結局は中間試案どおり3か月とされました（神田秀樹「『会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案』の解説」商事法務2191号（2019年）7頁）。

確かに、例えば決議の存在すら知らないまま3か月が経過し、その後決議の不存在を主張したいという場合はあり得るのですが、同様の問題は、委任状とか議決権行使書面の備置きなどについてもあり得ます。もしこの電子提供措置の末日を3か月より後の日にしますと、委任状などの備置期間にも波及してきますし、どこまで長く後の日にするかも決め難いところです。委任状等に合わせた3か月にしたこともやむを得なかったのではないかと思います。

V. 招集通知の特則

5-1 招集通知の内容

今回、幾ら株主総会資料を電子提供するとはいっても、全て電子化してしまうわけではなく、従来書面での招集通知が要求されていた会社、つまり取締役会設置会社、又は書面投票・電子投票を採用する会社（299条2項）では、ウェブサイトのアドレスなどの基本的事項だけは、従来どおり原則として書面で株主に通知しなければなりません。

電磁的方法での提供を株主が承諾した場合には、この基本的事項の通知さえも書面でなく電磁的方法で行うことはできますが（299条3項）、その場合を除いては、基本的事項は従来どおり書面で提供しなければなりません。

この書面に記載すべき事項を多くしますと、印刷・郵送に多くの費用がかかってしまって、株主総会資料を電子化する意味が乏しくなってしまいます。したがって、書面の記載事項は、現行の招集通知の記載事項及び添付書類よりも大幅に簡素化され、よく言われますように、はがきに書ける程度のものにしてあります。

具体的には、書面に記載すべき事項（改正325条の4第2項）とされているのは、①298条1項1号～4号の事項、つまり、日時、場所、議題、書面投票・電子投票を採用する旨、そのほか、②電子提供措置をとってあればその旨、③EDINETを利用してあればその旨、④法務省令で定める事項です。

法務省令では、ウェブサイトのアドレス等が定められる見込みだということで、ウェブサイトの数は、前述のように、中断のリスク軽減などのために複数記載することも許容される見込みです。

そして、電子提供制度は、前述のようにコスト削減の観点から、電子的措置をとることで書面の交付はできるだけ少なくすることを狙った制度だと考えられますので、電子提供制度を採用する会社では、招集通知に際して、株主総会参考書類等、すなわち、株主総会参考書類・議決権行使書面・計算書類・事業報告・連結計算書類の交付は必要なくなります（改正325条の4第3項）。

5-2 招集通知に際しての任意の資料提供

電子提供制度を採用する会社では、書面による通知の法定の記載事項は大幅に絞られることとなりますが、会社の側が、任意に追加の事項を書面で提供することは禁じられません。例えば、会社が任意に、はがきにせず封書にして、議決権行使書面を書面による招集通知に同封することは差し支えありません。つまり、議決権行使書面の同封は、電子提供制度のもとではもちろん強制はされませんが、禁止もされないということです。

そして、電子提供制度を利用する場合であっても、少なくとも議決権行使書面だけは従前どおり紙で送ることにする会社が現実には多いのではないかとされています。

なぜならば、議決権行使書面は、もし会社が書面で招集通知に同封する措置を任意にとってくれないとしますと、株主としては、あらかじめ次に見る書面交付請求をして議決権行使書面を送ってもらうようにしておかない限りは、書面投票をするためには自分で議決権行使書面を打ち出さなければいけないこととなります。これは株主にとって負担になり、ひいては株主による議決権行使の比率を低下させるおそれがあります。

また、株主が自分で打ち出した書面が真正の書面かを会社がどう確認するかなどの実務的に悩ましい問題も出てきます。

さらに、もし会社が議決権行使書面を紙で送付しないとしますと、前述のように、会社は議決権行使書面に記載すべき事項を株主ごとに個別にウェブサイトに掲載しなければいけないことになって負担が大きくなりますし、また、せっかくEDINETの特例を利用しようとしても、前述のように、議決権行使書面に記載すべき事項についてだけ電子提供措置が必要になってきて、EDINETの特例を利用する意味が乏しくなってしまいます。

これらのことを考え併せると、実務的には、少なくとも議決権行使書面は従前どおり初めから紙で送ることにする会社が多くなるのではないかと推測されます。

5-3 招集通知の発出期限

書面による通知の発出期限としては、先ほどのウェブサイトへの掲載期間の開始日についてと同様に、株主の考慮期間をできるだけ長く確保するのが望ましいことから、中間試案段階では、株主総会の日の2週間前、3週間前、4週間前とする3つの案が併記されていたのですけれども（第1部第1の3(1)）、最終的には、公開会社・非公開会社とも2週間前ということになりました（改正325条の4第1項）。公開会社については今と変わらないこととなります。

この書面による通知は、基本的事項だけを記載しますので、従前よりも印刷等に要する時間は少なく済むはずであって、その分、早く発出できるはずなのですけれども、改正法は、次に見る書面交付請求に応じてする書面の交付を、招集通知の際に行うべきこととしました（改正325条の5第2項）。

つまり、書面交付請求に応じてする書面の交付を、招集通知とまた別に行うべきこととしますと、会社の事務負担及び費用が過大になるおそれがあります。送付のコストを考えますと、株主に書面を送るのは1回にするのが望ましい。そうしますと、書面交付請求に応じてする書面の印刷等には従来と同じぐらい時間がかかるのはやむを得ませんので、結局のところ、招集通知の発出期限は従来どおり2週間前ということで仕方ないのではないかと思います。

VI. 書面交付請求権

6-1 書面交付請求権の付与

電子提供制度の設計に当たって最も検討を要したと思われるのが、この書面交付請求権に関する問題です。書面交付請求権とは、電子提供制度を採用する会社の株主が、電子提供措置事項を記載した書面を自らに交付するよう請求することのできる権利です。

議論の初期段階では、これを認めると、せっかくの電子化の意味が乏しくなるとして、そもそも

書面交付請求権は認めるべきではないという意見もありました。しかし、いわゆるデジタルデバイドの弱者、つまりコンピューターを利用できない高齢者等にとっては、紙での交付をなしにしていまいますと、実質的に議決権の行使を制限されるおそれがあります。いかにインターネットが普及したとはいえ、こういうデジタルデバイドの弱者を保護しないというところまで割り切るのはなかなか困難であって、株主には書面交付請求権を認めることになりました（改正325条の5第1項）。

そして、中間試案段階では、原則は書面交付請求権を与えるけれども、定款で定めれば書面交付請求権を排除できるようにするかどうかを検討事項にしていました（第1部第1の4(2)①注2）。

しかし、幾ら定款で定めるとはいっても、定款変更は多数決であり、デジタルデバイドの弱者から実質的な議決権行使の機会を多数決で奪ってしまうわけにはいきません。そこで改正法では、定款をもってしても書面交付請求権を排除できないことにしています。

そして、書面交付請求をすることのできる者から、325条の5第1項で、299条3項の承諾をした株主、すなわち招集通知を電子メールなど電磁的方法で受け取ることについて承諾した株主が除かれています。これは、そのような株主であればインターネットを利用することができるはずであって、書面交付請求権を与えるほどのことではないと考えられたことによります。

6-2 書面交付請求権の行使期限

書面交付請求権の行使期限をいつにするかが問題になります。株主総会ごとに株主に交付請求するかどうかを選択させる案もありましたが、この案ですと、会社側の事務処理の負担が大きくなるおそれがあります。

そこで、改正法は、議決権行使の基準日までに株主に書面交付請求をさせておくことにしました（改正325条の5第2項）。早いうちから、つまり基準日前に株主に請求をさせておくわけです。

そして、株主は一旦この書面交付請求権を行使すれば、その後に開催される全ての株主総会について書面の交付を受けることができることとなります。

会社の方から言いますと、いわば株主の属性として、この株主は書面が必要な株主だということに基づき、基準日まで把握をして登録しておけるようにしようという仕組みです。

現実には考えにくいでしょうけれども、もし議決権行使の基準日を設定しないのであれば、招集通知発送時まで請求できると解さざるを得ません（邊英基「株主総会資料の電子提供制度への実務対応」商事法務 2230号（2020年）56頁）。

6-3 振替株式の株主による書面交付請求の方法

書面交付請求は会社に対してなされるのですけれども（改正325条の5第1項）、振替株式の株主については、直近上位機関を経由して請求することもできることとして（改正振替法159条の2第2項前段）、振替株式については、書面交付請求の方法として2つのルートが設けられています。

まず、第1の方法として、既に株主名簿上の株主になっているのであれば、会社、すなわち株主名簿管理人に直接に書面交付請求をすることができます。

書面交付請求権は議決権と一体となった権利ですので、議決権同様、権利行使をするのに個別株主通知（振替法154条）は要らないという前提で議論が進められました。

個別株主通知なしに株主名簿に基づいて権利行使を認めますので、書面交付請求をしてきた者が実は株式を譲渡して株主でなくなっているということは十分にあり得るのですけれども、その者は、どうせ次の総株主通知（振替法151条1項）によっては基準日株主になることはできません。会社は、基準日株主以外の者には招集通知を发出する必要はないので、結局、書面交付請求に応じた書面の交付をする必要もないことになると考えられます。

つまり、基準日株主でなくなってしまうと、幾ら基準日より前に書面交付請求だけしていても無意味だということになります。そうしますと、株主名簿に基づいて書面交付請求できることにしておいても、実質的な不都合はないと考えてよいのだと思われます。

また、第2の方法として、直近上位機関を経由して請求することもでき（改正振替法159条の2第2項前段）、この場合は、株主名簿上の株主でなくても、この請求権を会社に対して対抗できるものとしています（同条2項後段）。口座管理機関を経由しますので、その者が口座簿上株主であることは明らかだからです。

株主がまだ株主名簿上の株主になっておらずに、次の総株主通知に基づいて初めて基準日株主として株主名簿に記載されることになるのであっても、それまでの間に、この口座管理機関を経由する方法によれば、書面交付請求をすることができることとなります。

この振替株式の株主による書面交付請求の方法については、審議の過程ではいろいろな案が検討されました。第1の方法だけとする案、第2の方法だけとする案もあり、中間試案の段階では、第2の方法だけが提案されていました（第1部第1の4(2)①(注1)）。

確かに、株主の側の利便だけを考えれば、第2の方法だけを認めておけば十分であって、その方が制度も分かりやすくなったように思われるところです。しかし他方では、口座管理機関の負担の大きさも考えなければなりませんので、改正法が第2の方法だけではなく、第1の方法も併せて採用したことには、合理性はあるのではないかと考えられます。

6-4 交付すべき書面に記載すべき事項

株主から書面交付請求を受けて会社が交付する書面に記載しなければならないのは、電子提供措置事項（改正325条の5第1項）、つまり法定の事項に限られるのであって、同一のウェブサイト上に任意の記載事項が含まれる場合に、その任意

の事項も含めて、ともかくウェブサイトに掲載した事項はそのまま全て印刷して書面で交付せよということではありません。

コーポレートガバナンス・コードの影響などによって、近年は、株主総会資料で任意に情報提供する例が増えてきています。例えば、事業報告で画像などを多用して、任意に充実した掲載をすることもあると思いますし、冒頭に申しましたように、まさにウェブによる充実した情報提供ということが電子提供制度の最大の利点の一つなのですが、書面交付請求があったときに書面にするのは、法定の事項だけで足りません。逆に言いますと、書面交付が大変にならないように、ウェブの方の任意の情報提供を控えめにしておく必要はないということです。

なお、この交付すべき書面について、これまでの定款に基づくウェブ開示によるみなし提供制度（会社則 94 条等）を残すかどうか、中間試案では検討事項とされていました（第 1 部第 1 の後注 4）。つまり、書面交付請求に応じて交付すべき書類から、これまでウェブ開示が認められていた事項、つまり書面で提供したとみなされる事項は除いていいかどうかです。

デジタルデバイドの弱者は、今回の改正前から既に、ウェブ開示事項はどうせ紙では受け取れなかったのであって、デジタルデバイドの弱者保護を現在より手厚くする必要はなからうということで、改正法は、従前のウェブ開示によるみなし提供制度を実質的に残すことにしました。

具体的には、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部については、書面交付請求を受けて交付すべき書面に記載することを要しない旨を定款で定めることができるようにしました（改正 325 条の 5 第 3 項）。

法務省令では、従前のみなし提供制度の対象であった事項と同様の事項を定めることが予定されているということです（竹林ほか・前掲 11 頁）。

6-5 書面交付請求の失効

書面交付請求に関して検討された悩ましい問題

は、書面交付請求をした株主が累積していくことにどう対処すべきかです。つまり、書面交付請求は、前述のように、株主総会ごとに行われるのではなく、株主は一旦請求すれば、その後撤回しない限り、ずっと交付を要する株主として登録されます。そうしますと、今回せっかく電子提供制度を設けたのに、交付請求する株主が減らずに累積していく懸念があります。

この懸念に対処するために、立法による措置を講じるべきかどうか、中間試案の後に議論され、改正法では、請求後 1 年経過すれば、会社が書面交付請求をした株主に対して、請求を失効させるよいか異議があれば述べるよう催告することができ、異議がなければ請求が失効することにしました（改正 325 条の 5 第 4 項・5 項）。

この催告期間、株主が異議を述べることができる期間は、1 か月以上に設定しなければなりません。異議が述べられれば、そこからまた 1 年間のカウントをすることになります。すなわち、書面交付請求をした株主が累積していかないように、いわばリセットする機会を会社に与えて、徐々にこの書面交付請求を減らしていくことを狙っています。

実際にどうリセットされるのか、ややこしいので、一つ例を挙げて考えてみますと、例えば 3 月末決算の会社で 2024 年 3 月 20 日に書面交付請求がされたとしますと、その 1 年後の 2025 年 3 月 21 日に会社は催告できる状態になります。すぐに催告しても、1 か月以上の催告期間を要しますので、2025 年 3 月末までに請求を失効させるのは無理です。そして実務上は、コストの面から、催告は 2025 年 5 月に発せられる招集通知と併せてなされる、つまり催告する文面を招集通知に同封しておくのではないかとされていますので（邊・前掲 52 頁）、いずれにせよ、2025 年 3 月末までに請求を失効させるのは無理です。

結局、今の 2024 年 3 月 20 日に書面交付請求されたという例ですと、2024 年 6 月と 2025 年 6 月の定時株主総会の 2 回は書面交付請求に付き合っ

対する株主からの異議がなくもともとの請求が失効すれば、その次の2026年6月の定時株主総会からは書面を送らなくてよいことになります。

VII. 電子提供措置の中断

電子提供措置は、電子提供措置期間中、「継続して」行わなければなりません（改正325条の3第1項）。

したがって、サーバーのダウン等、あるいはハッカーやウイルス感染等による改竄等が生じた場合に、もし何の救済規定もなければ、電子提供措置は無効になってしまいます。

電子提供措置が無効になりますと、過料の制裁の対象になりますし（改正976条19号）、もしその中断が電子提供措置開始日から株主総会の日までの期間に生じたとしますと、招集手続の法令違反を理由に、決議取消事由が生じることになります（831条1項1号）。

些細な中断がある場合まで電子提供措置が無効になりますと、会社に酷ですし、株主の混乱を招くことにもなります。そこで、改正法は、現在の電子公告の制度に倣い、電子提供措置の中断が生じた場合であっても、一定の要件を満たせば救済され、電子提供措置の効力に影響を及ぼさないものとしています（改正325条の6）。

救済を受けるための要件は、電子公告の規定（940条3項）に倣っているのですが、異なるのは、中断が生じた時間について、電子公告と同じく中断時間の合計が電子提供措置期間全体の10分の1以下であるという要件（改正325条の6第2号）に加えて、電子提供措置開始日から株主総会の日までの期間中だけで見ても、その期間中の中断がその期間の10分の1以下でなければならない（同条3号）とした点です。

株主への情報提供という観点からは、株主総会の日までの情報提供が重要ですので、幾ら全体の期間で見ても中断が10分の1以下であっても、株主総会の日までの期間中だけで見て10分の1を超えるような場合まで救済をするのは適当でないと考えられたからです。

なお、電子公告（941条）については、調査機関による調査の制度があります。

電子提供措置についても、中間試案段階では、中断が生じた場合の立証手段の確保のために、会社は情報掲載について調査機関に調査を行うことを求めなければならないことが提案されていました（第1部第1の6）。

しかし、その後の審議で、①この電子提供措置は、不特定多数に開かれる電子公告とは異なり、株主だけが閲覧できる仕組みにすることもできる、つまりいろいろな仕組みがあり得るところ、そういういろいろな仕組みで中断が起こっていないかを調査するようなシステムを構築するのは容易でないと考えられること、あるいはまた、②特に調査の制度がなくても、会社独自に中断が救済規定の要件を充足していることを立証できないわけではないことなども考慮して、結局、調査の制度は設けないことになりました。調査の制度がないことも、電子公告とは異なる点です。

VIII. 電子提供制度の利用の義務付け

さて、今回の電子提供制度を利用できる会社の範囲は、特に限定されません。電子提供制度を利用するニーズが大きいのは上場会社でしょうけれども、上場会社に限らず、非上場会社でも使いたいという会社があるときに、使ってはだめだという理由はありません。前述のように、電子提供制度を利用するためには定款の定めを要しますが、非上場会社であっても、定款に定めを置いて電子提供制度を利用することができます。

他方、上場会社については、制度の分かりやすさ、そしてインターネットを利用した株主への情報提供の促進を理由として、電子提供制度の利用が義務付けられます（改正振替法159条の2第1項）。

具体的には、振替株式を発行している会社については、電子提供措置を利用する定款の定めを設ける旨の定款変更決議がされたとみなされることにして（整備法10条2項）、現実の定款変更決議を不要にしています。

実務では伝統的に、法律でせつかく今回のように定款変更のみなし規定を用意しているにもかかわらず、現実には定款変更決議をとることが多いようです。実務家向けの解説では、改正法の施行日との関係で、どのタイミングで定款変更決議を採っておくべきかということが議論されていますが、理論的には、いわゆる実質的意義の定款は法律の力で変更されるのですから、重ねて実際の決議をしても、法的には意味のないことであろうと思います。

私からの報告は以上です。

~~~~~

#### 【討 論】

○川口 ありがとうございます。

それでは、今のご報告について、どこからでも結構ですので、ご意見、ご質問があればお願いしたいと思います。

#### 【議決権行使書面の扱い】

○片木 議決権行使書面の扱いにつきまして、前田先生のお話にもありましたように、実務上は、招集通知はどちらにせよ送りますので、招集通知と一緒に議決権行使書面を送って、電磁的提供措置にするような書類についての負担を減らす、あるいは場合によっては EDINET での開示に統一してしまう会社が多くなるのが推定されるというのは、そのとおりでらうと思います。

しかし、逆に言うと、なぜわざわざ条文上は、原則は議決権行使書面の記載事項も含めたものを電子提供措置に含めて、そして、いわば例外的に書面にしたときには、というような形にしたのか。そもそも行使書面を電子化されたら、一体どうやってそれを送るのかという話自体も大変ややこしいことになると思うのですが、そこまでして議決権行使書面を電子化の内容に含めようとした理由というのは何かあるのでしょうか。

○前田 議決権行使書面を電子提供制度の対象

にすることの当否については、前に私がこの研究会で報告しましたときにも、片木先生、黒沼先生からご指摘をいただいたところであったと思います。中間試案のときのパブリックコメントでも、議決権行使書面に記載すべき事項については、そもそも電子提供制度の対象外とすべきではないかという意見がありました。

しかし、現行法上、既に議決権行使書面に記載すべき事項についても、一定の要件の下で電磁的方法による提供が可能とされているわけですね。すなわち株主が自分で打ち出すという手間をかけなければならないなどの問題は、現行法上も実は既に存在しているわけです。

そして、既に現行法上、電磁的方法による提供という制度が設けられていることも考慮すると、確かに少なくとも当面は、片木先生がおっしゃったように、議決権行使書面は紙ベースで送ることが一般に行われるとしても、将来は完全に電子化されることもあり得るわけですから、今回の電子提供制度の導入に当たって、特に議決権行使書面に記載すべき事項だけを外すということにはしなかったのだと思います。

○片木 ありがとうございます。

○加藤 株主が議決権行使書面を会社に返送するための費用について、2つ質問します。現在の実務で用いられている議決権行使書面には料金受取人払いの記載があるため、株主が議決権行使書面を返送するための費用は会社負担になっていると思います。1つ目の質問ですが、議決権行使書面に記載すべき事項についても電子提供措置がとられる場合、会社が郵送料金を負担することは義務付けられてはいないという理解でよいでしょうか。

2つ目の質問ですが、株主が書面交付請求をした場合にも、提供しなければいけないのは議決権行使書面に記載すべき事項なので、現在の実務で用いられているような議決権行使書面を送ることは義務付けられていないという理解でよいでしょうか。

○前田 送料の負担については、今回会社法で

は全く手当てをしていないと思います。先ほど少し申しましたように、現行法のもとでも、議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法で提供する制度は既にあるのですけれども、そのときに株主が自分で印刷して送るときの送料を誰が負担するかという問題については、実際にこの制度が使われていないせいでしょうけれども、議論されてこなかったように思います。ただ私は、株主の議決権行使の方法を会社の方で枠付けたわけですから、その費用を株主に負担させるということは具合が悪いのではないかと、漠然と考えておりました。

改正法施行後、実際に議決権行使書面に記載すべき事項を電子提供制度にのせた場合には、送料をどうするのかという問題が現実の問題として出てくることとなります。私は、書面交付請求に応じて会社が送る書面は、現在の議決権行使書面みたいにきちんと送料を受取人払いにすべきものだろうと思っていたのですけれども、加藤先生がおっしゃったように、別に法律で要求されているわけではないですね。議決権行使書面に記載すべき事項だけが書かれていれば、恐らく会社法上の要請は満たすということになるのでしょうか。

○加藤 最初は、議決権行使書面は同封されると思います。ただ、私の個人的な経験に過ぎませんが、電子投票を利用する会社も増えてきているような印象を持っています。そこで、議決権行使書面に記載すべき事項の電子提供措置として、招集通知に電子投票のウェブサイトにアクセスするためのQRコードを記載することで足りるかが問題となるように思います。株主は、電子投票のウェブサイトにアクセスすることによって、会社が議決権行使書面に記載すべき事項を入手できるからです。

会社法には一定の場合に書面投票を義務付ける規定があります(会社法298条2項)。先ほどの書面交付請求がなされた場合の議決権行使書面の返送費用の負担と合わせて、議決権行使書面に記載すべき事項の電子提供措置と書面投票制度の義務付けの関係については、何らかの整理が必要で

あったかもしれません。

○前田 確かに、電子投票の制度とリンクさせて、議決権行使書面に記載すべき事項を電子提供することが考えられると思うのですけれども、やはり今回の改正では、株主総会資料の電子化と言いつつ、書面投票制度はそのまま残したがために、どうしても資料の電子化と書面投票とがうまく接合しにくいところができるのかなと、今、加藤先生のお話を聞いて思いました。

#### 【電子提供措置の終了日】

○久保 詳細なご報告、ありがとうございます。

電子提供措置の掲載期間は決議後3か月までというところで、前田先生は、これを長くすると、委任状とか議決権行使書面の備置きとの関係もあって、そちらも長くしなければならないのではないかといった趣旨のことをおっしゃっていたと思いますが、これは本当に同じなのかなというのが私の質問です。

例えば、委任状であるとか議決権行使書面というのは、確かに決議の効力を争うための証拠資料として使われるものですし、電子提供措置で提供される資料も証拠資料として使われるという面では、同じ部分があるのですが、委任状とかと違って、電子提供措置で提供される情報というのは、元来株主に書面で提供されていたものですので、3か月を過ぎた後も株主が手元に置いておける情報だったはずで

そうだとすると、例えばプリントアウトするか、電子的に保存しておくとかという形でおくというのは可能なので、実質的にはほとんど問題にならないのかもしれませんが、設定によっては、プリントアウトを妨げたりとか保存を妨げたりといったことも可能な場合があり得るわけです。そうすると、本来株主が手元に置いておけた情報を置いておけなくなるという意味では、延長することにも多少の利があるのではないかという気がしたのですけれども、その点は、もしこういう主張をした場合に、前田先生はどのようにお答

えになるのかというのが、私の質問です。

○前田　　そこまで考えていなかったのですが、確かに、久保先生のおっしゃるように、手元に保存できるという点で、委任状等とは違う面があるのは分かりました。そうすると、久保先生は結局、電子提供措置期間をどうしたらいいとお考えでしょうか。

○久保　　3か月以内でというのは、いいとは思いますが、ダウンロードなり、株主が何らかの形で保存可能にしておくことを条件にしておくべきだったのではないかという気はしているのです。

もちろん、EDINET を使っていますというのだったら、EDINET の掲載期間というのがありますし、あるいは未来永劫残しておかなければいけないというわけでもないと思うのです。例えば5年前、10年前のこういう情報まで必要かと言われたら、そうではないかもしれません。ただ、例えば前の事業年度の情報が欲しいとなったときに、それが電子上でしか提供されていなくて見られないということになってしまうと、少し問題があるので、あるいは比べるべきだったのは、ひょっとしたら EDINET における掲載期間だったのかもしれないというのが、私の一つの今のところの考えです。

○前田　　保存できるかどうかという点に関しては、電子提供措置は、プリントアウトできるような形で掲載しなければいけないことが想定されていたと思います。ですので、保存はできるということだと思います。

○久保　　それだったら、株主が手元に置いておけるという、ちょっとそこまできっちり読み込んでいなかったもので、保存ができなきゃいけないというようなルールがあるのであれば、今言った問題というのはクリアできるのかなと。あとはもう資料の問題だということになるので、3か月というルールでもいいのかなと思います。

○前田　　分かりました。ありがとうございます。

○久保　　ありがとうございました。

【デジタルデバインド問題と書面交付請求権の定款による排除】

○梅本　　私は単なる素人的な質問です。最初、先生がこの規定の趣旨としておっしゃった会社の費用削減という視点が、株主に対する情報提供の充実ということ以上に重要であるというお話は、とても納得できました。また、その観点からすると、書面交付請求権というのがなかなか悩ましい問題であるということも納得できました。それで、これに関連して2点、質問というか、先生のご感触をお伺いしたいと思います。

デジタルデバインドの弱者保護というものは確かに重要なのだろうとは思いますが、デジタルデバインドという言葉が出始めてもう20年か30年ぐらい経っているのではないかという気がします。正直なところ、いつまで配慮しなければいけないかなという疑問も覚えます。とはいえ、日本の個人投資家の多くを占める高齢者、この方たちの存在を考えると、やはりこれに対する配慮も必要だろうなという気がするのですけれども、いつまでもデジタルデバインドということを言っているわけにもいかないだろうなと。ある段階で書面交付請求権をなくす決定をすべき時期が来るのかなと思うのですが、これについて先生はどうお考えになりますか、というのが一点です。

もう一つは、多数決で株主の書面交付請求権といったものを奪うことはできないという考え方についてです。たしかに先生のおっしゃるとおりだと思いますが、仮の話としまして、例えばこれから上場する会社があるとして、そのIPOに当たって、当社はもう書面交付はしないという決定をしたうえでIPOをするような会社があったとします。最初から、当社では電子的な形でしか株主に対して情報提供しないと断っているのであれば、そういった会社は認めてもいいのではないかという気がします。

もちろん、上場会社の中で書面交付請求権のある会社とそうでない会社が併存してしまうと、組織再編のことなども考えると面倒くさいことになってしまうのかなという気もするのですけれども、



方向性としては、書面交付請求権をなくすというか、失効制度などを見ても、できればこういったものを制限的に運用したいということなのかなという気がしますので、その2点について、先生のお考えをお聞かせいただければ幸いです。

○前田 デジタルデバイドの弱者をいつまで保護しなければいけないのか、難しい問題だと思います。報告の中でもちょっと申しましたように、書面交付請求権については、議論の当初は、確かにデジタルデバイドの弱者、つまりコンピューターを使えないような高齢者等はあるだろうけれども、その人たちでも、例えば証券会社などを利用すれば資料を見ることができないとまでは言えないだろうというような議論もされていたところで

しかし、これまでは紙で見られていたものを、いきなり独力では紙で見られなくなるということにするのは、やはり株主にとっては大変な不都合となるのではないかと、書面交付請求権は要るだろうという形で議論が進んだものと理解しております。

したがって、いかに今後インターネットがさらに普及していっても、なかなかそういう人々を切り捨てて、これだけインターネットが普及したのだから書面交付請求権はそろそろなしにしましょうというような決断をするのは、私はかなり難しいのではないかと印象を持っております。

それから、私は多数決の定款変更で書面交付請求権を排除することはできないと言いましたけれども、立法論としては、原始定款による定めならあり得ると思いますし、定款変更による場合でも、全株主の同意による定款変更によって書面交付請求権を除外するというようなやり方ならば、十分あり得ると思います。上場会社では結局できないのに等しいということになると思いますけれども、理論的には、全株主の同意があればいいはずで

梅本先生がおっしゃられたように、当社は書面交付請求権を与えるつもりはないということを経主主に示したうえで IPO を行う場合、確かにそれに応じて株主になる人は、承知のうえでなるから

いのですけれども、既存の株主の中にはデジタルデバイドの弱者がいるかもしれませんので、それらの者全員の同意がないと、定款変更によって書面交付請求権を外すのは難しいのではないかと今のところ考えています。

○梅本 ありがとうございます。

○川口 デジタルデバイドの弱者の問題で質問があります。確かにコンピューターを使えない人を排除してしまっているのかという問題は重要かと思えます。もっとも、例えば金商法の世界では、公衆縦覧型の情報開示は EDINET で行うことになっています。そこでは、インターネットを使えない人は基本的にアクセスできないので、投資判断に必要な資料は得られないという状況が実現しています。会社法上でも、EDINET で開示している場合においては、会社法上の開示も免除するという制度を採用しているものがあります。このような状況で、株主総会関係の資料については、デジタルデバイス弱者に配慮を続けているのですが、これは、やはり特別なことと理解すれば良いでしょうか。

○前田 また非常に難しい問題ですね。紙はもらえないということが分かったうえで株主になるような人であれば、特に保護する必要はないと思うのです。川口先生がおっしゃられたように、金商法の世界では、確かにコンピューターを使えなければ、まともに十分な投資判断材料を得られないでしょうけれども、それが分かっている株主になり、または株主になろうとしているという説明はできないでしょうか。

○川口 デジタルデバイス弱者にどこまで配慮するかは、政策判断なのですね。理論的な帰結ではないように思います。議決権行使は株主にとって重要な権利であることは承知していますが、たとえば、単元未満株式の株主には議決権はないわけですね。こういうものも会社法は認めているわけです。ですから、デジタルデバイドの弱者をどこまで保護すべきは政策的な判断で、株主総会資料の提供については、他の制度と比較して、どの点で特別な配慮が必要なのかなと考えた次第です。

○前田　そうですね……。

○川口　私自身も十分にまとまっておらず、失礼しました。北村先生、よろしくお願いします。

【書面交付請求に応じた書面の交付を欠く場合】

○北村　前田先生、詳細な報告をいただき、ありがとうございました。

私も書面交付請求についてお伺いしたいと思います。

レジュメの1ページに、松井秀征先生の論文を引用されておられます。この論文の中で、書面交付請求をした株主に書面を交付しなかったときはどうなるのかということについて言及されていて、松井先生によりますと、会社側に書面交付請求権を行使した株主の情報取得を妨害する意図がなければ、株主は電子提供措置によっても情報取得の機会があったのであるから、たとえ会社に書面を交付しないことについて過失があっても、株主総会決議の瑕疵には結びつかない、という記述がありました。

確かに、書面交付請求を認めることにやや消極的なご意見が今日の研究会でも多かったので、こういうご意見というのはそれなりにトレンドなのかもしれませんが、一方で、前田先生もご指摘になっているように、書面交付請求権は定款によっても奪うことはできない株主の重要な権利であって、しかも株主が能動的に権利行使しないと書面がもらえないということですよ。

しかも、この権利をわざわざ行使した株主はデジタルデバイドの弱者であるということも考慮しますと、もし会社側の事情で書面交付請求をした株主に書面が届かなかった場合には、やはり招集手続の法令違反と考えることが、私は合理性があるのだろうと思います。

これは、招集通知漏れについて会社の過失を問題にしないのと同じように、会社の過失とかは関係なしに、原則として決議の瑕疵になるのだろうと思います。口座管理機関が株主の請求を会社につなげなかった場合は別でしょうけれども、会社側の事情で書面を送らなければ、決議取消事由と

考えていいと考えますが、これについて、前田先生はどのようにお考えでしょうか。

○前田　私も北村先生と全く同感で、松井先生の論文について疑問に感じていたところです。今ご指摘があったように、松井先生は、書面交付請求に応じて会社が適切に書面を交付しなくても、その株主は電子提供された資料を見る機会があったのだから直ちには瑕疵にならないという趣旨のことをおっしゃっていたと思いますが、そのような解釈は相当難しいのではないかと思います。

現行制度のもとで、例えば株主総会参考書類の添付が漏れたのとどこが違うのかというと、今のケースでは、電子提供はされているということだと思うのですが、まさに北村先生がおっしゃったように、書面交付請求をした株主は、自ら積極的に紙でくれと言っているわけで、それにもかかわらず書面を提供せずにおいて、決議に瑕疵がないとは言えないと思います。

ただ、電子提供措置がとられているということで、裁量棄却の可能性は広がるのではないのでしょうか。瑕疵の程度としては小さい、あるいは、見られる可能性が真に無くはなかったというのであれば、結果への影響はなかったと言えるかもしれません。ですので、裁量棄却の可否には影響すると思いますけれども、瑕疵がないというのは、私も無理だと思います。

北村先生のおっしゃるように決議取消事由があるかどうかは、著しい不公正の場合には会社の落ち度のようなものも関係してくるのでしょうかけれども、そうでなければ、会社に落ち度があろうがなかろうが、株主の意思決定がゆがめられたのであれば、決議取消事由ありと見るべきだと思います。責任追及の場面では落ち度があったかどうか重要ですけども、取消事由があるかどうかの場面では、会社側に落ち度があったかどうかというようなことは重要でないと思うのです。結論として、北村先生のお考えに賛成です。

○北村　ありがとうございます。

○川口　今日は、松井先生は欠席ですね。出席であれば、ご意見をお聞きしたかったですね（笑

い)。それでは、洲崎先生、お願いします。

### 【議決権行使書面の任意の交付】

○洲崎 2つ質問させてください。第1の質問は、レジュメ 5-1 と 5-2 の関係についてです。5-1 の最初のところでは、「ウェブサイトのアドレスなどの基本的事項だけは、従来どおり原則として書面で通知しなければならない」とあるので、少なくともはがきは送る必要があることとなります。他方、5-2 では、議決権行使書面については、やはり「書面による招集通知に同封する会社が多いと推測される」とあることからすると、こちらは封書で送ることが前提になっていると思われまます。そうすると、はがきだけを送る会社というのは、議決権行使書面を送りたければ、株主が自分でプリントアウトして会社に送ってこいという要求をする会社に限られることになるのか。これが第1の質問です。

第2の質問は、5-2 の最後のところにある、「議決権行使書面を記載すべき事項を個別にウェブサイトに掲載する必要」があって、これが会社の負担大になるのではないかというご指摘に関するものです。ここでいう個別にウェブサイトに掲載するというやり方とはどのようなものなのか。先ほどの加藤先生のご質問とも関連するのですが、私自身も実際に QR コードを読み取って、電子投票をしてみて、実に簡単だという感想を持ちました。このように、QR コードを読み取る、あるいは個々の株主に与えられた番号を打ち込んだら、それぞれの株主のページに移動できて、そこで、「あなたの議決権は何個です」ということが分かるような、そういうページを用意することが、議決権行使書面に記載すべき事項を個別にウェブサイトに掲載するということになるのでしょうか。

そうだとすると、電子投票を認めているような会社にとっては、個別記載は特段の負担にならないのではないかと。なぜなら、電子投票をする以上はそのページに行かなければならないし、会社は、個々の株主の情報があるページを用意しなければならないので、電子投票を認めている会社では既

にシステム構築が済んでおり、新たに大きな負担が生ずることにはならないように思ったのですが、そのような理解でよいでしょうか。

○前田 洲崎先生がおっしゃったように、招集通知としてウェブサイトのアドレスなどの基本的な事項だけをはがきを書いて送るような会社は、結局、書面投票をしたいのであれば、議決権行使書面を自分で打ち出してくださいということを行っている会社だということになりますね。したがって、報告の中でも申しましたように、その手間を考えると、株主はもう議決権を行使しなくなるおそれがあって、議決権行使比率を低下させる懸念があると思います。

したがって、実務的には、議決権行使書面ぐらゐは送るし、さらに言いますと、株主総会参考書類か、あるいは株主総会参考書類をまとめたような、議案の説明をするような文書ぐらゐは同封しておかないと、アドレスなどを記載した簡単な招集通知に議決権行使書面だけが1枚同封してあっても、議案の内容すら株主には分からないわけです。議案の内容も分からずに、賛否の欄だけ記載された議決権行使書面が入っていても、まともな議決権行使には不便ですので、実際には、議決権行使書面、さらには株主総会参考書類、あるいはそれを要約したような文書は同封することになるのだらうと推測しています。

それから、もし議決権行使書面を同封しなければ会社の負担が大きくなるというときの、その負担の中身は、まさに洲崎先生がおっしゃったように、株主ごとに氏名とか株式数を、その株主だけに見られるようにしないといけないということですので、私は技術的なことはよく分からないのですけれども、洲崎先生のお話をお聞きしていて、電子投票制度を使う会社であれば、それほど負担ということではないのだと思いました。

○洲崎 ただ、多くの会社が電子投票制度を採用しているかということ、私が株主になっている会社で見ても、それほど多くはないですね。使ってみると簡単に投票はできるのですけれども、多くの会社がやっているわけではなさそうな感じがし

ます。そこが増えていけば、さらにもう一段階進むことができるのかなという気もするのですけれどもね。

○前田 おっしゃるとおりだと思います。

○洲崎 ありがとうございます。

○前田 電子投票制度は、上場会社の非常に規模の大きなところでは広く普及していると思いますが、上場会社全体で見れば、まだまだというところなのでしょうね。

#### 【招集通知の発出期限と電子提供措置】

○黒沼 質問というよりもコメントというか意見になってしまうかもしれません。

招集通知の発出期限のところですが、今回の改正では、招集通知を送る意味の一つは、電子提供措置がどこでとられているかという URL を知らせるということにあるわけです。ところが、電子提供措置は3週間前からとられているのに、どこを見たらいいのかというのは、正式には招集通知を見なければ分からないということになると、整合性がとれていないのではないかという気がします。

そして、招集通知の発出期限を以前と同じように2週間にしたというのは、ご説明があったように、書面交付請求に応じてする書面の交付を招集通知の際に行うこととし、そのためには印刷に時間がかかるので、2週間になったということだとしますと、会社の費用負担の方を重視して、情報開示よりも費用負担を避けることを重視したような印象を持ててしまいます。

私としては、以前からこの点はやや疑問に思っていて、書面交付請求に応じる書面の交付というのは必要だと私は思いますが、要は株主総会までに書面を交付してもらえれば要求は満たされるわけで、例えば招集通知を見て、あるいは議案を見てから詳しく情報を知りたいと思う者が書面交付請求をして、それに応じてもらえるような制度にすれば、招集通知とともに送るというやり方を取る必然性もないし、費用負担のことはあるわけですが、もっと別の組み方をすれば、両者を両立できたのではないかというふうに感じま

す。前田先生のご感触があれば、お教えいただければと思います。

○前田 黒沼先生ご指摘のように、電子提供措置の開始日は株主総会の会日の3週間前までとしておきながら、そこにアクセスするためのウェブサイトアドレスを記載した書面は株主総会の会日の2週間前にならないと届かないという仕組みになっています。ここは確かにずれがあるのですが、今回の議論で、株主に対する情報提供の充実といったときに念頭に置かれていたのは、機関投資家だと思います。機関投資家であれば、書面でウェブサイトのアドレスを知らせてもらう前に、事実上は自分の力でウェブサイトアクセスして会社から情報を取れるであろうということが前提として考えられていたと思うのですね。

つまり、紙が出るのを待つがゆえに、ウェブサイトでの掲載を遅らせるのは好ましくない、とにかくウェブサイトのほうは少しでも早く出しておこう、そうすることで、機関投資家は早くにアクセスできると、こういう考え方だと思います。

したがって、確かに黒沼先生のおっしゃるように、自分でウェブサイトを探す力のない個人株主からすると、ここにアクセスしなさいというはがきが手元にきていないのに、ウェブサイトの方だけ掲載が始まっているという、やや奇妙な状況が生じることになっています。

それから、招集通知の発出期限が最終的には株主総会の日の2週間前になったことについては、報告で申し上げましたように、書面交付請求に応じて送付する書面を、招集通知と一緒に送ることにした結果、そうなってしまったのですが、審議の過程では、中間試案のときも含め終盤まで、書面交付請求に応じてする書面の提供時期と招集通知の時期とは分けて議論されてきていました。ですので、黒沼先生のおっしゃるように、そこは分けて別にすることは十分に考えられるところではあるのですが、報告でも申し上げたように、2回も会社が書面を株主に送らなければいけないというのは、やはりコストの点から見て、会社にと

って非常に負担が大きいのではないかと思います。そこで、やむを得ず今のような姿になったと考えております。

ご指摘、ありがとうございます。

### 【電子提供措置と印刷・保存】

○船津 私は、久保先生のお話のところが少し気になっておりましたので、お聞かせいただければと思います。

例えば、不祥事の第三者委員会の報告書などをウェブに上げているのだけでも、印刷もできなければデータ保存もできないというようなことをしている事例がどうも最近散見されるようです。よからぬことをしようと思った場合に、こういった電子提供の書類を一切ダウンロードもできなければプリントアウトもできないというようにすることが許されるのかどうかということを改めてお伺いしたいと思います。

情報の提供を受ける状態に置く措置であって法務省令で定めるものが電子提供措置だということだとしますと、これはもしかすると、例えば法務省令でプリントアウトできるようにしてくださいとするとか、あるいはデータで保存できるようにしてくださいとするとか、法制審で何かそういう議論があったのかどうかという辺りは、非常に気になっております。

それで、その辺りの内容が分からないので、ここ以下は仮定の話になってしまうわけですが、立案担当者の解説などを見てみますと、提供の措置自体で、そのサイトにアクセスするためにパスワードを要求してもいいというようなことが書かれていました。ということは、データを拡散させたりすることを防止してもいいということからすると、もしかすると、データの保存をさせない設定でもいいのかもしれないと。そうなってきた場合に、会社書類をペーパーレス化していく中で、株主はウェブにアクセスしてプリントアウトしないと保存できないというような状態になってしまうというのはあまりいいことではないのではないかと、これは私の感想ですけれども、そう思

いました。

一番お伺いしたい点は、書面での保存もできない、データでの保存もできないというような設定をすること自体は、これは決議の瑕疵に当たるのか、当たらないのかという点です。

当然瑕疵に当たるのかなと思う反面、リアルとバーチャルの世界の切り替えみたいな話でいきますと、電子的なハイブリッド型バーチャル株主総会の場合だったら、リアルでも開かれているのだから、バーチャルの不都合が嫌ならリアル会場に行けばいいのではないかと、といった、バーチャル会場の人たちをやや軽めに扱ってもいいというような解釈の仕方もあると思うのです。もしかすると、先ほどの話も、欲しければ書面交付請求をすればいいのだから、書面とかデータで保存できなくてもいいのだというような解釈論もありうるのかなと。恐らく沿革としては、そのように会社が主張してよいとするために書面交付請求権はないと思うのですが、その辺り、書面交付請求権との関係でも少し気になりました。

長くなって申し訳ございません。私の質問は以上です。

○前田 今のお話は、電子提供措置について法務省令でどのような内容のものが定められるかに関わってくると思うのですが、印刷はできなければならないという前提で議論がなされてきたように思います。これまで株主は紙で見ることができていたわけですから、パソコンの画面上でしか見られないということになりますと、株主にとって利便性が低下することになります。したがって、印刷はできるようになると思うのですが、ただ、船津先生がおっしゃったように、データのまま株主が保存できるようにするかどうかについては、私が技術的なことに疎いこともありまして、どういう形になるのかは存じておりません。もっとも、船津先生のおっしゃったように、パスワードを設定して、株主がそのパスワードを打ち込まないと電子提供された事項にたどり着けないということにすることは、もちろん可能です。

それから、船津先生が決議の瑕疵と言われたの

は、何の決議のことですか。

○船津 何でも構わないのですけれども、例えば印刷できないとか、保存できない状態にしていることが招集の瑕疵という形で考えるべきか、それとも、そういう場合は、書面交付請求権があるのだから取消しになるような瑕疵ではないのだよと言えるのかどうかという質問です。

○前田 電子提供措置の内容は会社法及びそれを受けた法務省令で決められるわけですから、それに従った電子提供措置をしなければ、招集手続の法令違反になると思います。例えば、別に書面では送ったというような事情があれば、それが裁量棄却のレベルで考慮されることはあるでしょうけれども、招集手続の法令違反になるのは間違いないのではないのでしょうか。

○船津 分かりました。ありがとうございます。

#### 【電子投票のサイトの利用】

○片木 先ほどからのお話で大変気になったので確認をしたいのですが、現在電子投票を行っているサイトは、evote や web54 など数社あると思うのですが、議決権行使書面の通知の付箋に大体パスワードと URL が書いてありますので、そこに入り込みましたら、自分の持っている議決権数などが全部出るようになっていきますね。実は参考のためにということで、参考書類もそこから全部閲覧できるようになっています。

それで、今回の電子提供措置につきましてどこのサイトに載せるかというのは、どこまで規制があるのかよく分からないのですが、仮に、個別の議決権行使書面に記載すべき事項を載せているウェブサイトはこの電子書面のサイトですと書いてありまして、そこにパスワードを打ち込んで入ってくれたらいいですと。あるいはもっと極端に言うと、電子提供措置を講ずべき参考書類その他も全てそこに入れているということで、議決権行使書面用のサイト自体をいわば今回の電子提供措置のサイトとして指定してしまっていて、そして書面で議決権行使したい方は、そこに実は、大体最初の画面のところまで賛否欄とかが全部書いてあ

り、1 ページぐらいで現在の議決権行使書面の内容が全部入っていますので、それをプリントアウトしてもらって、それで何だったら料金受取人払いの判を押して送っていただいても構いませんというふうにしてしまうと、現在電子投票の措置をとっている会社であれば、それで全て電子提供措置も済んでしまって、議決権行使の問題も全てオーケーという、実務的には魅力的な議論になるのですけれども、それでよろしいのでしょうかという話なのですが。

○前田 電子投票の方のサイトでどういう書類まで見られるのかということまで存じていませんでしたが、今片木先生がおっしゃったように、電子投票の方のサイトに株主が難なくアクセスできる状態にしておくのであれば、報告の中で申しましたように、アドレス自体、複数載せることだっただけで構わないくらいですので、特に複雑で到達しにくいようなところに掲載をするなら招集手続が著しく不公正であると見られるおそれはあるでしょうけれども、そうでなければ、書面投票を希望する株主にも、電子投票のサイトを見てください、これを打ち出してくださいというようにすることは差し支えないのではないのでしょうか。実務的に使いやすい方法ではないかとお伺いしました。

#### 【附帯決議—上場会社の努力義務】

○川口 ほかにいかがでしょうか。

なければ、一点だけ教えていただきたいのですが、3 ページの附帯決議がちよっと気になるのです。ご説明いただいたように、取引所のルールでやるのだから要綱には書き込めないということで附帯決議にしたということのようです。そこでは、3 週間前よりも早期に開始する努力義務は、取引所のルールでやる方が好ましいという判断のようですが、これは会社法でも実現できたことかと思うのですが、あえて、取引所に委ねるという趣旨は、どのように考えればよろしいのでしょうか。

○前田 報告の中でも申しましたように、電子提供措置の開始日については、機関投資家などからは、今より少しでも早くしてくれという要望が

強かったとお聞きしています。しかし、上場会社と一くくりに言っても、比較的小規模な上場会社であれば、3週間より前にするのは対応できないという声があったようです。ですので、もし法律で定めるとすると、上場会社をさらに区分して、例えば比較的小規模な上場会社は3週間前にするけれども、大規模なところは4週間前にするというやり方もあり得たのかもしれませんが、規制が複雑になってしまいます。そこで法律ではとにかく最低限の3週間というのを決めておいて、あとは、できるところはできるだけ早くやってくださいということにしたのだと思います。これを実現するためには、上場会社の努力義務という形で取引所の規則で定めてもらうのが、一番円滑なやり方だと考えられたものと理解しています。

○川口 以前にこの研究会でも議論がありましたが、会社法と金融商品取引所の規制の役割分担が今回も気になり、質問をさせていただきました。なお、これは法制審議会の附帯決議なので、拘束力はないということですね。国会の附帯決議だと、何かしなくてはならないと思いますが。

○前田 そうですね。法的な拘束力はないのでしょうね。

○川口 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

#### 【委任状勧誘規制と電子化】

○飯田 今日の報告の対象からは外れるのですが、金商法の委任状勧誘規制の方でも、この電子化の改正に合わせて何か手当てをするべきように思います。いかがでしょうか。現状では、株主の同意を得れば電磁的方法で参考書類等を電子化できると思いますけれども、これも、アメリカみたいに Notice & Access の方法に改正すべきかどうかというようなことも論点になるかなと思ったのですが、もし何か前田先生にお考えがあれば、教えていただければと思います。

○前田 全く考えておりませんでしたし、会社法改正のための法制審議会の会社法制部会でも議論はなかったと思います。

ただ、飯田先生のおっしゃる委任状勧誘規制は、今は金商法に入っていますけれども、本来、会社法に入っていないはずの制度ですので、実質を考えれば、委任状勧誘規制についても、今後電子化を進めていくべきなのだろうと私は思います。

○飯田 ありがとうございます。

○川口 それでは、本日の研究会はこれで終わりたいと思います。

活発な議論をいただきまして、ありがとうございました。前田先生、ご報告どうもありがとうございました。

日本取引所グループ金融商品取引法研究会

## 令和元年会社法改正（1）一株主総会資料の電子提供制度

2020年7月31日  
京都大学 前田雅弘

- 1 はじめに
- 「会社法の一部を改正する法律」成立（令和元年12月4日）、公布（同11日）。
  - 施行時期。
  - ・一般一公布の日から1年6月内（附則1条本文）。
  - ・株主総会資料の電子提供一公布の日から3年6月内（附則1条但書）。

### 2 電子提供制度導入の趣旨

- 株主総会資料の電子提供制度  
＝招集に際して株主に提供すべき資料（「株主総会資料」）をすべてインターネット上のウェブサイトに掲載し、株主に対する書面による招集通知には、当該ウェブサイトのアドレス等の基本的な事項のみを記載することとする制度（改正325条の2～325条の7等）。
- 議論の初期段階では、大きくは2つの理由（「会社法制（企業統治等関係）の見直しに關する中間試案の補足説明」（法務省民事局参事官室、平成30年2月14日）〔補足説明〕第1部第1の1）。

- ・①株主に対し、より早期に充実した内容の情報提供をすることができる。
- ・②株主総会資料の印刷・郵送のために要する費用を削減することができる。
- 最近、①に重点が置かれることが多い（竹林俊彦ほか「令和元年会社法の解説 [1]」商事法務2222号（2020年）5頁。研究者による論説として、尾崎安典「株主総会資料の電子提供制度」ジュリスト1542号（2020年）21頁、松井秀征「株主総会資料の電子提供制度」商事法務2222号（2020年）35頁も参照）。

- ←①を理由にするほうが一般の理解を得やすいのかもしれない。
- ・しかし①については、改正前の制度に乗せると、招集通知の内容が確定すればその時点でウェブサイトにその情報を掲載せよとすることで足りたはず。
- －2020年3月期決算会社で、招集通知を定時株主総会の3週間以上前に自社ウェブサイト等で電子的に公表する予定の会社＝65.6%

(<https://www.jpix.co.jp/listing/event-schedules/shareholders-mtg/>)。

- ①だけに重点を置くと、今回の改正内容を説明し尽くすのは難しいのではないが、書面での提供を不要にするところにも大きな意味があるはず。
- これらの趣旨をどこまで実現できるかは、施行後の運用に負うところが少なくない。
- ・①情報提供の充実。

－ウェブサイトへの掲載期間の開始日は株主総会の日の3週間前（改正325条の3第1項）。

- 会社が任意に、3週間より前にウェブサイト上に情報を掲載することが期待される。
- ・②費用の削減。
- －書面交付請求がとどけられるか。大量の書面交付請求がされると、かえって初め

からフルセットで書面を添付するほうがコストを抑えられることになりかねない。

### 3 電子提供措置をとる旨の定款の定め

- 電子提供措置を利用するには定款の定めを設けなければならない（改正325条の2前段）。
- 株主が受ける不利益・負担は、実質的には大きなものではない。
- 定款に定めるほどではない。
- ・中間試案段階でも提案（第1部第1の1、「補足説明」第1部第1の1）。
- －会社が電子提供制度を利用するかどうかを早期に株主が知りうるようにしておく必要あり。
- －電子公告（939条1項3号）との均衡。
- ・電子提供措置を利用することは登記によって公示（改正911条3項12号の2）。
- ・しかし株主の権利行使の方法に影響が及ぶ。
- 定款の定めを要することとしたのは、合理的であったと考えよう。
- 定款には、電子提供措置をとる旨だけを定めれば足りる（改正325条の2後段）。
- ＝ウェブサイトのアドレスまで定める必要はない。

## 4 電子提供措置

### 4-1 電子提供措置の意義

- 電子提供措置（改正325条の2括弧書） ←法務省令。
- ・会社が株主総会資料をインターネット上の自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、株主が閲覧することのできるようにする措置（竹林ほか・前掲6頁）。
- ・中断のリスクを軽減するため、複数のウェブサイトを用意することも可（竹林ほか・前掲9頁注8）。

### 4-2 電子提供措置事項

- 299条2項各号に定める場合には、一定事項について電子提供措置をとらなければならない（改正325条の3第1項）。＝「電子提供措置事項」（改正325条の5第1項）。
- ・299条2項各号に定める場合  
＝書面投票・電子投票を採用する場合、または取締役会設置会社である場合。
- 電子提供措置事項。
- ①298条1項各号に掲げる事項
- ②議決権行使書面に記載すべき事項
- ③株主総会参考書類の内容
- ④株主提案に係る議案の要領
- ⑤計算書類・事業報告の内容（監査報告・会計監査報告を含む）
- ⑥連結計算書類の内容
- ⑦電子提供措置事項を修正した旨および修正前の事項（改正325条の3第1項の1号～7号）
- ①～⑦……改正前には株主に書面に提供することが要求されていた事項。



- 電子提供措置事項に係る情報は、決議の不存在または無効確認の訴え、さらには会社の組織に関する行為の無効の訴えなどにおいても証拠として使用される。
- 決議後3か月より後の日までとすべきではないかが議論(神田秀樹『会社法制(企業統治等関係)の見直しに関する要綱案』の解説)「商事法務2191号(2019年)7頁)。
- ・しかし同様の問題は、委任状・議決権行使書面の備置きなどにもありうる。

## 5 招集通知の特則

### 5-1 招集通知の内容

- 従来書面での招集通知が要求されていた会社(299条2項)では、ウェブサイトのアドレスなどの基本的事項だけは、従来どおり原則として書面で株主に通知しなければならぬ。
- ・電磁的方法での提供を株主が承諾した場合には、この基本的事項の通知さえも書面ではなく電磁的方法で行うことができる(299条3項)。
- ・現行の招集通知の記載事項および添付書類よりも大幅に簡素化。
- 書面に記載すべき事項(改正325条の4第2項)。
- ①298条1項1号~4号の事項
- ②電子提供措置をとっていれればその旨
- ③EDINETを利用していれればその旨
- ④法務省令で定める事項
- ・④では、ウェブサイトのアドレス(複数可)等が定められる見込み。
- 招集通知に際して、株主総会参考書類等(株主総会参考書類・議決権行使書面・計算書類・事業報告・連結計算書類)の交付は必要なくなる(改正325条の4第3項)。

### 5-2 招集通知に際しての任意の資料提供

- 会社の側が、任意に追加の事項を書面で提供することは禁じられない。
- 議決権行使書面を、書面による招集通知に同封する会社が多いと推測される。
- もし議決権行使書面が交付されないとすると――
- ・株主は、書面交付請求をしない限りは、自分で議決権行使書面を打ち出す必要あり。
- 株主にとって負担。ひいては議決権行使の比率を低下させるおそれあり。真正の書面かをどう確認するかも問題。
- ・議決権行使書面に記載すべき事項を個別にウェブサイトに掲載する必要。
- 会社の負担大。
- EDINETの特例を利用する意味が乏しくなる。

### 5-3 招集通知の発出期限

- 発出期限。
- ・中間提案段階では、株主総会の日(2週間前、3週間前、4週間前とする3つの案が併記(第1部第1の3(1))。
- ・公開会社・非公開会社とも2週間前(改正325条の4第1項)。
- 改正法は、書面交付請求に応じてする書面の交付を、招集通知の際に行うべきこととし

- ②には、株主の氏名・名称および議決権数が記載されるため(会社則66条1項5号)、ウェブサイトへの掲載は実務的な負担が大きい。
- 任意に議決権行使書面を紙で送付する場合には、ウェブサイトには②を掲載する必要なし(改正325条の3第2項)。
- ⑦は、前記①~⑥の事項を修正したときに、ウェブサイト上で修正を認めるもの。現在のウェブ修正の制度に相当。
- ・現行のウェブ修正。
- 明文上は、株主総会参考書類、計算書類、事業報告、連結計算書類についてだけ(会社則65条3項・133条6項、計算則133条7項・134条7項)。
- 明文上は、招集通知発出時から株主総会前日までに修正をすべき事情が生じた場合に限られる。
- ・修正が招集手続の著しい不正に当たるとはありうる。

### 4-3 EDINETの特則

- 有価証券報告書提出会社(金商24条1項)が電子提供措置事項を含む有価証券報告書有、掲載期間開始日までにEDINET(金商27条の30の2)を使用して開示する場合には、当該事項については、電子提供措置をとることを要しない(改正325条の3第3項)。
- 中間提案段階では検討事項(第1部第1の後注2)。
- 議決権行使書面に記載すべき事項は、EDINETによる開示では代替できない。
- 株主の氏名などを不特定多数の者に開示するのは適当でない。
- ・議決権行使書面を書面で送付することになれば、完全に電子提供措置を省略できる。

### 4-4 電子提供措置期間

#### 4-4-1 電子提供措置の開始

- 掲載期間の開始日。
- ・現在の招集通知の発出期限は、公開会社であれば株主総会の日(2週間前(299条1項))。
- ・印刷・郵送に要する期間分は早期にウェブサイトに掲載する措置をとれるはず。株主は議決権行使のための考慮期間を今より長く確保できるようになる。
- 中間提案段階では、両論併記=⑦株主総会の日(4週間前、③3週間前(第1部第1の2②))。
- 改正法では、3週間前(改正325条の3第1項)。
- ・招集通知を3週間より前に発する場合には、招集通知を発する日。
- 法制審議会の附帯決議。
- 取引所の規則により、上場会社は3週間よりも早期に開始する努力義務を負う。

#### 4-4-2 電子提供措置の終了

- 掲載期間の末日=株主総会の日以後3か月を経過する日(改正325条の3第1項)。
- 電子提供措置事項に係る情報が株主総会決議の取消しに係る訴訟で証拠として使用されうることを考慮(831条1項参照)。

項後段）。←その者が口頭簿上株主であることは明らか。  
 ・株主が次の総株主通知に基づいて初めて基準日株主として株主名簿に記載されることになるのであって、それまでの間に、この方法で書面交付請求をすることができる。  
 ○審議過程での検討。

- ・第1の方法だけとする案、第2の方法だけとする案。
- ・中間試験段階＝第2の方法だけ（第1部第1の4(2)①（注1））。  
 →口頭管理機関の負担の大きさも考慮する必要あり。

#### 6-4 交付すべき書面に記載すべき事項

- 電子提供措置事項を記載（改正325条の5第1項）。
- ・任意の事項も含めて、ウェブサイトに掲載した事項をすべて印刷して書面で交付しなければならぬわけではない。
- ・株主総会資料で任意に情報提供をする例が増加。⇒事業報告で画像などを多用。  
 ○定款に基づくウェブ開示によるみなし提供制度（会社則94条等）を残すか。
- ・中間試験では検討事項（第1部第1の後注4）。
- ・デジタルデバイドの弱者保護を、現在よりも手厚くする必要はない。  
 →改正法は、ウェブ開示によるみなし提供制度を実質的に残した。  
 =電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部については、書面交付請求を受けて交付すべき書面に記載することを要しない旨を定款で定めることができる（改正325条の5第3項）。
- ・法務省令では、みなし提供制度の対象であった事項と同様の事項が定められる予定（竹林ほか・前掲11頁）。

#### 6-5 書面交付請求の失効

- 書面交付請求をした株主が累積していく懸念あり。
- ・累積の懸念に対処するため、立法による措置を講じるべきか。
- 請求後1年経過すれば、会社が書面交付請求をした株主に対して、請求を失効させてよいか異議があれば述べよう催告することができ、異議がなければ請求は失効（改正325条の5第4項・5項）。
- ・催告期間は1か月以上。
- ・リセットする機会を会社に与え、徐々にこの書面交付請求を減らしていくことがねらい。○例。
- ・3月末決算の会社で2024年3月20日に書面交付請求。
- ・2025年3月21日に催告できる状態に。
- ・2025年5月の招集通知時に催告。  
 →実務上は、催告する文面を招集通知に同封すると想定（遼・前掲52頁）。
- ・異議がなければ2026年6月の定時株主総会から書面交付不要。

#### 7 電子提供措置の中断

- 電子提供措置は、電子提供措置期間中、「継続して」行う必要あり（改正325条の3第1

た（改正325条の5第2項）。  
 →書面交付請求に応じてする書面の印刷等には時間を要するので、2週間前やむを得ないのではないか。

#### 6 書面交付請求権

##### 6-1 書面交付請求権の付与

- 書面交付請求権＝電子提供制度を採用する会社の株主が電子提供措置事項を記載した書面を自らに交付するよう請求することのできる権利。
- デジタルデバイドの弱者保護のため、株主に書面交付請求権を認めた（改正325条の5第1項）。
- ・中間試験段階では、定款で排除できるようにするかどうかを検討事項（第1部第1の4(2)①注2）。
- ・デジタルデバイドの弱者から実質的な議決権行使の機会を多数決で奪ってしまうことはできない。  
 →定款をもってしても書面交付請求権を排除できない。
- 「299条3項の承諾をした株主」は除かれる。  
 ←インターネットを利用することができるはずで、書面交付請求権を与えるほどのことではない。

##### 6-2 書面交付請求の行使期限

- 株主総会ごとに株主に交付請求するかどうかを選択させる案。  
 →会社側の事務処理の負担が大きくなるおそれあり。
- 議決権行使の基準日まで株主に書面交付請求をさせておく（改正325条の5第2項）。
- ・株主は、いったん交付請求権を行使すれば、その後に関与されるすべての株主総会について書面の交付を受けることができる。
- ・議決権行使の基準日を設定しないのであれば、招集通知発送時まで請求できると解さざるを得ない（遼英基「株主総会資料の電子提供制度への実務対応」商事法務2230号(2020年)56頁）。

##### 6-3 振替株式の株主による書面交付請求の方法

- 書面交付請求は会社に対してなされるが（改正325条の5第1項）、振替株式の株主にについては、直近上位機関を経由して請求することもできる（改正振替法159条の2第2項前段）。
- 株主名簿上の株主は、会社（株主名簿管理人）に直接に書面交付請求をすることができる。
- ・議決権と同様、権利行使をするのに個別株主通知（振替法154条）は不要。  
 →株主でなくなっている者は、次の総株主通知（振替法151条1項）によつては基準日株主となることはできないので、会社は書面の交付をする必要はない。
- 直近上位機関を経由して請求することもできる（改正振替法159条の2第2項前段）。
- ・株主名簿上の株主でなくともこの請求権を会社に対して対抗することができる（同条2

- 項)。
  - ・ 中断が生じた場合、救済規定がなければ、電子提供措置は無効。
    - 過料の制裁の対象 (改正 976 条 19 号)。
    - 中断が電子提供措置開始日から株主総会の日の前までの期間に生じると、決議取消事由 (831 条 1 項 1 号)。
  - 些細な中断で電子提供措置が無効になると、会社と酷であるし、株主の混乱を招くことにもなる。
  - ・ 電子公告の制度に倣い、電子提供措置の中断が生じた場合であっても、一定の要件を満たせば救済され、電子提供措置の効力に影響を及ぼさないものとした (改正 325 条の 6)。
  - 救済を受けるための要件は、電子公告の規定 (940 条 3 項) と同様。
  - ・ ただし、中断時間の合計が電子提供措置期間全体の 10 分の 1 以下であるという要件 (改正 325 条の 6 第 2 号) に加え、電子提供措置開始日から株主総会の日までの期間中だけで見ても、その期間中の中断がその期間の 10 分の 1 以下でなければならぬ (同条 3 号)。
  - ← 株主への情報提供という観点からは、株主総会の日までの電子提供が重要。
  - 調査の制度は設けない。
  - ・ 電子公告 (941 条)。
  - ・ 中間試験段階では、中断が生じた場合の立証手段の確保のために、調査の制度を設けることが提案 (第 1 部第 1 の 6)。
  - さまざまな仕組みで中断が起こってないかを調査するシステムの構築は困難。
  - 調査の制度がなくても、中断が救済規定の要件を充足していることを会社が立証できないわけではない。
- 8 電子提供制度の利用の義務づけ**
- 利用できる会社の範囲は、特に限定なし。
  - 上場会社については、電子提供制度の利用が義務付け (改正振替法 159 条の 2 第 1 項)。
  - ← 制度のわかりやすさ。
  - ← インターネットを利用した株主への情報提供の促進。
  - ・ 振替株式を発行している会社については、電子提供制度を利用する定款の定めを設ける旨の定款変更決議がされたとみなされる (整備法 10 条 2 項)。
  - ・ 実務では伝統的に定款変更決議がなされるようであるが、実質的意義の定款は法律の力で変更されるのであり、実際の決議をしても法的には無意味。

日本取引所グループ金融商品取引法研究会

令和元年会社法改正（2）－株主提案権－

2020年9月25日（金）15:02～17:02

オンライン開催

出席者（五十音順）

|    |    |                          |
|----|----|--------------------------|
| 飯田 | 秀総 | 東京大学大学院法学政治学研究科准教授       |
| 石田 | 眞得 | 関西学院大学法学部教授              |
| 伊藤 | 靖史 | 同志社大学法学部教授               |
| 梅本 | 剛正 | 甲南大学共通教育センター教授           |
| 片木 | 晴彦 | 広島大学大学院人間社会科学研究科実務法学専攻教授 |
| 加藤 | 貴仁 | 東京大学大学院法学政治学研究科教授        |
| 川口 | 恭弘 | 同志社大学法学部教授               |
| 北村 | 雅史 | 京都大学大学院法学研究科教授           |
| 久保 | 大作 | 大阪大学大学院高等司法研究科教授         |
| 黒沼 | 悦郎 | 早稲田大学大学院法務研究科教授          |
| 小出 | 篤  | 学習院大学法学部教授               |
| 齊藤 | 真紀 | 京都大学大学院法学研究科教授           |
| 白井 | 正和 | 京都大学大学院法学研究科教授           |
| 洲崎 | 博史 | 京都大学大学院法学研究科教授           |
| 高橋 | 陽一 | 京都大学大学院法学研究科准教授          |
| 船津 | 浩司 | 同志社大学法学部教授               |
| 前田 | 雅弘 | 京都大学大学院法学研究科教授           |
| 山下 | 徹哉 | 京都大学大学院法学研究科准教授          |

【報 告】

令和元年会社法改正（２）－株主提案権－

京都大学大学院法学研究科准教授  
山 下 徹 哉

目 次

- |                        |                           |
|------------------------|---------------------------|
| 1. はじめに                | (3) 制限の効果                 |
| 2. 株主提案権に関する規律の改正の概要   | (4) 制限の数                  |
| (1) 改正の経緯              | (5) 議案の数の数え方              |
| (2) 改正の内容              | ア. 総説                     |
| (3) 改正の趣旨              | イ. 役員等の選解任等に関する議案         |
| 3. 議案要領通知請求における議案の数の制限 | ウ. 定款変更に関する議案             |
| (1) 制限の趣旨              | (6) 拒絶する議案の決定の方法          |
| (2) 制限の対象              | (7) 複数の株主による共同行使の場合<br>討論 |

○前田 定刻になりましたので、日本取引所グループ金融商品取引法研究会を始めさせていただきます。

本日は、令和元年会社法改正の第2回目、「株主提案権」につきまして、京都大学の山下徹哉先生にご報告をお願いしています。

それでは、山下先生、よろしくお願いいたします。

○山下 ただいまご紹介にあずかりました京都大学の山下徹哉でございます。ご報告の機会をいただき、ありがとうございます。

また、4月から研究会に参加させていただいて、こういうオンラインという形ゆえ、なかなかきちんとご挨拶する機会がなく今に至っておりますけれども、引き続きご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

1. はじめに

本日の報告では、令和元年12月4日に成立しました「会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）」に基づく会社法改正のうち、株主提案権に関する改正を取り上げます。

具体的には、株主提案権に関して会社法305条に規定する議案要領通知請求権における提案可能議案数に制限を課すという改正がなされました。改正法の施行日については、前回前田先生がご報告された「株主総会資料の電子提供制度」の創設などは除きまして、原則としては、改正法の公布の日（令和元年12月11日）から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日とされています（附則1条本文）。

この施行日につきまして、法務省は、本年9月1日に会社法施行規則等の改正に関するパブリックコメントを開始するに際して、令和3年の3月1日を施行日として予定していることを公表しています。そのため、株主提案権に関する改正も来年3月1日に施行されることが予定されています。

株主提案権に係る経過措置としましては、附則3条で、施行前にされた会社法305条1項の規定による請求、つまり議案要領通知請求権につきましては、なお従前の例によるとされています。

請求の日が施行日より前か施行日後かで、旧法が適用されるか、新法が適用されるかが分かれることとなります。これは、改正前の規律を前提としてされたと思われる施行日前の請求に改正法の規定を適用すると、請求株主に不測の不利益を生じさせるおそれがあるからです（竹林俊憲ほか「令和元年改正会社法の解説〔Ⅱ〕」商事法務2223号（2020）10頁）。

## 2. 株主提案権に関する規律の改正の概要

### (1) 改正の経緯

株主提案権は、そもそもは、昭和56年商法改正により導入された制度です。導入時においては、その制度趣旨について、株主が自らの意思を株主総会に訴えることができる権利を保障することにより、株主の疎外感を払拭し、経営者と株主の間あるいは株主相互間のコミュニケーションをよくして、開かれた株式会社を実現しようとするものであると説明されています（稲葉威雄『改正会社法』（金融財政事情研究会、1982）131頁）。

制度導入の背景事情としましては、当時の株主総会に関して次に述べるような事情がありました（稲葉・前掲126～127頁）。

当時の株主総会は、特殊株主たる総会屋が跋扈し、さしたる議論もなく短時間で会議が終了していました。このような状況が問題視され、形骸化した株主総会を実質的に機能するものとする（形骸化の是正・その活性化）が必要と考えられました。そのために、株主総会において個々の株主の意思がよりよく反映されるようにして、一般の株主の株主総会への参加意欲を向上させるための措置の一つとして、株主提案権が導入されました。

このように株主提案権という制度は、株主からの提案が出され、それが他の株主に通知され、あるいは株主総会の場で取り上げられるということ

自体に意味があるという理解の下で立法化されたと言うことができます（前田重行「株主提案権（商法232条ノ2）の解釈論的検討」『株主総会制度の研究』（有斐閣、1997）175～178頁、後藤元「株主提案権に関する規律（とその趣旨）の見直し」商事法務2231号（2020）13頁）。

当時の上場会社は、株式持合いにより安定株主の比率が高かったため、株主による提案が経営陣の反対にもかかわらず実際に決議として成立する、というようなことは期待されていなかったわけです。

また、経営者としては、噴飯物の提案や特殊株主による提案がなされることはあるだろうが、真摯に対応し、不合理なものであれば多数決で否決すればよいというふうに説明されていました（稲葉・前掲131頁）。

このようにして導入された株主提案権は、導入当初より、支配権争奪のために用いられたり、社会運動の一環として利用されたりと、様々な目的で用いられていました。また、その後の傾向としましては、運動型株主による提案（電力会社に対する原発反対運動など）が増加したり、特に2000年代に入ってから、投資ファンドによるアクティビズムの一環としての提案が増加したりするなどしていました（中西敏和「株主提案権制度の変化と総会実務への影響」資料版商事法務338号（2012）14頁、田中慎一「株主提案権制度の問題点」西南学院大学法学論集45巻3＝4号（2013）167頁）。

そうした中で、株主提案権の在り方に大きな注目が集まりましたのが2012年です。野村ホールディングスの2012年定時株主総会におきまして、一人の株主から100個に及ぶ、内容的にも荒唐無稽と言わざるを得ない議案の提案がなされました。

また、HOYAの2012年の定時株主総会におきまして、一人の株主が63個の議案を提案しました。このHOYAの株主提案につきまして、会社側が招集通知、株主総会参考書類への記載を拒否したことで、株主が、提案の招集通知などへの記載を命ぜらざる仮処分命令を求めた事案があり、これについ

て一定の目的による株主提案権の行使が権利の濫用として許されない場合があることを認める東京高裁決定が出ています（東京高決平成 24 年 5 月 31 日資料版商事法務 340 号 30 頁）。

また、この間に日本の上場会社の株主総会の在り方も大きく変化したわけですので、その後も今に至るまで継続的に変化しつつあると言うことができます。つまり、株主総会を巡る状況の変化としまして、総会屋はほぼ姿を消しました。また、株主総会を IR の場として活用して積極的に株主とコミュニケーションをとろうとする上場会社が増加し、シャンシャン総会ではなく、株主に対して開かれた株主総会が今や主流であるとも言われています。

また、株式持合いの解消が進んで、安定株主比率は低下する一方で、外国人投資家や機関投資家の保有比率が高くなっています。加えて、スチュワードシップ・コードの策定とともに、機関投資家と投資対象会社との対話や議決権行使の合理化が強く推奨されるようになっていきます。こうした状況の下で、株主提案議案について相当程度の賛成を得るものも散見されるようになり、可決される事例も見られます。

以上のように、制度導入当時とは株主総会を巡る状況が変化したことや、明らかに濫用と言える事例が現れたことから、研究者や実務家により、株主提案権の適正な行使の在り方について盛んに議論がなされるようになりました。

具体的には、濫用の抑止策として株主提案権の行使が権利濫用として許されない類型の検討や、定款記載事項に限界を設けることの検討、提案議案数の制限を導入することの検討が行われています（武井一浩「株主提案権の重要性と適正行使」商事法務 1973 号（2012）52 頁、松井秀征「株主提案権の動向」ジュリスト 1452 号（2013）41 頁、松尾健一「株主提案権の見直しの要否—近時の特徴的な行使事例を踏まえて」法律時報 86 巻 3 号（2014）48 頁、荒達也「株主提案権」法学教室 421 号（2015）11 頁等）。

また、株主提案権の導入当時と現在との間の状

況の変化に応じまして、株主提案権の制度趣旨自体を見直し、経営者の規律付けの手段としての機能を重視しようとする見解も主張されています

（松尾・前掲 53 頁、飯田秀総「株主提案権の濫用的な行使と会社法改正」資本市場研究会編『企業法制の将来展望—資本市場制度の改革への提言〔2018 年度版〕』（資本市場研究会、2017）248～249 頁、松中学「株主提案権制度の目的—日米比較を踏まえて」森淳二朗先生退職記念『会社法の到達点と展望』（法律文化社、2018）450～451 頁）。

このような見解は、提案が出されること自体には大きな意味を見出さないということから、株主提案権の行使要件のうち 300 個以上の議決権という持株要件の引上げ又は削除を主張し、あるいは少なくとも要件の厳格化に好意的だということです。

以上のような経緯を背景としまして、令和元年会社法改正で株主提案権に関する規律の見直しが行われたわけです。

## （2）改正の内容

改正法は、株主提案権につきまして、取締役会設置会社の株主が議案要領通知請求をすることができる議案の数の上限を 10 とする旨の定めを追加しました（改正 305 条 4 項・5 項）。数的な制限の導入ということになります。

その一方で、内閣提出法案の段階では、目的等による議案の提案の制限、つまり、専ら人の名譽を侵害するなどの不当な目的による議案の提出などの場合を請求拒絶事由とする改正も提案されていました。内容的制限ということになります。しかし、国会における法案審議において、これを削除する旨の修正がなされています。

また、法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会における調査審議の過程では、株主提案権の行使要件のうち 300 個以上の議決権という持株要件の引上げ又は削除、株主総会の日の 8 週間前までという株主提案権の行使期限の前倒しも検討事項に挙げられていました。

しかし、最終的にこれらの見直しは行わないこととされ、法制審議会総会で採択された会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱には盛り込まれませんでした。

### （3）改正の趣旨

改正の趣旨は、立案担当者の説明によれば、次のようなものになります（竹林ほか・前掲解説4頁）。

株主提案権が濫用的に行使されること——具体的に想定されているのは、一人の株主により膨大な数の議案が提出されるようなことですが、そのことにより株主総会における審議の時間等が当該議案に割かれ、株主総会の意思決定機関としての機能が害されたり、株式会社における検討等に要するコストが増加したりすることなどが弊害として指摘されています。

そこで、株主提案権が本来の目的に資するように行行使されることを確保するため、株主提案権の濫用的な行使を制限するための措置として、提案できる議案の数を制限する、と。そして、ここで言う株主提案権の本来の目的とは何かといいますと、昭和56年の制度導入時に説明された制度趣旨を維持するというような説明がされています。

改正の経緯でご説明しましたように、研究者や実務家が株主提案権に関する規律の見直しを議論するようになった背景事情としては、制度導入当時とは株主総会を巡る状況が変化したことと、明らかに濫用と言える事例が現れたことの2つがあったわけです。

令和元年会社法改正における株主提案権に関する規律の改正は、この2つの背景事情のうち、専ら後者の明らかな濫用事例の出現に注目し、その弊害に対処することを目的として行われたとすることができます。

前者の株主総会を巡る状況の変化は全く考慮していないとは言えませんが、あまり重視されていないということになるかと思われます。したがって、株主提案権の制度趣旨の見直しは、改正の検討過程におきましてほとんど議論の対象

となりませんでしたし、むしろ導入時の制度趣旨が現在でも維持されるということを前提として議論が進められました。

令和元年会社法改正における以上のような基本的な方向性は、法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会に提示されました、同部会の事務当局である法務省民事局参事官室が作成した資料におきましても、検討当初の部会資料から中間試案の補足説明、そして改正法案成立後の立案担当者解説に至るまで、一貫して示されています。

さらに、国会の法案審議における政府側の答弁でも、株主提案権の制度趣旨は、今日でも昭和56年改正当時に示されたものと変わらないと認識している旨が明確に示されています。

この基本的方向性は、法制審議会への諮問以前に、研究者、実務家及び法務省民事局参事官室の会社法担当者を構成員として、公益社団法人商事法務研究会に設置された会社法研究会が取りまとめた報告書においても、同様に示されています。

ただ、その会社法研究会での検討を見ますと、最初期の資料では、「会社と株主との間のコミュニケーションを図るという株主提案権制度の導入当初の目的については大方達成されたという指摘がされるようになり」といった記述があり、株主提案権の濫用的な行使が散見される状況において、株主提案権の導入当初の合理性が現在もそのまま維持できるかという指摘や、株主提案権の行使要件についても近時の動向等を踏まえつつ再検証すべきではないかという指摘がされているといったことについて言及があります。

そのため、株主提案権の導入当時と現在との間の状況の変化に応じて、株主提案権の制度趣旨自体の見直しが検討課題になり得ることは、法務省民事局参事官室も当初から認識していたと思われませんが、その点にさかのぼった見直しは早々に放棄されたということになります。

その結果として、株主提案権の行使要件のうち、300個以上の議決権という持株要件の引上げ又は削除は、その主要な論拠を失い、見直しの対象とならなかったように思われます。



国会における法案審議におきまして、内容的制限の削除という修正が行われたことも、膨大な数の議案が提出されたという明らかな濫用による弊害に対処するというだけであれば、数的制限さえあれば一定の効果が期待できるということが大きく作用したのではないかと考えられます。

株主から提案が出されること自体に意味があるという昭和 56 年改正当時の制度趣旨を前提とする限り、数的制限を超えて内容的制限を明文化することは過剰な制約となる可能性があるという批判に反論することは難しかったのであろうということになります（後藤・前掲 15 頁）。

制度趣旨自体の見直しが議論対象とされなかった理由につきまして、権利濫用の防止に必要な限度を超えて株主提案権制度の本質的な修正、すなわち縮減を試みた場合には、政治的な反対によって改正法の成立が危うくなるということを参事官室が懸念したからだという指摘がされています（後藤・前掲 14～15 頁）。

実際、国会での法案審議における質疑で昭和 56 年改正当時に示された制度趣旨は依然として重要であるということを経験した議員が主張して、参事官室の判断は現実の政治状況に即したものであった可能性が高いのは確かであるように思われます。これは、裏返せば、政治的な反対に対抗できるほどに学説における議論が煮詰まっていたわけではなく、そういったこともあって改正を正当化するだけの論拠に乏しかったということなのかもしれません。

以上で令和元年会社法改正における株主提案権に関する規律の改正の概要の確認を終え、次に具体的な改正内容の検討に入ります。

### 3. 議案要領通知請求における議案の数の制限

#### (1) 制限の趣旨

改正法は、前述のとおり、株主提案権を行使して提出できる提案について数的制限を課すこととしています。その趣旨は、改正の趣旨として先ほど説明しましたとおり、株主提案権の濫用的な行使による弊害に対処するという点にあります。

ここで言う「弊害」として何が考えられているかといいますと、改正法成立後の立案担当者の解説によれば、「株主総会における審議の時間等が当該議案に割かれ、株主総会の意思決定機関としての機能が害されたり、株式会社における検討等に要するコストが増加したりすることなど」と説明されています（竹林ほか・前掲解説 4 頁）。

株主総会における審議の時間との関係におきましては、実は改正法成立前の段階では、法務省民事局参事官室が作成した法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会における部会資料や中間試案の補足説明、さらには神田秀樹部会長による要綱案の解説も含めまして、「株主総会における審議の時間等が無駄に割かれ」というふうに「無駄に」という表現が含まれていました（部会資料 3 第 1（補足説明）、中間試案の補足説明・第 1 部第 2 冒頭部分、神田秀樹「『会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案』の解説〔Ⅱ〕」商事法務 2192 号（2019）4 頁）。

つまり、改正法成立前の段階の説明では、濫用的に提案された議案を審議対象とすること自体に対する否定的評価が含まれたが、改正法成立後はそのような評価は説明から除かれたと見ることができます。

これについて、提案数が多ければ、当然に不合理で無意味な提案内容であり、その審議の時間は無駄であると断定することができるかということ、それは疑問があります。提案内容自体は合理的な内容である場合があり得ることは否定できないだろうということです。

そのため、たとえ提案の内容が合理的なものであっても、つまり、その審議の時間が全くの無駄であると言うことはできないとしても、特定の株主が株主総会における審議の時間等を独占することは問題であるという評価を会社法は行い、そのために数的制限を課したのだというふうに理解の方がよいように考えられます（飯田・前掲将来展望 258～259 頁、飯田秀総「株主提案権に関する規律の見直し」法律のひろば 73 巻 3 号（2020）18 頁等）。

そういう点で言いますと、改正法成立後の立案担当者の解説における説明の仕方は妥当であろうと評価できます。

次に、株式会社における検討等に要するコストにつきましては、「株式会社における検討や招集通知の印刷等に要するコスト」と説明されています（部会資料3第1（補足説明）、中間試案の補足説明・第1部第2冒頭部分、神田・前掲4頁、竹林俊憲ほか「令和元年改正会社法の概要」商事法務2220号（2020）4頁、7頁）。

また加えて、近年、機関投資家を始めとする株主による議決権行使が重視されるようになっていくことから、その前提として、株主が議案を十分に検討できる状況の確保が重要であり、ほかの株主による議案の検討等に要するコストというのも制限の理由に含める見解が主張されています、それも含められてよいのではないかと思います（飯田・前掲ひろば18頁）。

## （2）制限の対象

数的制限は、取締役会設置会社の株主が議案要領通知請求（305条1項）をする場合に、当該株主が同一の株主総会において提出することができる議案の数の上限を10とするものです。

そうしますと、取締役会設置会社以外の会社の場合は制限されないこととなりますが、その理由としては、株主総会が会社法に規定する事項及び会社の組織・運営・管理その他会社に関する一切の事項について決議することができること（295条1項〔取締役会設置会社以外の会社における株主総会の万能機関性〕）、株主が議場において新たな議題・議案を追加して提案することができること（303条1項〔議題提案権の行使期限の定めなし〕）が挙げられています（竹林ほか・前掲解説5頁）。

これは機関権限の分配として、株主が株主総会の決議を通じて会社経営に直接関与することが想定されており、そうしますと、株主総会の議場において臨機応変に議題・議案を設定できることが必要になります。そういったことから、株主提案

権の行使の制限は適切ではないと考えられたということだろうと理解することができます。

次に、議案要領通知請求のみが制限の対象となっていて、議題提案権（303条）や議場における議案提案権（304条）は制限の対象になっていません。そのうち議題提案権を制限しない理由としましては、令和元年改正前会社法において、株主の基本的権利であるとして、実質的に同一の議案の提出の制限（304条但書、改正前305条4項〔泡沫提案の制限〕）と同様の制限が設けられていなかったこと、そして、株主総会参考書類を交付しなければならない会社においては、株主が議題提案権を行使したが、これに対応する議案の要領を追加しなかったときは、会社は提案を拒否できると解され（会社則93条、66条1項1号参照）、あるいは議題提案権の性質上、膨大な数の議題を提案することは想定し難いなど、数的制限の必要性がそれほど大きくないことが挙げられています（竹林ほか・前掲解説5頁）。

ここで、議題提案権に泡沫提案の制限がない理由が、議題提案権が株主の基本的権利だからであるという説明は、従来の議論においては、私が調べた範囲では見当たりませんでした。ただ、法務省民事局参事官室の資料の中でこういうことが掲げられているので、どこかでそういう主張がされているのかもしれませんが、私が調べた範囲では見当たらなかったわけです。それよりは、技術的には、議題は採決の対象ではなく、それ自体を泡沫提案と評価するのが難しいということや、実質的に見ましても、株主が提案した議題に通常付随するであろう株主が提案する議案について泡沫提案の制限をすれば足りるという話ではないかと思っています。そのため、議題提案権の行使が数的制限の対象とならない理由は、その必要性の乏しさに基づくものと言えよのではないかと思っています。

議場における議案提案権の行使を制限しない理由としましては、その数的制限の必要性が大きくないということが挙げられています（竹林ほか・前掲解説5～6頁）。

取締役会設置会社では、招集者が会議の目的と定めて株主に通知した事項以外は決議できませんし（309条5項）、議案の修正動議の範囲は議題から予見可能な範囲内に限定されます。また、議長の議事整理権・秩序維持権（315条1項）に基づいて議案の取捨選択も可能であろうというようなことがその根拠です。この説明につきましては、そのとおりということの問題はないのだろうと考えています。

### （３）制限の効果

議案要領通知請求における議案の数の制限は、株主が提出することのできる議案の数を10とするものですが、株主が10を超える数の議案を提出する場合には、その10を超える部分の議案については、議案要領通知請求権は否定されることになります（改正305条4項前段）。

その意味としましては、10を超える部分の議案について、通知をする法的な義務を会社に発生させるという意味での株主の通知請求権は存在せず（「前三項の規定は、十を超える数に相当することとなる数の議案については、適用しない」）、したがって、会社は株主による通知請求を拒絶できるということです。これは拒絶事由を定めたものであると解釈されます（神田・前掲5頁、竹林ほか・前掲解説6頁）。

そうしますと、会社が拒絶せずに任意に議案の要領を通知することは認められます。任意に通知した場合に、株主総会決議に違法の瑕疵が生じるなどの事態は生じないというふうと考えられます（神田・前掲5頁）。

このような解釈は、実質論としても望ましいのではないかと思います（法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会第14回会議議事録32頁〔野村修也委員発言〕、第16回議事録19頁〔前田雅弘委員発言〕）。

後で取り上げますけれども、議案の数の数え方が必ずしも明確ではありません。そのため、会社が安全策をとって、適法な議案の提案があったと認めたところ、実は客観的には10を超えていた

という場合に、任意の通知をすれば決議に瑕疵が生じるということにすると、それは会社にとって酷であろう、と。また、その10を超える部分の議案に係る決議のうちどの決議に瑕疵が生じることになるかが不明確であり、混乱が生じ得るということが指摘されていまして、それはそのとおりであろうと思います。

ただ、「適用しない」という文言になっていまして、その文言から今申し上げたようなことを読み取することは難しいという指摘がされています（法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会第16回会議議事録19頁〔前田雅弘委員発言〕、第200回国会衆議院法務委員会会議録11号（令和元年11月22日）19頁〔申田誠一委員発言〕）。

しかし、従前から存在する泡沫提案の制限（改正会社法305条6項）も同様に「適用しない」という文言を用いていまして、そしてこれは拒絶事由を定める規定であると解釈されていまして、それと平仄を合わせたという説明がされています（竹林ほか・前掲解説6頁）。文言として分かりにくいことはそのとおりと私も思いましたけれども、法制上の理由からこういう文言になったようです。

### （４）制限の数

既に何度も述べましたが、株主が提出することのできる議案の数は10とされています。法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会における審議の過程では、その中間試案におきまして、5とする案も提示されていました。また、部会で出された意見の中には、1や3とする案も主張されていました。

そうした中で10とされた理由としては、近年の行使状況を見ると、株主の提出に係る議案の数は、各株主につき多くても10程度にとどまっていること、株主が同一の株主総会に議案を何十も提出する必要がある場合は想定しづらいこと、が挙げられています（竹林ほか・前掲解説6頁）。

したがって、10という制限数は、市民運動型の提案も含めまして従来の株主提案の実務

(の大部分)を実質的に制限はせず、ごく一部の濫用的な行使を思いとどまらせるようなメッセージを送るものということになるかと思えます(齊藤真紀「株主提案権の規制」ジュリスト1542号(2020)28頁)。これは、改正の趣旨との関係では整合的だろうと思えます。

ただ、制限数を幾らにするかは、議案の数の数え方と極めて密接に関連する問題です。提案株主が容易に議案を1議案にまとめることが可能なのであれば、制限数は小さめの数とした方がよいのでしょうし、1議案にまとめることができる場合が限定的なのであれば、制限数は大きめの数の方がよいように思えます。この点に関するルールを次に確認します。

#### (5) 議案の数の数え方

##### ア. 総説

令和元年会社法改正の前は、議案の数に法的な意味があまり与えられていませんでしたので、議案の数え方について明確な基準を設ける必要性が小さかったわけです。ただ、実務上は、役員等の選解任等に関する議案は1候補ごとに1議案と解されていました(東京地判平成19年12月6日判タ1258号69頁参照)。これは、候補者ごとにそれぞれ採否を決定すべきであると考えられていることに由来するよう思えます。

そのほかの案件の場合も、やはり議案が採決の単位として機能する点に着目し、採決の単位としてふさわしいと提案者が考える範囲で1つの議案と設定し、それに従って取り扱われていたものと思われる。

これに対しまして改正法は、株主が提出することのできる議案の数に上限を設定しました。この数の数え方次第で帰結が異なり得ることになりましたので、数え方あるいは議案の数というものがある法的に大きな意味を持つこととなります。そのため、数の数え方に一定のルールを設けることが紛争の未然防止の観点からは望ましいと言えます。

しかも、役員等の選解任等に関する議案や定款変更に関する議案につきましては、従来の1議案

としての設定方法や数え方をそのまま用いると、後で述べますような不都合が生じ得ます。そこで改正法は、役員等の選解任等に関する議案や定款変更に関する議案につきまして、議案の数の数え方に関する特別の定めを置いています(改正305条4項後段各号)。

なお、この特別の定めによる数え方は、提出可能議案数の制限(10)を上回っているか否かの判断においてのみ妥当します。株主総会における採決との関係では、この定めとは無関係に従来どおりの議案の設定方法、数え方を維持することができると考えられます(齊藤・前掲29頁)。

##### イ. 役員等の選解任等に関する議案

具体的には、役員等、つまり取締役、会計参与、監査役又は会計監査人の選任又は解任に関する議案及び会計監査人を再任しないことに関する議案は、当該議案の数にかかわらず、1の議案とみなされます(改正305条4項1～3号)。

この取扱いの理由としましては、従来の取扱いのように1候補者ごとに1議案だとしますと、役員等の数次第では、1の株主総会において株主が希望する全ての人事案を提出できなくなるおそれがありますし、提出できるとしても、ほかの議案の提出できる数が大きく制約されるおそれがあります。それゆえに、株主提案権の行使を過度に制約する懸念があるということが挙げられています(竹林ほか・前掲解説7頁)。

その結果として、取締役の全部又は一部を入れ換えて行う「支配の交代」(松中・前掲435頁)を株主提案権の行使により行うことができる、委任状勧誘など株主自身が費用負担して行うほかの手段によらなくてもよい、という従来の法状態が最大限維持されることとなりました(飯田・前掲ひろば21頁)。

なお、数え方としましては、役員等の選任で1の議案、役員等の解任で1の議案、会計監査人の不再任で1の議案ということとして、役員の種類ごとに分けて数えるということはないとされています。つまり、「役員等」という文言は、取締

役、会計参与、監査役又は会計監査人を含みますが、その各役職のうち複数の役職について選任を提案する場合も、全てまとめて1の議案となります。

通常、例えば取締役の選任と監査役の選任は別の議題であると解されますけれども、このような議題をまたぐ場合にも、議案の数の数え方としては1ということになります（神田・前掲9頁注2、竹林ほか・前掲解説9頁注7、飯田・前掲ひろば21頁、齊藤・前掲29頁）。

#### ウ．定款変更に関する議案

定款変更に関する2以上の議案は、当該2以上の議案について異なる議決がされたとすれば当該議決の内容が相互に矛盾する可能性がある場合に、1の議案とみなされます（改正305条4項4号）。

このような定めが設けられた理由ですけれども、定款変更に関する議案は、提案者が採決の単位としてふさわしいと考える限りで、任意に1つ又は複数の議案として設定することが可能であると思われれます。その点で、理論的な限界は特にないということです。

しかし、株主が相互に無関係な膨大な数の条項を1の議案として提出するときに、提出可能議案数の制限との関係でも、そのまま1の議案として取り扱うならば、数的制限の意味が大幅に減殺されてしまいます。そこで、議案の数の数え方について提案者の任意に委ねず、一定のルールを設けることが必要とされまして、そうして設けられたのが前述の定めということになります（竹林ほか・前掲解説8頁、齊藤・前掲29頁）。

ただ、その意味するところは、規定の文言を読むだけでは非常に分かりにくいように思います。立案担当者の説明によりますと、次のような意味であると言われています（竹林ほか・前掲解説8頁）。

#### ・第1ルール

提出可能議案数の制限との関係では、定款の変更に関する議案は、原則として請求株主が設定した議案の形式ではなく、その内容に着目して議案

の数を数え、議案の数の制限を及ぼすのが相当である。

#### ・第2ルール

定款の変更に関する2以上の議案が提出された場合に、これらの議案について異なる議決がされたとすれば当該議決の内容が相互に矛盾する可能性があるときは、それらの議案の内容に密接な関連性が客観的に認められ、表裏一体のものとしてまとめて可決されることが念頭に置かれて提出されていると考えられるため、提出可能議案数の制限との関係では、1の議案とみなす。

このようなルールそのものは、提出可能議案数の制限の趣旨・目的と整合的であるように思われますが、このルールについて3点ほど論ずべき点があります。

#### 論点1：条文上の根拠

第2ルールは、改正305条4項4号の定めそのものです。その第2のルールにおける「2以上の議案」に当たるか否かは、第1のルールにより決まることになります。しかし、第1のルールそのものを定める規定は、改正後も会社法には存在しません。何らかの形で条文に根拠を求めるとしますと、改正305条4項4号の「2以上の議案」の「議案」とは、提案者が設定した議案の形式ではなく、その内容に着目して、1のまとまりとして考えることのできるものを意味すると解釈することが考えられます（飯田・前掲ひろば23頁）。

そして、このように考えたうえで、さらに改正305条4項で用いられているほかの箇所の「議案」という文言も同様に解釈すべきなのだとすれば、305条4項各号に掲げた議案以外の議案も、数的制限の適用に際しては、請求株主の設定した議案の形式ではなく、議案の内容に着目してその数を数えるべきことになると考えられます（飯田・前掲ひろば25頁注19）。

ただ、立案担当者がここまで考えていたかどうかはよく分からないところです。立案担当者は、例えば改正305条4項各号に掲げた議案以外の議案については、議案の数の制限を形式的に適用す

ることとしても不都合が生じ得ることはあまり想定されないため、特別な定めを置いていないという説明をしており、また、現在の実務を前提とすると、株主が議案を分けて提出しない限り、形式的に1の議案として取り扱うこともあるというような説明をしています（竹林ほか・前掲解説7～8頁）。ここで言う「形式的に」の意味次第なのですけれども、それを提案株主の設定した議案の形式に従ってそのまま取り扱うという意味なのだとして、定款変更議案とそのほかの議案とでは、議案の意味あるいは議案の数え方の意味が少し変わってくるというふうに考えているとも読めるところでして、この点についてはよく分からないところです。

#### 論点2：第1のルールにおける議案の数え方

2つ目に論ずるべき点は、第1のルールにおいて議案の内容に着目して議案の数を数えるときのその数え方です。これ自体は、条文上は何らの手がかりもありません。

立案担当者が例示するものとしましては、商号と本店所在地というそれぞれ別個の定款記載事項を変更する議案は、その内容に着目すれば別個の議案であるというふうに説明されています（竹林ほか・前掲解説8頁）。

その一方で、監査役会設置会社が監査等委員会設置会社に移行する場合に、「監査等委員会の設置とそれに伴う規定の整備を行うという議案」を、第1のルールにいう1の議案、「監査役の廃止とそれに伴う規定の整備を行うという議案」をやはり1の議案としています。その上で、後述するように、第2のルールにより、両者は1の議案とみなされることとなります。

この場合、それぞれ定款記載事項としては別個とも評価し得る種々の定款の条項の変更を伴いますが、それぞれ監査等委員会の設置や監査役の廃止に伴う一連の変更であることから、1の議案と見るのかなというふうに思います。

ただ、そうしますと、議案の数の数え方についてあまり基準らしきものがないようにも思えまし

て、第1のルールにおける議案の数の数え方は、社会通念に照らして判断することになるのかもしれないというふうに思われます（法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会第17回会議議事録12頁〔田中亘幹事発言〕、14頁〔北村雅史委員発言〕参照）。

#### 論点3：第2のルールにおける相互に矛盾する可能性の有無の判断基準

立案担当者が例示していますのは、先ほど例に挙げましたが、「監査等委員会の設置とそれに伴う規定の整備を行うという議案」と「監査役の廃止とそれに伴う規定の整備を行うという議案」のように、議決が分かると法令上相容れない定款条項の併存を招く場合がこれに当たるということでして、これは明らかにそうなのだろうと思います（竹林ほか・前掲解説8頁、齊藤・前掲29頁）。

しかし、この場合以外にどのような場合まで矛盾すると言えるのかは定かではありません。今まで説明されているところでは、その矛盾というのは、論理的に矛盾するということを明示しているわけではないので、それよりは広く解釈する余地があると言われていています（法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会第17回会議議事録11頁〔竹林俊憲幹事発言〕）。また、判断するに際して提案の理由を考慮するかについて、考慮するとしても、相当程度限定的なものになるという説明がされたりもしています（神田・前掲7頁）。

提案内容の文言のみを見ても、複数の提案間の関係性を判断しづらい場合があるので、ある程度提案の理由も考慮に入れる必要が出てきますが、しかし提案株主の主観的な意図を全面的にくみ取る必要はなく、提案された変更が実現した際に当該条項を用いる客観的な意味及びその趣旨について提案株主が提出した理由を参考に読み解くという程度にとどまるというような見解も出されています（齊藤・前掲30頁）。

全体的には、議案の内容に密接な関連性が客観的に認められ、表裏一体のものとしてまとめて解

決されるべきものと言えるかどうかという点から、「矛盾」という言葉を広く解釈するという方向性であろうと思います。

ただ、今まで述べていたように第1のルールと第2のルールを区別するのだとすると、その区別が不明確なことは否めません。といいますのは、第1のルールで既に複数条項にまたがる定款の変更を1の議案と評価するのであれば、それと第2のルールとの境界が不明確になります。

例えば、法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会では、外国の例ですけれども、定款規定中の「he」を「he/she」に性別中立的な言葉に改めるという定款変更が相互矛盾と言えるかどうか。つまり、第2のルールの問題として議論されていました（法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会第11回会議議事録48頁〔藤田友敬委員発言〕、第17回会議議事録11頁〔大竹昭彦委員発言、竹林俊憲幹事発言〕）。ただ、これは形式的な文言修正に伴う一連の変更ですので、そうだと見れば、第1のルールの問題として、社会通念上1の議案であると考えられることもできなくはありません（法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会第17回会議議事録14頁〔北村雅史委員発言〕はその趣旨か）。

では、区別を明確にするために、第1のルールでは、例えば1つの条項の変更を1の議案と評価するなどのように、1の議案としてのまとまりを狭く解釈するべきかといいますと、そう考えた場合には、まとまりを構成するかどうかは全て第2のルールの問題として処理することになります。ただ、このような解釈をとりますと、監査等委員会の設置とそれに伴う規定の整備を行うような提案で想像できますように、多数の条項変更について矛盾関係の有無を一個一個検討する必要が出てきて、その作業はそれほど容易ではないのではないかと、という問題が生ずる可能性があります。

そのようにいろいろ考えてみますと、議案の数の数え方は、最終的には社会通念に帰着すると言うしかなくて、そうだとすると、この部分の規定は、判断基準を明確化しようとしたけれども明確

化できていないという評価にならざるを得ないのかもしれない。

少なくとも会社側は、請求株主が設定した議案の形式ではなく、その内容に着目して議案を分割して数えることができ、しかし、その際に議決が分かると相互に矛盾する可能性があると言えるような密接な関連性がある限りで分割は許されないということを示したという意味はあります。しかし、判断基準としてうまく機能するかは、やはりよく分からないと考えられます。

#### （6）拒絶する議案の決定の方法

議案要領通知請求におきまして、株主が提出しようとする議案の数が10を超える場合に、会社は10を超える部分の議案について招集通知の記載を拒絶できます。この場合に、具体的にいずれの議案を拒絶の対象にするかを、誰がどのように決めるのかが問題となります。

これについて改正法は、原則として取締役がこれを定めるとしつつ、請求株主が提出しようとする2以上の議案の全部又は一部について議案相互間の優先順位を定めている場合には、取締役はその優先順位に従いこれを定めると規定しています（改正305条5項）。このようなルールとなった理由は、株主提案権を行使する株主の意思を尊重する必要性と会社の事務負担の程度を考慮して、そのバランスをとったものとされています（竹林ほか・前掲解説9頁）。

そして、取締役による拒絶対象議案の決定の方法につきましては、立案担当者は、あらかじめ株式取扱規程等で定めておくことが考えられ、その決定方法が合理的なものである限り、取締役はその方法に従って決定できる、というふうな説明をしています（竹林ほか・前掲解説9頁注10）。

合理的な決定の例は、レジュメ（8頁）に掲げたようなものです。立案担当者は、これに関して、国会での法案審議の過程で、法務省令で取締役による議案の決定方法についてあらかじめ株式取扱規程等で定めておくことができる旨を定めるといようなことを政府側答弁として述べていました。

しかし、9月1日にパブリックコメント手続に付された会社法施行規則改正案をざっと見た限りでは、これに関する規定は見当たりませんでした。

ここで問題になりますのが、拒絶対象議案の決定と改正305条6項における内容制限や権利濫用による拒絶との関係についてです（神田ほか・前掲57～60頁、飯田・前掲ひろば20頁）。

例えば、株主が10を超える議案を提出しようとするときに、株主が定める優先順位に従って選択された上位10の議案の中に内容制限等に該当して拒絶することができる議案が1つあるような場合に、取締役としては、残りの9の議案のみを通知の対象とすれば足りる（ $\alpha$ 説）のか、それとも、排除された議案の代わりに次順位の1つの議案を通知の対象に加えなければならない（ $\beta$ 説）のか、という問題があります。

これにつきまして立案担当者は、 $\alpha$ 説を採っています。請求を受けた会社側が形式的に数えて提案議案数を減らせるようにするためです（神田・前掲9頁注1。法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会第17回会議議事録14～15頁〔野村修也委員発言、竹林俊憲幹事発言〕参照）。これに対しまして $\beta$ 説を主張する見解もあります。10の議案までは提案を認めるのが制度の趣旨であると思われることを理由に挙げています（飯田・前掲ひろば20頁）。

この問題についていかに考えるべきかですが、拒絶する議案の決定の方法は、株主提案権を行使する株主の意思を尊重する必要性と会社の事務負担の程度のバランスの問題ですが、 $\beta$ 説を主張する見解からは、株主側で勘案すべき事情としては、次のようなことが指摘されています。

議案の数の数え方において株主と会社側に見解の相違が生じる可能性があり、株主側の意図としては10以下の議案であったのに、会社側の見解によれば10を超える議案となるとして、10を超える部分の議案を拒絶し、残った10の議案のうちからさらに一部を拒絶することを許すというのは、株主にとっての不利益が大きいのではないのかということです。

そのうえで、10の議案を形式的に決めて、その中に違法なものが含まれていれば、その分だけ次順位のものを追加するという作業であれば、会社側の事務負担はそこまで深刻ではないとも主張されています（飯田・前掲ひろば20頁）。

ただ、 $\beta$ 説の下で、例えば株主が100の議案を提出し、株主が定める優先順位によれば90番目までの議案は内容制限や権利濫用による拒絶があり得るものである一方で、91番目以降の議案は、拒絶はあり得ない合理的な内容であるような場合—これがどれほど現実的なものであるかは別にしまして—を考えたときに、90番目までの議案を全て精査しなければ結論を出すことができないというふうになってしまう可能性があるのではないのか。そうすると、会社側の事務負担が過大となり、会社における検討に要するコストを相当な範囲内に抑えるという改正法の趣旨に反することになってしまうかもしれない、というふうに思います。

また、議案の数の数え方における見解の相違とそれに起因する株主の不利益は、請求株主と会社側がコミュニケーションをとり、互いの主張をぶつけたり、適宜提出議案の撤回や優先順位の修正等を行ったりという協議をする中で、最小化されることが期待されます。

逆に、請求株主が請求後会社側からの連絡に回答しないという没交渉な場合には、一定の不利益を被ってもやむを得ないのではないかとも思われます。そのため、私としましては、 $\alpha$ 説を支持することでよいのではないかというふうに考えています。

#### （7）複数の株主による共同行使の場合

議案要領通知請求権が複数の株主により共同して行使される場合に、提出することができる議案の数は、株主ごとに計算され、株主ごとに制限が適用されるというふうに考えられています（神田・前掲8頁、竹林ほか・前掲解説6頁注5、飯田・前掲ひろば23頁、齊藤・前掲30～31頁）。

時間が参りましたので少し急ぎますが、この共同行使を行うときに、その共同行使の組合せが複



数あり、その複数の組合せに共通する株主がいて、その株主について 10 を超える数の議案を提出するという状況になった場合に、拒絶する議案はどのように決定されるべきかという点が議論されています（飯田・前掲ひろば 23～24 頁）。この場合には、共同行使の場合でも、提出できる議案の数は株主ごとに計算され、株主ごとに制限が適用されるという仕組みからしますと、個々の株主を見たときに、上限を超えている株主について、その株主の意思に従って優先順位の定めを適用すればよいというふうと考えられるのではないかと思います。

以上、雑駁な報告で恐縮でございますが、報告を終えたいと思います。いろいろご指導いただければ幸いです。

~~~~~

【討 論】

○前田 山下先生、どうもありがとうございます。

それでは、ただいまのご報告につきまして、ご質問、ご意見をよろしくお願いたします。全体が密接にかかわっていると思いますので、どこからでも結構です。

【定款変更議案の数の数え方】

○伊藤 レジユメ 7 ページ以下の、定款変更議案の数の数え方ですけど、具体的な議案を考えていろいろ議論した方がいいと思います。それで、今、ご報告を伺いながら考えてみたのが、例えば、株主が、「本定款第何条及び第何条にかかわらず、当株式会社の商号は何々、本店所在地は何々とする」という定款規定の新設の提案をしたとします。これはやはり議案の数としては 2 個とすべきなのではないでしょうか。

というのは、これは、形式的には 1 個の条項として、しかも規定の新設の形で提案を行っているのです。ただ、分解はできなくもないので、2 個と数えるべきなのか、あるいは、このように株

主が無理やりに 1 つの条項に全部の提案を入れきたら、1 個だと数えざるを得ないのかということが、まず気になります。

また、仮に、今私が言ったような例について 2 個の提案だと数えると、これが 10 個目と 11 個目に該当した場合に、処理が分からなくなってくるのですよね。2 個の提案だとして、10 個目と 11 個目に当たっちゃうと。この場合、2 個の提案なのだけれども、株主総会での採決のときに分離することはできないので、全部拒絶できると考えるのか。会社が選択して商号か本店所在地かどちらかを株主の原案から削って、無理やり片方だけ決議をしなきゃいけないというように扱うのか。このあたり、どう考えたらいいのでしょうか。

○山下 非常に難しい問題を質問していただき、ありがとうございます。

少なくとも、報告で説明いたしました立案担当者が考えているであろうルールからしますと、それは商号と本店所在地という別の事項を変える定款変更であって、第 1 のルールで、内容に着目すると 2 つという数え方になり、それが相互に矛盾しないので、第 2 のルールで、1 の議案とみなす対象にはならない。結論として、2 の議案であるということになるように思います。

しかし、そうしたときに、ではその議案をどう取り扱えばいいのかというのが、先生のおっしゃるとおり非常に困難な問題になります。

ここで言っている数え方、議案の数というのは、あくまで数的制限の適用との関係で言われている数え方であり、採決の仕方は本来関係ないはず。そうしますと、従来の採決の仕方を踏襲するのであれば、株主が、先生がおっしゃったような定款変更の議案を出したのであれば、一括して採決するというのが従来のやり方であったのであろうと思います。それが 10 の中にとどまるか、あるいは 10 の外にとどまるのか、そのどちらかに当たるのであれば問題ないのですが、またがったときには、先生のおっしゃる問題が生じます。

それで、どう考えるかということですけども、拒絶できるのですが、ただ、どっちが 10 か、ど

っちが 11 かも分からないということにまずなっ
てしまいますよね。

○伊藤 元の定款規定の変更の提案なら、まだ
分割できると思うのですけれども、アメリカ合衆
国憲法の修正条項みたいに後から規定の新設の形
で出してこられたら、それも難しいように思った
わけです。後は、状況によって、株主提案権の濫
用だという理屈で全部拒絶できるという扱いしか
ないということでしょうかね。

○山下 まずは、請求株主とのコミュニケーション
の中で、これはもう 10 をまたぐのだから切
ってくれというお願いをして、応じてくれればい
いし、応じてくれなければ、濫用で2件とも拒絶
するという事を考えざるを得ないのかもしれま
せんね。

○伊藤 私、あえて扱いにくい事例を考えて質
問したところがあります。ただ、本気で扱いにく
いものを出そうと思うと幾らでもできてしまうわ
けですよね。ただ、そういう提案についてうまく
処理できないようなルールなのであれば、私は、
この定款変更議案の数え方のルールというのは、
正直、混乱を生じさせるだけで、賢明な立法だと
は思えないのですね。それもあって、質問させて
いただいたのです。ありがとうございます。

【第1ルールと第2ルール（レジュメ7頁）の関 係①】

○前田 山下先生のご報告にあり、また今の伊
藤先生のご質問にも現れていましたように、定款
変更議案の数え方についての判断基準が非常に不
明確であるということは、否定できないところで
あると思います。

そのうえで、レジュメの7ページから8ページ
にかけて、第1ルール、第2ルールという形
でご説明くださったのですが、第1ルールについ
ては、8ページの頭のところ、内容に着目する
ということはおよそ疑いないのではないですか。
第1ルールについてまで形式的に提案株主の提案
の仕方によるというのであれば、数の制限を設け
る意味がなくなってしまいますので、第1ルール

は専ら内容で見る。その関係で、ほかの議案につ
いても、議案の内容に着目して数を数えるという
ことになるのだと思います。

すなわち、第1ルールでは内容に着目して、数
の数え方との関係でのみ、議案をばらばらにする
わけですね。どこまでばらばらにできるかとい
うことについては、社会通念に照らしてというお話
もありましたが、第1ルールのレベルでは、要す
るに、それだけで株主総会決議の対象となり得る
かどうかという基準で割り切って、とにかくばら
ばらに細分化するのではないのでしょうか。そのう
えで第2ルールのレベルで初めて、社会通念とか
提案株主の意図を考慮して、まとめるべきものは
まとめるということだ思うのです。

第1ルールの段階で、例として挙げられたよう
に「それに伴う規定の整備を行う」という部分ま
でも含めて1個の議案にしてしまいますと、それ
こそ山下先生ご指摘のように、第1ルールと第2
ルールの境界が極めて不明確になってしまいます
ね。私の理解では、とにかく第1ルールでは、形
式的にばらばらできるところまでばらばらにし
ますので、例えば挙げられた例の「監査等委員会
の設置とそれに伴う規定の整備」の「それに伴う規
定の整備」という部分は、別の議案にカウントす
べきなのではないのでしょうか。「監査役の廃止」
だって、考えようによっては、「監査等委員会
の設置に伴う規定の整備」と言えなくもないです
よね。

したがって、第1ルールは形式的に見て、その
うえで第2ルールを当てはめる。第2ルールでは
社会通念とか提案株主の意図を考慮しますので、
基準が不明確であることは確かだと思えるのでし
けれども、少なくとも第1ルールについては、形式
的にばらばらにできるところまではばらばらにす
る。私はこのような理解でいたのですけれども、
いかがでしょうか。

○山下 前田先生がおっしゃっていただいた
ようなやり方が、ルールの適用としては非常に分
かりやすくなるように思っています。

ただ、矛盾関係の有無を一個一個検討していく

必要が出てきますけれども、そのときに「監査等委員会の設置とそれに伴う規定の整備」であれば、ある程度自明というか、社会通念としてここまでは矛盾するということと言えるのであれば、結局そこは社会通念で考えるということになるのかもしれませんが。第2ルール適用のところで緩やかに考えるのであれば、先生のおっしゃったような形が一番分かりやすいのではないかと思います。

もしそこで矛盾関係を厳密にとっていくというのであれば、定款変更の議案をばらばらにしたときに、一つ一つこれは矛盾してないよねというような話になったりすると少しややこしくなるのかなと思いますので、第2ルールの判断の仕方との関係性でやはり考えていく必要があるのではないかと思います。

○前田 ありがとうございます。

○北村 私も、株主提案権に関する今回の改正で一番分かりにくいのは、レジュメの7ページから8ページの定款変更議案の数え方だと思います。伊藤先生、前田先生のご質問に関連して質問させていただきます。

8ページで引用されています会社法制（企業統治等関係）部会の議事録を確認しました。部会で田中亘先生は、例えば電力会社の株主総会において「使用済み核燃料再処理事業から撤退する」「再処理を前提とした中間貯蔵施設への使用済み核燃料の輸送を行わない」「再処理工場に使用済み核燃料を輸送しない」という提案は、社会通念上1つの議案だとおっしゃいました。山下先生の分け方でいくと、これは第1ルールで1つと考えるのですね。

○山下 そう理解しました。

○北村 第1ルールと第2ルールなのですが、第1ルールにおいて提案をできるだけばらばらにしていいのだったら、今の例でも、それぞればらばらにできるわけですね。ところが、もし第2ルールの適用として、8ページの論点3にあるように、法令上相容れないものだけが相互に矛盾するという意味なのだと考えますと、田中先生が出された例は、法令上は相互に矛盾しないのですね。

ただ、論理的に矛盾しそうだということになります。

私が思いましたのは、第1ルールと第2ルールがあって、第1ルールで議案の数が決まって、つまり2以上かどうかが決まって、そこから第2ルールで矛盾しているかどうかを決めるというのではなくて、第1ルール、第2ルールというのは、両方まとめて考えた方がいいのではないかと思います。もし第2ルールについて法令上相容れないというものを矛盾すると考えるのであれば、田中先生が出しておられるような、論理的にこれは一固まりだねというのは、第1ルールでやってしまわざるを得ない。

逆に、第2ルールの相互に矛盾というところを、法令以外でも論理的に矛盾するものも含むというふうに広く考えるのであれば、前田先生がおっしゃったように、第1ルールのところでできるだけばらばらにしてしまうということが考えられる。

考え方としてはどちらもいけると思うのですが、できるだけばらばらにする方が、会社がそれらを検討する負担が大きくなってくのではないかと思います。ですので、私としては、第1ルールと第2ルールを厳格に分けて考えるのではなくて、双方の趣旨を考えながら個数を考えていくべきだと思っているのですが、いかがでしょうか。

○山下 先生もおっしゃるとおり、どちらも論理的には成り立つと思います。ただ、条文の規定の仕方との関係で、改正305条4項4号が「2以上の議案」と書いていて、それについて異なる議決がされたとすれば、内容が相互に矛盾する可能性があるときに、1の議案とするというようなことを書いています。条文を素直に読みますと、第1のルールと第2のルールはどうも分けた方がいいように思ったのです。こういう2つのルールがあって、それを区別するとすれば、できるだけ第1のルールではばらばらにするという方が、分かりやすいということをお願いしたわけです。

実際の運用としてはどちらがいいかというところ、第2のルールのところで、かなり諸事情を勘案して緩く見るのであれば、会社の負担もそれほど大

きいものにならないのではないかというふうに考えると、前田先生のおっしゃったようなやり方でもいいのかとも思いますが、北村先生のご意見も十分理解はできるところです。

【株主提案権における権利の濫用の解釈】

○小出 私、改正についても一つよく勉強してなくて、大変勉強になりました。ありがとうございます。

先ほどの伊藤先生と山下先生のご議論、私がかかっていないから初歩的なことかもしれませんが、伊藤先生が非常におもしろい事例を出されていて、10 個目か 11 個目かという提案の数え方について会社側と提案者側とで見解の相違があるというような場合について、先ほどのご議論の中では、最終的には、全体として権利の濫用となるかどうかという解釈の方向で解決する可能性をちょっと議論されていたように思います。

例えば 10 個か 11 個かで見解が分かれています、それで交渉したけれども、株主の方は 10 個と言って折れてくれないので、その場合に、会社の方が 11 個だと判断して、全体として権利の濫用だと言えるというそのロジックがちょっと、何が濫用なのかという気がしていて、権利の濫用というのはかなり一般的な条項なので、相当慎重に検討しなくてはならない、特にこういう条文ができた後は一層慎重に扱わなくてはならないのではないかという気がするのですね。

判例でも、株主提案に関する権利の濫用が問題になった HOYA 事件とかでも、割と慎重に検討しているような感じはあって、10 個か 11 個かというレベルのときに、権利の濫用で会社に著しい損害を及ぼすのだというふうに言うのはなかなか難しいのではないかと直感的に思ってしまったのですけれども、そのあたり、権利濫用という伝家の宝刀というか、そういう方向でいくというのが、最後の妥協点としては、あるいは調整点としてはやはり望ましいことなのではないでしょうか。

○山下 確かに、従来の裁判例での権利の濫用の認め方を見ますと、かなり厳格にとっているの

はおっしゃるとおりだと思います。権利の濫用で調整するという処理の在り方が望ましいかというところ、そこはなんとも言いがたいところですが、どうしても拒絶したければ、権利の濫用だという主張をせざるを得ないのだろうということもまず申し上げた上で、ただ、それが実際に裁判所で認められるかということ、確かにおっしゃるとおり難しい気もします。

○小出 ちょっと聞き方を変えると、権利の濫用による株主提案の排斥に関する解釈というのは、一般論として、この条文ができたあとは変わる余地はあるというふうに山下先生はお考えですか。それとも、やはりそこは基本的にはあまり変わらないというふうにお考えなのではないでしょうか。

○山下 私としては、改正の中で、濫用的な行使による弊害に対処するというのが言われていますが、そこでいう弊害として、株主総会における審議の時間を特定の株主が独占してはいけないというような否定的な評価を行ったと考えるべきであろう、と。それは会社法がそういう規範的な判断をしたというふうを考えるべきだろうという考えを持っております。そうしますと、従来よりは総会の準備などにおける会社の事務負担を、権利濫用を肯定する要素としてより考慮しやすくなるのではないかと思いますし、より進んで考慮すべきではないかというふうに私としては考えています。

なので、今、小出先生から質問していただいた点でも、結局、請求株主と会社が円滑にコミュニケーションをとって、提案したいのだったら、10 と 11 の議案として分割してくださいという、これは合理的なお願いだと思うので、会社側がそういうお願いをしたときに、請求株主がいよいよと言って特に合理的な理由もなく拒否する、あるいは全く会社側の連絡に返答しないというような場合は、やはり否定的に評価してよいのではないかというふうに思ったのです。

ですが、実際に裁判所がどう判断するかというところはちょっと難しい……。

○小出 山下先生のお考えは大変よく分かりま

した。すっきりしました。ありがとうございます。

【議案の数の数え方と取締役の権限①】

○飯田 今の10個目と11個目の話に戻りますが、その決め方は、取締役が決めるということなのではないかと思ったのですが、違いますでしょうかというのをまず確認させていただければと思います。

○山下 それは、株主側が優先順位を付けているという前提で議論をしていたのですけれども、優先順位として10個が決まらないので、最後は取締役が決めればよいという解釈をすると、確かにそうなるように思います。

【業務執行事項に係る株主提案権】

○飯田 議案の数え方の話の前提として、そもそも議案の個数の制限をするかという問題があったと思います。アメリカは1個に制限していると思うのですが、アメリカは、こういう議案の数え方の規定をたしか置いていなかったと思います。いずれにしろ、日米で株主総会とかの権限も違うので、単純な比較はできません。定款変更を通じて実質的な業務執行の決定をすることが日本だと株主の権限としてできることになっていると解されているので、そういう提案が多いという状況にあります。そこで、立法論の質問ですけれども、山下先生の今日のご報告の大前提としては、このあたり、定款変更を通じての株主提案で様々な業務執行的な内容に影響を与えようとするということについて、何かお考えがあれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○山下 まず、株主提案権の制度趣旨について、状況の変化に応じて考え直すべきであろうというふうには、思っております。ただ、じゃあそこからどう変えるかというところになると、まだ自分の中で確たる結論を出すには至っていないというのが正直なところではあります。

業務執行事項、あるいは株主提案として提案できる内容の制限というのも一案であろうとは考えております。ただ、まだもう少しいろいろ考えた

いと思っているところというのが、差し当たりの回答となります。

【共同行使の意義】

○飯田 次に、レジュメ10ページあたりの論点ですが、共同行使のところ、どういうときが共同行使だろうかという話が本当はあるのだろうかなど思っていて、一番単純な例でいくと、ある株主が一人で20個提案したいのだけれども、10個の制限がかかるから、会社とかを設立して法人格としては2つに分けているというような、大量保有報告とかだったら共同保有者とみなされるような類型ですけれども、そういう共同行使だというときに、メルクマールとして何かあるのでしょうか。何をもち共同行使と言うかということについて何かお考えがあれば、伺えればと思います。

○山下 要するに、潜脱的な部分にどう対応するかということですね。その点については、もうここは形式的に解釈してよいのではないかとこのように思っています。あとは、その対応があまりにもひどいのであれば、別の法理、つまり権利濫用とかで考えていくということなのかなというふうに差し当たりは思っています。

○飯田 分かりました。ありがとうございました。

【数的制限と株主総会決議の瑕疵の関係】

○伊藤 先ほどの議案の数え方についての補足が1つと、あと別のことを伺いたいと思います。

先ほど飯田先生、小出先生がお話しされていたところ、特に飯田先生が、結局10個目か11個目は取締役が決めるということなのでは、というふうなことをおっしゃっていたわけですが、順番を決められたとして、採決のときに直ちに分割できないような形の定款変更議案が出されたら、やはり困ることは困ると思うのですね。結局そうすると、最終的には権利濫用で処理せざるを得ないのかなと思います。

そのあたりの権利濫用の考え方は、山下先生が先ほど説明されたことに私は賛成します。あるいは

は、逆にそこまでひどくないのであれば、会社が任意に取り上げればよいというだけの話かもしれないと思いました。

それで、別の伺いたいこととして、議案の数の制限のルールが総会決議の瑕疵にどのように関係してくるのかというところが気になっています。報告を伺って2つ気になった点があります。

まず、そもそも議案の数の制限のルールに会社が違反して、本当だったら取り上げねばならなかったのに取り上げないということがあった場合は、これは従来どおり、議題を取り上げなかった場合と同じような処理になるのかなと思います。つまり、議案を取り上げなかったということは、それについて決議が行われていないので、取消しの対象も存在しないから、基本的には決議の取消しという話にはならない。ただし、ほかに成立した決議について決議方法の著しい不公正と言えるようなときには、そちらの方に取消事由があるというぐらいかなと思ったのです。この理解でよいのかということ伺いたいというのが1つ目です。

もう一つ、決議の瑕疵に関係しそうなところですけど、4ページと5ページで、山下先生は、制限を超えていた場合にも、会社が任意に通知することは可能だというお話をされました。これは拒絶事由にすぎないから、制限を超えていても、会社はたとえば12個目まで通知してやってもいいと。そこで、そのことが決議の瑕疵に結びつき得る場合として、任意に取り上げようと思ったら取り上げられるのに、それをせずに形式的に10個でバサッと切ったことが、招集手続であるとか決議方法の著しい不公正になるということが、論理的にはあり得るのではないかと、思ったのです。

つまり、株主が提案していること自体は12個目まではまっとうな提案で、穏当な会社であれば、任意に12個目まで取り上げるだろうと。ところが、その会社は12個目まで取り上げずに、バサッと10個で切ったと。そのような処理は、決議方法の著しい不公正になり得るのではないかなと、思ったということです。

これは、4ページで山下先生もおっしゃった、提案数が多いからといって、全部が当然に不合理で無意味な提案内容ではないという話と関係するのかなとも思ひまして、そのあたりについて、ご見解を伺えればと思います。

○山下 まず、ご意見をいただいた、改正305条5項の誰が拒絶対象議案を決めるかというところで、取締役が10と11を決めていいのかどうかというところですけども、先生のご意見を聞いたうえで改めて考えると、数的制限との関係で、どこまでの議案が数的制限にかかるかということ、5項の本文で取締役が決めることができたとして、先生がおっしゃるように、議案を分割するというような改変を行っていいのか、そこまでの権限が取締役に与えられているかということ、確かにそこは疑問があると思います。なので、そこは少し分けて考えないといけないと思います。

次に、ご質問の1点目ですが、取り上げなかったという場合の処理は、先生におっしゃっていただいた理解を私もしておりました。議案が取り上げられなかったということですので、取消しの瑕疵が生ずるような決議は原則としては存在しないのだけれども、同一議題の別議案に係る決議については取消事由が生じ得ますし、場合によっては、招集手続の著しい不公正になるということもあり得るのだろうなというふうには思いました。

また、ご質問の2点目ですけども、拒絶事由なので、10を超えて12を任意に通知することはできるということが大前提です。そのうえで、お尋ねいただいたシチュエーションで、著しい不公正となることが全くないかということ、ちょっと分からないところではあるのですが、私としては、形式的に切ることを許容するとしても仕方がないのではないかなと思っております。といいますのも、数的制限を導入したということは、内容とかをいろいろ考えずに切れるようにするために数的制限を課したということですので、そこは仕方がないのかなというふうにも思います。

○伊藤 ありがとうございます。

【議案の数の数え方と取締役の権限②】

○加藤 ご報告ありがとうございました。

今の伊藤先生のご質問に対する回答で山下先生のお考えは大体分かったのですが、追加で質問させて下さい。定款変更議案が305条4項に抵触した場合、定款変更議案の内容を修正する権限が取締役会にあると考えないと、このルールは機能しないと思います。

例えば、伊藤先生が出された10個目か11個目かという話をもう少し簡単にすると、株主としては定款変更の議案を1個出して、その中に20個の事項が含まれているという場合、305条4項4号に明らかに抵触するので、会社はこのまま取り上げる必要はありません。別の言い方をすると、20個のうちの10個分について、株主には権利がない。株主提案をする権利がないのだから、定款変更議案の内容を修正する権限が取締役会にはあるということにならないでしょうか。

伊藤先生が出されたような、定款に商号や本店所在地を変更する旨の1条を追加するというような場合は、確かに、取締役会が商号か本店所在地のどちらかに斜線を引くというような修正ができるかは難問です。しかし、少なくとも株主にはそのような議案をそのままの状態に招集通知に記載することを求める権利はないと思います。

最終的には交渉によって、株主が自ら適法な形に修正することが望ましいと、私も思います。しかし、そのような交渉が行われる際に、株主の権利及び取締役の権限の内容が出発点として明らかにされている必要があるのではないかと考えます。

このように考えると、山下先生がおっしゃった、定款変更議案を修正する権限は取締役にないという解釈は、伊藤先生がおっしゃったような例に限っての話なのか、それとも、事項ごとに規定が分かれているような場合も変更できないという趣旨なのかご意見を伺えたらと思います。

以上です。

○山下 もともと、会社と請求株主の間でやりとりをする中で、基本的には株主に修正してもらうということを考えていて、そのことが頭の中に

強くあったもので、先ほどのようなお答えをしてみました。けれども、内容に着目してどこかで切るということになりますので、そういう形式的には1の議案だけれどもどこかで切るということは、取締役の権限としてあると言わないと、そもそもこの規定の意味がないということは、確におっしゃるとおりかなと思いました。

悩ましいのが伊藤先生の例ですけれども……。

○加藤 伊藤先生の例で、10個目と11個目を含む定款変更議案を全て取り上げないことは、違法だと思います。9個しか取り上げていないということになるので。ですから、10個までは取り上げてもらい権利が株主にはあるのだと言わざるを得ません。株主が出した定款変更議案をどこまで修正できるかという話なのですけれども、取締役会に修正できる権限があると解釈した方が、株主と取締役会との間の交渉がうまく進むように思います。

つまり、株主としても、やはり練り直さないと変更されてしまう可能性があるというふうにした方が、取締役と株主との間の交渉がうまくいくのではないかと考えています。

○山下 ここでは、採決の方法は、いじっていないという話になっています。しかし、採決の方法というか、採決のための議案の構成の仕方まで影響が及ぶことになるということなのですかね。

他方で、10個の議案を必ず取り上げてもらえるかというところは、実は私はそうは思っていないというか、10個目と、11個目を切り分けることができるのだったら、10個のうちなのだけれど、権利濫用で切られたのだからもう9個ですかねというふうには考えていたので、そこは、私の中では、少し先生と意見の違うところかなというふうに思いました。

○加藤 仮に10個の範囲内であっても、権利濫用によって認められないということはあると思います。権利濫用というのは、権利はあるが濫用は認められないという話です。権利濫用の問題を考える際に、どこまでが権利として認められているのかということを確認にする必要があると思う

のです。

株主にとっては、株主総会の招集通知に書いてもらう、議案として取り上げてもらえる議案の内容が重要です。そして、株主が提案する定款変更議案が305条4項に違反する場合には、その一部しか招集通知には記載してもらえない権利しか株主には認められないと考えます。

ですから、取締役会は305条4項に違反する株主の議案の修正もできると解せるように思います。

【第1ルールと第2ルールの関係②】

○齊藤 議案の数え方は、私も非常に悩ましいと思っていますところですが。考え方として、厳密に第1ルール、第2ルールを決めるという考え方と、北村先生のようにざっくり両者を一緒に考えるという考え方があるというように議論から理解したのですが、これは議案というものの定義をしていなかったところに起因すると思われる。私も、北村先生と同じような立場によらざるを得ないのではないかと思います。

絶対的な基準から第1ルールを求めるといことになると、前田先生がおっしゃったような立場にならざるを得ないと思うのですが、そうしますと、正しい議案の数は、会社の数え方とも、株主の数え方とも違うという場合もあり得るような気がするのですが、実際の紛争は結局、これを2とか3だと言う会社と1だと言う株主、ほかの株主も意見を言うようだったら、その意見も関係するかもしれませんが、主張している当事者の中で、どの人の言い分が一番説得力があるかという相対的な評価によらざるを得ない。そのときに、社会通念上の固まりで、さらに両者は両立し得るかどうかというような点につき、その具体的な事案ごとに、誰の言い分が一番筋が通っているかという観点から判断せざるを得ないのではないかと思います。なので、抽象的な規範をこれ以上に厳密に詰めることは難しいのではないかと考えております。

北村先生が出された、田中亘先生がおっしゃった事案であれば、会社も1つであることを争わな

いのではないかと。3つに分けてどれか1つだけ通ってしまったら会社も困るのではないかと思います。そういう場合は、会社と株主の間で、そもそも数の数え方に争いが出ないかもしれない。そういう事案もあり得るということで、あまり絶対的な基準の定立にこだわらない方がいいのではないかと考えております。

最終的に悩ましい事案というのが出てくるはずで、それを内容の制限のところでは排除する余地を本来は残していたのではないかと考えるのですが、それが今回の改正で落ちてしまったので、内容につき濫用的なものが何かという点を解釈でもきちんと具体化していかないと、会社も、最後の一般条項で拒絶する余地がなくなってしまう。今後の課題はそこにあるのではないかなと考えております。

以上、コメントです。ありがとうございました。
○山下 非常に悩ましい問題だということはいく分分かりました。

【議場における議案提案の限界】

○洲崎 議場における議案提案権については、提案数の制限がありません。そもそも、取締役会設置会社では、招集通知の際に議題として通知された事項以外は決議できません。定款変更の場合だと、議題として通知されるのは「定款一部変更の件」で、議案として具体的に定款第何条をこういうふうに変更するという形で出てくるのだらうと思います。この場合に、会社側が議案として改正を提案しているのとは全く別の定款の条文について株主が議場で議案を提案することは制限無しに認められるのでしょうか。例えば会社側が定款15条を変更するという議案提案をしたのに対して、株主が議場で、定款2条はこういうふうに変更する、3条はこういうふうに変更するという形で、議案提案をすることは認められるのか。議題は定款変更として事前に通知されており、その議題に関する議案であるとして、追加的に議案提案をすることができるのかどうか。

一般論としてそのような議案提案は排除されて

いないのだとすると、今回の議案提案の制限は、議場での提案にはかかってこないもので、議場で幾つでも出せるということになりそうですが、それについては議長の議事整理権・秩序維持権で処理するという事なのか。

○山下 修正動議ではなくて、ということでしょうか。

○洲崎 修正動議ではなくて、定款変更という同じ議題の範囲内で、全く別の定款の条文の修正を提案してきたというようなケースです。だから、修正動議とはちょっと違うと思います。

○山下 議題の「定款の一部変更の件」というところだけから言うと、確かに出せるような気もするのですが、修正動議ですら、議題から予見可能な範囲内に限定されるという議論からすると、果たしてそういうのが自由に出せるのかというのはよく分からない。しかし、最後は議長の議事整理権で対応できるのではないかなという、ちょっと安易かもしれませんが、そういう解決があるのかなとは思いますが。

○洲崎 15分ぐらいはしゃべらせてやるけれども、それ以上はだめよという形で発言を打ち切らせるということでももちろん対処はできると思いますが、そもそもの議題と議案の関係についてよく分からなかったのが伺った次第です。しかし、この点については定説があるわけではないということでしょうかね。

○山下 あまりこの点は考えていなかったこともあり、すみません、また勉強しておきます。

○洲崎 どうもありがとうございました。

【議案の数の数え方をめぐる会社と株主の間の見解の相違がある場合の争い方】

○黒沼 議案の数の数え方について会社と株主の間で争いがあるような場合に、難しい問題が生じるのは当然と言えば当然なのですが、株主が10以上の提案であるということを知覚して優先順位を付けてきた場合に、会社は株主と違う数え方をして、かつ10以上と考えれば、その優先順位を無視して特定の議案を取り上げないというこ

ともできてしまうように思われるのですね。そういったことを認めていいのかという点について、ご意見があれば教えていただけたら幸いです。

○山下 会社と株主の間で見解の相違があって個数の数え方が違うとすると、株主が言っている優先順位がもう機能しないというのはおっしゃるとおりでして、そこで交渉で解決できないのであれば、最終的には、株主が言う優先順位というのは適用しようがないので、取締役が決めるということになるのかしらというふうに考えます。

○黒沼 最終的には、裁判で決議の瑕疵があるかどうかという形で争われることになるということでしょうか。

○山下 それか、仮処分ですかね。招集通知に記載することを求める仮処分命令の中で争う余地はあるとは思いますが。

○黒沼 なるほど。質問に対する答えとしてはよく分かりました。ありがとうございます。

○前田 まだご質問があるとは思いますが、時間になりましたので、本日の研究会はこれで閉会とさせていただきます。

山下先生、ご報告どうもありがとうございました。

日本証券取引所グループ金融商品取引法研究会 (2020/09/25)

令和元年会社法改正(2) 一株提案権

京都大学 山下 徹哉

1 はじめに

- 施行日
 - 改正法(会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号))の公布の日(令和元年12月11日)から1年6月内(附則1条本文)。
 - 法務省案:令和3年(2021年)3月1日予定
- 株主提案権に係る経過措置
 - 施行前にされた会社法305条1項の規定による請求(議案要領通知請求権)については、なお従前の例による(附則3条)。
 - 改正前の規律を前提としてされたと思われる施行日前の請求に改正法の規定を適用すると、請求株主に不測の不利益を生じさせるおそれがあるから(竹林俊憲ほか「令和元年改正会社法の解説〔II〕」商事法務2223号(2020)4頁、10頁)。

2 株主提案権に関する規律の改正の概要

(1) 改正の経緯

- 株主提案権の導入時(昭和56年商法改正)の議論(稲葉威雄「改正会社法」(金融財政事情研究会、1982)131頁)
 - 株主が自らの意思を株主総会に訴えることができる権利を保障することにより、株主の疎外感を払拭し、経営者と株主の間あるいは株主相互間のコミュニケーションをよくして、開かれた株式会社を実現しようとするものである。
- 株主提案権の導入時の背景事情(稲葉・前掲126頁～127頁)
 - 当時の株主総会は、特殊株主たる総会屋が跋扈し、さしたる議論もなく短時間で会議が終了していた。
 - 形骸化した株主総会を実質的に機能するものとする(形骸化の是正:その活性化)が必要と考えられた。
 - 株主提案権は、株主総会において個々の株主の意思がよりよく反映されるようにして、一般の株主の株主総会への参加意欲を向上させるための措置の一つ。
- 株主提案権の制度目的
 - 株主からの提案が出され、それが他の株主に通知され、あるいは株主総会の場で取り上げられる、ということ自体に意味がある、という理解(前田重行「株主提案権

- (商法232条ノ2)の解釈論的検討』『株主総会制度の研究』(有斐閣、1997)171頁、175～178頁、後藤元「株主提案権に関する規律(とその趣旨)の見直し」商事法務2231号(2020)13頁)。
- 株主による提案が、経営陣の反対にもかかわらず、実際に決議として成立する、というようないふことは期待されず。
- 経営者としては噴飯物の提案や特殊株主による提案がなされることはあるだろうが、真摯に対応し、不合理なものであれば多数決で否決すればよい(稲葉・前掲131頁)。
- 従前の利用例(中西敏和「株主提案権制度の変化と総会実務への影響」資料版商事法務338号(2012)14頁、田中慎一「株主提案権制度の問題点」西南学院大学法学論集45巻3=4号(2013)167頁)
 - 導入当初より、支配権争奪のために用いられたり、社会運動の一環として利用されたりと様々な目的で用いられる。
 - 運動型株主による提案(電力会社に対する原発反対運動など)が増加。
 - 特に2000年代に入ってから投資ファンドによるアクティビズムの一環としての提案が増加。
- 株主提案権の改正の契機
 - 明らかに濫用といえる事例の出現。
 - ◇ 2012年の野村ホールディングスにおける株主提案。
 - ◇ 2012年のHOYAにおける株主提案。
 - 一定の目的による株主提案権の行使が権利の濫用として許されない場合があることを認める裁判例(東京高決平成24年5月31日資料版商事法務340号30頁)。
 - 日本の上場会社の株主総会のあり方の変化。
 - ◇ 総会屋の消滅。
 - ◇ IRの場としての活用。
 - ◇ 株式持合いの解消と、外国人投資家・機関投資家の保有比率の増加。
 - ◇ スチュワードシップ・コードの策定。
 - 研究者や実務家による改正提案
 - ◇ 濫用の抑止策(武井一浩「株主提案権の重要性と適正行使」商事法務1973号(2012)52頁、松井秀征「株主提案権の動向」ジュリスト1452号(2013)41頁、松尾健一「株主提案権の見直しの要否—近時の特徴的な行使事例を踏まえて」法律時報86巻3号(2014)48頁、荒達也「株主提案権」法学教室421号(2015)11頁等)
 - ◆ 株主提案権の行使が権利濫用として許されない類型の検討。
 - ◆ 定款記載事項に限界を設けることの検討。

- ◆ 提案議案数の制限を導入することの検討。
 - ◇ 状況変化への対応（松尾・前掲 53 頁、飯田秀総「株主提案権の濫用的な行使と会社法改正」資本市場研究会編『企業法制の将来展望—資本市場制度の改革への提言（2018 年度版）』（資本市場研究会、2017）227 頁、248 頁～249 頁、松中学「株主提案権制度の目的—日米比較を踏まえて」森淳二朗先生退職記念『会社法の到達点と展望』（法律文化社、2018）432 頁、450 頁～451 頁）
 - ◆ 株主提案権の制度趣旨自体を見直し、経営者の規律付けの手段としての機能を重視しようとする見解。
 - ◆ 300 個以上の議決権という持株要件の引上げまたは削除。
- (2) 改正の内容
- 数的制限の導入
 - 取締役会設置会社の株主が議案要領通知請求をすることのできる議案の数の上限を 10 とする旨の定めを追加（改正 305 条 4 項・5 項）。
 - 内容的制限の導入の試みと削除
 - 法案段階では、専ら人の名誉を侵害するなどの不当な目的による議案の提出などの場合を請求拒絶事由とする改正も提案。
 - その他の論点
 - 300 個以上の議決権という持株要件の引上げまたは削除。
 - 株主総会の日のも週間前までという株主提案権の行使期限の前倒し。
- (3) 改正の趣旨
- 立案担当者の説明（竹林ほか・前掲解説 4 頁）
 - 株主提案権が濫用的に行使されること（1 人の株主により膨大な数の議案が提出されるなど）により、株主総会における審議の時間等が当該議案に割かれ、株主総会の意思決定機関としての機能が害されたり、株式会社における検討等に要するコストが増加したりすることなどが弊害として指摘されている。
 - 株主提案権が本来の目的に資するように行使されることを確保するため、株主提案権の濫用的な行使を制限するための措置として、提案できる議案の数を制限する。
 - 改正の基本的方向性
 - 明らかに濫用事例の出現への注目とその弊害への対処。
 - その帰結（後藤・前掲 14 頁～15 頁）
 - 300 個以上の議決権という持株要件の引上げまたは削除は、見直しの対象とならず。
- 国会での法案審議における内容的制限の削除提案に抗しきれず。
- 3 議案要領通知請求における議案の数の制限
- (1) 制限の趣旨
- 株主提案権の濫用的な行使による弊害に対処する。
 - 「弊害」（竹林ほか・前掲解説 4 頁）
 - 株主総会における審議の時間等が当該議案に割かれ、株主総会の意思決定機関としての機能が害されたり、株式会社における検討等に要するコストが増加したりすることなど。
 - 株主総会における審議の時間について
 - 改正法成立前の説明（部会資料 3 第 1（補足説明）、中間試案の補足説明・第 1 部 第 2 冒頭部分、神田秀樹「株式会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案」の解説（II）」商事法務 2192 号（2019）4 頁）
 - ◇ 「株主総会における審議の時間等が無駄に割かれ」
 - ◇ 提案数が多ければ、当然に不合理で無意味な提案内容であり、その審議の時間は無駄であると断定することができかねる疑問がある。
 - 一たとい提案の内容が合理的なものであっても、特定の株主が株主総会における審議の時間等を独占することは問題である、という評価を会社法は行った（飯田秀総「株主提案権の濫用的な行使と会社法改正」資本市場研究会編『企業法制の将来展望—資本市場制度の改革への提言（2018 年度版）』（資本市場研究会、2017）227 頁、258 頁～259 頁、神田秀樹ほか「【座談会】『会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱』の検討」ソフロー研究 29 号（2019）21 頁、47 頁～48 頁（飯田秀総発言、藤田友敬発言）、飯田秀総「株主提案権に関する規律の見直し」法律のひろば 73 巻 3 号（2020）18 頁）。
 - 株式会社における検討等に要するコストについて
 - 立案関係者による説明（部会資料 3 第 1（補足説明）、中間試案の補足説明・第 1 部 第 2 冒頭部分、神田・前掲 4 頁、竹林俊憲ほか「令和元年改正会社法の概要」商事法務 2220 号（2020）4 頁、7 頁）
 - ◇ 「株式会社に於ける検討や招集通知の印刷等に要するコスト」
 - ◇ 「ほかの株主による議案の検討等に要するコスト」（飯田・前掲ひろば 18 頁）
- (2) 制限の対処
- 取締役会設置会社の株主が議案要領通知請求（305 条 1 項）をする場合に、当該株主が同一の株主総会において提出することができる議案の数の上限を 10 とする。
 - 取締役会非設置会社について（竹林ほか・前掲解説 5 頁）

- 議案の数の数え方が必ずしも明確でないため、会社が安全策をとって適法な議案の提案があったところ、実は、客観的には10を超えていたという場合に、任意の通知をすれば決議に瑕疵が生じることになれば、会社にとつて酷。
 - その10を超える部分の議案に係る決議のうちどの決議に瑕疵が生じることになるのかも不明確であり、混乱が生じ得る。
 - 「適用しない」という文言の是非(法制審議会会社法制(企業統治等関係)部会第16回会議事録19頁(前田雅弘委員発言)、第200回国会衆議院法務委員会会議録第11号(令和元年11月22日)19頁(申田誠一委員発言))
 - 従前から拒絶事由と解されている泡沫提案の制限(改正会社法305条6項)も同様に「適用しない」という文言を用いていた(竹林ほか・前掲解説6頁)。
- (4) 制限の数**
- 10とされた理由(竹林ほか・前掲解説6頁)
 - 近年の行使状況を見ると、株主の提出に係る議案の数は、各株主につき多くても10程度にとどまっていること。
 - 株主が同一の株主総会に議案を何十も提出する必要がある場合は想定しづらいこと。
 - 市民運動型の提案も含め従来の株主提案の実務(の大部分)を実質的に制限はせず、ごく一部の悪用的な行使を思いとどまらせるようなメッセージを送るもの(齊藤真紀「株主提案権の規制」ジュリスト1542号(2020)28頁)。

(5) 議案の数の数え方

ア 総説

- 改正前の状況＝明確な基準なし
- 役員等の選解任等に関する議案は、1候補ごとに1議案(東京地判平成19年12月6日判タ1258号69頁参照)。
- そのほかの案件の場合も、採決の単位としてふさわしい範囲で1つの議案。
- 改正法
- 役員等の選解任等に関する議案や定款変更に関する議案について、議案の数の数え方に関する特別の定めを置いた(改正305条4項後段各号)。
- ※ 提出可能議案数の制限(10)を上回っているか否かの判断においてのみ妥当。

イ 役員等の選解任等に関する議案

- 役員等(取締役、会計参与、監査役または会計監査人)の選任または解任に関する議案および会計監査人を再任しないことに関する議案は、当該議案の数にかかわらず、1の議案とみなされる(改正305条4項後段1号～3号)。

- 株主総会が会社法に規定する事項および会社の組織・運営・管理その他会社に関する一切の事項について決議することができること(295条1項(取締役会非設置会社における株主総会の万能機関性))。
- 株主が議場において新たな議題・議案を追加して提案することができること(303条1項(議題提案権の行使期限の定めなし))。
- 機関権限の分配として、株主が株主総会の決議を通じて会社経営に直接関与することが想定される→株主総会の議場において臨機応変に議題・議案を設定できることが必要となり得る。
- 議題提案権(303条)について(竹林ほか・前掲解説5頁)
- 改正前会社法で、株主の基本的権利であるとして、実質的に同一の議案の提出の制限(304条ただし書、改正前305条4項(泡沫提案の制限))と同様の制限を設けていなかったこと。
- 数的制限の必要性が大きいこと。
- ◇ 株主総会参考書類を交付しなければならぬ会社においては、株主が議題提案権を行使したがこれに対処する議案の要領を追加したときは、会社は提案を拒否できると解される(会社則93条、66条1項1号参照)。
- ◇ 議題提案権の性質上、膨大な数の議題を提案することは想定しがたい。
- 議場における議案提案権(304条)について(竹林ほか・前掲解説5頁～6頁)
- 数的制限の必要性が大きいこと。
- ◇ 取締役会設置会社では、召集者が会議の目的と定めて株主に通知した事項以外は決議できない(309条5項)。
- ◇ 議案の修正動議の範囲は議題から予見可能な範囲内に限定される。
- ◇ 議長は議事整理権・秩序維持権(315条1項)に基づく議案の取捨選択が可能。

(3) 制限の効果

- 株主が10を超える数の議案を提出する場合には、その10を超える部分の議案については、議案要領通知請求権は否定される(改正305条4項前段)。
- 10を超える部分の議案について、通知をする法的な義務を会社に発生させるといいう株主の通知請求権は存在しない(「前三項の規定は、十を超える数に相当することとなる数の議案については、適用しない」)。
- 拒絶事由を定めたもの(神田・前掲5頁、竹林ほか・前掲解説0頁)
- 会社が拒絶せずに任意に議案の要領を通知することは認められる。
- 任意に通知した場合に、株主総会決議に違反の瑕疵は、生じない。
- 実質論(法制審議会会社法制(企業統治等関係)部会第14回会議事録32頁(野村修也委員発言)、法制審議会会社法制(企業統治等関係)部会第16回会議事録19頁(前田雅弘委員発言))

- 論点1：条文上の根拠（飯田・前掲ひろば21頁～23頁参照）
 - 第2ルールの「2以上の議案」か否かは、第1のルールにより決まるが、第1のルールそのものを定める規定は、改正後の会社法には存在しない。
 - 改正305条4項4号の「2以上の議案」の「議案」とは、「提案者が設定した議案の形式ではなく、その内容に着目して、1のまとまりと考えることのできるものを意味すると解釈すべきか。
 - そして、改正305条4項で用いられるほかの「議案」という文言も同様に解釈すべきだとすれば、同項各号に掲げた議案以外の議案も、数目的制限の適用に際しては、請求株主の設定した議案の形式ではなく、議案の内容に着目して、その数を数えるべきことに（飯田・前掲ひろば25頁注9）。
 - 論点2：第1のルールにおける議案の数の数え方
 - 立案担当者の例示（竹林ほか・前掲解説8頁）
 - ◆ 商号と本店所在地一別個の定款記載事項を変更する議案一別個の議案
 - ◆ 「監査等委員会の設置とそれに伴う規定の整備を行う」という議案と「監査役の廃止とそれに伴う規定の整備を行う」という議案一「監査等委員会の設置や監査役の廃止に伴う一連の変更だから、それぞれ1の議案？」
 - 第1のルールにおける議案の数の数え方は、社会通念に照らして判断する？（法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会第17回会議事録12頁（田中巨幹事発言）、14頁（北村雅史委員発言）参照）
 - 論点3：第2のルールにおける相互に矛盾する可能性の有無の判断基準
 - 議決が分かれると法令上相容れない定款条項の併存を招く場合一明らかに当たる（竹林ほか・前掲解説8頁、齊藤・前掲29頁）。
 - それ以外の場合は？
- (6) 拒絶する議案の決定の方法
- 具体的にいずれの議案を拒絶の対象にするかを、誰がどのように決めるのか。
 - 改正法（改正305条5項）
 - 原則として取締役がこれを定める。
 - 請求株主が提出しようとする2以上の議案の全部または一部について議案相互間の優先順位を定めている場合には、取締役は、その優先順位に従い、これを定める。
 - 理由（竹林ほか・前掲解説9頁）
 - 株主提案権を行使する株主の意思を尊重する必要性と会社の事務負担の程度を考慮して、そのバランスをとったもの。
 - 取締役による決定の方法（竹林ほか・前掲解説9頁注10）
 - 予め株式取扱規程等で定めておくことが考えられ、その決定方法が合理的なものである限り、取締役は、その方法に従って決定できる。

- 理由（竹林ほか・前掲解説7頁）
 - 従来の取扱いのように1候補者ごとに1議案だとする場合、役員等の数次第では1の株主総会において株主が希望する全ての人事案を提出できなくなること。
 - 提出できたとしても他の議案の提出可能数が大きく制約されるおそれ。
 - 株主提案権の行使を過度に制約する懸念がある。
 - 婦村（飯田・前掲ひろば21頁）
 - 取締役の全部または一部を入れ替えて行う「支配の交代」（松中・前掲435頁）を株主自身が費用負担して行うほかの手段（委任状勧誘など）によらなくともよいという従来の法状態が最大限維持される。
 - なお、役員の種類ごとに分けて数えることはしない。
 - 取締役、会計参与、監査役または会計監査人の各役職のうちの複数について選任を提案する場合も、すべてまとめて1の議案となる。
 - 議題をまたぐ場合にも、議案の数の数え方としては1ということに（齊藤・前掲29頁）。
- ウ 定款変更に関する議案
- 定款の変更に関する2以上の議案は、当該2以上の議案について異なる議決がされたとすれば当該議決の内容が相互に矛盾する可能性がある場合に、1の議案とみなされる（改正305条4項4号）。
 - 理由（竹林ほか・前掲解説8頁、齊藤・前掲29頁）
 - 定款変更に関する議案は、提案者が採決の単位としてふさわしいと考える限りで、任意に1つまたは複数の議案として設定することができる。
 - 株主が、相互に無関係な、膨大な数の条項を1の議案として提出するときに、そのまま1の議案として取り扱うならば、数目的制限の意味が大幅に減殺される。
 - 議案の数の数え方について、提案者の任意に委ねず、一定のルールが必要となる。
 - 規定の意味（竹林ほか・前掲解説8頁）
 - 第1ルール
 - ◆ 提出可能議案数の制限との関係では、定款の変更に関する議案は、原則として、請求株主が設定した議案の形式ではなく、その内容に着目して議案の数を数え、議案の数の制限を及ぼすのが相当である。
 - 第2ルール
 - ◆ 定款の変更に関する2以上の議案が提出された場合に、これらの議案について異なる議決がされたとすれば当該議決の内容が相互に矛盾する可能性があるときは、それらの議案の内容に密接な関連性が客観的に認められ、表裏一体のものとしてまとめられて可決されることが念頭に置かれて提出されていると考えられるため、提出可能議案数の制限との関係では、1の議案とみなす。

- ◇ 合理的な決定方法の例：議案を原則として株主が記載している順序に従って、横書きの場合には上から(縦書きの場合には右から)数えて決定するものとす
るが、議案が秩序だてて記載されていないなど、その順序を判断することが困難である場合には、取締役が任意に選択するものとする方法など。
- ▶ 法務省令による定め?
- 拒絶対象議案の決定と内容制限・権利濫用による拒絶との関係 (神田ほか・前掲57頁～60頁、飯田・前掲ひろはら20頁)
 - ▶ 株主が10を超える議案を提出しようとするとき、株主が定める優先順位に従って選択された上位10の議案の中に、内容制限等に該当して拒絶できる議案が1つあるような場合。
 - ◇ α説：残りの9の議案のみを通知の対象とすれば足りる。
 - ◇ β説：排除された議案の代わりに次順位の1つの議案を通知の対象に加えなければならぬ。
 - ▶ β説の主張
 - ◇ 議案の数の数え方において株主と会社側に見解の相違が生じる可能性。一株主の意図に反して10を超える部分の議案が拒絶され、残った10の議案のうちからさらに一部を拒絶というのは、株主にとつて不利益。
 - ◇ 10の議案を形式的に決めて、その中に違法なものが含まれていれば、その分だけ次順位のものを追加するという作業は、事務負担として大きくない。
- ▶ 検討
 - ◇ 株主が100の議案を提出し、株主の定める優先順位によれば90番目までの議案は、内容制限や権利濫用による拒絶があり得るものである一方で、91番目以降の議案は、拒絶はあり得ない合理的な内容であるような場合は?
 - ◇ 議案の数の数え方における見解の相違とそれ起因する株主の不利益は、請求株主と会社側のコミュニケーション+協議で、最小化される?

(7) 複数の株主による共同行使の場合

- 議案要領通知請求権は、複数の株主により共同して行使される場合がある。
 - ▶ 請求株主の特殊要件(305条1項ただし書)を合算して充足させる目的。
 - ▶ ほかの目的。
- 共同行使の場合において、提出することができる議案の数は、株主ごとに計算され、株主ごとに制限が適用される(神田・前掲8頁、竹林ほか・前掲解説6頁注5、飯田・前掲ひろはら23頁、齊藤・前掲30頁～31頁)。
 - ▶ 具体例(中間試案の補足説明・第1部第2の1(5)、竹林ほか・前掲解説6頁注5)
 - ◇ 株主A、BおよびCが議案要領通知請求権を共同行使し、10の議案を提出した場合には、さらにAがほかの株主Dとの共同行使により別の議案を提出しよ

うとしても、それは許されない。

- ◇ 株主A、BおよびCが共同行使により6の議案を提出した場合には、Aがほかの株主Dとの共同行使により提案できるのは4までの議案である。
- 共同行使を複数の組合せで行った結果、複数の組合せに共通する株主について10を超える数の議案を提出するという状況になった場合に、拒絶する議案はどのように決定されるべきか(飯田・前掲ひろはら23頁～24頁)
 - ▶ 株主A、BおよびCが10の議案を提出し、さらに株主AおよびDが6の議案を提出するような場合である。このときに、計16の議案に関する改正305条5項ただし書に基づく株主による優先順位の定めとして、AおよびDは、A・Dグループの6の議案を優先するという優先順位を定めているが、BおよびCは、A・B・Cグループの10の議案を優先するという優先順位を定めているような場合。
 - ◇ I説：個々の株主を見たとときにAのみが提出できる議案の数の上限を超えているので、優先順位の定めはAの意思に従えばよいという考え方。
 - ◇ II説：優先順位の定めについて両グループの意見が一致しない限り、優先順位の定めはないものとして、改正305条5項本文に基づき取締役が決めればよいという考え方。
 - ▶ 共同行使の場合でも、提出できる議案の数は、株主ごとに計算され、株主ごとに制限が適用されるという仕組みになっていることからすれば、I説の方が論理的であると指摘される。

日本取引所グループ金融商品取引法研究会

令和元年会社法改正(3)－取締役の報酬等－

2020年10月23日(金) 15:00～16:55

オンライン開催

出席者(五十音順)

飯田	秀総	東京大学大学院法学政治学研究科准教授
石田	眞得	関西学院大学法学部教授
伊藤	靖史	同志社大学法学部教授
梅本	剛正	甲南大学共通教育センター教授
片木	晴彦	広島大学大学院人間社会科学研究科実務法学専攻教授
加藤	貴仁	東京大学大学院法学政治学研究科教授
川口	恭弘	同志社大学法学部教授
北村	雅史	京都大学大学院法学研究科教授
久保	大作	大阪大学大学院高等司法研究科教授
黒沼	悦郎	早稲田大学大学院法務研究科教授
齊藤	真紀	京都大学大学院法学研究科教授
白井	正和	京都大学大学院法学研究科教授
洲崎	博史	京都大学大学院法学研究科教授
高橋	陽一	京都大学大学院法学研究科准教授
船津	浩司	同志社大学法学部教授
前田	雅弘	京都大学大学院法学研究科教授
松井	秀征	立教大学法学部教授
松尾	健一	大阪大学大学院高等司法研究科教授
山下	徹哉	京都大学大学院法学研究科准教授
山下	友信	同志社大学大学院司法研究科教授

【報 告】

令和元年会社法改正（3）—取締役の報酬等—

京都大学大学院法学研究科教授
北村雅史

目 次

- I. はじめに——改正の背景
- II. 報酬等の決定方針
 - 1. 新会社法 361 条 7 項の趣旨・概要
 - 2. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針として法務省令で定める事項
 - 3. 取締役個人別報酬決定の再一任
 - 4. 取締役の個人別報酬の決定方針に違反して取締役報酬が決定された場合
- III. 報酬決議における理由説明
- IV. 株式報酬等についての明文化
 - 1. 背景
 - 2. 株式を報酬とする場合
 - (1) 定款又は株主総会決議
 - (2) 株式報酬としての募集株式の無償発行
 - (3) 募集株式の無償発行と資本金
 - (4) 募集株式の無償発行と有利発行規制との関係
 - (5) 報酬等として定めた募集株式の数の上限を超過した募集株式の発行
 - (6) 株式報酬の範囲
 - 3. 新株予約権を報酬とする場合
 - (1) 定款又は株主総会決議
 - (2) 新株予約権の行使価格の特則（0円ストックオプション）
- V. 事業報告における開示の充実
討 論

○前田 それでは、定刻になりましたので、JPX 金融商品取引法研究会を始めさせていただきます

本日は、令和元年会社法改正の第3回目、「取締役の報酬等」につきまして、京都大学の北村雅史先生にご報告いただくことになっております。

それでは、早速ですが、北村先生、よろしくお願いたします。

○北村

I. はじめに——改正の背景

取締役の報酬規制は、従来、取締役が高額の報酬を自ら決定することの、いわゆるお手盛りの弊害に対処するものでありました。そのため、取締

役報酬として会社から流出する金額に着目した規制になっており、取締役全員の報酬の合計額の上限を定款又は株主総会決議で定めれば足りることになっていました。

しかし、報酬は、取締役に業績向上へのインセンティブを付与するように設計すべきということが、コーポレート・ガバナンスの観点から主張されて久しいわけです。我が国の役員報酬は、欧米と比べると基本（固定）報酬額の割合が大きく、これでは、リスクをとって多くのリターンを会社にもたらすインセンティブを持ちにくいと言われております。我が国企業の収益力・「稼ぐ力」の向上や中長期的な企業価値向上のための取組み等の一つとして、取締役等にインセンティブを付与す

る報酬の導入の促進が重要課題となっていました。

そのためには、お手盛り防止のための報酬規制では不十分であり、取締役報酬の設計を適切に行うことが取締役会の職責であることを明らかにする必要があります。また、従前の会社法の下では、業績連動型報酬の一種である株式報酬についての規制が必ずしも明確ではなかったこともあり、株式報酬及び新株予約権を報酬にする場合も、適切に取締役等に付与するための規制の整備が必要になりました。

そこで、令和元年会社法改正では、取締役の報酬等について、①取締役の報酬等の内容の決定手続等の透明性を向上させる、②株式報酬等の規制を明確化し合理化する、大きく分けるとこの2点についての改正が行われました。

報酬についての改正は、施行日は原則どおりで、交付の日（令和元年12月11日）から起算して1年6月を超えない範囲内で政令で定める日ということになります（会社法の一部を改正する法律・附則1条本文）。

本報告においての「新会社法」等の文言については、以下のとおりです。また、引用した文献については、報告の最後に挙げておくことにします。

新会社法……令和元年改正後会社法

改正前会社法……令和元年改正前会社法

（単に）会社法……令和元年改正前後で変更のない条項

改正施行規則案・改正計算規則案……令和2年9月1日にパブリックコメント手続に付された会社法施行規則改正案・会社計算規則案

要綱……会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱

中間試案……会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案

部会……法制審議会・会社法制（企業統治等関係）部会

II. 報酬等の決定方針

1. 新会社法 361条7項の趣旨・概要

新たに会社法 361条7項が追加されました。7項は、次のように規定しています。

次のア又はイに該当する株式会社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の内容として定款又は株主総会決議による会社法 361条1項各号の定めがある場合には、当該定めに基づく取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針として法務省令で定める事項を決定しなければならない。ただし、取締役の個人別の報酬等の内容が定款又は株主総会決議により定められているときは、この限りでない。

ア 監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であって、その発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないもの

イ 監査等委員会設置会社

取締役会に報酬等の決定方針を決定させることによって、報酬の側面から経営陣に対する監督機能を発揮させるということが、この規定の趣旨です。アとイの会社というのは、社外取締役を選任しなければならない会社であり（アについて新会社法 327条の2）、そういう会社では取締役会による経営陣の監督が強く期待されるため、取締役会による報酬等の決定方針の決定が義務付けられることになりました。

なお、同じく社外取締役の設置が義務付けられている指名委員会等設置会社では、既に改正前会社法の下で、報酬等の決定方針を報酬委員会が決定することになっています（会社法 409条1項）。

「報酬等の決定方針」の対象となる取締役から監査等委員会設置会社の監査等委員である取締役を除くのは、監査等委員である取締役の報酬は、監査役報酬に準じて監査等委員でない取締役の報酬と区別して定められ、また、その定め範囲内で監査等委員である取締役の協議によって個人別の報酬を定めることになっているからです（会社法 361条2項・3項）。

今回の改正で、この報酬の決定方針の決定以外のところでは、監査等委員かどうかを特に区別していないようです。

そして、新会社法 361 条 7 項の「方針」ですが、これは取締役会が取締役の個人別報酬を決定する場合の方針ですので、定款の定め又は株主総会決議により取締役の個人別の報酬が定められている場合は、決定する必要はないということになります（同項ただし書）。

2. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針として法務省令で定める事項既にパブリックコメントで会社法施行規則案が示されています（改正施行規則案 98 条の 5）。

（1）報酬の種類ごとの算定方法等

本報告では、業績連動報酬等と非金銭報酬等以外のものを「固定報酬」といいますが、固定報酬、業績連動報酬等、非金銭報酬等それぞれにおいて、その額とか算定方法の決定に関する方針を決定しなければなりません。業績連動報酬等については、「業績指標」に関する方針も定めることになっています。

- ・業績連動報酬等でも非金銭報酬でもない報酬（以下、本報告では「固定報酬」という）の場合、個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

- ・業績連動報酬等（利益の状況を示す指標、株式の市場価格の状況を示す指標その他の株式会社又は株式会社の関係会社の業績を示す指標（以下「業績指標」という）を基礎としてその額又は数が算定される報酬等）がある場合、当該業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針

- ・非金銭報酬等（募集株式又は募集新株予約権と引換えにする払込みに充てるための金銭を取締役の報酬等とする場合における当該募集株式又は募集新株予約権を含む）がある場合、当該

非金銭報酬等の内容の概要及び当該非金銭報酬等の額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針

（2）報酬の種類ごとの額の割合、時期・条件

固定報酬、業績連動報酬等、非金銭報酬等の額の割合をどうするのかという方針などです。

- ・固定報酬の額、業績連動報酬等の額、又は非金銭報酬等の額の、取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

- ・取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

（3）個人別報酬決定の再一任

個人別報酬決定を再一任する場合、これも方針として決めなければなりません。

- ・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任することとするときは、(a) 当該委任を受ける者の氏名、地位若しくは担当、(b) (a) で定めた者に委任する権限の内容、(c) 委任された者によるその権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずることとするときは、その内容

「第三者」というのは部会の議論に入っていないのですが、施行規則案では入っています。

(c) の「その権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずることとするときは、その内容」ということですが、例えば社外取締役が構成員の過半数である任意の報酬委員会を設置し、その委員会の勧告に基づいてとか勧告を尊重して代表取締役が各取締役の報酬を決定することなどが想定されるのかなと思っています。

なお、この再一任に関する問題点については、次の 3 でも述べることにします。

（4）その他

- ・ (3) 以外の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法
- ・ その他、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項

法務省令案の内容ですが、基本的には、中間試案及びその後の部会での考え方に従ったものとなっています。ただ、「その他の第三者」という部分がなぜ入ったのかは分からないところです。

3. 取締役個人別報酬決定の再一任

中間試案の段階では、個人別報酬決定を代表取締役等に再一任する場合には株主総会の決議を要するという案が、選択肢の一つとして示されていました。再一任は、取締役会の代表取締役への監督機能を低下させる懸念がありますので、この選択肢には賛成する意見が多かったわけです。一方で、経済界からは慎重な意見も寄せられまして、最終的には要綱に盛り込まれませんでした。

もっとも、要綱及び改正後の法務省令の改正によって、再一任がされる場合には、事業報告においてその再一任の旨が開示されることになりました。これにより株主は、再一任の有無や理由、委任された権限が適切に行使されるための措置を知ることができ、それについて定時株主総会で質問し、またその情報を議案の賛否に勘案することが可能になります。このことから、株主総会の決議事項にはならなかったものの、再一任についての株主の監督は一定程度機能することになります。

再一任の場合の開示について、法務省令案では事業報告の記載事項として以下の事項が示されています（改正施行規則案 121 条 6 号の 3）。

株式会社が当該事業年度の末日において取締役会設置会社（指名委員会等設置会社を除く。）である場合において、取締役会から委任を受けた取締役その他の第三者が当該事業年度に係る取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容の全部又は一部を決定したときは、その旨及び次に掲げる事項

- イ 当該委任を受けた者並びにその内容を決定した日における会社における地位及び担当
- ロ イの者に委任された権限の内容
- ハ イの者にロの権限を委任した理由
- ニ イの者によりロの権限が適切に行使されるようにするための措置を講じた場合にあっては、その内容

ハとニは、再一任における開示を強化する観点から、特にハの部分は、中間試案の補足説明や部会での議論では具体的には示されなかったところですが、これも開示事項とされています。

再一任をする場合は、株主総会決議によってその旨を決定すべきとする選択肢は採用されませんでした。取締役会が取締役の個人別報酬の決定を代表取締役等に再一任することができるのは、株主総会決議（又は定款の定め）が再一任を許容する趣旨のものでなければならぬと解されており（前田 38 頁参照）、恐らくこの考え方は改正前後で変わらないのだらうと思います。

ただ、そうは言っても、改正前において、株主総会決議が再一任を許容するものかどうかは、その決議からは必ずしも明らかにはなっていなかったと思われます。改正後は、再一任に係る事項は公開会社の事業報告で開示され、また一定の会社では強制的に、それ以外の会社では任意に、個別報酬決定方針として再一任をするのかどうかなどが定められます。それが株主総会決議の際の参考になり得ます。したがって、再一任の有無が方針に定められ、それを基に新会社法 361 条 1 項の株主総会決議がされるとすれば、再一任を許容する趣旨の決議かどうかはある程度明らかになるのではないかと思います。

再一任の対象者として「第三者」の部分が増えたということについて若干述べさせていただきます。

中間試案でも部会の議論でも、委任の対象は代表取締役その他の取締役となっていました。だから、法務省令案が「第三者」という文言を含めた趣旨は、よく分かりません。ただ、想定されると

すれば、取締役以外の構成員も含む任意の報酬委員会等かなと思います。場合によっては、監査役に委任できるのかということも今後は問題になるのかもしれませんが。

いずれにしても、事業報告では委任した理由の開示が求められますので、この理由説明に耐えられる範囲の第三者しか想定できないのだろうと思います。

4. 取締役の個人別報酬の決定方針に違反して取締役報酬が決定された場合

取締役会が取締役の個人別報酬の決定方針を定めている場合において、それに反した個人別報酬が決定された場合、あるいは、当該方針を決定しなければならない株式会社が、方針を決定しないで取締役の個人別報酬を決定した場合、その個人別の報酬の決定の効力はどうなるかという問題があります。

立案担当者の解説では、そのような個人別の報酬の決定は違法であるので、無効となるとされています（竹林6頁）。

改正前においては、仮に取締役会において「方針」が定められ、再一任された代表取締役によってそれに違反した個人別報酬が決定されたという場合に、株主総会決議で定めた枠内の報酬支給である限り、方針に違反した代表取締役の任務懈怠責任が発生することは別として、報酬支給決定及び支給は有効であるという解釈が可能であったかもしれませんが。これに対し、改正会社法の下では、個人別の報酬決定方針の決定とそれに従った報酬決定が法律上義務付けられる会社では、定款又は株主総会決議による定めを補完する法定の手續に違反する報酬決定ということになりますから、それは無効であるというのが立案担当者の立場ということになると思います。これは私も正しいのだろうと考えています。

それでは、個人別報酬決定方針の決定が義務付けられていない株式会社が任意に取締役会決議で「方針」を決定したけれども、それに違反して取締役の個人別報酬の支給が決定されたという場合

はどうなるのでしょうか。

取締役の個人別報酬の決定方針の決定は、会社法 362 条 4 項 柱書きの重要な業務執行に該当すると考えられます（前田 35 頁、久保田 21 頁）。例えば、取締役の個人別の報酬決定を再一任された代表取締役が、取締役会決議によって決定した方針に反して取締役の個人別報酬を決定した場合には、当該報酬決定を無効と解すべきではないかと思います。代表取締役の専断的取引行為等（会社法 362 条 4 項 1 号・2 号の取引を取締役会決議なしに行った場合や、任意の代表権の制限（会社法 349 条 5 項参照）に違反した取引行為）とは異なり、取引の安全を考える必要はありません。専断的取引行為等についていろいろ議論があるのは、取引の安全とのバランスを考えるためですが、取締役に対する報酬支給については、取引の安全を考える必要はなく、また、任意に方針を定めた株式会社とはいえ、改正会社法の趣旨からしますと、取締役の任務懈怠責任のみで解決するべきではないからです。ただ、ここは異論もあり得るかと思っています。

III. 報酬決議における理由説明

改正前会社法の下では、株主総会において取締役の報酬についての定めを設ける又は改定する場合に、取締役が株主総会でその事項が相当である旨を説明する必要があるのは、報酬等のうち額が確定していないものについてその具体的算定方法を定める場合と金銭以外の報酬を定める場合に限られていました。

しかし、確定額である金銭報酬であっても、その額を示されただけでは、そのような報酬等を定めることが必要かつ合理的であるかどうかを株主は適切に判断することができません。

そこで、新会社法は、その理由説明を、額が確定している金銭報酬について決議する場合にも、すなわち新会社法 361 条 1 項の報酬等に関する株主総会決議を行う場合の全てについて必要なものとします（新会社法 361 条 4 項）。そうすると、今まで固定報酬・基本報酬だけを決めているとい

う会社が改正会社法施行後に同じように決議しようと思ったら、いきなり理由の説明が必要になることとなります。

取締役の報酬等に関する議案を株主総会に提出する場合は、株主総会参考書類には「相当とする理由」を記載することが求められますが、これについては、もともと議案の理由説明が会社法施行規則に定められていましたので（会社法施行規則73条1項2号括弧書き）、特にこれに対応する法務省令改正はないようです。

なお、新会社法361条7項の「方針」と4項の説明義務の関係につきまして、中間試案（第二部第一1(1)）では、「方針」を定めているときには、「会社法361条1項各号に掲げる事項を定め、又はこれを改訂する議案を株主総会に提出した取締役は、当該株主総会において、当該方針の内容の概要及び当該議案が当該方針に沿うものであると取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）が判断した理由を説明しなければならない」としていました。つまり、方針が先にあって、それに合うかどうかを説明することになっていたわけですね。

これに対し要綱及び改正会社法は、報酬等の決定方針は、取締役報酬に関する定款又は株主総会決議の定めを前提として決定されるものだと位置付けました。これは、取締役の報酬は定款の定め又は株主総会の決議によって決定するという規定文言からしますと、個人別の報酬の決定の方針は、定款又は株主総会決議で定められた報酬についてのものになるという法制上の理由によるようです（部会第19回議事録・竹林幹事発言）。このような位置付けによりますと、新会社法361条1項の定めが変われば、原則として7項の方針も変更されることとなります。

もっとも、このことは、新会社法361条1項の議案を提出する前に7項の方針を決定することを否定するものではありません（神田7頁）。新会社法361条1項の決議が成立した後の7項の方針が既に定まっているのなら、7項の方針は、4項の「相当とする理由」として説明する必要があり

ます（竹林6頁）。

新会社法361条4項の説明が虚偽であれば同条1項の決議の取消事由になりますが、株主総会決議後に当該株主総会で説明した方針を変更することは、取締役会の経営判断として可能です。変更があれば、変更後の方針が事業報告において開示されます。事業報告の内容の報告は定時株主総会の目的事項ですから（会社法438条3項）、株主は、新会社法361条7項の方針については、毎回の定時株主総会で質問することができることとなります（会社法314条）。

IV. 株式報酬等についての明文化

1. 背景

改正前会社法の下で、金銭報酬のみを定めて、金銭報酬請求権（債権）を募集株式や募集新株予約権の払込みに充てる、いわゆる現物出资方式、相殺方式という実務があります。これは、実質的には株式や新株予約権が報酬になっているわけですが、形式は金銭報酬ということになります。そこで、改正会社法は、報酬の実態に合わせるための規制、つまり実質的に株式・新株予約権を報酬とする場合についての明文の定めを設けることとしました。

2. 株式を報酬とする場合

(1) 定款又は株主総会決議

当該会社の株式を報酬とする場合は、定款又は株主総会決議によって、次の事項を定めることとなります。

(α) 報酬等のうち当該株式会社の募集株式については、当該株式の数の上限その他法務省令で定める事項（新会社法361条1項3号）

(β) 報酬等のうち、当該株式会社の募集株式と引換えにする払込みに充てるための金銭については、取締役が引き受ける当該募集株式の数の上限その他法務省令で定める事項（新会社法361条1項5号イ）

（α）は株式そのものを報酬とする場合、（β）は、金銭報酬を定めながら、それを募集株式の払込みに充てる、つまり現物出資方式の場合でありまして、いずれも実質的には株式報酬であるとして、定款又は株主総会決議を要するものとしています。

これらの規制は、改正前会社法 361 条 1 項 3 号（新会社法 361 条 1 項 6 号）の「報酬等のうち金銭等でないもの」のうち特に株式について特則を設けるものですから、これらの定めを設ける場合は、同時に会社法 361 条 1 項 1 号（確定額）又は 2 号（算定方法）の決議も必要になるのだらうと思われま

す。α、βのいずれの場合も、取締役報酬としての募集株式の発行等による希釈化や持株比率への影響を株主が判断できるようにするため、当該募集株式の数の上限が決議事項となっています。

報酬等として募集株式の払込みに充てるための金銭の一部のみを取締役に付与する場合はどうかという問題が伊藤先生から提起されており、伊藤先生ご自身が、これはβに該当すると解されるとされ（伊藤 28 頁）、私もそのように思います。

α、βとも「その他法務省令で定める事項」が挙げられていますが（改正施行規則案 98 条の 2・98 条の 4 第 1 項）、これはほぼ共通していません。

まず、一定の事由（譲渡制限解除事由）が生ずるまで当該募集株式を他人に譲り渡さない、いわゆるリストラクティッド・ストックについての定めを設けた場合は、その旨及び当該一定の事由の概要を決定します。

次に、一定の事由（没収事由）が生じたことを条件として当該募集株式を当該株式会社に無償で譲り渡すことを取締役に約させることとするときは、その旨及び当該一定の事由の概要を定めます。

その他、取締役に対して当該募集株式を割り当てる条件（βの場合は、取締役に対して当該募集株式と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付する条件又は取締役に対して当該募集株式を割り当てる条件）を定めるときは、その条件等の概要を定めます。

募集株式の上限の範囲内であれば、かつ法務省令に定める内容から逸脱しない事項の範囲内であれば、取締役に新会社法 361 条 1 項 3 号又は 5 号イの報酬を支給する都度、株主総会決議を経る必要はなく、今までの総額枠方式は、株式を報酬とする場合にも妥当することになります（久保田 21 頁）。

指名委員会等設置会社についても同様の規定が設けられています（新会社法 409 条 3 項 3 号 5 号イ、改正施行規則案 111 条 1 号・2 号、111 条の 3 第 1 項）。

（2）株式報酬としての募集株式の無償発行

改正前会社法の下では、募集新株予約権については無償発行が認められていますが、募集株式の発行等においては、必ず払込金額（又は現物出資財産の価額）を定めなければなりません（会社法 199 条 1 項 2 号・3 号）。

改正会社法は、株式報酬を正面から認めることに関連して、上場会社について募集株式の無償発行を許容します。すなわち、上場会社においては、新会社法 361 条 1 項 3 号に掲げる事項についての定めに従い当該株式会社の募集株式を引き受ける者の募集をするときは、募集株式の払込金額又は現物出資に関する事項を定めることを要しないものとします（新会社法 202 条の 2 第 1 項前段）。

この場合において、当該株式会社は、募集株式について、取締役の報酬等として株式の発行若しくは自己株式の処分をするものであり、募集株式と引換えにする出資の履行を要しない旨、及び募集株式を割り当てる日（割当日）を定めなければなりません（新会社法 202 条の 2 第 1 項後段）。これらの事項は 199 条 2 項の「募集事項」に含まれます（新会社法 202 条の 2 第 2 項）。

この場合の募集株式は、定款又は株主総会の決議による新会社法 361 条 1 項 3 号に掲げる事項についての定めに係る取締役（取締役であった者も含む）以外の者は、申込みをすることができないことになっています（新会社法 205 条 3 項）。

報酬として当該募集株式を割り当てられた（引

き受けた)取締役は、割当日にその募集株式の株主となります(新会社法209条4項)。

この場合の株式報酬としての募集株式の割当てについても、会社法206条の2(支配株主の異動を伴う募集株式の発行等)は適用されることとなります(新会社法205条4項による読替え)。

指名委員会等設置会社についても同様の規定が設けられています(新会社法202条の2第3項、205条3項)。

この株式の無償発行の特則は、上場会社についてのみ適用されます。非上場会社では、株式の市場価格が存在しないため、公正な価値を算定することは容易でなく、経営陣によりこの特則が濫用的に(払込みをせずに交付される株式には議決権があることから、不当な経営者支配を助長するように)利用されるおそれがあるということが立案担当者の解説では書かれています(竹林9頁)。

なお、上場会社が種類株式発行会社である場合に、株式報酬として無償発行される種類の株式は、必ずしも上場されていない種類でもよいようです(一問一答92頁)。

そうしますと、上場会社以外では、新会社法361条1項3号の決議をしても、報酬としての募集株式について払込金額を定めなければならない、またその金額は実際に払い込まれ(又は現物出資としての金銭債権の給付をし)なければならないこととなります。そのため結果として、上場会社以外では361条1項3号に該当する報酬は認められない、つまり同項5号イのみ認められることになるように思われますが、この理解でいいのかどうか、ご教示いただければ幸いです。

(3) 募集株式の無償発行と資本金

取締役への報酬等としての募集株式の無償発行により、資本金又は準備金として計上すべき額については、法務省令で定められます(新会社法445条6項)。

取締役の報酬等としての募集株式の無償発行は、実質的には労務出資とも解されるところ、従来、恐らく改正後も、株式会社において労務出資は認

められないとするのが通説だろうと思います。将来の労務は会社債権者の引当財産にならず、また金銭評価が難しいからと言われていています(久保田21頁)。

もっとも、既にストックオプションとして新株予約権を取締役に付与する場合は、公正な会計慣行に基づき、会社債権者の利益を害することがないような対処がされています。

取締役報酬としての募集株式の無償発行の場合にも、ストックオプションの会計基準に倣って、役務提供のあった部分を漸次資本金及び資本準備金に振り替えることにより、会社債権者を誤導することのないような対応がされることになっています(改正計算規則案42条の2、42条の3等参照)。

なお、新会社法361条1項5号イに基づき現物出資方式で募集株式が発行された場合については、改正法は特に対応する改正をしていません(新会社法445条6項は、株式報酬については新会社法361条1項3号、409条3項3号のみを対象とする)。そうしますと、現物出資された金銭債権相当額が、募集株式の発行に際して資本金・資本準備金に計上されるという、普通の出資と同じような会計処理がされるものと思われま

(4) 募集株式の無償発行と有利発行規制との関係

要綱(第二部第一1(3)(注1))では、「[新会社法202条の2第1項]の事項を定めた場合における199条3項の規定の適用については、同項中「第1項2号の払込金額」とあるのは「出資の履行を要しないこととすること」と、「有利な金額」とあるのは「有利な条件」と「当該払込金額」とあるのは「当該条件」とするほか、所要の規定を整備するものとする。」となっていました。

仮にこのように会社法199条3項を改正しますと、「出資の履行を要しないこととすることが募集株式を引き受ける者に特に有利な条件である場合には、取締役は、前項の株主総会において、当該条件でその者の募集をすることを必要とする

理由を説明しなければならない。」となります。つまり、募集新株予約権の無償発行（会社法 238 条 3 項）に準じて、株式報酬の条件（改正施行規則案 98 条の 2、98 条の 4 第 1 項）を考慮して有利発行該当性を判断すること（譲渡制限等の条件を考慮すると、株式の市場価格からディスカウントした価格を公正な価格とし得る旨の指摘として、第 12 回部会議事録 21 頁（田中亘幹事発言）参照）を要綱は提示していたこととなります。

しかし、改正会社法は 199 条 3 項については改正を行っていません。

立案担当者によりますと、新会社法 202 条の 2 の特則が適用される募集株式の発行については、有利発行規制（199 条 3 項）や不公正な払込金額による引受人等の責任（会社法 212 条）は適用されない（明文の除外規定はないが、払込金額が存在しないので（202 条の 2 第 1 項前段による 199 条 1 項 2 号・4 号の事項を定めない旨）、払込金額の存在を前提とする規定は適用されない）と説明されています（竹林 10 頁注 6）。

その実質的理由として、①取締役は株式会社に対して職務執行により便益を提供することとなるため、金銭の払込みを要しないこととすることが特に有利な条件に該当することは想定し難いこと、及び、②募集株式を取締役の報酬とする場合には、株主総会の決議によって募集株式の上限等を定めなければならないから（新会社法 361 条 1 項 3 号）、当該募集株式の発行による既存株式の希釈化の限度について株主の意思を確認していること、が挙げられています。

しかし、①については、上場会社の場合だけ取締役報酬としての募集株式の発行が有利発行に当たらない理由にはならないように思います。②については、有利発行の場合の株主総会決議は特別決議であるのに対して（会社法 199 条 2 項、309 条 2 項 5 号）、新会社法 361 条 1 項の株主総会決議は普通決議であり、しかも後者は募集株式の発行の都度決議するのではなく、いわゆる総額・総枠の決議で足りることからしますと、既存株式の希釈化を考慮する必要がないという理由の説明と

しては不十分であると思います。

また、これらが理由であれば、新会社法 361 条 1 項 5 号イによって募集株式を報酬とした場合には、払込金額がいかに低額であっても（また条件がどのようなものであっても）有利発行にならないことになりそうですが（伊藤 30 頁）、その結論は、従前のストックオプションを報酬とする場合の扱いからはかなり逸脱するように思います。

新会社法は、募集株式の無償発行の場合は、募集新株予約権の無償発行における場合の規定（会社法 238 条 3 項 1 号）のような規定をあえて設けていないということで、有利発行規制の適用はないというのが立案担当者の結論になっているようです。「一問一答」（95 頁）では、要綱とは違って、無償発行の場合には有利発行規制の適用はないものと整理し、要綱に記載された有利発行規制に関する改正はしないこととしたとはっきりと書かれています。

もっとも、募集株式を報酬とする場合において、無償発行（1 項 3 号）のときとそれ以外（5 号イ）のときで有利発行該当性を区別する理由はあまり無いように思えます。また、改正会社法の下で、報酬としての募集新株予約権の無償発行や、あるいは行使価額を定めない募集新株予約権の発行の場合に、有利発行規制の適用が排除されないこととの整合性も取れていないように思います。

これは非常に難しい問題かと思いますが、少し思うところを補足しますと、新株予約権と株式は事情が違うのかなという気もします。というのは、新株予約権の場合は、発行の都度、その内容を決定的なことになっていまして、オプション評価モデルにより、その内容の新株予約権の評価が可能であるとされています。

一方、株式については、報酬として発行する場合に、仮に譲渡制限条項や没収条項を付したとしても、株式の内容はほかの株式と変わりません。つまり、上場会社ですから、市場価格のある株式であれば、発行される株式はその市場価格がある株式と同じ価値ということになります。こういう場合に、その発行される募集株式の公正な価額の

算定というのは、これまで想定されていなかったのではないかと思います。

レジュメ9ページの下から4行目、田中亘先生が部会で述べられたことですが、譲渡制限等の条件を考慮すると、市場価格からディスカウントした額を公正な価格とし得るとのかという問題が生じます。

そうすると、有利発行規制が募集株式を報酬とした場合に適用があるとしてしまうと、この条件等を踏まえて公正な価格を算定しなければならないことになり、その算定基準がよく分からないということで無償発行が利用されなくなって、結局、従前どおり現物出資方式だけになってしまうのではないかと。こういうこともあって、有利発行規制は無いことにしたのかなと思ったりもします。この点もいろいろご議論いただければと思います。

なお、上場会社であってもなくても、不公正発行の問題はあり、取締役報酬としての募集株式の発行が経営者の支配権維持を主要目的とする場合は、会社法210条2号の差止事由となるということも付言させていただきます。

(5) 報酬等として定めた募集株式の数の上限を超過した募集株式の発行

新会社法361条1項3号に定めた募集株式の上限を超えて募集株式が取締役に発行された場合、超過分の募集株式の発行の効力をどのように考えるかという解釈問題が提起されています(伊藤29頁)。

この問題について伊藤先生は、会社法361条1項の定款の定め又は株主総会決議なしに報酬が支給されても、報酬としては無効であり、取締役の不当利得となると解されてきたこと、また、報酬等として交付される株式が譲渡制限付きの場合であれば(専用口座で管理されるため)第三者が損害を被るおそれは小さいということで、当該募集株式の発行には無効原因がある、と解釈されます。

この考え方でいいとも思いますが、別の考え方も検討してみました。新会社法361条1項3号

の上限を超えた募集株式の発行は、結局、報酬等としてではなく発行されたものと扱うことができるように思われます。例えば、上場会社において上限枠外での発行には会社法202条2の特則は適用されず、したがってその場合は払込金額(会社法199条1項2号)を定めなければいけないのに定めていなかったという違法があり、その結果、募集事項の通知公告(会社法201条3項・4項)にも違法があるということになりますから、原則として無効原因があるというのが、平成9年最高裁判決(最判平成9年1月29日民集51巻1号71頁参照)からの帰結になるのではないかと思います。

ただ、この場合にも、差止めの機会があったのではないかという議論は出てきそうですので、なお解釈論として詰めなければならないと思っています。

(6) 株式報酬の範囲

新会社法361条1項3号及び5号イの射程範囲の問題ですが、そこでは株式報酬を「当該株式会社の募集株式」と規定しています。そのため、当該株式会社の親会社や子会社の募集株式を取締役等の報酬とする場合は、新会社法361条の株式報酬には該当しません。当該株式会社以外の会社の募集株式については、希釈化とか持株比率の低下の問題は生じないので、これについて新会社法361条1項3号や5号イの規制を設ける必要はないと言われています(邊42頁)。

新株予約権についても、新会社法361条1項4号・5号ロは、「当該株式会社の募集新株予約権」と規定していますので、他の株式会社の募集新株予約権は含まれないことになります。

他の会社の募集株式や募集新株予約権を取締役の報酬とする場合は、新会社法361条1項6号に該当することになります。その場合の「具体的な内容」を定めなければいけません、それは新会社法361条1項3号から5号の決定事項が参考になるのだらうと思います。

射程範囲として、株式交付信託を新会社法361

条1項においてどのように扱うかという問題があります。株式交付信託は、典型的には、次のようなものです。

会社が定款又は株主総会決議によって取締役の報酬として決定した金額の範囲内の金銭を拠出し、受託者となるべき者との間で、当該金銭を信託財産とする信託契約を締結する。受託者は、信託契約に基づき、市場又は発行会社を通じて当該金銭を原資として株式を先行取得する。受託者が受益者たる取締役に対して一定の方式で算出される数の株式を一定の場合に交付する。こういう形で取締役に株式が渡されることとなります。

改正前会社法の下での解釈として、前田雅弘教授は、株式交付信託について、改正前会社法 361 条1項1号及び3号の決定を必要とすると解されています（前田雅弘「コーポレート・ガバナンス改革を巡る法的諸問題」大阪株式懇談会会報 768 号 100 頁）。これにつき、改正前会社法 361 条1項1号から3号の全てに該当するという見解もあるようです。

新会社法の下でも、金銭価値の部分については新会社法 361 条1項1号（又は2号）の決議が必要であることは変わらないと思います。そして株式交付信託の場合には、金銭の付与を受けた信託が当該金銭を原資に株式を調達することが想定されているのが通常であり、その株式が取締役報酬になるわけですから、同項5号イの適用があると考えておくのが穏当かなと思われ（邊 42 頁）。

あるいは、株式交付信託によって取締役が受け取るのは既に「募集株式」ではなくなっているという非常に形式的な見解もあり得ますが、その場合には新会社法 361 条1項6号（改正前の3号）の「具体的な内容」として、事実上同項5号イと同じような事項を決定すべきことになると考えられます。

3. 新株予約権を報酬とする場合

（1）定款又は株主総会決議

当該会社の新株予約権を報酬とする場合は、定

款又は株主総会決議により、次の事項を定めます。

（α）報酬等のうち当該株式会社の募集新株予約権については、当該募集新株予約権の数の上限その他法務省令で定める事項（新会社法 361 条1項4号）

（β）報酬等のうち、当該株式会社の募集新株予約権と引換えにする払込みに充てるための金銭については、取締役が引き受ける当該募集新株予約権の数の上限その他法務省令で定める事項（新会社法 361 条1項5号イ）

（α）は新株予約権そのものを報酬とする場合、（β）は金銭報酬を定めながらそれを募集新株予約権の払込みに充てる、つまり相殺方式の場合であり、いずれも実質的には新株予約権が報酬であるということで、定款又は株主総会決議を要するものとなっています。

先ほどと同じですが、これらの規制は、従前の 361 条1項3号（新会社法 361 条1項6号）の「報酬等のうち金銭等でないもの」のうち特に新株予約権について特則を設けるものですから、これらの定めを設ける場合は、同時に会社法 361 条1項1号（確定額）又は2号（算定方法）の決議も必要になります。

α、βとも、「その他法務省令で定める事項」として、以下の事項が提示されています（改正施行規則案 98 条の3、98 条の4第2項）。

- ・新株予約権の目的である株式数・算定方法、行使価額・算定方法、行使の際の現物出資、行使期間（会社法 236 条1項1号から4号）
- ・一定の資格を有する者が当該募集新株予約権を行使することができることとするときは、その旨及び当該一定の資格の内容の概要
- ・当該募集新株予約権の行使の条件を定めるときは、その条件の概要
- ・取締役に對して当該募集新株予約権を割り当てる条件を定めるときは、その条件の概要

- ・新株予約権の譲渡制限（会社法 236 条 1 項 6 号）
- ・新株予約権の取得条項（会社法 236 条 1 項 7 号）
- ・取締役に対して当該新株予約権を割り当てる条件（ β の場合は、取締役に対して当該募集新株予約権と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付する条件又は取締役に対して当該募集新株予約権を割り当てる条件）を定めるときはその条件の概要

（2）新株予約権の行使価格の特則（0円ストックオプション）

改正前会社法の下で、募集新株予約権の発行については、払込みを要しないものとすることができます（会社法 238 条 1 項 2 号）。ただ、新株予約権の行使については、必ず出資をしなければなりません（会社法 236 条 1 項 2 号・3 号）。そこで、実務では、行使価格を 1 円とする 1 円ストックオプションが交付されることがあります。

改正会社法は、株式報酬と同じ考え方から、上場会社において新株予約権を取締役の報酬とする場合に、行使に際して払込み・給付を要しないものとするを認めました。

すなわち、上場会社においては、新会社法 361 条 1 項 4 号又は 5 号ロに掲げる事項についての定めに従い、当該株式会社の新株予約権を発行するときは、新株予約権の行使に関して出資される財産の価額又はその算定方法（会社法 236 条 1 項 2 号）を当該新株予約権の内容とすることを要しないものとします（新会社法 236 条 3 項前段）。この場合において、当該株式会社は、次に掲げる事項を当該新株予約権の内容としなければならないことになっています。

ア 取締役の報酬等として又は取締役の報酬等をもってする払込みと引換えに当該新株予約権を発行するものであり、当該新株予約権の行使に際してする出資（払込み・給付）を要しない旨

イ 定款又は株主総会の決議による新会社法 361 条 1 項 4 号又は 5 号ロに掲げる事項についての定めに係る取締役（取締役であった者を含む）以外の者は、当該新株予約権を行使することができない旨

（新会社法 236 条 3 項。ア・イは登記事項である。新会社法 911 条 3 項 12 号ハ）

指名委員会等設置会社についても同様の規定が設けられています（新会社法 236 条 4 項）。

この規制は、先ほどの株式報酬と異なりまして、募集新株予約権発行手続の特則ではなく、会社法 236 条の新株予約権の内容として定めるものになっています。そのため、新会社法 361 条 1 項 4 号（新株予約権そのものを報酬とする場合）のほか、同条 1 項 5 号ロの相殺方式で新株予約権が発行される場合にも適用されます。また、有利発行規制（会社法 238 条 3 項）の適用も排除されないことになります。

V. 事業報告における開示の充実

改正会社法本体には規定されていませんが、法務省令において、公開会社の事業報告の内容のうち、取締役の報酬等に関する事項を充実させることが予定されています。具体的には、以下の事項が開示の対象として提示されています。

まず、株式会社の会社役員に関する事項（改正施行規則案 121 条 1 項）の中の報酬ですが、固定報酬と業績連動報酬等と非金銭報酬等があるときは、それぞれの総額と員数を開示することなどが、会社法施行規則 121 条 1 項 4 号の改正として行われる予定です。

・取締役・会計参与・監査役・執行役ごとの報酬等の総額を掲げることとする場合において、その全部また又は一部が業績連動報酬等又は非金銭報酬等であるときは、取締役、会計参与、監査役又は執行役ごとに、業績連動報酬等の総額、非金銭報酬等の総額及びそれら以外の報酬等の総額と員数

・会社役員ごとに報酬等を掲げる場合において、その全部又は一部が業績連動報酬等又は非金銭報酬等であるときは、会社役員ごとに、業績連動報酬等の額、非金銭報酬等の額及びそれら以外の報酬等の額

次に、業績連動報酬等を含む場合は、その業績指標とかそれを選定した理由などを開示する。これが5号の2の新設です。

・会社役員の報酬等の全部又は一部が業績連動報酬等である場合は次に掲げる事項

イ 当該業績連動報酬等の額又は数の算定の基礎として選定した業績指標の内容及び当該業績指標を選定した理由

ロ 当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法

ハ 当該業績連動報酬等の額又は数の算定に用いたイの業績指標の数値

非金銭報酬等については、その内容が記載されますが、これらは報酬がインセンティブとして機能しているのかどうかということを株主が把握することができるようにするために、報酬の内訳を開示するようにしたものと考えられます。このあたりは、部会の議論とほぼ同じ内容ということになっています。

・会社役員の報酬等の全部又は一部が非金銭報酬等である場合には、当該非金銭報酬等の内容（5号の3新設）

次に、会社役員の報酬等に係る定款又は株主総会の決議による定めについて事項として、それを定めた日、決議の日、定めの内容の概要等が記載されます。

・会社役員の報酬等に係る定款又は株主総会の決議による定めについての次に掲げる事項

イ 当該定めを設けた日又は当該株主総会の決議の日
ロ 当該定めの内容の概要

ハ 当該定めに係る会社役員の員数（5号の4新設）

これにより、過去の株主総会決議の内容等が開示されることとなります。役員報酬の最高限度が長期にわたり、場合によっては株主総会議事録の備置期間を超えて放置されることを認めますと、お手盛り防止の機能さえ失われるという問題に対処するものです。現行法の下で、前年度に実際に払われた報酬額が事業報告に記載されますけれども、最高限度額自体は分からないわけですから、その問題に対処するものです。

次に、取締役等の個人別の報酬等の決定方針です。

・取締役等の個人別の報酬等の決定方針

会社法 361 条 7 項の方針・409 条 1 項の方針を定めているときは、事業報告において、以下の事項を開示する（改正施行規則案 121 条 6 号）。

・当該方針の決定の方法

・当該方針の内容の概要

・当該事業年度に係る取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役等）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会（指名委員会等設置会社にあつては報酬委員会）が判断した理由

（6号新設）

要綱（第二部第一1(4)①）では、公開会社における事業報告には、「報酬等の決定方針に関する事項」が記載されるものとなっていました。これによれば、新会社法において「方針」を定めなければならない株式会社に限らず全ての公開会社に、決定方針に関する事項、もちろん方針を決定することが義務付けられていない会社では任意に方針を決定している場合ということになりますが、その場合についての方針の情報開示が求められることが想定されていました（一問一答 98 頁）。

一方、改正施行規則案 121 条 6 号を見ますと、

「法 361 条 7 項の方針又は法 409 条 1 項の方針を定めているとき」とありますので、新会社法 361 条 7 項各号の会社と指名委員会等設置会社以外の公開会社が方針を定めていても、121 条 6 号が適用されないようにも読めてしまいます。

また、同条 6 号の 2 は、公開会社が同条 6 号以外に「方針」を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の内容の概要を事業報告に記載する、と定めていますから、こちらでカバーするのかなと思いましたが、同条柱書きただし書きによって、公開会社であり大会社である監査役会設置会社であってその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない会社、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社以外の公開会社は、同条 6 号の 2 に掲げる事項を省略することができるものとされています。

その結果、改正会社法施行規則案によりますと、「方針」を決定している公開会社でも、その決定が義務付けられている会社でなければ、事業報告での開示を省略できることになるのではないかと思います。6 号を前述のように読むのであれば、あるいは、6 号は新会社法 361 条 7 項の方針や 409 条 1 項の方針と同様の方針を定めている全ての公開会社に適用があると読むとしても、新会社法 361 条 7 項や 409 条 1 項の方針というのは、法務省令も含めてこういう方針と定めているのですから、それとは違う方針を定めている公開会社にはやはり適用されないことになりそうです。そうすると、要綱よりも「方針」に関する事業報告の開示が後退しているように思えてしまいますが、この読み方が正しいのかどうかご指摘いただけますと幸いです。

個人別の報酬決定の再一任（6 号の 3 新設）については既に述べました。

個人別の報酬の決定方針を定めなければならない会社（新会社法 361 条 7 項各号）でなくても、再一任をしていると、公開会社であれば事業報告に記載しなければなりません。

次に、株式会社の株式に関する事項（改正施行規則 122 条 1 項 2 号）です。

改正前において、取締役の職務執行の対価として新株予約権が交付される場合のその新株予約権に関する開示（会社法施行規則 123 条）と同趣旨の事項を、取締役の職務執行の対価として株式が交付される場合に事業報告に記載することになりました。

- ・当該事業年度中に当該株式会社の会社役員（当該事業年度の末日において在任している者に限る。以下この条において同じ。）に対して当該株式会社が交付した当該株式会社の株式（職務執行の対価として交付したものに限り、当該株式会社が会社役員に対して職務執行の対価として募集株式と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付した場合において、当該金銭の払込みと引換えに当該株式会社の株式を交付したときにおける当該株式を含む。以下この号において同じ。）があるときは、次に掲げる者の区分ごとの株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）及び株式を有する者の人数

- イ 当該株式会社の取締役（監査等委員である取締役及び社外役員を除き、執行役を含む。）

- ロ 当該株式会社の社外取締役（監査等委員である取締役を除き、社外役員に限る。）

- ハ 当該株式会社の監査等委員である取締役

- ニ 当該株式会社の取締役（執行役を含む。）以外の会社役員

株式会社の新株予約権に関する事項（改正会社法施行規則 123 条 1 号）についても、法務省令案では、一定の改正が提示されています。

相殺方式により募集新株予約権が報酬となる場合についても、そのような報酬となった新株予約権の内容を開示することになりました。

会社役員（当該事業年度の末日において在任

している者に限る。以下この条において同じ。）が当該株式会社の新株予約権等（職務執行の対価として当該株式会社が交付したものに限り、当該株式会社が会社役員に対して職務執行の対価として募集新株予約権と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付した場合において、当該金銭の払込みと引換えに当該株式会社の新株予約権を交付したときにおける当該新株予約権を含む。以下この号及び次号において同じ。）を有しているときは、次に掲げる者の区分ごとの当該新株予約権等の内容の概要及び新株予約権等を有する者の人数

私の報告は以上です。いろいろご教示いただけますと幸いです。

＊文献引用

神田：神田秀樹「『会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案』の解説〔Ⅲ〕」商事法務 2193 号 4 頁

竹林：竹林俊憲ほか「令和元年改正会社法の解説〔Ⅲ〕」商事法務 2224 号 4 頁

前田：前田雅弘「取締役の報酬規制」ジュリスト 1542 号 34 頁

伊藤：伊藤靖史「取締役の報酬等に関する規律の見直し」法律のひろば 73 巻 3 号 26 頁

久保田：久保田安彦「令和元年会社法改正と取締役の報酬等規制」商事法務 2232 号 18 頁

邊：邊英基「令和元年（2019 年）改正会社法の概要と実務対応について」東京株式懇談会会報 821 号 17 頁

一問一答：竹林俊憲編著『一問一答・令和元年改正会社法』（商事法務）

~~~~~

【討 論】

○前田 北村先生、どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの北村先生のご報告につき

まして、ご質問、ご意見をよろしく願います。

【方針に反する取締役の個人別報酬の決定】

○伊藤 5 ページで先生が論じられている決定方針に違反して個人別の報酬が決定された場合の効力という問題について、私は結論には異存はないのですが、立案担当者が行っている説明は適切ではないように思います。なぜかといいますと、報酬の決定方針の決定と、決定された方針に基づく個人別の報酬等の決定は区別されるべきではないかと思うからです。法律で義務付けられているのは、あくまで決定方針の決定です。

そういう観点からもう一度北村先生のご報告内容を確認させていただきますと、先生がこの場合に違法だとされる根拠は、義務付けが行われる会社の場合は「法定の手續に違反する」とされていますので、方針の決定のみならず、決定された方針に従って実際に個人別の報酬等の決定が行われることまでが法定の手續だと説明されているのかなと思います。そういうご趣旨と理解させていただけばよいのでしょうかというのが1つ目です。

ただ、今申し上げたように、方針の決定自体と方針に基づく個人別の報酬等の決定を区別するとしますと、解釈の可能性としては、個人別の報酬等の決定については、有効だという考え方も論理的にはあり得ると思います。実際に方針に従って個人別の報酬が決定されることは、取締役の責任であるとか市場の規律によって実現するという、そのような考え方もないではないということです。

2つ目に質問させていただきたいのがその次のところで、義務付けが行われていない会社の場合に、どういう根拠で、その方針に反して行われた個人別の報酬等の決定を無効だと捉えるかということです。

先生のご説明を拝見すると、要は、方針に反して行われた決定というのは、代表取締役が勝手に方針を決めてしまうのと同じだということ、そういう根拠だと理解してよろしいでしょうか。

○北村 まず1点目ですが、5 ページの「改正

会社法の下では、……定款又は株主総会決議による定めを補完する法定の手續に違反する」という部分です。私は、立案担当者の立場は恐らくこういうことだろうと考えました。つまり、方針を決めることが法律で求められているということは、方針に従って決定することも求められているはずだ。だから、それに違反したということは、これまで会社法 361 条に違反する報酬支給は無効だと言っていたのと同じ理由で無効になる。このように立案担当者は言いたいのだろうと理解しました。

2つ目ですけれども、趣旨としては、任意に方針を取締役会で決定した上で、取締役の個人別報酬の決定を代表取締役に再一任したという場合は、代表取締役に方針に従って決定することを委任したということになります。にもかかわらず代表取締役がそれに違反して個人別の報酬を決めてしまったということですね。これを、伊藤先生がおっしゃるように方針自体を代表取締役が決めたと考えてもいいのですが、私は、方針に反して個人別報酬を決定する権限は与えていないのに、方針に反した決定をして支給してしまった、と考えました。そうすると、これは会社内部の話なので、取引の安全は考えなくていいから、支給が無効だと言ってよいのではないかと、このように理解しました。

○伊藤 ありがとうございます。

【新会社法 361 条 1 項 3 号の決議をする場合に同項 1 号の決議も必要か】

○前田 7 ページの真ん中あたり、北村先生のお考えでは、株式報酬は、今回の 3 号の報酬であると同時に、361 条 1 項 1 号または 2 号の決議も必要になるとされています。ここは異なる解釈の余地はないでしょうか。

確かに文言では、1 号、2 号では 3 号報酬を明示的には除いていませんし、従来、ストックオプションは 3 号に加えて 1 号にも該当するというように通説は解してきたと思いますので、北村先生のように考えるのが自然なのかもしれません。

ただ、従来、ストックオプションが 1 号にも該

当するというように解してきたのは、旧 3 号で定めるべき具体的内容が余りに不明確であって、たとえば旧 3 号では新株予約権の内容しか定めないというような読み方もあり得ましたので、上限を抑えるためには、1 号報酬にも当たるという解釈をせざるを得なかったのではないかとこのように私は理解しておりました。

今回の新しい 3 号は、ここまで具体的に最大どれだけの数の株式を付与するかまで決めてしまうわけですね。ですから、これに加えて金額で上限額を抑える必要はないように思うのです。株式報酬とストックオプションが確定額報酬であるというような発想は、もはや改正後は引きずる必要はないように思うのですけれども、いかがでしょうか。

この問題が、株式報酬について有利発行があり得るかどうかという問題にもかかわってくると思いましたが、その前提としてお尋ねする次第です。

○北村 私は、もともと改正前会社法 361 条 1 項 3 号を株式報酬について具体化したのが改正後の 3 号と考えましたので、今までの議論をそのまま引っ張ってきました。確かに前田先生のおっしゃるような解釈ももちろん可能ですし、むしろそのような解釈をもとに新しい制度が組み立てられているのかもしれないとも思っております。

ただ、そうすると、新会社法 361 条 1 項 4 号と 5 号について——5 号は金額を決めるからいいのかもしれませんが、4 号、5 号についても 1 号、2 号の定めは要らないということになってしまいそうで、これが今までの解釈からは大分離れているので、そこまでは私としては踏み込めなかったということです。

株式を報酬とするという場合でも、やはり株式の価値に相当するのは大体いくらくらいと想定してそれを含めた金額の上限を決定することに意味がないわけではないと思います。株式の場合は価値が変わりますけれども、決定時の価値を前提とするのだろうと思っております。

従って、ここは解釈が分かれ得るのだろうと思

います。私としては、今までの解釈の続きと考えていましたけれども、前田先生がご指摘されたような考え方も十分に成り立ち得ると考えますのでこの辺はちょっと詰めなければいけないと思っています。

○前田 どうもありがとうございます。

**【無償発行の対象を取締役以外に拡大する可能性】**

○片木 今回、株式の無償発行について、取締役の報酬に限定したために、非常に複雑な規定になったという気がしております。あっさりと、先ほど言っていたような形で、特に取締役に限定することなく、現在の新株予約権と同じような形で、無償で発行することが特段有利な条件に該当するのであればというふうな規制にしておいた方がすっきりしたのではないかと思います。

先ほどのお話で、いわゆる無償発行というものの議論について言えば、まず趣旨は、債権者との関係で財産上の引当てに該当するのかどうかというのが問題にはなるという話ですけれども、恐らく法務省の立案担当者との関係で言うと、債権者との関係というのはほとんど考えていないのではないかと。明示的にそういうことを言った論文ももちろんありますし、その他の解釈やいろいろな解説を見る限りでは、正直なところ、きちっとした意味での資本維持という議論が債権者との関係でどれぐらいに立案担当者の立場からは考慮されているのかということ、非常に疑問ではないかと思うところではあります。

そうすると、株主との関係で見たときに、お金は出していないけれども、汗かいて株をもらうのだったら、株主の平等といいたいまいしょうか、要するに株主間での公平という観点から言ったら別に構わないのではないかと議論でいくのであれば、正直なところ、取締役に限定する理論的な根拠はないのではないかと考えるところでありまして、現在の新株予約権について、払込みを要しないこととするというのも、第三者に例えばサービス提供の対価として渡せば、特段有利な条件には多分ならないのだろうというふうにも思います。その上

で、従来みたいな1円ストックオプションにしてしまえば、実質同じようなもので出てくるわけですから。

それと、このストックオプションとか株式報酬については、非常にいろいろなやり方で一步一步ずつ進めていって、かえって規定が複雑になってしまって、しばらくしたら、しようがないからというので、新株予約権なんかは典型ですけども、非常にすっきりした規定に最後になってやっとしてしまうという形で進んでいました。

取締役については、いわば株式報酬というものが今後も出てくるのだらうと思いますけれども、今後のニーズ次第では、取締役ということに限定するというのが無意味になり、新たな改正が行われるのかなということもちょっと考えたという感想めいた話で申し訳ありません。

○北村 確かに、新株予約権については、いわゆる無償発行は認められており、今回は行使価格ゼロでもよいということで、徐々にその内容等が変わってまいりました。

株式についてもそうになっていくかということ、片木先生は、恐らく立法論としてですが、将来的にはそのようになるのではないかと指摘されました。ただ、今回の改正では、取締役にインセンティブを与えるための取締役制度の改正の一環として議論が始まりましたので、この趣旨からすると、当面は取締役と執行役だけが対象になると思います。今後の在り方は、この制度が問題なく進んでいくかどうか次第かなと思っています。

**【上限枠を超過する募集株式の発行の効力】**

○齊藤 10 ページから 11 ページにかけて扱われている株式の発行の効力の問題につきましてお伺いしたいと思います。

2 つの見解を提示されていて、私は、どちらかということ、2 つ目の考え方を想定しておりました。伊藤先生のようなお考えであれば生じない問題なのですが、2 つ目の見解のように公示義務違反に絡めて考えていく場合についてお伺いしたいのですが、この場合に、何が公示される



かといいますと、私の規定の読み方が間違っているのかもしれませんが、202条の2に従って発行される場合には、202条の2第1項1号、2号に該当する事項が202条の2第2項を通じて199条2項に取り込まれて、募集事項になり、これが201条3項の通知、そして4項の公告の対象になるというように理解をしています。

そうしますと、今回は払込金額を決めないでやるということも、そのとおりに公示されれば明らかになりますし、199条1項1号の募集株式数も適法な公示がなされれば、株主にも分かります。

そうしますと、上限を超えているということは、202条の2に従った公示がなされていけば、株主は分かるので、というのは、枠決議の上限というのも開示事項で、ここでの公示の対象ではないのですけれども、先ほどの報酬決議の開示の方で株主に知られているので、上限を超えているということは株主には分かり、差止めの機会はあるのではないかというふうに考えたりしたのです。私の理解がどこか間違っているかもしれませんが、その点について北村先生はどのようにお考えか、お伺いできれば幸いに存じます。

○北村 問題意識は齊藤先生と全く同じで、適切に整理していただきました。

11ページの第2段落で、通知公告にも違法があると書かせていただいたのは、まさに齊藤先生のおっしゃったとおりです。202条の2第1項各号の事項は、199条2項の募集事項になるわけです。募集事項は201条によって通知公告をしなければなりません。ところが、私の考えでは、上限を超えたものは202条の2に基づいて発行することはできないことになります。したがって、202条の2ではいけないのに、202条の2の手続で行ったこと自体が差止め事由になると考えます。

それについて公示がされて差止めの機会があったかどうかですが、公示は、202条の2に従って募集手続を行っていますという内容になっているわけですね。そして、差止めの機会があったかどうかは、結局のところ、株主総会決議による報酬決定までさかのぼって見なければいけないことにな

るわけです。

ところが、株主総会決議は、いわゆる総額枠・総枠方式でもいいということです。そうすると、個々の発行について、総枠を超えているのか超えていないのかを過去の株主総会にさかのぼって調べて差し止めるかどうかを判断しなければならないことになってくると、差止めの機会があったということはできないとも考えられます。そうすると、平成9年最高裁判決の理論では、無効事由になると考えたわけです。ただ、差止めの機会があったかどうかというのは非常に微妙でありまして、判例法理がこれに適用されるのかどうかは、今後の解釈論かなと思いました。

○齊藤 ありがとうございます。

#### 【募集株式の公正価額・有利発行との関係】

○伊藤 まず、今、齊藤先生から公示義務違反の話、11ページの無効原因の捉え方の質問がありましたので、ちょっと申し上げたいと思います。

そういうふうな公示義務違反があったかということにこだわること自体、私には適切ではないと思われるのですね。というのは、新株発行の無効原因は、既存の無効原因しかないわけではなくて、解釈論として新しい無効原因を幾らでも考えることはできるからです。ここでは、もともとある無効原因にこだわらずに、端的にこの場合は無効だと考えればよいだけではないかと思います。

それから7ページ、先ほどの前田先生のご質問と関係するところ、361条の新しい3号であるとか5号で決議した場合、同時に1号又は2号の決議も必要になるという話で、そうだとすると、具体的に何を決議するのが気になるところです。

たとえば、1号の確定額で決議する場合を考えますと、 $\alpha$ の場合、つまり、普通の株式報酬であれば、北村先生がおっしゃったように、付与される株式の付与時の公正価値で最高限度額を計るのだと思います。

それで、問題は $\beta$ の場合です。つまり、現物出資方式でやる場合に、確定額の報酬として決議をするなら、何の金額で決議をするのかが明らかで

はないのですね。βの場合、報酬として支払われるのはあくまで金銭ですので、その払込金額の総額と捉えるのが、会社法の文言上は素直だとは思いますが。けれども、私は、そうではなくて、現物出資方式の場合も、あくまで割り当てられる株式の公正価値で決議しなければいけないのではないかと思うのです。これについて、北村先生のご感触を伺えればありがたいのですが。

○北村　まず、11 ページの無効事由について、意見を述べさせていただきます。

商事法務の「会社法コンメンタール第8巻」で私は利益相反取引の条文を担当したのですが、そこで、募集株式を取締役に発行することは利益相反取引になり得ると指摘しました。その上で、もしそのような募集株式の発行について取締役会の承認がなかった場合、募集株式の発行の効力は、利益相反取引に関する相対的無効説ではなく、募集株式自体の無効原因に関する判例法理によって考えなければならない、としました。そこで、今回の報酬の場面でも、伊藤先生のお考えとは異なり、既存の募集株式の発行の無効原因に当てはめればこういうことになるのではないかと、指摘させていただきました。

7 ページの方の問題ですが、αについては、先ほど前田先生のご質問に答えたとおり、決定時の公正な価格をもとに1号の総額枠を決定すると思います。βの場合、私は、5号イで金銭を決定するのだから同じ額を1号で決定すると思っていたのですが、確かに、αとパラレルに考えると、βの場合でも、決定時においてどの程度の価値のものを報酬とするのが重要なのだと考えると、伊藤先生のようになりそうですね。

ただ、これまでストックオプションとして新株予約権を報酬とする場合は、募集新株予約権を無償発行するならその新株予約権の価値を1号で決議してきたと思いますが、相殺方式だったら相殺価格、つまり払込金額相当額を1号で決議していたのではないかと思うのですね。なぜこれまで相殺方式が多かったかという、有利発行に該当するのを避けたかったことが理由だったといわれて

います。もっとも、相殺方式でも、その金額よりも新株予約権の価値が高ければ有利発行になりそうですね。

そうすると、αとパラレルにするということも考えられますが、ただ、違和感がありますよね。5号で金額を定めておきながら、違う金額を1号で定めるということには。そこは今後実務も悩むと思いますので、もう少し考えたいと思います。

○伊藤　少しだけ補足させていただきますと、違いが生じるのは、現物出資方式で払込金額を低く設定したときだと思うのですね。現在の譲渡制限付株式の実務では、払込金額が有利にならないように公正な金額に設定していますから差は生じないのですが、今後もし払込金額が低く設定されるような事例が出てくるとすると、違いは生じるのかなと思いました。

○北村　そうすると、最初から有利発行見え見え状態になってくるような気がします。それも含めてちょっと検討させていただきます。

○黒沼　報酬として株式を無償発行する場合の361条の決議ですけれども、この場合も、1号か2号にも該当すると考えてよろしいのでしょうか。

無償発行の場合に、有利発行規制を今回適用しなかったのはなぜかというのを私も考えたことがあります。上場株を渡すときに、これは2号で上場株式の価格が変動するので、結局市場価格によって算定するとか、そういうことしか決議できないのではないかと。そうすると、想定している報酬額と渡すべき株式数とが一致することになるので、結局、有利発行になり得ないのではないかと、だから有利発行規制は適用されないということなのではないかと思いました。

言い換えると、新株予約権には理論価格はあるけれども、株式には理論価格がない。この場合、株式そのものを与えるということなので、もちろん、譲渡制限などが付されているから、そこで調整は必要だろうけれども、今のように有利発行になり得ないという理解で、規定を適用しなかったのかなと考えています。北村先生のご感想を伺えればと思います。

○北村 先ほどの前田先生のご質問に対して、私は、3号とともに1号の決議も必要で、1号の金額は決定時の公正な価格をもとに総額に含めて決定すると申し上げました。黒沼先生ご指摘のように、3号の株式報酬については1号ではなく2号で市場価格によって算定すると決定しますと、市場価格なのだから有利発行になり得ないということになります。ただ、その場合の報酬としての株式の価値は、市場価格なのですかね。

つまり、新株予約権の場合は譲渡制限その他の条件等が付されることによって、あるいは行使期間や行使価格が決まることによって新株予約権の現在価値が決まります。株式の場合は、新株予約権と違って、その株式の価値というのは市場価格になるはずで、すなわち、株式報酬については、株式の内容ではなく募集事項の特則が定められたのです。そうすると、譲渡制限付きの株式は、市場価格よりも安い価格が公正な価格だから、2号の市場価格が算定方法だとすると、それよりも低い価値なのだから有利発行にならないということかもしれません。

ただ、私は、取締役の労務出資の金銭価値も一応株主総会では決議しておくのが適切であると考え、3号に加えて1号の決議が必要だとお答えしたわけです。ただ、先ほど前田先生のときにも申し上げましたように、これはかなり難しい問題で、今後議論が詰められるのだらうと思っています。

○黒沼 ありがとうございます。

私の理解では、株式の交付の場合には市場価格が公正な価値になるので、それよりも譲渡制限などで低い価値しか与えられないであろう発行数では、有利発行になり得ないということではないかと思っています。

新株予約権の場合に有利発行になるのは、新株予約権の理論価格の算定が大きく間違っていて、1億円の報酬として与えるはずだったものが実は10億円分のものであったというような場合には有利発行になるのですが、上場会社の株式ではそういうことは考えられないのではないかと思っただけです。

#### 【株式数の上限の定め方】

○洲崎 361条1項3号の募集株式の数の上限の意味について伺いたと思います。この規定を最初に見たときは、一度株主総会で上限を決定して、その年に発行し、翌年も発行し、そのようにして発行される株式数が積み上がって行って、上限まで達したら、もう一度上限を定め直さなければならないという趣旨の規定なのかなと思っていたのですが、1号の金額については、例えば総額2億円と株主総会で定めた場合には、これはその年度の報酬総額の上限なので、その年度の報酬総額が2億円以内、翌年も2億円以内だったら、決議をやり直す必要はないですね。

この3号の募集株式の数の上限も、1号と同様に1年当たりの上限だと読む余地はあるのでしょうか。あるいはその読み方が難しいとしても、株主総会決議で、上限は1年あたり1万株としますというような定め方をすることができるのか。そのような定め方が可能だとすると、毎年1万株ずつ発行していくようなことも、もちろん全体としての授權枠はありますけれども、そういうことが可能になるのかどうかについてお伺いできればと思います。

○北村 私は、3号の株式数の上限は、最初に洲崎先生がおっしゃったように、1年に限ることなく上限枠を定めるのだらうと思っていたのですが、確かに株主総会決議の仕方によって、年当たりの上限株式数という形で定めることもできると考えられます。

先程来、私は3号を決めるときは1号も決議しなければならないと主張してきました。1号が1年の報酬総額枠を定めているときに、3号を1年に限らない株式数の上限枠とすると、両方がずれるともいえます。ただ、3号を1年に限らない株式数としても、1年あたりでは1号の範囲内の株式報酬にしなければならないということは可能かと思っています。ただわかりにくくなりそうですね。

だから、実務では、洲崎先生がおっしゃったように3号も1年当たりの上限枠を定めることにな

るのかなという気もします。毎年、3号の上限内の株式を1号の額の範囲内しか発行しないこととすれば、いったん株主総会でその枠を決めれば毎年決議する必要はない。そのように考えると、現在の実務と整合しますね。

○洲崎　ただ、一度上限を決めてしまうと、それを改める決議がない限り、毎年そこまで発行できるというのは、ちょっと気にはなるのですね。これは上場会社の特例ですけれども、交付の対象とする株式は上場されない種類株式とし、それらもわざと価値の低い優先株式を作って、議決権は与える、それを毎年上限いっぱいまで発行するというようなことが行われると、この制度が濫用的に使われたりしないのかということが気になったのです。

○北村　濫用の危険というのは常にあるわけですが、株主総会で株主がそれでいいと決議したのだから……。

○洲崎　最終的にはそうかなと思います。どうもありがとうございます。

○片木　単なる情報提供だけみたいな形になりますけれども、商事法務の2230号で座談会が行われていますが、先ほどの洲崎先生のご質問と同じような質問が実務家の方から出ておまして、たしか立案担当者の竹林さんが、年間何株という書き方でもいいのではないかと、それでも一応希釈化の上限というものはある程度枠として決められているし、それに株主総会でそれでオーケーというのであれば、株主もそれで構わないという議論だからいいのではないかとというふうに言っておられます。ですので、そういう考え方もあるのだろうかということかと思えます。

#### 【有利発行を巡る問題】

○前田　片木先生、どうもありがとうございます。

株式報酬と有利発行規制との関係という難しい問題について、北村先生のお話を聞いて理論的に説得力を感じつつも、実際に有利発行になるのがどのような場合なのか、なおよくわからないの

です。

ストックオプションについては、有利発行はあり得ると思うのです。先ほどの黒沼先生のお話とは少し違うかもしれませんが、例えば100万円分の報酬を受けるとされた取締役に対して200万円の価値の新株予約権を付与すれば、有利発行になると思うのです。会社には100万円分の労務提供しかされないからです。

株式報酬についても、先ほど申したように、もし1号の確定額を定めれば同じ問題が起こり得ると思うのですが、仮に定めなくていいと解した場合、あるいは定めなければならないと解する場合であっても、金銭報酬も含めた大きな枠の一部を使い、改めて1号の額を決めないような場合を考えますと、果たしてどのような場合に有利発行になるのだろうかと思うのです。

つまり、報酬規制として最大どれだけの株式を付与するのが職務執行の対価としてふさわしいかを株主総会で決議すれば、その株式に見合うだけの労務提供を会社は受けることになるわけですから、有利発行にはならないと考えていいのではないかと思ったのです。北村先生が有利発行規制は及び得るとお考えになれる場合、どのような場合を念頭に置かれているのでしょうか。

○北村　確かに、前田先生のように1号の決議が要らないと考えれば有利発行の問題は生じないこととなります。しかし、私は、ストックオプションと同じように、発行時に1号で決めた金額が新株予約権の価値に見合うものであれば、有利発行にはならないというのと同じように、単純に有利発行該当性を考えていました。

1号の金額の定め方も、業績連動型報酬と固定報酬があるときに、業績連動型の株式報酬についてはこの金額で、固定報酬についてはこの金額というように、分けて決議するであれば、そのように1号で定めた金額との関係で有利発行になり得ると思っておりました。

その上で、1号で定めた金額よりも市場価格が高い場合でも、すぐに有利発行になるのではなく、報酬としての株式の価値はディスカウントされる

のではないかと、譲渡制限等の条件が付されるのだから市場価格よりも安い価格となって有利発行にならないのではないかと、そのように思っていたわけですね。

9ページに引用しました田中亘先生の意見もそのような議論だったのですね。筋としては、田中先生がおっしゃったような形で有利発行かどうかを決めるのだらうと思っていました。

同じ問題は、伊藤先生がおっしゃったように、1項5号イの場合でも、つまり金額がある場合でも生じ得ますよね。

○前田 そうですね。

○北村 だから、3号には有利発行の可能性がなくて5号だけにあるというのも、整合性がとれないのかなと思いました。

前田先生のように、労務提供はこの株式の価値そのものなのだというふうな発想——法務省はそうなのですが——になってしまうと、この議論は起こらないのですけれども、そのときでも、なぜ5号イの方は有利発行規制の適用があるのかということになりそうですね。

○前田 そうですね……。

○北村 こちらは払込金額が一応決まるのですよね。払込み金額が株式の価値よりも低ければ、有利な価格ですね。そして、そのときにディスカウントできるのかという議論が出てきます。

3号と5号イの違いがあるとすれば、3号は市場価格がある株式にしか適用されないということですね。しかし、有利発行該当性について、それが理由になるのか疑問が残ります。

○前田 ありがとうございます。

#### 【事後交付型の株式報酬】

○加藤 ただ今の前田先生と北村先生のやりとりに関連して北村先生のご意見を伺いたい点があります。これまでの議論は、暗黙のうちに事前交付型を前提に置かれてきたような気がします、事後交付型の場合も同じように考えられるのでしょうか。

例えば事後交付型の場合、1号の枠をどれだけ

使ったかを判断する際の基準は、実際に事後交付する場合の市場価格ではなくて、1号の枠の決議時の1株あたりの公正価値ということになる、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○北村 ちょっと確認させていただきますが、事後交付型というのは、パフォーマンスシェアのような……。

○加藤 パフォーマンスシェアというか、ポイント制、つまり、取締役がポイントをためて後で株をもらうといった形を想定しています。会計基準でも、事前交付型と事後交付型が想定されています。事後交付型において1号の決議をする場合、1号の枠はどのように減るのか気になりました。

○北村 ポイント制ということなら、株式交付信託のように、事後に株式がもらえるという形にすれば事実上株式報酬となります。ただ、事後に募集株式が発行されるというのが加藤先生のおっしゃっている事後交付型でしょうか……。

○加藤 事後交付型とはそういうものだと思いますが。

○北村 募集株式そのものが報酬なので、3号に該当することは間違いありません。

○加藤 それは間違いありません。

○北村 その場合に1号の金額をどのように決めるのか……。

○加藤 事後交付型について1号の枠の定め方は、株式発行時ではなく、報酬決議時の公正価値が基準になるということなのではないでしょうか。

○北村 1号の額を決めなければならないという見解によると、そうなりますね。ただ、報酬決定時と、株式を発行する時期はずれているわけですね。

○加藤 それはずれますね。

○北村 その場合の1号の額はそのような事後交付型の報酬を支給すると事前に決定する時の価額とせざるを得ないのではないのでしょうか。

1号の額を決定しなければならないことの意味は、取締役から会社がどれぐらいの労務出資に当たる役務提供を受けるのかを明らかにすることにあると思っています。

そうすると、株主総会時点で考えざるを得ないので、事後交付型でも決議時の株式の公正価格をもとに金額を決めることになるのだらうと、今のところ考えております。

○加藤　あと、現物出資型の場合、現物出資型で事後交付型というのがあるのか、私はよく分からないのですが、その場合の取扱いはいかがでしょうか。

○北村　現物出資型の事後交付というのは、ポイントがたまったところで金銭債権を現物出資してもらおうという形ですね。

○加藤　そういうことになるのだと思います。

○北村　そうすると、今までの議論では、金銭債権相当額が1号になるのでしょうか。

○加藤　そうすると、要は事後交付型だと、取締役の努力によって株価が上がっているわけですが、その場合の現物出資の場合の金銭債権というのは、当然上がったその額を基準にして付与しなければいけないわけですね。

○北村　なるほど。

○加藤　そのように扱わなければ有利発行規制に抵触するということなのでしょうか。

○北村　私の報告では事後交付型ということ想定していませんでした。ただ、5号イの現物出資価額つまり払込金額と株式の価値が余りにも乖離しているというときに、有利発行規制が適用される可能性が出てきますよね。

○加藤　そうですね。

○北村　実務では、固定報酬を含めた総額枠からの分を加えるなどして有利発行にならないような工夫がされるのだらうと思います。

○加藤　単に私の理解が誤っているのかもしれませんが、先生方のご意見を伺って、有利発行に該当するかどうかは、具体的な報酬のパッケージ全体を見ないと議論しにくいとの印象を持ちました。

#### 【退職慰労金の取扱い】

○齊藤　本日、北村先生が触れられなかったところですが、退職慰労金実務は、今回の改

正で直接は影響を受けないものと理解してよろしいでしょうかという質問です。

退職慰労金の現在の一任決議というのは、一任決議という形をとっているけれども、361条1項でいうところの、株主総会で個人別の金額まで決めているという理解にするのであれば、報酬の決定方針の話が適用されないわけですが、そうでないとすると、報酬の決定方針の対象になってくるわけで、従来の内規の実務はどうなるのかということが疑問に思われたわけです。

ただ、退職慰労金の内規の開示に係る会社法施行規則 82条の方は今回の改正の対象になっていないようなので、従来のように、適切な措置をとって株主に知らせておけばよいという実務を変えないことを前提としているのかなと思われたので、その点についていかがでしょうか。

○北村　退職慰労金は、部会でも議論されなかったと思います。

おっしゃるように、現在は1号の決議を、しかも総額枠とは別枠で決議するという実務ですね。通常報酬とは事情が違って、一任決議は一任決議ですが、取締役会に一任する決議というのは、株主に開示される内規に従って決定せよ、ただし上限は内規によって定められている、ということですね。これは、個人別の報酬を株主総会決議で決めているのに近いという整理になるのかもしれない。

そうでないと、退職慰労金についても方針を決定して、それを事業報告に書けということになりますが、ここは従前と変更はないと思います。ただ、ぎりぎり詰めて行くと、齊藤先生が指摘されたような議論が今後出てくるかもしれませんので、そのときは実務上の工夫がされるのだらうと思っております。

○齊藤　ありがとうございます。

#### 【不公正発行該当性】

○前田　中心的な論点ではないのですが、10ページの下から6行目ぐらいのところ、株式報酬を取締役に付与する場合であっても、いわゆ

る不公正発行の問題が起り得るというご指摘がありました。そのとおりだと思うのですが、一般に不公正発行というのは、株主総会決議がない場合の話です。ですので、株式報酬に関して、361条の新たな3号で与える株式の数とか、与える時期までもかっちり株主総会で決めてしまった場合は、不公正発行の問題は起こらないと解しているのでしょうか。

上限だけ決めて、いつどれだけ発行するかが取締役会の裁量に委ねられている場合には、取締役会の新株発行権限の濫用となる場合があります。不公正発行になると思うのですが、普通、不公正発行として問題になるのは、株主総会決議がない場合ですので、株主総会決議との関係について、少しお考えをお聞かせいただければと思います。

○北村 株主総会で上限枠を決めて、具体的な発行については募集株式の発行手続に従うわけですね。だから、有利発行でなければ、公開会社では、取締役会決議だけで発行します。202条の2を経由するときでも、201条のルールに乗っかるわけですから、通常取締役会で発行する場合と同じことになります。

株主総会が取締役のインセンティブ向上のためにこのような報酬を支給すると決議していたにもかかわらず、取締役が自派の影響力を高めるために株式報酬制度を使えば、やはりこれは不公正と考えられるのではないかと思います。それを株主総会の授権に反しているのか、授権の範囲内ではあるけれども濫用なのか、ここらあたりは具体的事情によって左右されると思いますけれども、私はやはり不公正発行の余地は、株主総会で決めたからといって、なくなると言い切ることはいえないと思っています。

○前田 ありがとうございます。

#### 【退職慰労金と方針の関係】

○伊藤 先ほど出た退職慰労金の話ですが、確認させていただきたいと思います。

退職慰労金が今回定められた報酬決定方針に含

まれないといった話が出る根拠は、会社法の条文上は361条の7項にあるのでしょうか。7項だと、株主総会の決議による第1項各号に掲げる事項についての定めがある場合には、当該定めに基づく取締役の個人別報酬等の内容についての決定に関する方針として云々と、そのあたりにあるということです。

もともと先に361条で報酬について定めておかなければ、方針を定める義務も生じないということなのですかね。

○北村 というよりも、361条7項ただし書きが根拠かと思ったのですが、つまり、株主総会決議により個人別の報酬の内容が決定されていると理解できるのではないかと。

○伊藤 内容が総会で決められたら、ここに入らないと。

○北村 取締役一人一人の退職慰労金を内規に従って決めるのだから、個人別報酬を株主総会決議で定めていると考えれば、7項本文の適用はないと思っています。

○伊藤 素朴に考えますと、退職慰労金も取締役の報酬等ですから、報酬等の決定方針で本来カバーされなければならないと思うのです。そのことが文言上明確にされていないというのであれば、それは立法が適切ではなかった部分ではないかと思えます。

○北村 ありがとうございます。

○前田 それでは、本日のJPX金融商品取引法研究会はこれで閉会とさせていただきます。

北村先生、ご報告どうもありがとうございました。

I はじめに——改正の背景

取締役の報酬規制は、従来、取締役が高額の報酬を自ら決定することの弊害（お手持りの弊害）に対処するものであった。そのため、取締役報酬として会社から流出する金額に着目した規制となっており、取締役全員の報酬の合計額の上限を定款または株主総会決議で定めれば足りることとなっていた。

しかし、報酬は、取締役にとつて、業績向上へのインセンティブを付与するよう設計すべきことが、コーポレート・ガバナンスの観点から主張されて久しい。わが国の役員報酬は、欧米と比べると基本（固定）報酬額の割合が大きく、これでは、リスクをとって多くのリターンを会社にもたらすインセンティブを持ちにくい。わが国企業の収益力・「稼ぐ力」の向上や長期的な企業価値向上のための取組の一つとして、取締役等にインセンティブを付与する報酬の導入の促進が重要課題となっていた。

そのためには、お手持り防止のための報酬規制では不十分であり、取締役報酬の設計を適切に行うことが取締役会の職責であることを明らかにする必要がある。また従前の会社法の下では、業績連動型報酬の一種である株式報酬についての規制が必ずしも明確ではなかったこともあり、株式報酬および新株予約権報酬を適切に取締役等に付与できるようにするための規制の整備が必要とされた。

→令和元年会社法改正

- ・取締役の報酬等の内容の決定手続等の透明性向上
  - ・株式報酬等の規制の明確化・合理化
- 交付の日（令和元年12月11日）から起算して1年6月を超えない範囲内で政令で定める日から施行（会社法の一部を改正する法律・附則1条本文）

\*本稿において

新会社法・・・令和元年后会社法  
 改正前会社法・・・令和元年改正前会社法  
 （単に）会社法・・・令和元年改正前後で変更のない条項

改正施行規則案・改正計算規則案・・・令和2年9月1日にパブリックコメント手続に付された会社法施行規則改正案、会社計算規則案

要綱・・・会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱

中間試案・・・会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案

部会・・・法制審議会・会社法制（企業統治等関係）部会

文獻引用については末尾参照

II 報酬等の決定方針

1 新会社法 361 条 7 項の趣旨・概要

新会社法 361 条 7 項は概要次のように規定する。

次のアまたはイに該当する株式会社は、取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の内容として定款または株主総会決議による会社法 361 条 1 項各号の定めがある場合には、当該定めに基づき取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針として法務省令で定める事項を決定しなければならない。ただし、取締役の個人別の報酬等の内容が定款または株主総会決議により定められていないときは、この限りでない。

ア 監査役設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であつて、その発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないもの  
 イ 監査等委員会設置会社

取締役会に報酬等の決定方針を決定させることによつて、報酬の側面から経営陣に対する監督機能を発揮させることが、この規定の趣旨である。アとイの会社は社外取締役を選任しなければならない会社であり（アについて新会社法 327 条の 2。なお、イについては新会社法 399 条の 13 第 5 項 7 号により報酬等の決定方針は取締役会の専決事項）、取締役会による経営陣の監督が強く期待されるため、取締役会による報酬等の決定方針の決定が義務づけられることになった。なお、同じく社外取締役の設置が義務づけられている指名委員会等設置会社では、改正前会社法のもとで報酬等の決定方針を報酬委員会が決定することになつている（会社法 409 条 1 項）。

「報酬等の決定方針」の対象となる取締役から監査等委員会設置会社の監査等委員である取締役を除くのは、監査等委員である取締役の報酬は、監査役報酬に準じ、監査等委員でない取締役の報酬と区別して定められ、またその定め範囲内で監査等委員である取締役の協議によつて個人別の報酬を定めるためである（会社法 361 条 2 項 3 項）。なお、報酬の決定方針以外の取締役の報酬に関する改正内容は、監査等委員かどうかで区別していない。

新会社法 361 条 7 項の「方針」は、取締役会が取締役の個人別報酬を決定する場合の方針であるから、定款の定めまたは株主総会決議により取締役の個人別の報酬を決める場合は決定する必要はない（同項ただし書き）。

2 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針として法務省令で定める事項

以下の事項が法務省令案として示されている（改正施行規則案 98 条の 5）。



決議を要する案が選任案になった。再一任は取締役会の代表取締役への監督機能を低下させる懸念があることから、この選任案に賛成する意見も多かったが、一方で経済界からは慎重な意見もあり、最終的に要綱には盛り込まれなかった。

もつとも、要綱(および改正後の法務省令の改正)において、再一任がされる場合には事業報告において開示されることになった。これにより、株主は、再一任の有無、理由、委任された権限が適切に行われるための措置を知ることができ、それについて定時株主総会で質問し、またその情報を議案の賛否に勘案することが可能になる。このことから、株主総会決議事項にはならなかったものの、再一任について株主の監督は一定程度機能することになる。

○再一任の場合の開示＝公開会社の事業報告の記載  
法務省令案では記載事項として以下の事項が提示されている(改正施行規則案121条6号の3)。

株式会社当該事業年度の末日において取締役会設置会社(指名委員会等設置会社を除く。)である場合において、取締役会から委任を受けた取締役その他の第三者が当該事業年度に係る取締役(監査等委員であるものを除く。)の個人別の報酬等の内容の全部又は一部を決定したときは、その旨及び次に掲げる事項

- イ 当該委任を受けた者の氏名、ならびに当該内容を決定した日における当該株式会社における地位及び担当  
ロ イの者に委任された権限の内容  
ハ イの者にロの権限を委任した理由  
ニ イの者によりロの権限が適切に行使されるようにするための措置を講じた場合にあっては、その内容

ハニは、再一任における開示を強化する観点から(中間試案の補足説明や部会での議論では具体的に示されていない)開示事項とされる。

⇒再一任をする場合は株主総会決議によってその旨を決定すべきとする選任案は採用されなかったが、改正後においても、取締役会が取締役の個人別報酬の決定を代表取締役等に再一任することができるのは、株主総会決議(または定款の定め)が、再一任を許容する趣旨のものでなければならぬ(前田 38 頁参照)。

改正前において、株主総会決議が再一任を許容するものかどうかは、その決議からは必ずしも明らかになってこなかったと思われる。改正後は、再一任に係る事項は公開会社の事業報告で開示され、また一定の会社では強制的に(それ以外の会社では任意に)個別報酬決定方針として再一任をするのかどうかなどが定められ、それが株主総会決議の際の参考になりうる。したがって、再一任の有無が方針に定められ、それをもとに新会社法361条1項の

(1) 報酬の種類ごとの算定方法等  
・業績連動報酬等でも非金銭報酬でもない報酬(以下、本稿において「固定報酬」という)の場合：個人別の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

・業績連動報酬等(利益の状況を示す指標、株式の市場価格の状況を示す指標その他の株式会社又は株式会社の関係会社の業績を示す指標(以下「業績指標」という)を基礎としてその額又は数が算定される報酬等)がある場合、当該業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針

・非金銭報酬(募集株式又は募集新株予約権と引換えに充てるための金銭を取締役の報酬等とする場合における当該募集株式又は募集新株予約権を含む)がある場合、当該非金銭報酬等の内容の概要及び当該非金銭報酬等の額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針

(2) 報酬の種類ごとの額の割合、時期・条件

・固定報酬の額、業績連動報酬等の額、または非金銭報酬の額、取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針  
・取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

(3) 個人別報酬決定の再一任

・取締役個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任することとするときは、(a) 当該委任を受ける者の氏名又は地位若しくは担当、(b) (a) の者に委任する権限の内容、(c) 委任された (a) の者によるその権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずることとするときは、その内容

(c) としては、社外取締役が構成員の過半数である任意の報酬委員会を設置し、その委員会の勧告に基づいて(勧告を尊重して)代表取締役が各取締役の報酬を決定することなどが考えられる。

再一任に関する問題点については3で後述する。

(4) その他

・(3) 以外の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法  
・その他、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項

法務省令案の内容は、中間試案およびその後の部会での考え方に従ったものとなつていると考えられる。

3 取締役個人別報酬決定の再一任

中間試案の段階では、個人別報酬決定を代表取締役等に再一任する場合には株主総会の

株主総会決議がされれば、再一任を許容する趣旨かどうかは明らかになるものと考えられる。

4 取締役の個人別報酬の決定方針に違反して取締役報酬が決定された場合

取締役会が取締役の個人別報酬の決定方針を定めている場合において、それに反した個人別報酬が決定された場合、あるいは、当該方針を決定しなければならぬ株式会社が、方針を決定しないで取締役の個人別報酬を決定した場合、個人別の報酬の決定の効力はどうか。

立案担当者の解説では、そのような個人別の報酬の決定は違法であり、無効であるとされている（竹林6頁）。

改正前においては、仮に取締役会において「方針」が定められており、たとえ再一任された代表取締役によりそれが違反した個人別報酬が決定されても、株主総会決議で定められた枠内の報酬支給である限り、方針に違反して報酬の支給を無効とした取締役の任務懈怠責任が発生することは格別、報酬支給決定（および支給）は有効であるという解釈が可能であったと思われる。これに対し、改正会社法の下では、個人別報酬決定方針の決定とそれに従った報酬決定が法律上義務づけられる会社では、定款または株主総会決議による定めを補完する法定の手續に違反する報酬決定を無効とする、ということである。

それでは、個人別報酬決定方針の決定が義務づけられていない株式会社が任意に取締役会決議によって「方針」を決定したが、それに違反して取締役の個人別報酬の支給が決定された場合かどうか。取締役の個人別報酬の決定方針の決定は、会社法 362 条 4 項柱書きの重要な業務執行に該当すると考えられる（前田 35 頁、久保田 21 頁）。たとえば、取締役の個人別の報酬決定を再一任された代表取締役が、取締役会決議によって決定した方針に反して、取締役の個人別報酬を決定した場合には、当該報酬決定を無効と解すべきではないだろうか。代表取締役の専断的取引行為等（会社法 362 条 4 項 1 号 2 号の取引を取締役会決議無しに行った場合や、任意の代表権の制限（会社法 349 条 5 項参照）に違反した取引行為）と異なり、取引の安全を考慮する必要はなく、また、任意に方針を定めた株式会社とはいえず、改正会社法の趣旨からすると、取締役の任務懈怠責任のみで解決するべきではないからである。

III 報酬決議における理由説明

改正前会社法の下では、株主総会において取締役の報酬についての定めを設けるまたは改定する場合には、取締役が株主総会でその事項が相当であることを説明する必要があるのは、報酬等のうち額が確定していないものについてその具体的算定方法を定める場合と金銭以外の報酬を定める場合に限定されていた。

しかし、確定額である金銭報酬であっても、その額を示されただけでは、そのような報酬等を定めることが必要かつ合理的であるかを株主が適切に判断することはできない。

そこで、新会社法は、その理由説明を、額が確定している金銭報酬について決議する場合にも、すなわち新会社法 361 条 1 項の報酬等に関する株主総会決議を行う場合のすべてについて、必要なものとする（新会社法 361 条 4 項）。したがって、改正会社法施行後に取締役の報酬・賞与等について決議する場合には、理由の説明義務が課される。

取締役の報酬等に関する議案を株主総会に提出する場合、株主総会参考書類には、「相当とする理由」を記載することが求められる（会社法施行規則 73 条 1 項 2 号括弧書きに該当するとして会社法施行規則の改正はないようである）。

なお、新会社法 361 条 7 項の「方針」と 4 項の説明義務の関係について、中間試案（第二部第一（1））では、「方針」を定めているときには、「会社法 361 条 1 項各号に掲げる事項を定め、又はこれを改訂する議案を株主総会に提出した取締役は、当該株主総会において、当該方針の内容の概要及び当該議案が当該方針に合うものであると取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）が判断した理由を説明しなければならない」としていた。

これに対し、要綱および改正会社法は、報酬等の決定方針は、取締役報酬に関する定款または株主総会決議の定めを前提として決定されるものと位置づけた。これは、取締役の報酬は、定款の定めまたは株主総会の決議によって決定するという規定文言からすると、個人別報酬決定の方針は、定款または株主総会決議で定められた報酬についてのものとなるという、法制上の理由による（部会第 19 回議事録・竹林幹事発言）。このような位置づけによると、新会社法 361 条 1 項の定めが変われば原則として 7 項の方針も変更されることになる。

もともと、このことは新会社法 361 条 1 項の議案を提出する前に 7 項の方針を決定することを否定するものではない（神田 7 頁）。新会社法 361 条 1 項の決議が成立した後の 7 項の方針がすでに定まっているか、定める予定である場合には、予定される 7 項の方針は、4 項の「相当とする理由」として説明する必要がある（竹林 6 頁）。4 項の説明が虚偽であれば 1 項の決議の取消事由となるが、株主総会決議後に、当該株主総会で説明した方針を変更することは、取締役会の経営判断として可能である。変更があれば、変更後の方針が事業報告において開示される（後述V）。事業報告の内容の報告は定時株主総会の目的事項であるから（会社法 438 条 3 項）、株主は、新会社法 361 条 7 項の方針について、毎回の定時株主総会において質問することができる（会社法 314 条）。

IV 株式報酬等についての明文化

1 背景

改正前会社法の下で、金銭報酬のみ定めて、金銭報酬請求権（債権）を募集株式・募集新株予約権の払込みにあつて（現物出资方式、相殺方式）という実務がある。これは、実質的に株式・新株予約権が報酬となつているのに、形式は金銭報酬である。そこで、改正会社法は、報酬の実態にあわせるための規制、つまり実質的に株式・新株予約権を報酬とする場合に

いての明文の定めを設ける。

## 2 株式を報酬とする場合

(1) 定款または株主総会決議  
当該会社の株式を報酬とする場合は、定款または株主総会決議により、次の事項を定める。  
(α) 報酬のうち当該株式会社の募集株式については、当該株式の数の上限その他法務省令で定める事項 (新会社法 361 条 1 項 3 号)

(β) 報酬のうち、当該株式会社の募集株式と引き換えにする払い込みに充てるための金銭については、取締役が引き受ける当該募集株式の数の上限その他法務省令で定める事項 (新会社法 361 条 1 項 5 号イ)

(α) は株式そのものを報酬とする場合、(β) は金銭報酬を定めながらそれを募集株式の払い込みにあてる (現物出資方式) 場合であり (なお、募集株式の払い込みに充てることを予定して取締役に金銭が支払われる場合にも、β に該当しよう。前項 36 頁)、いずれも実質的には株式報酬であるとして、定款または株主総会決議を要するものとする。これらの規則は、改正前会社法 361 条 1 項 3 号 (新会社法 361 条 1 項 6 号) の「報酬のうち金銭等でないもの」のうちとくに株式について特則を設けるものであるから、これらの定めを設ける場合は、同時に会社法 361 条 1 項 1 号 (確定額) または 2 号 (算定方法) の決議も必要になる。

α β のいずれの場合も、取締役報酬としての募集株式の発行等による希釈化や特株比率への影響を株主が判断できるようにするため、当該募集株式の数の上限が決議事項とされる。

報酬等として募集株式の払い込みに充てるための金銭の一部のみを取締役に付与する (払込金額の残額は取締役が自ら支出する) 場合も、β に該当すると解される (伊藤 28 頁)。

α β における「その他法務省令で定める事項」として、以下の事項が提示されている (改正施行規則案 98 条の 2・98 条の 4 第 1 項)。

- ・一定の事由 (譲渡制限解除事由) が生ずるまで当該募集株式を他人に譲り渡さないことを取締役が約束することとするときは、その旨及び当該一定の事由の概要・・・ストックに関する定めを設けた場合。
- ・一定の事由 (没収事由) が生じたことを条件として当該募集株式を当該株式会社は無償で譲り渡すことを取締役が約束することとするときは、その旨及び当該一定の事由の概要・・・クローバック条項
- ・その他、取締役に対して当該募集株式を割り当てるとする条件 (β の場合は、取締役に対して当該募集株式と引き換えにする払い込みに充てるための金銭を交付する条件又は取締役に対して当該募集株式を割り当てるとする条件) を定めるときは、その条件の概要

募集株式の上限の範囲内であれば、かつ法務省令に定める内容から逸脱しない事項の範

囲内であれば、取締役に新会社法 361 条 1 項 3 号または 5 号イの報酬を支給する都度株主総会決議を経る必要はない (久保田 21 頁)。

指名委員会等設置会社についても同様の規定が置かれた (新会社法 409 条 3 項 3 号 5 号イ、改正施行規則案 111 条 1 項 2 号、111 条の 3 第 1 項)。

## (2) 株式報酬としての募集株式の無償発行

改正前会社法の下で、募集新株予約権については無償発行が認められるが、募集株式の発行等においては、必ず払込金額 (または現物出資財産の価額) を定めなければならない (会社法 199 条 1 項 2 号 3 号)。

改正会社法は、株式報酬を正面から認めることに関連して、上場会社について、募集株式の無償発行を許容する。

すなわち、上場会社においては、新会社法 361 条 1 項 3 号に掲げる事項についての定めに従い当該株式会社の募集株式を引き受ける者の募集をするときは、募集株式の払込金額または現物出資に関する事項を定めることを要しないものとする (新会社法 202 条の 2 第 1 項前段)。

この場合において、当該株式会社は、募集株式について、取締役の報酬等として株式の発行もしくは自己株式の処分をするものであり、募集株式と引換えにする出資の履行を要しない旨、および募集株式を割り当てる日 (割当日) を定めなければならない (新会社法 202 条の 2 第 1 項後段。これらの事項は 199 条 2 項の「募集事項」に含まれる。新会社法 202 条の 2 第 2 項)。この場合の募集株式は、定款または株主総会の決議による新会社法 361 条 1 項 3 号に掲げる事項についての定めに係る取締役 (取締役であった者も含む) 以外の者は、申込みをすることができない (新会社法 205 条 3 項)。報酬として当該募集株式を割り当てられた (引き受けた) 取締役は割当日にその募集株式の株主となる (新会社法 209 条 4 項)。

この場合の株式報酬としての募集株式の割当てについても、会社法 206 条の 2 (支配株主の異動を伴う募集株式の発行等) は適用される (新会社法 205 条 4 項による読み替えがある)。

指名委員会等設置会社についても同様の規定が設けられている (新会社法 202 条の 2 第 3 項、205 条 3 項)。

この株式の無償発行の特則は、上場会社についてのみ適用される。非上場会社では、株式の市場価格が存在しないため公正な価値を算定することが容易ではなく、経営陣によりこの特則が濫用的に (払込みをせずに交付される株式には議決権があることから、不当な経営者支配を助長するように) 利用されるおそれがあるからである (竹林 9 頁)。なお、上場会社が種類株式発行会社である場合に、株式報酬として無償発行される種類の株式は上場されていなくてもよい (一問一答 92 頁)。

そうすると、上場会社以外では、新会社法 361 条 1 項 3 号の決議をしても、報酬としての

募集株式について払込み金額を定めなければならず、またその金額は実際に払い込まれた（または現物出資としての金銭価値の給付をし）なければならぬ。そのため、結果として、上場会社以外では、361条1項3号に該当する報酬は認められない（同項5号イのみ認められる）ことになると思われる。

（3）募集株式の無償発行と資本金

取締役への報酬等としての募集株式の無償発行により、資本金または準備金として計上すべき額については、法務省令で定められる（新会社法445条6項）。

取締役の報酬等としての募集株式の無償発行は、実質的には労務出資とも解されることがある（おそらく改正後も）株式会社において労務出資は認められないとするのが通説である。将来の労務は会社債権者の引き当て財産にならず、また金銭評価が難しいからである（久保田21頁）。

もともと、すでにストックオプションとして新株予約権を取締役に付与する場合は、公正な会計慣行に基づき、会社債権者の利益を害することがないように対処されている。

取締役報酬としての募集株式の無償発行の場合にも、ストックオプションの会計基準に倣って、役務提供のあった部分を漸次資本金（および資本準備金）に振り替えることにより、会社債権者を誤導することのないよう対応がされることになる（改正計算規則案42条の2、42条の3等参照）。

なお、新会社法361条1項5号イに基づき現物出資方式で募集株式が発行された場合については、改正法はとくに対応する改正をしていない（新会社法445条6項は、株式報酬については、新会社法361条1項3号・409条3項3号のみを対象とする）。そうすると、現物出資された金銭価値相当額が、募集株式の発行に際して資本金・資本準備金に計上されるものと考えられる（改正前の会計処理による?）。

（4）募集株式の無償発行と有利発行規制との関係

要綱（第二部第一（3）（注1））は、「[新会社法202条の2第1項]の事項を定めた場合における199条3項の規定の適用については、同項中「第1項2号の払込金額」とあるのは「出資の履行を要しないこと」とすると、「有利な金額」とあるのは「有利な条件」と「当該払込金額」とあるのは「当該条件」とするほか、所用の規定を整備するものとする。」となっていた。仮に、このように会社法199条3項を改正す（読み替え）ると、「出資の履行を要しないこと」とすることが募集株式を引き受ける者に特に有利な条件である場合には、取締役は、前項の株主総会において、当該条件でその者の募集をすることを必要とする理由を説明しなければならぬ。」となる。つまり、募集新株予約権の無償発行（会社法238条3項）に準じ、株式報酬の条件（改正施行規則案98条の2、98条の4第1項）を考慮して有利発行該当性を判断すること（譲渡制限等の条件を考慮すると、株式の市場価格からデイスカウントした価格を公正な価格としうる旨の指針として、第12回部会議事録21頁（田

中亘幹事発言）参照）を要綱は提示していたことになる。

しかし、改正会社法は199条3項については改正を行っていない。立案担当者によると、新会社法202条の2の特則が適用される募集株式の発行については、有利発行規制（199条3項）や不公正な払込金額による引受人等の責任（会社法212条）が適用されない（明文の除外規定はないが、払込金額が存在しないので（202条の2第1項前段による199条1項2号4号の事項を定めない旨）、払込金額の存在を前提とする規定は適用されない）と説明されている（竹林10頁注6）。

その理由として、①取締役は株式会社に対して職務執行により便益を提供することとなるため、金銭の払込みを要しないこととすることが特に有利な条件に該当することは想定しがたいこと、および、②募集株式を取締役の報酬とする場合には、株主総会の決議によって募集株式の上限等を定めなければならないから（新会社法361条1項3号）、当該募集株式の発行による既存株式の希釈化の限度について株主の意思を確認していること、が挙げられている。

しかし、①については、上場会社の場合だけ取締役報酬としての募集株式の発行が有利発行にならない理由にはならない。②については、有利発行の場合の株主総会決議は特別決議であるのに対し（会社法199条2項、309条2項5号）、新会社法361条1項の株主総会決議は普通決議であり、しかも後者は募集株式の発行の都度決議するのではなくいわゆる総額・総枠の決議で足りることからすると、既存株式の希釈化を考慮する必要がある理由の説明としては不十分である。また、これらが理由であれば、新会社法361条1項5号イによって募集株式を報酬とした場合、払込金額がいかに低額であっても（また条件がどのようなものであっても）有利発行にならないことになりそうであるが（伊藤30頁）、その結論はストックオプションを報酬とする場合の従前の扱いからは逸脱する。

新会社法は、募集株式の無償発行の場合は、募集新株予約権の無償発行における場合の規定（会社法238条3項1号）のような規定をあえて設けていないので、有利発行規制の適用はない、というのが立案担当者の結論となるだろう（一問一答95頁によると、無償発行の場合には有利発行規制の適用はないものと整理し、要綱に記載された有利発行規制に関する改正はしないこととした、とされる）。もともと、募集株式を報酬とする場合において無償発行のときとそれ以外のときで有利発行該当性を区別する理由はあまりないように思える。また、改正会社法の下で、報酬としての募集新株予約権の無償発行や行使価額を定めないう場合でも有利発行規制の適用が排除されないことと（後述3（2））の整合性もとれないように思われる。

なお、上場会社であってもなくとも、取締役報酬としての募集株式の発行が経営者の支配権維持を主要目的とする場合は、会社法210条2号の差止事由となる。

（5）報酬等として定めた募集株式の数の上限を超過した募集株式の発行  
新会社法361条1項3号に定めた募集株式の上限を超えて募集株式が取締役に発行され

定が必要であろう。そして株式交付信託の場合には、金銭の付与を受けた信託が当該金銭を原質に、株式を調達することが想定されているのが通常であること踏まえ、同項5号イの適用があると考えるべきである(遡42頁)。あるいは、株式交付信託によって取締役が受け取るのは「募集株式」ではないという(非常に形式的な)見解もありうるが、その場合には新会社法361条1項6号(改正前の3号)の「具体的な内容」として、事実上同項5号イと同じ事項を決定すべきであろう。

### 3 新株予約権を報酬とする場合

(1) 定款または株主総会決議  
当該会社の新株予約権を報酬とする場合は、定款または株主総会決議により、次の事項を定める。

(α) 報酬のうち当該株式会社の募集新株予約権については、当該募集新株予約権の数の上限その他法務省令で定める事項(新会社法361条1項4号)

(β) 報酬のうち、当該株式会社の募集新株予約権と引き換えにする払い込みに充てられた金銭については、取締役が引き受ける当該募集新株予約権の数の上限その他法務省令で定める事項(新会社法361条1項5号イ)

(α) は新株予約権そのものを報酬とする場合、(β) は金銭報酬を定めながらそれを募集新株予約権の払い込みにあてる(相殺方式)場合(なお、募集新株予約権の払い込みに充てたことを予定して取締役に金銭が支払われる場合にも、βに該当しよう)であり、いずれも実質的には新株予約権が報酬であるとして、定款または株主総会決議を要するものとする。これらの規制は、改正前会社法361条1項3号(新会社法361条1項6号)の「報酬等のうち金銭等でないもの」のうちとくに新株予約権について特別を設けるものであるから、これらの定めを設ける場合は、同時に会社法361条1項1号(確定額)または2号(算定方法)の決議も必要になる。

α βにおける「その他法務省令で定める事項」として、以下の事項が提示されている(改正施行規則案98条の3、98条の4第2項)。

- ・新株予約権の目的である株式数・算定方法、行使価額・算定方法、行使の際の現物出資、行使期間(会社法236条1項1号から4号)
- ・一定の資格を有する者が当該募集新株予約権を行使することができることとするときは、その旨及び当該一定の資格の内容の概要
- ・当該募集新株予約権の行使の条件を定めるときは、その条件の概要
- ・取締役に対して当該募集新株予約権を割り当てるときは、その条件の概要
- ・新株予約権の譲渡制限(会社法236条1項6号)

た場合、超過分の募集株式の発行の効力をどのように考えるかという解釈問題が提起されている(伊藤29頁)。

この問題について、伊藤靖史教授は、会社法361条1項の定款の定めまたは株主総会決議なしに報酬が支給されても報酬としては無効であり取締役の不当利得となると解されたこと、また報酬等として交付される株式が譲渡制限付きの場合であれば(専用品座で管理されるため)第三者が損害を被るおそれ小さいことなどから、当該募集株式の発行は無効原因がある、とする。

他の考え方として、新会社法361条1項3号の上限を超えた募集株式の発行は、報酬等としてではなく発行されたものと扱うこともできるように思われる。たとえば、上場会社において上限外での発行には会社法202条の2の特別は適用されず、したがって、その場合は、払込金額(会社法199条1項2号)を定めなかったという違法があり、その結果、募集事項の通知公告(会社法201条3項4項)にも違法があるから、原則として無効原因がある(最判平成9年1月29日民集51巻1号71頁参照)、と解するのである。

### (6) 株式報酬の範囲

新会社法361条1項3号および5号イは、株式報酬を「当該株式会社の募集株式」と規定している。そのため、たとえば、当該株式会社の親会社・子会社の募集株式を取締役等の報酬とする場合は、新会社法361条の株式報酬には該当しない。当該株式会社の親会社募集株式については、希釈化や特株比率の低下の問題は生じないため、これについては新会社法361条1項3号や5号イの規制を設ける必要はない(遡42頁)。新株予約権についても、新会社法361条1項4号・5号ロは、「当該株式会社の募集新株予約権」と規定しているもので、他の株式会社の募集新株予約権は含まれない。

他の会社の募集新株予約権を取締役の報酬とする場合は、新会社法361条1項6号に該当することになる。その場合の「具体的な内容」は、新会社法361条1項3号から5号の決定事項が参考になるだろう。

株式交付信託を新会社法361条1項においてどのように扱うべきかについても問題となる。株式交付信託は、典型的には、以下のようなものである。会社が定款または株主総会決議によって取締役の報酬として決定した金額の範囲内の金銭を拠出し、受託者となるべき者との間で、当該金銭を信託財産とする信託契約を締結する。受託者は、信託契約に基づき、市場または発行会社を通じて当該金銭を原資として株式を先行取得する。受託者が受益者たる取締役に対して一定の方式で算出される数の株式を一定の場合に交付する。株式交付信託は、改正前会社法361条1項1号および3号の決定を必要とすると解されている(前田雅弘「コーポレート・ガバナンス改革を巡る法的諸問題」大阪株式懇談会会報768号100頁。1号から3号のすべてに該当するという見解もある)。

新会社法の下でも、金銭価値の部分について新会社法361条1項1号(または2号)の決

- ・新株予約権の取得条項（会社法236条1項7号）
  - ・取締役に対して当該新株予約権を割り当てる条件（βの場合、取締役に対して当該募集新株予約権と引換えにする払込みを充てるための金銭を交付する条件又は取締役に対して当該募集新株予約権を割り当てる条件）を定めるときはその条件の概要
  - （2）新株予約権の行使価格の特則（0円ストックオプション）  
改正前会社法の下で、募集新株予約権の発行については、払込みを要しないものとするところがある（会社法238条1項2号、新株予約権の行使については必ず出資をすることが必要である（会社法236条1項2号3号）。そこで、実務では、行使価格を1円とする1円ストックオプションが交付されることがある。  
改正会社法は、株式報酬と同じ考えから、上場会社において新株予約権を取締役の報酬とする場合に、行使に際して払い込み・給付を要しないものとすることを認めた。  
すなわち、上場会社においては、新会社法361条1項4号または5号に掲げる事項に関するの定めに従い当該株式会社の新株予約権を発行するときは、新株予約権の行使に關して出資される財産の価額またはその算定方法（会社法236条1項2号）を当該新株予約権の内容とすることを要しない（新会社法236条3項前段）。この場合において、当該株式会社は、次に掲げる事項を当該新株予約権の内容としなければならない。  
ア 取締役の報酬等としてまたは取締役の報酬等をもってする払込みと引き換えに当該新株予約権を発行するものであり、当該新株予約権の行使に際してする出資（払込み・給付）を要しない旨  
イ 定款または株主総会の決議による改正会社法361条1項4号または5号に掲げる事項についての定めに係る取締役（取締役であった者を含む。）以外の者は、当該新株予約権を行使することができない旨  
（新会社法236条3項。ア・イは登記事項である。新会社法911条3項12号ハ）  
指名委員会等設置会社についても同様の規定が設けられている（新会社法236条4項）。
- この規制は、株式報酬と異なり、発行手続の特則ではなく、会社法236条の新株予約権の内容として定めるものである。そのため、新会社法361条1項4号（新株予約権そのものを報酬とする場合）のほか、同条1項5号（相股方式）についても適用される。また、有利発行規制（会社法238条3項）の適用も排除されない。
- V 事業報告における開示の充実  
改正会社法本体には規定されていないが、法務省令において、公開会社の事業報告の内容のうち、取締役の報酬等に関する事項を充実させることが予定されている。具体的には、以下の事項が開示の対象として提示されている。
- 株式会社の子会社役員に関する事項（改正施行規則案121条1項）
    - ・取締役・会計参与・監査役・執行役ごとの報酬等の総額において、その全部または一部が業績連動報酬等または非金銭報酬等であるときは、取締役、会計参与、監査役または執行役ごとに、業績連動報酬等の総額、非金銭報酬等の総額およびそれら以外の報酬等の総額と員数
    - ・会社役員ごとに報酬等掲げる場合において、その全部または一部が業績連動報酬等または非金銭報酬等であるときは、会社役員ごとに、業績連動報酬等の額、非金銭報酬等の額およびそれら以外の報酬等の額
  - 額
    - （以上4号の改正）
    - ・会社役員報酬等の全部または一部が業績連動報酬等である場合は次に掲げる事項
      - イ 当該業績連動報酬等の額又は数の算定に用いた業績指標の内容及び当該業績指標を選定した理由
      - ロ 当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法
      - ハ 当該業績連動報酬等の額又は数の算定に用いたイの業績指標の概値
    - （以上5号の2新設）
    - ・会社役員報酬等の全部又は一部が非金銭報酬等である場合には、当該非金銭報酬等の内容（5号の3新設）
  - ⇒報酬がインセンティブとして機能しているかどうかを株主が把握することができるようにするために、報酬の内訳を開示するものとした。
  - ・会社役員報酬等に係る定款又は株主総会の決議による定めについての次に掲げる事項
    - イ 当該定めを設けた日又は当該株主総会の決議の日
    - ロ 当該定めの内容の概要
    - ハ 当該定めに係る会社役員の数
    - （5号の4新設）
  - ⇒これにより過去の株主総会決議の内容等が開示されることになる。役員報酬の最高限度額が長期にわたり（場合によっては株主総会議事録準備置期間（会社法318条2項）を超えて）放置されることを認めると、お手盛り防止の機能さえ失われるという問題に対処するものである。
  - ・取締役等の個人別の報酬等の決定方針  
会社法361条7項の方針・409条1項の方針を定めているときは、事業報告において、以下の事項を開示する（改正施行規則案121条6号）。
    - ・当該方針の方法
    - ・当該方針の内容の概要

式の数(種類株式発行会社については、株式の種類及び種類ごとの数)及び株式を有する者の人数  
 イ 当該株式会社の取締役(監査等委員である取締役及び社外役員を除き、執行役を含む。)  
 ロ 当該株式会社の社外取締役(監査等委員である取締役を除き、社外役員に限る。)  
 ハ 当該株式会社の監査等委員である取締役  
 ニ 当該株式会社の取締役(執行役を含む。)以外の会社役員

⇒これは、改正前において、取締役の職務執行の対価として新株予約権が交付される場合のその新株予約権に関する開示(会社法施行規則123条)と同趣旨の事項を、取締役の職務執行の対価として株式が交付される場合に、開示するものである。

○株式会社の新株予約権に関する事項(改正会社法施行規則123条1号)  
 会社役員(当該事業年度の末日において在任している者に限る。以下この条において同じ。)が当該株式会社の新株予約権等(職務執行の対価として当該株式会社が交付したものに限り、当該株式会社が社役員に対して職務執行の対価として募集新株予約権と引換えにする私込みに至るための金銭を交付した場  
 合において、当該金銭の払込みと引換えに当該株式会社の新株予約権を交付したときにおける当該新株予約権を含む。以下この号及び次号において同じ。)を有しているときは、次に掲げる者の区分ごとの当該新株予約権等の内容の概要及び新株予約権等を有する者の人数

下線部が実質的に追加される。この結果、相殺方式の場合も、職務執行の対価として交付された新株予約権の内容を開示することとなった。

\* 文献引用  
 神田：神田秀樹「会社法制(企業統治等関係)の見直しに関する要綱案」の解説〔III〕  
 商事法務2193号4頁  
 竹林：竹林俊憲ほか「令和元年改正会社法の解説〔III〕」商事法務2224号4頁  
 前田：前田雅弘「取締役の報酬規制」ジュリスト1542号34頁  
 伊藤：伊藤靖史「取締役の報酬等に関する規律の見直し」法律のひろば73巻3号26頁  
 久保田：久保田安彦「令和元年会社法改正と取締役の報酬等規制」商事法務2232号18頁  
 遼：遼英基「令和元年(2019年)改正会社法の概要と実務対応について」東京株式懇談会報821号17頁  
 一問一答：竹林俊憲編著『一問一答・令和元年改正会社法』(商事法務)

・当該事業年度に係る取締役(指名委員会等設置会社においては執行役等)の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会(指名委員会等設置会社においては報酬委員会)が判断した理由(6号新設)

⇒要綱(第二部第一(4)①)では、公開会社における事業報告には、「報酬等の決定方針に関する事項」が記載されるものとなっている。これによれば、新会社法において「方針」を定めなければならない株式会社に限らずすべての公開会社に、決定方針に関する事項(その決定が義務づけられていない会社では方針を決定している場合)についての情報開示が求められることが想定されていた(一問一答98頁にもそのように記述されている)。

一方、改正施行規則案121条6号は「(新会社)法361条7項の方針又は(会社)法409条1項の方針を定めているときとあるから、新会社法361条7項各号の会社と指名委員会等設置会社以外の公開会社が「方針」を定めていても、改正施行規則案121条6号は適用されないようにも読める。また、同条6号の2は、公開会社が同条6号以外に「方針」を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の内容の概要を事業報告に記載する、と定めているが、同条柱書きただし書きにより、公開会社であり大会社である監査役会設置会社であってもその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなればならない会社、監査等委員会設置会社または指名委員会等設置会社以外の公開会社は、同条6号の2に掲げる事項を省略することができるものとされている。その結果、改正施行規則案によると、「方針」を決定している公開会社でも、その決定が義務づけられている会社でなければ、事業報告での開示を省略できることになると思われる。6号を上述のように読むのであれば(あるいは、6号は、新会社法361条7項の方針と409条1項の方針と同様の方針を定めているすべての公開会社に適用がある、と読むとしても、新会社法361条7項・409条1項(法務省令も含む)とは異なる方針を定めている公開会社には適用されないことになる)、要綱よりも「方針」に関する事業報告の開示が後退していることになる。

・個人別の報酬決定の再一任(6号の3新設)⇒上述  
 再一任に関する事業報告における開示は、個人別の報酬の決定方針を定めなければならない会社(新会社法361条7項各号)でなくとも、公開会社であれば、事業報告に記載しなければならない。

○株式会社の株式に関する事項(改正施行規則122条1項2号)  
 当該事業年度中に当該株式会社の会社役員(当該事業年度の末日において在任している者に限る。以下この条において同じ。)に対して当該株式会社が交付した当該株式会社の株式(職務執行の対価として交付したものに限り、当該株式会社が社役員に対して職務執行の対価として募集株式と引換えにする私込みに至るための金銭を交付した場合において、当該金銭の払込みと引換えに当該株式会社の株式を交付したときにおける当該株式を含む。以下この号において同じ。)があるときは、次に掲げる者の区分ごとの株

日本取引所グループ金融商品取引法研究会

令和元年会社法改正（4）－補償契約・役員等賠償責任保険契約－

2020年11月27日（金）15:00～17:01

オンライン開催

出席者（五十音順）

|    |    |                          |
|----|----|--------------------------|
| 飯田 | 秀総 | 東京大学大学院法学政治学研究科准教授       |
| 石田 | 眞得 | 関西学院大学法学部教授              |
| 伊藤 | 靖史 | 同志社大学法学部教授               |
| 梅本 | 剛正 | 甲南大学共通教育センター教授           |
| 片木 | 晴彦 | 広島大学大学院人間社会科学研究科実務法学専攻教授 |
| 北村 | 雅史 | 京都大学大学院法学研究科教授           |
| 久保 | 大作 | 大阪大学大学院高等司法研究科教授         |
| 黒沼 | 悦郎 | 早稲田大学大学院法務研究科教授          |
| 小出 | 篤  | 学習院大学法学部教授               |
| 齊藤 | 真紀 | 京都大学大学院法学研究科教授           |
| 白井 | 正和 | 京都大学大学院法学研究科教授           |
| 洲崎 | 博史 | 京都大学大学院法学研究科教授           |
| 高橋 | 陽一 | 京都大学大学院法学研究科准教授          |
| 船津 | 浩司 | 同志社大学法学部教授               |
| 前田 | 雅弘 | 京都大学大学院法学研究科教授           |
| 松井 | 秀征 | 立教大学法学部教授                |
| 松尾 | 健一 | 大阪大学大学院高等司法研究科教授         |
| 山下 | 徹哉 | 京都大学大学院法学研究科准教授          |



【報 告】

令和元年会社法改正（４）－補償契約・役員等賠償責任保険契約－

京都大学大学院法学研究科教授  
洲 崎 博 史

目 次

|                            |                                                            |
|----------------------------|------------------------------------------------------------|
| I. 改正の背景                   | 2. 役員等賠償責任保険契約                                             |
| II. 改正法の概要                 | (2-1-1) 規律対象                                               |
| 1. 補償契約（430条の2）            | (2-1-2) 必要な手続                                              |
| 2. 役員等賠償責任保険契約（430条の3）     | (2-1-3) 必要な手続を欠いた場合の<br>効果                                 |
| III. 改正法の検討                | (2-2) 役員等の職務の執行に関する<br>責任保険契約・費用保険契約の締結への<br>利益相反取引規制の適用除外 |
| 1. 補償契約                    | (2-3) 役員等の職務の執行に関する<br>責任保険契約・費用保険契約の締結への<br>民法108条の適用除外   |
| (1-1-1) 規律対象               | (2-4) 事業報告における開示                                           |
| (1-1-2) 必要な手続              | 討論                                                         |
| (1-1-3) 必要な手続を欠いた場合の<br>効果 |                                                            |
| (1-2-1) 補償することができない費<br>用等 |                                                            |

○前田 定刻になりましたので、日本取引所グループ金融商品取引法研究会を始めさせていただきます。

本日は、「令和元年会社法改正」の第4回目としまして、「補償契約・役員等賠償責任保険契約」について、京都大学の洲崎博史先生にご報告をいただくことになっております。

それでは、洲崎先生、よろしくお願いします。

○洲崎 洲崎でございます。それでは、報告を始めさせていただきます。

私に与えられたテーマは「補償契約・役員等賠償責任保険契約」です。レジュメが大部になってしまいましたが、1時間程度で報告を済ませることができるよう適宜省略しながら報告させていた

だきたいと思っております。

I. 改正の背景

最初に、補償契約・役員等賠償責任保険契約に関する今回の改正に至るまでの動き等について、簡単に振り返っておきたいと思っております。

補償契約・役員等賠償責任保険契約とも、今般の会社法改正に当たっては、当初より、「取締役の報酬等」という項目とあわせて、「取締役等への適切なインセンティブの付与」の枠組みの中で検討されてきたものです。いずれの契約にも、会社が優秀な人材を確保するとともに、損害賠償責任へのおそれから職務の執行が萎縮することがないようにする仕組みとしての意義が認められます。

しかし、両契約とも会社が契約当事者となるも

のであるにもかかわらず、これまで会社法には規定がなく、どのような手続で契約を締結できるのかについての解釈も確立されていなかったことから、新たに規律を設けることとされました。

補償契約から見ていきます。

補償とは、一般には、役員等にその職務の執行に関して発生した費用や損失の全部又は一部を会社が事前又は事後に負担することをいう、とされています(神田・別冊①190頁、尾崎・34頁)。今回の改正前においても、実務上問題なく、具体的には会社法330条、民法650条に基づいて補償が運用されてきたという指摘も経済界からはあったようですが、本当にそのようなことが言えるのかどうかはよく分からないところもあり、法的安定性を高めるという見地からも明文化することが必要だとされて、今回の立法に至ったものです。

補償契約は、会社が役員等に対して補償することを約する契約であって、改正法は、同契約を締結するための手続、同契約と利益相反取引規制の関係、補償契約の開示などについて定めています。

次に、役員等賠償責任保険契約ですが、こちらは既に存在しているいわゆるD&O保険について新たな規律を設けるというものです。

D&O保険は、我が国では平成2年に「会社役員賠償責任保険」という商品名で販売が開始されました。本報告では、我が国で現に販売されているものを指して「D&O保険契約」あるいは「D&O保険」と呼ぶことといたします。

その後、平成5年の商法改正、これは株主代表訴訟の手数料を引き下げるといった実務的には大きなインパクトを持つ改正であったわけですが、この改正の際に、今後株主代表訴訟が増加することが見込まれたことから、D&O保険にも注目が集まることになり、この保険の保険料を会社が負担するのは、我が会社法制の下で問題があるのではないかと、具体的には適法な手続を経ない責任免除になるのではないかと、あるいは報酬規制の潜脱になるのではないかとということが議論になりました。

そして、この問題を解決するためのとか、この問題が生じないようにするための実務的工夫

として、平成5年に、取締役が株主代表訴訟で敗訴して会社に対して損害賠償責任を負担するリスクは、D&O保険の主契約ではカバーせずに、株主代表訴訟担保特約条項という特約でカバーすることにしたうえで、特約部分の保険料は取締役個人が負担するという形に改められました。そして、このような実務が20年以上続いてきたところで

ところが、平成27年に経済産業省の「コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会」が公表した報告書の別紙3「法的論点に関する解釈指針」において、取締役会の承認に加えて、社外取締役が構成員の過半数を占める任意の委員会の同意又は社外取締役全員の同意がある場合には、株主代表訴訟担保特約部分の保険料を会社が負担することができるという旨の解釈が示されました。

経産省の研究会がこのような解釈指針を示した背景には、比較法的に見ても、我が国のようなある意味面倒な工夫をして会社法規制との抵触を避けているような国はなく、我が国の学界でも、株主代表訴訟敗訴部分も含めて会社が保険料を負担することが可能であるという見解が徐々に増えてきていたということがあったと思われます。そして損保業界も、この解釈指針の公表に応ずる形で、役員が株主代表訴訟に敗訴して会社に対して損害賠償責任を負担するリスクも主契約でカバーして、その保険料を会社が負担する新型のD&O保険契約の販売を始めたことから、D&O保険市場でも新型商品が一気に増えたようです。ただ、完全に旧型に取って代わったというわけではなく、旧型商品を選択している会社もなおあるということを知っています。

しかしながら、経産省の研究会がお墨付きを与えたからといって、それで責任免除規制との抵触の問題、利益相反の問題が完全に解決されたというわけでもなく、法的安定性のためにも明文の規律が望ましいとして、法制審において検討すべきテーマとして取り上げられたということであったかと思えます。

法制審では、経済界は立法すること自体に対して一貫して反対していましたし、今回改めて議事録を読み返してみましたが、その反対姿勢は見事なまでに一貫していたように思います。しかし、経済界の意見が容れられることはなく、D&O 保険契約は会社法の規律の対象とされることになりました。

改正法は、D&O 保険に当たるものを役員等賠償責任保険契約としたうえで、これを締結するためにとるべき手続、さらには同契約と利益相反取引規制の関係、契約内容の開示などについて定めています。

## II. 改正法の概要

レジュメのIIでは、補償契約と役員等賠償責任保険契約に分けて、今般の改正の項目だけをまとめています。時間の関係で、この部分の説明は割愛させていただきます(レジュメ2頁)。

## III. 改正法の検討

### 1. 補償契約

#### (1-1-1) 規律対象

430条の2第1項が規律対象としているのは、補償契約の締結です。したがって、補償契約によらずに補償を行うことは今般の改正法の規律対象外となりますが、補償契約の締結について規定が設けられた改正法の下で、補償契約によらずに補償することができるのかどうかについては、議論があります。これについては後ほど見たいと思います。

430条の2第1項柱書きによれば、補償契約とは、1号が定める①いわゆる防御費用、又は2号が定める②第三者に対する賠償金（イ）若しくは和解金（ロ）の全部又は一部を役員等に対して補償することを約する契約である、と定義されています。

改正法は、2号のイとロを合わせて「損失」、そして、1号の「防御費用」と2号の「損失」を合わせたものを「費用等」と呼んでいます。

①「当該役員等が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用」(430条の2第1項第1号)

②役員等がその職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合におけるイ「当該損害を当該役員等が賠償することにより生ずる損失」(同第2号イ)

ロ「当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員等が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失」(同第2号ロ)

まず、1項1号の防御費用としては、役員等が責任追及の請求を受けたときに支出する費用、たとえば弁護士に対して支払うべき弁護士報酬が念頭に置かれていますが、防御費用については役員等に悪意・重過失があったときでも補償することができることになっています(竹林ほか・別冊②36頁)。

このことは、損失については、役員等に悪意・重過失がある場合には補償の対象とならないことを定めている2項3号の反対解釈からも明らかですが、立案担当者によれば、悪意・重過失がある場合でも、適切な防御活動を行い得るようにしてやることが会社の損害拡大の抑止等にもつながり得ること、防御費用の補償に限るのであれば、職務の執行の適正性が損なわれるおそれが高いとまではいえないということが、このような規律を採用した理由だとされています(竹林編著・112頁)。

また、対第三者責任に限らず、対会社責任の追及を受ける場合の防御費用も含まれます。これも1項2号の損失が対第三者責任に限っているのは異なっていることから明らかとなります。

1項2号の損失の例としては、1項2号だけを見れば、役員等が民法709条や会社法429条1項に基づいて第三者に対して責任を負う場合が想定されます。ただ、会社が補償するということは会社に補償するだけの資金があることを意味します

ので、小規模閉鎖会社で会社法 429 条 1 項が問題となるようなケース、すなわち会社に支払能力がないがゆえに取締役等の責任が追及される直接損害事例や間接損害事例は補償の文脈ではそもそも想定しなくてよいのだらうと思います。その結果、1 項 2 号の損失としては、取締役が職務の執行に関して第三者の生命・身体、財産、人格権等を侵害したことによって、民法 709 条や会社法 429 条 1 項に基づいて対第三者責任を負うような場合が想定されることになります。

ただし、これは後で取り上げることですが、取締役が対第三者責任を負う場合は、会社も賠償責任を負わされることが多く、この場合にはそもそも 2 項 2 号の規定によって補償ができなくなる可能性が高くなります。また、これも後で取り上げますが、2 項 3 号の解釈によっては、役員等が 429 条 1 項の責任を負うことになる場合も補償ができなくなると考えられますので、会社が補償契約に基づいて損失を補償することができる、つまり賠償金や和解金を補償することができるというケースは、実際には非常に限定されることになるのではないかと考えられるところです。

なお、1 項 1 号・2 号の規定によると、役員等が会社に対して負う責任に係る賠償金・和解金については補償することはできないということになりますが、これは、もしこれらを補償の対象にできるとすると、会社法 424 条以下の責任免除手続によることなく損害賠償責任を免除することになってしまうためです（竹林編著・115 頁）。これを避けるため、損失の補償は、対第三者責任に限って認めることとされています。

#### ○「職務の執行に関し」の意義

続いて、1 項 1 号・2 号にいう役員等の「職務の執行に関し」という問題についてです。

補償の対象とすることができる防御費用も損失も、役員等の職務の執行に関して生じたものであることが必要です。立案担当者は、役員等としての職務の執行に関連性を有することを指すのだと説明しています（竹林編著・108 頁）。この立場

では、職務執行に関連していれば、補償対象となり得ることになります。

一方、ここでいう「職務の執行に関し」とは、役員等の地位と関係なく請求を受けた場合には補償の対象にならないことを示しているのだとする立場もあります（松本・36 頁）。こちらの立場をとりますと、例えば役員等が、通勤を含む職務のための移動時に自動車——自転車でもよいのかもかもしれませんが——の運転を誤って損害賠償責任を負うことになるような場合は、あくまでも運転者として請求を受けるのであって、役員等の地位と関係なく請求を受けるといえますから、おそらくは補償はできないことになるのではないかと考えられます。

しかし、本条 1 項 1 号・2 号の「職務の執行に関し」と同じ文言が用いられている 430 条の 3、これは役員等賠償責任保険契約に関する条文で、その第 1 項、第 2 項でも「職務の執行に関し」という文言が用いられているのですが、そちらに関しては、少なくとも立案担当者は、自動車損害賠償責任保険や海外旅行保険の賠償責任保険部分で保険保護が与えられ得るような行為も「職務の執行に関し」に当たり得るのだと解しているように考えられます。

というのは、430 条の 3 第 1 項と会社法施行規則 115 条の 2 第 2 号では、職務の執行に関して責任を負うという概念と職務上の義務違反や任務懈怠によって責任を負うという概念を明確に使い分けており、それは自動車事故による責任は職務の執行に関して負う責任には当たり得るが、職務上の義務違反や任務懈怠によって負う責任には当たらないという考え方に立っていることを示すものといえるからです。仮に、自動車の運転による損害賠償責任はもともと職務の執行に関連しないのだとすると、自動車賠償責任保険を改正法の規律対象から除外するための規定を法務省令に置く必要はなかったはずですが、法務省令でそのための規定を置いたということは、「職務の執行に関し」という概念は、職務のために移動する際の自動車運転による責任のようなものも含んでいると解す

るのが自然であるといえます。

自動車の運転による損害賠償責任や海外出張中の財物毀損による責任は、通例、そのための保険によってカバーされますので、わざわざ補償の対象にするニーズは余りないとも思われますが、常に保険によるカバーがあるとは限らず、それから漏れてしまうということもあります。そのようなケースで会社が補償を行うことができるならば、それなりの意義があると思われしますので、補償の対象を広くとるという考え方は支持できると思います。とりわけ、後で見るように、役員等としての狭い意味での職務執行に係る対第三者責任を補償することは、非常に限定的な範囲でしか認められていませんので、職務執行そのものではなく、職務執行に関連して負担し得る責任を補償の対象とすることは、せっかく作った法律規定を死文化させないためにも肯定されてよいのかなと思っています。

レジュメではこのほか補償の対象、補償契約の相手方等々についても書いていますが、時間の関係で、省略させていただきます。

○補償契約に基づいて補償を実行した場合の効果

もし仮に、補償契約によらずに、役員等が第三者に対して支払うべき賠償金や和解金を会社が肩代わりして支払ったとすると、会社は民法 499 条の弁済者代位によって役員等に対して賠償請求権（求償権）を取得することになりますし、それを放棄することは債務免除に当たるので利益相反取引になり、それを放棄しなければ、代表訴訟で株主が行使できることになると解されます。しかし、補償契約に基づく補償として会社が賠償金・和解金を支払う場合には、会社は役員等に対する賠償請求権を取得することはないと考えられます。これが所定の手続を経て補償契約を締結することの実質的な意義だと見ることもできます（座談会・ソフトロー研究 29 号 85 頁〔田中〕）。

○補償契約を締結することなく補償を行うことの可否

改正法が規律するのは「補償契約の締結」であって、契約締結なしに補償を行うことができるかどうかについて、改正法は沈黙しています。商事法務誌上での座談会でも、これが主要論点の一つとされているのですが、どうも結論がはっきりしないようです（座談会・別冊②99～100 頁参照）。

民法 650 条に基づいて補償を行うことは補償契約がなくても可能であることについては、どうやら異論がなさそうですが、役員等が過失により対第三者賠償責任を負った場合やそれに関して費用を負担する場合は、民法 650 条 3 項という規定があるために、民法の規定に基づく補償はできないと考えられます。そこで、この場合の補償は、いちいち改正法 430 条の 2 第 1 項の手続に従った補償契約を締結してからでなければすることができないのか、それとも補償契約の締結なしに補償してもよいのかということが問題となります。

補償契約に基づいて補償を行う場合には、前述のとおり、賠償金・和解金を会社が肩代わりしても会社は役員等に対する賠償請求権（求償権）を取得しないという効果が生じると考えられますが、補償契約に基づかない補償として会社が肩代わりする場合には、会社が代位取得する役員等に対する賠償請求権は消滅しないと思われず、賠償義務者が取締役・執行役である場合、この代位取得した賠償請求権を消滅させるには利益相反取引規制に従わなければならないと解されますし、その請求権を放棄することに賛成した取締役は任務懈怠の推定が働くと思われずと解されます。

このように利益相反規制に従わなければならないのだと解するのであれば、賠償金・和解金に関して補償契約に基づかない補償を認めても大きな支障はなさそうにも思えます。ただ、後で見ますように、第三者への加害行為によって役員等のみならず会社も第三者に対して損害賠償責任を負わされることになり、そのことについて役員等が会社に対して任務懈怠責任を負う場合には、本条 2 項 2 号によって損失の補償を行うことはできないことになっていますが、その根拠は、会社法 424 条以下の責任免除規制の潜脱防止にあるとされて

います。そうすると、補償契約によらずに補償する場合も、利益相反取引規制がかかってくるからそれでオーケーだということにはならず、責任免除規制の潜脱にならないかどうかということを考える必要があります。

その結果、補償契約によらずに損失を補償する場合も、やはり本条2項2号の制約が同じようにかかってくるのだというふうに考えますと、実際に補償契約に基づかずに損失を補償することができる場合は非常に限定されることになると思われます。

一方、防御費用については、これを補償することで会社が当然に求償権を取得するというにはなりません。また、補償契約を締結して防御費用を補償する場合には、契約の定め方によっては、所定の要件を満たせば会社が多額の補償を行う義務を負ってしまう可能性があります。契約に基づくのではなく個別的に補償の要否や補償額を会社が判断し得るようなケースでは、過大負担のリスクは大きくないから、個々の経営判断に基づいて補償を行うこととしても大きな支障は生じないという見方もあり得るだろうと思います。そして、取締役・執行役に過失がある場合に防御費用を補償するには利益相反取引規制に服しなければならないと解するのであれば、利益相反規制を潜脱することにもなりませんから、補償契約を締結することなく補償することを否定しなければならない理由はないようにも思われます。

とはいえ、1項の手続に従って補償契約を締結してから防御費用を補償する場合には利益相反取引規制がかからないのに対して、補償契約なしに補償する場合には利益相反取引規制がかかってきて、賛成取締役は任務懈怠の推定が働くということになるのであれば、補償契約なしに防御費用を補償することの実益はほとんどないようにも思われます。実際に費用が発生した後で補償契約を締結することも可能ですから、本条1項の手続に従って補償契約を締結したうえで補償する方が多分面倒はないのかなという感じがします。

(1-1-2) 必要な手続〔430条の2第1項柱書き〕

○複数の役員等と補償契約を締結する場合

複数の役員等と補償契約を締結する場合（補償契約が複数ある場合）に、補償契約ごと取締役会の承認が必要となるか。例えば、補償契約を締結する取締役が15人いれば、15回決議することが必要になるかという問題があります。

理論上は、多分そういうことになるのだろうと思います。補償契約の相手方となる取締役は、特別利害関係人になると解される（高橋・別冊②148頁、塚本・別冊②243頁）ことから、自己が当事者となる補償契約については議決に加わることができず、したがって、14人の取締役が議決に加わるという決議を15回行うことになるのかなと思います。全く同じ内容の補償契約を取締役の全員と締結するような場合には、承認の仕方について簡便法が認められてもよさそうにも思えますが、法形式上はやはり一個一個の契約について承認をすることになるのかなと思います。

(1-1-3) 必要な手続を欠いた場合の効果

必要な取締役会決議を欠く場合、これには決議に瑕疵があって決議が無効になる場合を含みますが、この場合の効果については余り議論されていません。しかし、適正な手続を経て補償契約を締結させるという今般改正の趣旨に鑑みますと、決議を欠く場合は補償契約は無効になると解されず。利益相反取引における相対的無効説の議論と同様に考えるならば、役員等は補償契約の直接の相手方であって第三者ではありませんから、当該役員等が有効な取締役会決議があったと信じていた場合でも、補償契約は無効ということになるのではないかと考えられます。

(1-2-1) 補償することができない費用等〔430条の2第2項1～3号〕

430条の2第2項では、1号から3号までの3つの類型について補償することができないと定めています。

この規定からして、この3つの類型は、補償契約において「補償する」と契約の中で定めることができないのみならず、仮に定めてもその部分は無効になり、補償の実行の際に現にその部分の補償をしたならば、当該補償部分は法令に違反して無効になると解されます。この場合、補償に係る費用等の支払先が取締役であっても、第三者であっても、例えば弁護士事務所のような防御費用の請求権者、あるいは損害を被った損害賠償請求権者であっても、無効部分は不当利得として返還請求できることになると思われます（竹林編著・110頁）。

#### ○2項1号

2項1号によれば、防御費用のうち「通常要する費用の額を超える部分」は補償することができなくなっています。

#### ○2項2号

2項2号によれば、会社が1項2号の第三者損害を賠償するとすれば、当該役員等が会社に対して423条1項の責任を負う場合の当該責任に係る部分、これを補償の対象とすることができません。

この部分は、中間試案の段階では、「当該株式会社は当該第三者に対して当該損害を賠償する責任を負う場合において、当該株式会社が当該損害を賠償するとすれば、当該役員等が会社に対して423条1項の責任を負うときは、当該責任に係る部分」となっておりまして、会社も賠償義務者になる場合の規定であることが明記されていました。

中間試案の補足説明でも「株式会社に対して損害を賠償する責任を負う場合については、対象としていない」と述べられており、その理由について「これは、当該損害を当該役員等が賠償することにより生ずる損失を株式会社が補償することは、株式会社に対する責任を免除することと実質的に同じことであるから、株式会社に対する責任の免除の手續によらずに、このような損失を株式会社が補償することを認めるべきでないと考えられるからである」と説明されていました（補足説明34

頁〔別冊① 285頁〕）。

要綱からは「当該株式会社が当該第三者に対して当該損害を賠償する責任を負う場合において」という要件が消え、改正法でも要綱と同様になっていますが、この文言の修正は、中間試案段階からの実質的な変更を意図したものではないように思われます（竹林ほか・別冊② 36頁（注42）参照、竹林編著・104頁）。

実際には、次のようなケースが想定されているのだらうと思います。役員等がその職務の執行に関して第三者に加害行為を行い、役員等と会社が連帯して損害賠償責任を負うような場合、すなわち、役員等は民法709条・会社法429条1項で責任を負い、会社は民法709条で責任を負うというケースのほか、会社は会社法350条で責任を負うケースも考えられますが、この場合に、会社が自らの賠償責任を果たせば、会社は役員等に対して、役員等の任務懈怠によって会社は賠償責任を負担させられた、そのような損害を被ったのだとして、会社法423条1項に基づいて責任追及ができるはずですし、この責任を免除・減額するには会社法424条以下の手續が必要になるはずです。

ところが、補償により役員等の対第三者責任を会社が肩代わりするという形で第三者損害を賠償すると、補償ということの性質上、会社は役員等に求償することができなくなるために、結果として、役員等の423条1項責任を免除したのと同じことになってしまう。そこで2項2号でこのような補償を禁じることとした、というものです（竹林ほか・別冊② 同頁、竹林編著・117頁）。

2項2号がこのような趣旨だとして、そうすると、1項2号の対第三者責任に係る損失について補償することができるのは一体どういうケースなのかということを考えてみたのですが、とりあえず思いついたのが次のようなケースです。

(a)役員等のみが対第三者責任を負い、会社は対第三者責任を負わない場合。(b)役員等の行為によって役員等も会社も対第三者責任を負うが、会社が責任を負わされたことについて役員等には負担部分がない、つまり、会社が役員等に求償す

ることができないと見られる場合。(c)役員等も会社も対第三者責任を負うが、役員等は責任限定契約等により会社に対して損害賠償責任を負わなくて済む部分がある場合。

まず、(a)のケースですが、もし仮に、補償契約によらずに会社が取締役の対第三者責任を肩代わりすると、前述のとおり、会社は弁済者代位(民 499)によって第三者に代位して取締役に対する賠償請求権を取得することになります(その賠償債務を免除するには利益相反取引規制に従う必要あり)が、1項の手続を経た補償契約を締結して補償すれば、会社は賠償請求権を取得せず、取締役を賠償義務から実質的に解放してやることが可能になります。

しかしながら、会社法 350 条という規定の存在を考えますと、職務の執行に関する行為によって第三者を害した取締役だけが対第三者責任を負い、会社はその取締役の行為について対第三者責任を負わないというようなケースは、現実にはほとんど考えられないのではないかと思います。例えば、取締役が海外出張中に、業務上移動する必要から自動車を運転して事故を起こしたようなケースについて、海外旅行保険では自動車事故は約款上免責とされているので、海外旅行保険ではこの責任はカバーされないのですけれども、そのようなケースだと、取締役のみが対第三者責任を負い、会社は責任を負わないということになりそうです。しかし、これと同じようなケースがほかにあるのか考えてみましたが、ちょっと思いつくことができませんでした。

ケース(b)も、実際には起こりにくいのではないかと思います。例えば、取締役Aの行為によって第三者に損害が生じ、会社も当該損害額につき損害賠償義務を負ったとして、行為取締役のAはその全額について会社に対して 423 条 1 項責任を負うとします。そして、損害を被った第三者から監視義務違反による責任を問われた取締役Bについては、423 条 1 項責任の額が、寄与度等を考慮した結果、対第三者賠償責任額の一部にとどまるようなケースがもし実際に生ずるならば、ケース

(b)に当たると言えそうです。

しかし、たとえ監視義務違反の責任を問われる平取締役であっても、会社との関係において会社の責任額の一部しか責任を負わないということが果たしてあるのだろうか。会社との関係では、負担部分は常に会社ゼロ、取締役B100 になって、会社の損害の全額について責任を負わされるのではないかと思います。行為した取締役Aとの関係では、負担部分がA100、Bゼロになることはあるとしても、会社との関係では、たとえ監視義務違反による責任であろうと、損害の全額について責任を負わされることになるのが原則ではないかと思います。そうすると、ケース(b)も実際にはなかなか起こりにくそうです。

一方、ケース(c)は、2項2号の規定によってもなお会社が補償できる例として立案担当者が挙げているものです(竹林編著・117 頁)。このケースでは、確かに会社に対する関係では賠償責任を負わない部分が出てきますので、その部分については、会社が補償しても2項2号に違反しないことになります。

#### ○2項3号

2項3号によれば、役員等がその職務を行うにつき悪意・重過失があった場合の1項2号の損失は補償することができません。職務を行うにつき悪意・重過失がある場合にも損失の補償を行うことを認めると、職務の適正性を害するおそれが高く、逆にこの補償を認めなくても、職務を萎縮させることはないというのが、この立法趣旨と考えられます。

1項2号の損失とは、対第三者責任を負う場合の賠償金・和解金を指し、会社法 429 条 1 項の対第三者責任は、そもそも役員等がその職務を行うにつき悪意・重過失があった場合に生ずるものから、この両規定を普通に読むと、429 条 1 項によって役員等が対第三者責任を負った場合にその責任について補償することはできないということになりそうです。この点に関して、2項3号にいう「重過失」と429 条 1 項の「重過失」の意味



は必ずしも同じではないとして、429 条 1 項責任が認められる場合であっても補償が許されることもあるとする見解もありますが（高橋・別冊② 150 頁）、この両規定の「役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があった」という文言が完全に一致していることからしますと、これら 2 つの規定にいう「重過失」の意味内容が異なるとみるのは、解釈としてかなり苦しいのではないかと思われま

す。そこで、両規定にいう「重過失」が同じだとしますと、2 項 3 号によっても補償が禁じられないのは、第三者に対して民法 709 条の責任を認められるにとどまり、会社に対する任務懈怠については悪意・重過失はないので、会社法 429 条 1 項の責任は負わないと言える場合ということになります。

立案担当者は、そのような例として、会社の従業員が労災に遭うケースを挙げています。すなわち、取締役が適正な労働条件を確保する注意義務に違反し、軽過失はあったとされるため、労災被害を受けた従業員に対して取締役は損害賠償責任を負うけれども、会社法 429 条 1 項にいう職務を行うについての悪意・重過失があったとまでは言えないケースです（竹林編著・118 頁）。

しかしながら、このような労災のケースでは、会社も当然に従業員に対して責任を負うでしょうし、その場合、会社に賠償責任を負担させてしまったことについて、取締役は 423 条 1 項の任務懈怠責任を会社に対して負う可能性が高く、そうすると、前述のとおり、2 項 2 号によって補償ができなくなるのではないかと思われま

す。職務の執行に関するものだと言えるのであれば、こういう稀なケースに該当することになるのかなと思います。

#### ○ 2 項各号に当たるかどうかの判断

2 項各号の制限には抵触しないと判断して補償したけれども、結果的に制限額を超えて補償してしまったという場合、補償の実行に関与した取締役は当該超過額について会社に対して任務懈怠責任を負うと解されます（竹林編著・110 頁）。ところが、これは法令違反による責任であるため、野村証券事件最高裁判決を前提としますと、補償の実行に関与した取締役は法令違反にはならないと判断したことについて無過失であることを立証しないと、任務懈怠責任を免れ得ないのではないかと思われま

す。1 号については、通常要する費用の額とは幾らなのか、2 号・3 号については、会社が損害賠償責任を負うのか、役員等が会社に対して求償義務を負うのか、役員等に悪意・重過失が認められるのかといった微妙な判断を要することになりますので、法令違反リスクは決して小さくないのだらうと思います。ただし、この責任を役員等賠償責任保険契約によってカバーすることは可能でしょう。

#### ○ まとめ

以上をまとめますと、2 項 2 号・3 号の規定からすると、対第三者責任に係る損失（1 項 2 号イ・ロの損失）について補償を行うことができる範囲は相当に限定されると思われま

(1-3-1) 以降については時間の関係で省略させていただきます。

## 2. 役員等賠償責任保険契約

(2-1-1) 規律対象〔430 条の3 第1項・規則 115 条の2 第1号・2号〕

「役員等賠償責任保険契約」として規律対象になるのは、①「会社が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることにより生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、役員等を被保険者とするもの」から、②「役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして法務省令で定めるもの」を除いたものということになります。この①②は、私が便宜的に付けたものです。

①の基準だけだと、現に販売されている D&O 保険契約以外の責任保険契約をも大量に取り込むこととなってしまっ、D&O 保険契約を適正な規律に服せしめるという本来の立法目的から外れることになることから、②で限定することとされたものです。

○実際の D&O 保険約款では、保険事故に関しては「被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為(…)に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害(…)に対して」保険金を支払うというように広く定め、つまり、第三者に生じた損害については、民法 709 条や会社法 429 条 1 項等に基づいて賠償請求を受ける場合も当然に含まれることとなりますが、このように保険金を支払う場合をとりあえず広く定め、填補対象とならない損害項目、例えば環境汚染損害、財物の滅失・破損等に係る損害、人身損害等ほかの保険でカバーされることが予定されているようなものを、填補対象にならない損害項目として細かく列挙するという形がとられています。しかしながら、普遍的・汎用的であるべき法律の規

定において、D&O 保険約款をなぞるような形で「役員等賠償責任保険契約」の範囲を画するというのは、おそらく適切とは言えません。

そこで、改正法は、①については D&O 保険約款と同様に広く抽象的に定め、②によって D&O 保険には該当しない保険を除くこととしたのだと思われます。ただ、後で見ますように、①の「役員等がその職務の執行に関し…」という部分の意味は、D&O 保険約款の「会社の役員としての業務につき行った行為」よりも広いのだらうと思われる。

②によって除外される保険の例として、生産物賠償責任保険(PL 保険)、企業総合賠償責任保険(CGL 保険)、自動車損害賠償責任保険、海外旅行保険のうちの責任保険部分があるということは、会社法部会の早い段階から指摘されていたところですが、最終的に会社法施行規則 115 条の2 において②による除外部分が具体的に示されたこととなります。

○規則の1号・2号は、まさに対第三者責任に係る役員等の損害をカバーする保険契約のうち一定のものを 430 条の3 第1項の規律から外すためのものです。

1号では、生産物賠償責任保険、企業総合賠償責任保険、使用者賠償責任保険のように、会社がその業務を行うに当たり、会社に生ずることのある損害を填補することを主たる目的として締結されるけれども、役員等も会社とともに被告とされることが多いため、付随的に被保険者に追加されているというタイプの保険が想定されています。

このタイプの保険も、役員等を被保険者とする部分は抽象的には①に該当しますが、第一次的には会社自身の責任をカバーしようとするものであって、利益相反性は低いと見られることや、これらに該当する保険の種類や数が膨大であって、第1項の規律を適用すると、実務上甚大な影響が想定されるということを考慮して、これを適用除外にしたのだと説明されています。

一方、規則の2号は、括弧書きによって、その

職務上の義務違反・任務懈怠により対第三者責任を負う（又はその責任追及を受ける）ことにつき役員等が被る損害、これを③としますが、この③の損害を②から除外することを通じて、職務の執行に関して生ずる責任リスクをカバーする保険のうち、その職務上の義務違反・任務懈怠によるとは言えない対第三者責任に関して役員等が被る損害をカバーする保険契約を役員等賠償責任保険契約から除こうとするものです。

要するに、③以外の②が①から除外されるので、結局、対第三者責任に関して①に該当するのは、③の損害に係るものだけになるというわけです。一読しただけでは非常に分かりにくい規定ぶりですが、実質的には、自動車損害賠償責任保険や海外旅行保険中の責任保険部分のように、役員等の職務上の義務違反・任務懈怠によって生ずるとは言えない対第三者責任をカバーする保険契約を１項の規律から除外しようとするものといえます。

このような規律の背景には、自動車損害賠償責任保険や海外旅行保険中の責任保険部分は、役員等の職務の執行に関して責任を負うことによる損害を填補することがあるので、特別な規定を設けて除外しないと①に含まれてしまうという前提理解があるのだらうと思います。

なお、役員等は、自動車の運転によって他人を死傷させた場合も、事故対応や事故の報道次第では会社の社会的評判を低下させることになるから、道交法違反も間接的には職務上の任務懈怠になるというような解釈をもしるとすれば、規則２号によっても、自動車損害賠償責任保険を役員等賠償責任保険契約から除外できないこととなりますけれども、そのような解釈は立法趣旨には合致せず、とられるべきではないのだらうと思います。

#### （２－１－２）必要な手続〔430条の３第１項〕

○「内容を決定する」ことが求められるのはどういう場合か。

D&O 保険契約の保険期間は通例１年とされて毎年更新されていきますが、更新時にも「内容を決定する」ための取締役会決議を要するか、という

問題が商事法務誌上の座談会でも議論になっています。これに関連する問題を見ていきたいと思います。（座談会・別冊② 102 頁）。

○既に D&O 保険契約を締結している会社が改正法施行後に保険契約を更新する場合、又は改正法施行後に新規に D&O 保険契約を締結する場合は、改正法施行後に役員等賠償責任保険契約を締結することになりますから、本条１項に基づいて内容の決定をすることが当然に必要となります（座談会・別冊②102 頁〔竹林〕）。

既に契約の内容を決定している会社において契約更新時に役員等賠償責任保険契約の内容が実質的に変わると言える場合、例えば保険契約の担保範囲の増減、被保険者の範囲の変更、保険金額の変更、特約の追加・撤廃といったものは実質的変更にあたると言えると思いますけれども、こういった場合にも、やはり「内容を決定する」ことが必要になる、つまり、もう一度取締役会決議をする必要があると考えられます。保険料額の変更も、前年度の契約とはリスク状況が変わったことを意味しますので、やはり取締役会決議が必要になると解したいと思います。

○今挙げたようなケースとは異なり、内容が変更されることなく役員等賠償責任保険契約が更新される場合、これには約款文言のごく形式的な修正にとどまる場合も含めて考えたいと思いますが、そのような内容の変更なしに更新される場合に、取締役が前年度の契約内容にアクセスできる状況で、「前年度と同内容で更新する」ことを取締役会に附議して承認を得るならば、取締役会の場で契約内容をいちいち説明しなくても、「内容」の「決定」があった、すなわち、必要な取締役会決議があったと見ていいと思います。

○実務界が一番関心を持っているのは、おそらくは、同じ内容で更新される場合に、いちいち「内容を決定すること」自体が不要になる、取締役会決議自体が不要になるとまで解することができる

か、あるいは、ある年度にその年度に締結する契約の「内容を決定する」とともに、「翌年以降も保険契約の内容が変わりがなければそのまま更新する」ということを決議しておけば、翌年以降の決議は不要になると解することができるかということかと思えます。

この点に関して、参事官の竹林さんは座談会の場で、「自動継続であったとしても、その契約のままではよいかどうかという判断はあり得ると思うのです。その際に、従前のままの契約の内容でよいか、今の状況に照らして適切な内容の保険かということを取締役に判断してもらいたいということです。そういった実質的に判断すべき事象が起きたときには取締役会で検討いただきたい、という趣旨の規定と考えています」と述べられています（座談会・別冊②103頁〔竹林〕）。契約内容は同じでも、会社を取り巻く状況が変わり、従前の契約内容のままだと過大又は過小な保険カバーになるおそれがあるようなケースでは、取締役会決議を要するという趣旨でおっしゃっているのかなとも思えます。

しかしながら、後で見ますが、法定の決議を欠くと保険契約の効力が否定され得るということを考えますと、再検討を要することになるような実質的状况変化があったかどうかという必ずしも明確とはいえない基準で取締役会決議の要否を判断してよいのかということ、それはかなり疑問があるように思います。

内容が変わりがなくても更新のたびに毎年附議するという手続が実務界にとって大変煩雑であるということはよく理解できますが、こういう法律を作った以上は、少なくとも「前年度と同内容で保険契約を更新する」ということの決定は毎年しなければならないというふうに解すべきではないかと思っています（同旨、塚本・別冊②249頁）。

○役員等賠償責任保険契約の締結についても、補償契約の場合と同様に、各取締役が特別利害関係人になるのかという問題があります。役員等賠償責任保険契約は保険者との契約であるため、法形

式上は契約としては1本ですが、観念的には被保険者ごとに分割できるとして、取締役は自己を被保険者とする部分については議決に加わらない形で順次決議する。だから、取締役が15人いる会社では14人で議決する決議を15回行うことになる。そういう方法も立案担当者の解説では示唆されていますが（竹林編著・144頁）、当該解説では同時に、取締役の全員が共通の利害関係を持つ決議事項については会社法369条2項は適用されないという田中亘教授の見解も紹介されています（落合誠一編『会社法コンメンタール8』158頁〔田中亘〕（商事法務、2009年））。

15回決議をして、議事録にそれを残すというのは、形式主義的過ぎるのではないかとも思われますので、個人的には、田中説を支持したいと思っています。

### （2-1-3）必要な手続を欠いた場合の効果

○改正法は、2項の保険契約には民法108条の適用はないとしつつ（3項本文）、役員等賠償責任保険契約については1項の決議で内容を定めた場合に限り3項ただし書きで定めていますので、役員等賠償責任保険契約について1項の決議を欠く場合には民法108条の適用があつて、実質的には108条2項の適用が問題になり、無権代理と同様に扱われることとなります。

もっとも、430条の3第1項の規定は、356条1項や362条4項と同様に会社保護のための規定と解されますから、決議を欠き契約が無効になるとしても、保険会社が無効主張をすることは認められず、効果不帰属の主張ができるのは会社に限られると思います。しかし、利益相反取引と状況が類似することに鑑みると、会社が無効主張し得るのは、356条1項に関する解釈論をこの場合にも及ぼして、必要な決議を欠いていたことについて保険者が悪意・重過失であった場合に限られることになるのかなと思います。

（2-2）役員等の職務の執行に関する責任保険契約・費用保険契約の締結への利益相反取引規制

の適用除外〔430 条の 3 第 2 項〕

○本項の適用対象となる保険契約

430 条の 3 第 2 項は「役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、取締役又は執行役を被保険者とするもの」には、利益相反取引規制を適用しないとしています。この結果、法務省令によって役員等賠償責任保険契約から除かれることになる保険契約（施行規則 115 条の 2 第 1 号・2 号の保険契約）も 430 条の 3 第 2 項の保険契約には含まれますので、利益相反取引規制は適用されないこととなります。

○ただし、施行規則 115 条の 2 第 2 号によって法 430 条の 3 第 1 項の規制から外され、利益相反取引規制からも外されることになる保険というのは、責任保険及び責任追及に係る費用保険に限られています。この文脈で用いられている「役員等のために締結される保険契約」という表現、これは要綱段階からずっと用いられてきていますし（要綱第二部第一 3）、改正法の第 12 節の節見出しや 430 条の 3 の条文見出しでも用いられているのですが、一見すると、役員等を被保険者とするあらゆる保険契約を指しているかのごとくですが、そうではなく、430 条の 3 第 1 項・第 2 項の内容からして、役員等の職務の執行に関する責任保険契約及び責任追及に係る費用保険契約のみを指す概念であるということは明らかだと思います。したがって、取締役・執行役が被保険者となる保険契約も、その全てが利益相反取引規制の適用を免れるわけではなくて、取締役・執行役の職務の執行に関する責任保険契約及び責任追及に係る費用保険契約に限って適用除外となります。

海外旅行保険は、通例、被保険者自らの生命・身体障害のリスクをカバーするという人保険の部分を含んでいますし、むしろ契約の主たる目的はそちらであるとも言えます。また、自動車保険でも、任意保険では損害賠償責任保険の部分のほかに、被保険自動車所有者の財産損害や被保険者の

生命・身体障害のリスクをカバーする保険（車両保険は財産損害、搭乗者傷害保険や人身傷害補償保険は生命・身体障害のリスクをカバーする保険ということになると思いますが）の部分を含んでいるのが通例です。ですから、会社が保険契約者となって、取締役・執行役を被保険者とするこれらの保険契約を締結する場合には、取締役等の個人の財産・生命身体のリスクカバーのために会社が保険料を負担することになりますから、法形式上は 356 条 1 項 3 号の間接取引に該当することになると考えられます（竹林編著・134 頁）。

これら責任保険契約でない保険契約は、430 条の 3 第 2 項で利益相反取引規制の適用から除外されるわけではありませんので、こういった保険契約の締結には、取締役会決議が必要になるはずで

す。この点について従来の会社実務がどうであったかはよく分からないのですが、例えば取締役を被保険者とする包括的な海外旅行保険契約——包括的なというのは、取締役・従業員の全員、つまりその会社の人間全員を被保険者として、出張ごとに保険契約を締結するのではなく、1 年間の保険期間中に行われる海外出張全てを対象にするような契約のことを念頭に置いているのですが——、こういう包括的な海外旅行保険契約を会社が保険契約者となって締結するような場合、さらには取締役の海外出張のたびに締結される個別的な海外旅行保険契約についても、いちいち取締役会の決議を経てこなかった可能性もあるように思います。

しかし、新設される 430 条の 3 第 2 項やこれに関する立案担当者の解説を見る限り、責任保険及び責任追及に係る費用保険以外の保険契約については適用除外の対象にはならないこと、すなわち取締役会決議を経なければならないことが、いわば裏側から明らかになってしまったのではないかと考えられます。つまり、責任保険については適用除外されますよという規定が新設されたがゆえに、責任保険でない保険については適用があるということがはっきりしてしまったのではないかとことです。

もつとも、海外旅行保険契約の締結に取締役会の承認が必要だということになるとしても、契約締結のたびに決議が必要だということにはならず、恐らくは、今後締結が見込まれる保険契約の内容を説明して包括的な承認決議をすることも認められるだろうと思いますので、今回の改正が実務上耐え難い煩雑さをもたらすことになるとまではいえないのだろうと思います。

一方、社用車について会社が任意自動車保険契約を締結した場合、乗車中だった取締役が事故に遭って傷害保険金の支払を受けるということがあり得ます。しかし、これは取締役だから保険給付を受けたというわけではなくて、会社外の全くの第三者と同じく、搭乗者として保険給付を受けるにすぎないとも言えますので、社用車について自動車保険契約を締結することが利益相反取引に当たるとまで解する必要はないのかなというように思っています。

○以上見てきましたように、430条の3第2項によれば、取締役・執行役の職務の執行に関して被り得る損害をカバーする保険契約のうち、賠償責任に係る責任保険契約・費用保険契約についてのみ利益相反取引規制の適用が排除され、職務の執行に関して財産・身体に生ずる損害をカバーする保険契約については適用除外がないということになります。このような差異が設けられた理由は何なのかということを考えてみました。

海外出張中に被る損害賠償責任について会社が保険カバーを提供してくれることで海外出張リスクを恐れずに済み、会社が優秀な人材を得やすくなるというのであれば、海外出張中の死亡・身体障害リスクについて会社が保険カバーを提供してくれることでも同様の効果は得られるはずですが。また、会社が保険料を支出することで取締役・執行役に利益が生ずるという構造も同じです。海外旅行保険契約のうち賠償責任リスクに係る部分は取締役会の承認が不要となり、死亡・身体障害リスクに係る部分は承認が必要となる理由、つまり両者で扱いを異にする理由について、合理的説明

をすることは難しいのではないかと思います。この点に関して、立案担当者からも特段の説明はなく、なぜこのような立法になったのかはよく分かりません。

それでは、こういうある意味アンバランスな立法を避けることはできなかったのかというと、できなくはなかったように思います。改正法は、職務の執行に関して負うことがある責任についての責任保険契約、費用保険契約を広く規律対象として捉えたうえで施行規則案115条の2で一定の保険契約を除外したわけですが、最初から職務上の義務違反・任務懈怠により負うことがある責任についての責任保険契約、費用保険契約だけを規律対象にするという規律手法もあり得たのではないかと思います。

現に販売されているD&O保険も、会社の役員としての業務につき行った行為に起因する責任追及だけを対象にしていますので、職務上の義務違反・任務懈怠だけを対象にして法律をつくっても、現行のD&O保険を捕捉しきれないということにはならなかったのではないかと思います。

(2-3)は省略。

(2-4) 事業報告における開示〔会社法施行規則案119②の2、121の2①～③〕

最後に、事業報告における開示について触れておきたいと思います。

本年9月1日に公表された会社法施行規則改正案では、保険者の氏名又は名称が役員等賠償責任保険契約に関する開示事項として挙げられていました。これは会社法部会での議論でも、要綱でも開示事項として挙げられておらず、今回の施行規則案において唐突に出てきたものです。

契約の内容の概要を開示すべきである以上は、契約の相手方を開示するのは当然だという考えからこれが開示事項に含められたのかもしれませんが。しかし、これを開示することで役員等の職務の適正性の確保に資するかというと、そういった効用は全くないと思いますし、むしろ上場会社に

おける D&O 保険商品の保険会社別シェアを明らかにする効果しか持たないのではないかというふうに思っていました。

また、詳細は省略しますが、保険者名が開示されることの副次的効果として、会社が倒産した場合に会社に対する債権を、取締役の責任を問うという形でその背後にいる保険会社から回収することも可能になってしまうのではないかという問題も生じうるのではないかと考えていました。

しかし、レジюмеに書きましたとおり、3日前の今月 24 日に公表されたパブコメ結果において、保険者名は開示事項とはしないことが示されました。どうやら実務界からかなり強い反対があったようですけれども、いずれにせよ、結論として保険者名の開示を求めなかったのは適切な判断であったと思います。

最後に、施行規則では開示事項とはされなかったものの、立法過程において開示対象とすべきかどうか議論されていた項目、具体的には保険金額（填補限度額）、保険料額、それに支払われた保険給付の金額がそれに当たりますけれども、これについて一言だけコメントしておきたいと思います。

ご案内のように法制審では、これらの項目の開示に対して経済界は大反対をしていました。ただ、法制審の議事録を読み返したところでは、学者側でも、これらの事項の開示を強く求めていた人はそれほどおられなかったようにも思います。しかし、学説の中には、これらの項目を開示すべきだとするものもあって、本研究会のメンバーである高橋准教授も、米国との違いに留意する必要があるとしながらも、結論的にはこれらの項目の開示が望ましいという立場に立っておられるようにお見受けしました。しかし、この点に関する私見を申し上げますと、保険金額や保険料額を開示させても、それで D&O 保険のカバーの水準が適正かどうかを的確に判断することはできないのではないかと考えています。

というのは、我が国の会社において、ある年度に D&O 保険の保険金額や保険料額が一気に引き上

げられるケースとして一番ありそうなのは、それまではドメスティックな事業展開しかしてこなかった会社が、北米地域で新たに事業を開始することを計画しているとか、北米地域で子会社を取得する計画を持っているというケースだと思われます。

もちろん、株主代表訴訟を提起されるおそれが高まったので、それに備えて保険金額を引き上げて保険料も高くなるというケースもあるでしょうが、保険金額や保険料額だけ開示させても、その理由が何であるのかまでは分かりません。しかしながら、事業報告の中でこれを開示させられるようになりますと、ああ、この会社は北米地域で事業展開する計画でも持っているのかといった詮索がなされることもあるでしょうし、会社がその計画をまだ秘密にしておきたいと思うような場合には、保険カバーの拡大を断念せざるを得ないこともあるかもしれません。保険カバーを拡大すると、事業報告で開示させられていろいろ詮索されるので、保険カバーも上げないでおこうという判断をすることもあり得ると思われるからです。

このように、保険金額や保険料額の開示には実質的なデメリットもあると考えられますので、最終的に保険金額等が開示項目とされなかったのは適切であったのではないかというのが私見です。

時間配分がうまくいかずに、報告時間を 10 分間ほど超過してしまいました。先生方のご教示を賜れば幸いです。どうぞよろしく願いいたします。

~~~~~

【討 論】

○前田 洲崎先生、どうもありがとうございます。

それでは、ただいまのご報告につきましてご質問、ご意見をよろしく願いいたします。

ご報告は、大きくは補償契約と役員等賠償責任保険契約の部分に分かれていますので、まずは補償契約についてのご質問、ご意見からお願いでき

ればと思います。

【事後に補償契約を締結して行う補償】

○北村 ご報告いただき、ありがとうございます。

洲崎先生が報告で省略されたところに関連するので恐縮ですが、レジュメ5ページの一番上、既に発生した費用等も補償契約の対象とすることができるかと書かれているところについて質問させていただきます。この「既に発生した費用等」の意味は、例えば、既に責任原因となる事実は発生しているけれども、まだ責任追及に係る請求はされていない場合に、契約によって、今後それを請求されたら補償することを約することをイメージしているのか。あるいは、既に訴訟も行われていて、取締役が費用も払った場合に、会社がそれについて事後的に補償契約を結んでカバーすることもできるのか。どちらなのでしょう。

というのは、補償契約の制度は、洲崎先生が最初におっしゃったように、取締役に対して適切なインセンティブを付与するという目的、つまり、優秀な人材を得て、その人に安心して大胆な経営を行ってもらおうという趣旨です。だから、これから責任追及を受けることがあっても会社が補償してあげるよということなら分かるのですが、既に起こったことを補償してあげるよという契約を後で結ぶのは趣旨に適合しないのではないかと思います。

事後的に補償契約を結んで補償するのであれば、洲崎先生がレジュメの6ページで指摘された、補償契約なしに事後的に補償するのとどこが違っているのかも感じましたので、これについてお伺いしたいと思います。

○洲崎 まず、既に起こったものに責任が生じたもの、あるいは賠償金を支払ったものについて補償契約を締結して補償するのは、有能な人材を得ることに役に立たないのではないかとということについては、そのような状況にある会社の態度を見ている取締役マーケットにいる取締役の候補者たちが、ああ、あの会社は役員等に対して手厚く

補償してくれるのだなというのを見ることで、その会社に役員として来てくれるかもしれません。その意味では、もう既に責任を負ってしまった取締役等についてはあまり効果はないかもしれませんが、優秀な人材を得るという点での効果が全くないわけではないというふうに思います。

それから、補償契約を締結してやる場合と補償契約なしにやる場合の違いというのは、補償契約を締結してやる場合には、賠償に関しては会社が求償権を取得することはないのに対して、補償契約を締結せずに賠償金を会社が肩代わりしてしまうと、第三者が取締役に対して有する損害賠償請求権を会社が代位取得して取締役に対する権利を有してしまうことになるので、これを有しなくするためには、利益相反取引規制に従って放棄しなければいけない。そうすると賛成取締役は任務懈怠責任を負う可能性があるため、補償契約を締結して補償するのと補償契約を締結せずに補償するのは、やはりいいが出てくるのではないかと思います。

○北村 責任の額については、洲崎先生が指摘しておられるように補償制度の対象にはなりにくいので、私が想定していたのは費用の方です。費用がもう既に発生しているのに、事後に補償契約を締結して、過去にさかのぼって費用を補償するのと、補償契約なしに、費用を会社が肩代わりするのと、違いがどこにあるのでしょうか。しかも、補償契約がなければ利益相反取引規制がかかり、補償契約があればかからないという、この違いにそれほど大きな意味があるのかということが疑問になりました。

○洲崎 利益相反取引規制がかかると、それを実行することに関して取締役は任務懈怠責任を負う可能性がありますが、補償契約を締結してやればそうはならないので、費用の場合でもそこはやはり違うかなと思います。もちろん、補償契約を締結して補償する場合でも善管注意義務違反の責任を問われることがないわけではありませんが、任務懈怠の推定があるかないかというのは、そこそこ意味があるのかなあという気はします。

○北村 意味の違いはあるのですが、事後的に補償契約を結べば利益相反取引規制の適用がなくなるということがアンバランスではないかと感じました。

○洲崎 こういう立法をしたことで、今までは利益相反取引規制を回避することはできなかったものが回避できるようになったということですよ。でも、それをできるようにした方がいいというところから今回の立法は出発したのかなと思います。

ただ、補償契約に基づいて費用を補填する場合でも、通常要する費用を超えてしまうと違法な補償になってしまいますし、善管注意義務違反の中でも法令違反の責任になるので、そのハードルをクリアすることはそんな簡単ではないかなという気がします。そういう意味では、補償契約という制度が設けられましたけれども、費用についてもやはり難しいところはあると。現に補償が期待されるのは、弁護士事務所からかなり高い費用を請求されているような場合かなと思いますが、そのような場合は通常要する費用を超えている可能性もあると思います。全体として見た場合には、補償の方はなかなか使いづらい制度なのかもしれないという気はしています。

○北村 ありがとうございます。

【補償契約・役員等賠償責任保険契約と特別利害関係】

○高橋 7ページの2つ目の○のところ、複数の役員等と補償契約を締結する場合の手續に関連して、2点質問させていただきます。レジュメでは、法形式上は個々の契約、複数の契約があるので、369条2項を適用して、自己が当事者となる補償契約については議決に加わることができないと説明をされていて、ただ、その承認の仕方については簡便法を認められてもよさそうに思われると書かれています。この簡便法というのは、D&O保険のところの16ページの上の方に出てきた、一回の決議で済ませることもできるということを意味しているのかなとも思われるのですが、私も

実際に15回の決議をやることにそんなに意味はないと思っていて、仮に、ほかの取締役の決議について反対した場合に恨みを買って、自分のときに反対される可能性もあるので、お互いさまの全員共通の利害関係にあると言えらると思いますので、D&O保険のところの田中亘先生の見解のように、一括でやっても実質的にはそんなに問題はないのかなあという気はしています。

ただ、法律論的にちょっと難しいところもあるので、ここは悩ましいところだと私も思っているのですが、簡便法としてどのような方法を想定しておられるのかというのが1点目の質問です。

D&O保険と補償契約とで少し違いがあり得るとすると、D&O保険の方は1年ごとに更新となっているので、煩雑さが非常に高いのに対して、補償契約の方では、最初の1回だけ補償契約を承認さえすれば、仮に役員の任期が終わって次の任期になったとしても、前の補償契約の効力がずっと有効であり続けるような、期間の定めのないような補償契約が有効に定められるとすると、補償契約の方では、面倒くさい手続を仮に経なければならぬとしても、最初の1回だけで済むのかなと思うのですが、そのような期間の定めのない補償契約は有効なのかというのが2点目の質問です。

以上、よろしくお願いいたします。

○洲崎 まず1点目、簡便法ですが、私が考えていたのは、次のようなものです。同じ内容の契約を15人の取締役と締結するので、法形式上は契約当事者となる取締役を除いた決議が15回必要となるが、異論がなければ、自分が当事者となる契約については決議には参加せず、それ以外の14個の契約については14回賛成したものとして扱いたいと思うが、それでよいかという形で賛否を問い、全員が賛成なら、議事録には15回決議があった旨記載するというものです。法形式的には15回の決議があったものとして扱うが、実際に賛否を問うのは一回で済ませるというものです。レジュメで「法形式上は上記のように扱うべきことになろう」と書いたのは、法形式上は決議は15回必要になるのではないかと考えていたというこ

とです。

2点目、補償契約を承認した場合の有効期間については、取締役の任期と連動すると考えています。取締役との契約なので、取締役の任期が満了して再任されたら、そこで新しく補償契約を締結し直さなければならないのではないかと考えていました。D&O 保険でも、更新のときには一回一回、内容をいちいち説明する必要はないと思いますが、同じ内容で更新しますという決議は必要になりますので、補償契約も同じようになると考えていました。

したがって、一度承認したら再任された取締役にもその承認は有効ですよということにはならないのではないかと考えています。

○高橋 ありがとうございます。

○前田 今、高橋先生が質問された1点目ですが、特別利害関係を持つ取締役の扱いについて、16ページの役員等賠償責任保険の方では、全員が同じ利害関係を持っているならば、議決権排除なしでいいと洲崎先生は言われながら、なぜ7ページの方はそれと異なる構成をとられるのかが、よく分からなかったのですが。

○洲崎 D&O 保険は、契約としては1本なので、1本であるものについて15分の1ずつに分けて決議するというのはおかしいのではないかと考えたのです。承認の対象は保険会社と保険契約を締結するかどうかなので。補償契約の方は、取締役との補償契約が15本存在するのではないかと。私の頭の中ではそういう整理なのですね。

○前田 分かりました。

○洲崎 ただ、補償契約の内容が同じなのであれば、補償契約の取締役側は15人の取締役が契約の一方当事者になっていて、もう一方の当事者が会社になっている、つまり、契約としては1本だという構成もありうるのかもしれませんが。この構成なら契約としては1本だから、D&O 保険と同じだと考えられるのかもしれませんが、私の頭の中では、補償契約は取締役との契約なので、15個契約があるのかなと思ってたということでございます。

自分でもちょっとこのところは気になっていて、D&O 保険契約の話と矛盾しているような気がしないでもなかったところなので、やはりそこを突かれてしまったなという感じです。(笑)

○前田 ありがとうございます。

【通常要する費用の額】

○白井 洲崎先生のレジユメの7～8ページの「通常要する費用の額を超える部分」について質問させていただければと思います。

全体を通して、補償契約というものの意義について、私も洲崎先生と同じ理解でおりまして、恐らく賠償金等の補償が認められる範囲というのはかなり限定されていて、その使い勝手には限界があるのだらうと感じています。

そうしますと、重要になってくるのは防御費用の補償の方になると思うのですが、この防御費用に関する補償については、430条の2第2項1号で「通常要する費用の額」という金額面の限界が存在するわけです。その点に関しまして、先生のレジユメでも整理されていますが、「相当と認められる額」というのが「通常要する費用の額」という形に変わって、これによって明確性が高まったのだということが指摘されているのですが、個人的には、これでどこまで明確性が確保できるようになるのかよく分からないなと感じています。

その上で、あわせて852条1項の「相当と認められる額」が参考になるという指摘もあるのですが、あくまで852条1項というのは、株主代表訴訟の原告、すなわち株主の代理人弁護士の報酬の話ですので、そのことが被告取締役の防御費用を考える上でどこまで参考として使えるのかは疑問の余地があるとも感じているところです。

つまり、株主代表訴訟に関する原告代理人弁護士の報酬につきましては、場合によっては着手金と成功報酬のような仕組みをとっているものも少なくないのではないかと思います。少なくとも海外ではそういった形態のものが多いと感じているのですが、こうした報酬形態と比べて、被

告取締役の防御に要する弁護士費用というのは、タイムチャージの形態をとることが多いのではないかと思います。そうすると、補償契約において恐らく重要な意味を持つであろう防御費用の補償に関し、金額面での限界である「通常要する費用」について、852条1項の「相当と認められる額」が参考になると考えることで必ずしも解決するわけではなく、この額をどのように考えたらよいか課題として残されているように個人的には感じていたのですが、この点、先生のレジюмеで正面から議論されているところではないので恐縮ですが、もし可能であれば、先生のお考えをお聞かせいただけましたら幸いです。

○洲崎 この論点を正面から議論しなかったのは、よく分からなかったので避けちゃったというところがあります。確かにタイムチャージでいくとなると、その訴訟が厄介で準備に大変な時間がかかるというような場合だと、1時間当たり幾らというその基準は適正で、大手の弁護士事務所だったらどこに頼んでも同じようなものであっても、事案が複雑で時間がかかったがために全体としてすごい金額になるということはよくあることだと思うのですね。

その場合に、「通常要する費用」をどう考えるか。取締役が「通常要する」との判断をするときに善管注意義務違反の責任を問われないようにする、法令違反にならないと信じたことに無過失であるためにはどうであればいいのかというと、請求されたからそれをそのまま支払うというのだと、それは法令違反になるリスクが結構あると思うのですね。例えば別の弁護士事務所に、この金額は相当で「通常要する費用」であるという意見書を書いてもらうとか、そこまでしないと怖くて支払えないのではないかなという気もするのです。

そうすると、補償についてもD&O保険の特約で、保険会社にカバーしてもらうことが必要になるのかもしれない。

立法にあたり、最初は「相当と認められる額」を超える部分となっていたのが「通常要する費用の額」になって、客観性を高めるためにこう変え

たのだと言われてはいますが、実際に補償を実行する判断をする取締役としては、どこの事務所にも頼んでも同じだということであればそれほど心配せずに補償できるかもしれませんが、事案によっては非常に高額になることがあるというのが、現在の企業法務の弁護士費用の世界だと思いますので、そういう意味では、文言が「通常要する費用の額」に変わったからといって問題の解決にはなっていないのかなという気もしまして、そこは白井先生と同じ印象を持っております。あまり答になっておらず、申し訳ありません。

○白井 いえ、ありがとうございました。

【役員等に悪意・重過失ある場合の防御費用】

○伊藤 レジюмеの3ページ一番下の○のところ、防御費用の場合、役員等に悪意・重過失があったときでも、それから対会社責任の場合でも補償ができるとされていますが、これは神田先生の要綱案の解説などを見ましても、パブリックコメントなどでいろいろ議論があったとされているところですね。立案担当者の説明などでは、洲崎先生も紹介されているとおり、まず、対第三者責任の場合にこういうルールになった理由として、その方が会社の損害拡大の抑止等につながり得るとされています。これは具体的にどういうことなのかは私はよく分かりませんので、何か先生のお考えがありましたら、伺いたいと思います。

それからもう一つ、対会社責任の場合に、このルールで補償をしてもよい理由として、その場合に職務の執行の適正性が損なわれるおそれが高いとは言えないという説明がされています。ただ、私、このような対会社責任の場合に、防御費用の補償を認めるべき、積極的な根拠として何かないのだろうかということが気になります。

例えば、悪意・重過失がある場合であっても、訴訟の進行中に防御費用の補償をすることが、職務の執行が萎縮しないようにするために必要だと考えられたのかなとも思うのですね。

ただ、そうしますと、3項のルールの方を、不当な目的があったときだけではなくて、悪意・重

過失があった場合に、後で会社からの返還請求を認めるというルールにするということでもよかったように思うのです。つまり、悪意・重過失がある場合に防御費用の補償をしてもよい理由を先ほど述べたように考えますと、3項によって悪意・重過失よりももっと狭い場合にだけ会社の返還請求を認めることにしたことの説明がつきにくくなるのかなとも思っていて、そのあたりを教えていただければと思います。

○洲崎 まず、防御費用について悪意・重過失がある場合でも補償することが認められている点についてですが、立案担当者は会社の損害の拡大の抑止等につながり得るという説明をしておられるのですが、私もここは気になったところです。

防御費用が十分でない、役員が捨て鉢になってしまい、その結果、会社のレピュテーションが悪化するということもあるのではないかと。取締役が第三者に迷惑をかけたということで会社のレピュテーションは既に低下している可能性があります。防御をきちんとしないことでそれが一層悪化することもあるのではないかと。この場合の会社の損害というのはそういうことなのかなと想像しておりましたが、それで正しいのかどうかはよく分かりません。

もう一つのご質問は、悪意・重過失があった場合に、最終的に防御費用についても返還を認めてはどうかということでしたかね。

○伊藤 そうですね。

○洲崎 損失については、悪意・重過失があればそもそも補償することができないので、会社が支払ったら、返還請求できるわけですけども…。

○伊藤 防御費用の方です。職務の執行の適正性が損なわれるおそれが高いとは言えないという説明がされていますので、その説明だけから考えると、事後的な返還も、悪意・重過失があった場合には認めてもよいように思ったのです。

○洲崎 悪意・重過失がある場合にも防御費用について支払っていいのは、実際に防御費用が必要になる時点、つまり第三者と取締役が訴訟で争っている時点では悪意・重過失があったかどうか

分からないからである、と説明されていることからすると、確かに伊藤先生が言われるように、最終的に悪意・重過失があったことが判明した場合には取り返せるというルールも、立法論としてはあり得たのかもしれないという気はしますね。

ただ、実際に訴訟の当事者になった取締役にとってみると、あるいはその会社の取締役になろうかとまさにマーケットにいる人たちにとっては、そんなことをされるのは嫌やなとか、そんなケチな会社やったらやめとこうかということにもなりかねませんし、そういうことも含めて、有能な人材を確保するためには、悪意・重過失があったとされた場合でも支払をして、防御費用の問題はそれで終わりにするというやりの方が合理的だと考えられたのかもしれない。

ただ、伊藤先生が言われたような立法論もあり得たのかなとも思いました。

○伊藤 ありがとうございます。

○前田 伊藤先生のご質問前半、取締役が適切な防御活動を行うことがなぜ会社の損害拡大の抑止等につながるのかについては、洲崎先生がおっしゃったような、会社のレピュテーション低下を防ぐという意味もあるとは思いますが、それとともに、もし取締役がいいかげんな訴訟活動をする、350条を介して、会社の方も大きな責任を負わされるおそれがありうるということではないでしょうか。

伊藤先生のご質問後半の立法論は、審議の過程で検討はなされていたと思います。

○齊藤 先ほど、防御費用につきまして、特に悪意等があったような場合についてまで認められるのはどうなのかという点でございますが、確かに実体法的な観点からは、そのようなお考えも誠にもっともなところもあるように思うのですが、実際の訴訟の場面では、適切な防御活動ができたために、責任は認定されたけれども小さい範囲におさまったということもあり得ますので、結果として責任が認められたかどうかということだけで補償の可否が分かれるというようなことは望ましくないのかなというように思います。

○洲崎 どうもありがとうございます。

【役員等賠償責任保険契約にかかる利益相反取引規制の適用除外】

○前田 時間の関係で一旦補償契約から離れまして、役員等賠償責任保険についてのご質問、ご意見をお願いできればと思います。

レジュメの 17 ページの下 3 分の 1 ぐらいのところ、利益相反取引規制の適用除外が責任保険だけに認められていて、死亡・身体障害リスクにかかる保険契約には利益相反取引規制の適用除外が認められないのはなぜか、合理的に説明できないのではないかという問題をご指摘になりました。

ただ、先ほどの補償契約もそうですけれども、役員等賠償責任保険もそもそも検討の発端は、おおよそリスクなしに取締役が職務を執行できるようにしようというよりも、むしろ責任を迫及されることを恐れて取締役が積極果敢な経営判断ができなくなることをないようにしようと、こういう考え方はなかったかと思うのですね。ですので、責任保険以外の保険は、萎縮なく経営判断ができるようにしようという立法の目的には合致しないと、一応こういう説明ができるのではないかと思ったのですけれども、いかがでしょうか。

○洲崎 ご指摘ありがとうございます。

確かに、今回の立法の発端というのはまさにそこだったと思うのです。ただ、そうだとすると、海外旅行保険や自動車保険については経営判断を萎縮させるという問題ではないので、最初から除外してしまってもよかったと思うのです。職務の執行に関してではなくて、職務上の義務に違反した、あるいは任務懈怠があった場合の責任をカバーする保険に限る形で——現在の D&O 保険は役員としての行為に基づいて責任を負った場合ということになっていますので、それに合わせて——最初から規律の範囲を狭くしておいてもよかったのではないか、と思うのです。

そうすると、自動車保険や海外旅行保険をわざわざ除外する必要はなかつたらうし、同じ海外

旅行保険の中でも責任保険分は適用除外なのに、生命・身体リスク分は利益相反取引規制の適用があるというような問題も生じなかったのではないかと思います。

ですから、発端はよかったですけれども、その発端の問題に取りかかるのにちょっと間口を広げ過ぎたのかなという気はするのですね。

特に海外旅行保険は、1つの保険契約にいろいろな保険カバーが含まれているので、責任保険部分だけが適用除外とされることで、余計にその問題が目立ってしまったのかなという気がします。ただ、法制審の議論を見ていると、「職務の執行に関し」というように広く捉えるやり方がおかしいという議論はあまりなかったと思います。経済界は規律そのものに反対するし、学界の方は、いや規律が必要だといい、途中まではそういう議論がずっと続いてきたので、具体的にどこまで規律をするか、定義をどうするかというところの議論があまり進まなかったのかなという印象がないでなく立法技術的にやや問題があったのかなという感じを受けています。

○前田 ありがとうございます。

【職務の適正性を害しうる役員等賠償責任保険契約の締結】

○片木 19 ページで、事業報告の中で役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置の例として、「被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求」や「法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求」というのが免責事由になる、こういうのも一応該当するのではないかというふうにお書きになっています。

会社法それ自体で見たときには、補償と違って、役員としての責任として保険の対象とするものに対する制約は特にないようではありますが、そういう意味で、非常に広く大きく、ここに書いてあるいわば行為の責任みたいなものについても保険で賠償しようとした場合には、手続を踏んできちっと契約した以上は、保険契約としては有効なのだけれど

も、場合によっては、そういう契約を締結したこと自体が不当に職務の執行の適正性を損なったということで責任を問われる可能性もあるという理解でよろしいのでしょうか。

○洲崎 職務の適正性を害するような保険契約を締結すると、そのような保険契約に保険料を支払うということ自体が任務懈怠になるということでしょうか……。

○片木 可能性としては、ということですがね。

○洲崎 可能性としては確かにそうなのでしょうね。D&O 保険契約を締結するに当たっては、職務の適正性を害しないような契約を選択しなければいけない。一般論としては多分それは言えるのではないかと思います。

保険会社の方も、一応商売ですから損をするような契約は基本的には売らないだろうとは思いますが、確かにおかしい保険契約が売られたときには、片木先生が言われたようなことは、一般論としてはやはり言えるのだろうなとは思いますが。

○片木 一般には、故意の行為についてまで保険契約を締結するというのは普通はしないだろうと思うのですが、手続上の違法だから無効だという議論以外に、保険の一般的な理論から無効になるということはないのでしょうか。

【役員等賠償責任保険契約にかかる利益相反取引規制の適用除外・再論】

○洲崎 故意行為については保険者が免責されるということは保険法でも定められていて、その部分は絶対的強行規定だと解されていると思いますので、そういう意味では、保険契約の効力がその部分については否定されるということになる可能性は十分にあると思います。

○北村 前田先生と洲崎先生がさきほど議論されたこととの関係ですが、430 条の3は1項で役員等賠償責任保険を含むそれよりも広い責任保険を規定し、2項について、その広い方について利益相反取引規制の適用がないとしているわけですね。洲崎先生の問題意識からすると、むしろ

2項では、1項で定義した役員等賠償責任保険についてだけ利益相反取引規制の適用がないとした方がよかったのではないかと主張になるのかなと思ったのですが、そういうことでしょうか。

○洲崎 そのやり方は十分にありえたと思っています。1項の方はとりあえず広くして自動車保険や海外旅行保険も含めるけれども、2項では、それらを除いたものについてのみ利益相反取引規制の適用を除外するというやり方のほうがすっきりしたのかもしれないですね。自動車保険契約、海外旅行保険契約の中で利益相反取引規制の適用がある部分とない部分に分けるよりは、商品として別にしてしまうという方が、簡便だったかもしれません。

○北村 ありがとうございます。

【補償契約・役員等賠償責任保険契約の会社による承認のあり方】

○前田 それでは、補償契約、役員等賠償責任保険契約の全体を通じて、ご質問、ご意見があれば、よろしくお願いたします。

○船津 全体を通してということになるかと思うのですが、洲崎先生のお話を聞いてみますと、結局のところ、補償契約にしろ、D&O 保険にしろ、何となく利益相反の細かな部分について、今までぼやけていたところがかなりあぶり出されるようになったということで、例えば 15 人いたら 15 人の役員について契約を一本一本承認しなければいけないとかいう話になって、かなり形式的な承認が増えてきていると。増えるような解釈にせざるを得ないのではないかとというようなお話があったかと思うのですが、そもそもの立法技術として、確かに利益相反性からアプローチしていくと、そういう形で個別に承認していくという結論が出てしまうのだとは思いますが、本当にそれでいいのかというのを、ちょっとお考えをお聞かせいただきたいと思いました。

取締役会で 15 本の契約を承認した、あるいは承認したことにするとかということ、あるいは 15 人それぞれが利益相反関係なのだから、全員が利

益相反なのだったら、もう1本の承認で良いのではないかみたいな話とかをせざるを得ないような立法にするのではなくて、今回の趣旨が適切なインセンティブを与えるということなのであれば、それこそ、例えば、1本の方針を例えばどこかで決めて、それに従っている限りは承認をとらないとかいうような形の方が、取締役会の機能とか、攻めのガバナンスとか、そういうことを考えた場合には、そちらの方がよほどプラスのような気がするのですが、立法技術としてはやはり難しいと考えられたのかどうか。それから、洲崎先生としてはどのようにお考えかということをお聞かせいただければと思います。よろしくお願ひします。

○洲崎 大変難しい質問をありがとうございます。（笑）

D&O 保険契約が1年に1回更新されるたびに形式的には決議が必要なのかというと、確かに本当に形式なのですね。どこかで1本決めて、その範囲内であれば、その後ずっとそれでやっていけるといえることができれば、無駄を避けることができると思います。実際、取締役の報酬については、株主総会で一回上限を定めて、その範囲内ならいちいち総会で決議することは求められていません。

また、前回の研究会で取り上げられた報酬として募集株式を交付する場合も、株主総会で一度定めたら、毎年定めなくてもよくなるかという議論があったと思いますが、確かに補償契約やD&O保険契約についても、そのような仕組みができれば便利なのだろうなという気はします。日本の従来の実務を考えてみても、濫用的な使われ方はされていないと思います。これがアメリカだと、代表訴訟のおそれが生じた途端に保険金額を一挙に引き上げて保険料も当然高くなり、それで和解をするというようなことがあって、まさにD&O保険が濫用されているということもあると思うのですが、日本の場合は、少なくともこれまではそのようなことは起こっていないし、だからこそ、経済界、保険業界は、規制自体必要ないとずっと言い続けてきたわけです。

ですから、一度基本方針を定めたらその範囲内でできるというようなことができればいいのですが、契約の場合には、報酬のように金額や株数で上限を定めるというような一義的に大枠を定めることができなため、具体的に何かいい方法があるのかと問われると、全く思いつきません。大変有意義な質問をいただいたにもかかわらず、申し訳ございません。

○船津 とんでもないです。ありがとうございます。

○前田 まだご質問、ご意見があると思いますが、時間になりましたので、今月の研究会はこれで閉会とさせていただきます。

洲崎先生、ご報告、どうもありがとうございます。

JPX 金融商品取引法研究会 2020年11月27日
京都大学 洲崎博史
〔修正版〕

会社法改正(4) 一補償契約・役員等賠償責任保険契約―

I 改正の背景

補償契約・役員等賠償責任保険契約とも、当初より、「取締役の報酬等」という項目とあわせて、「取締役等への適切なインセンティブの付与」の枠組みの中で検討されてきたもの。いずれの契約にも、会社が優秀な人材を確保するとともに、損害賠償責任への恐れから職務の執行が萎縮することがないようにする仕組みとしての意義が認められる。

同契約とも会社が契約当事者となるものだが、会社法には規定がなく、どのような手続で契約を締結できるのかについての解釈も確立されていないことから、新たに規律を設けることとされた。

補償契約…補償(会社補償ともいわれる)とは、一般には、役員等にその職務の執行に關して発生した費用や損失の全部または一部を会社が事前または事後に負担することをいう(神田・別冊①190頁、尾崎・34頁)。本改正前にも、実務上問題なく(会社法330条・民法650条に基づき)運用されてきたともされるが(経済界の主張)、そのような評価ができずか疑問もあり、法的安定性の見地からも明文化が必要だとされ、立法に至った。補償契約は、会社が役員等に対して補償することを約する契約であり、改正法は同契約を締結するための手続、同契約と利益相反取引規制の関係、補償契約の開示などについて定める。

役員等賠償責任保険契約…わが国では平成2年に販売開始(商品名は「会社役員賠償責任保険」。以下では、現に販売されているものを指して「D&O 保険契約」ともいう)。株主代表訴訟の手数料を引き下げた平成5年商法改正の際に、会社による保険料負担がわが会社法制のもとで問題があるのではないか(適法な手続を経ない責任免除になるのではなにか、報酬規制の潜規にならないか)が議論された。そこで、平成5年に、取締役が株主代表訴訟で敗訴して会社に対して損害賠償責任を負担するリスクは主契約ではカバーせず、特約(株主代表訴訟担保特約条項)でカバーすることとした上で、特約部分の保険料は取締役個人が負担するという設計に改められ、このような実務が20年以上続いてきた。

しかし、平成27年に経済産業省の「コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会」が公表した報告書の別紙3「法的論点に関する解釈指針」において、取締役会の承認に加えて、社外取締役が構成員の過半数を占める任意の委員会の同意または社外取締役全員の同意がある場合には、株主代表訴訟担保特約部分の保険料を会社が負担することができ、この旨の解釈が示され、損保業界もこの指針に必ずしもおかしてその保険料に敗訴して会社に対して損害賠償責任を負担するリスクも主契約でカバーしてその保険料を会社が負担する新型のD&O 保険契約の販売を開始した(旧型も並行して販売されているようである)。

しかし、取締役の会社に対する損害賠償責任も補償対象とするD&O 保険契約を会社

が締結することの利益相反性に鑑みると明文による規律が望ましく、法的安定性を高めることにも資するとして、(経済界は立法すること自体に対して立法過程を通じて一貫して反対していたが)立法に至った。改正法は会社が役員等賠償責任保険契約を締結するための手続、同契約と利益相反取引規制の関係、契約内容の開示などについて定める。

II 改正法の概要

1. 補償契約(430条の2)

(1)「補償契約」の定義とその締結に要する手続(1項)
補償契約を1項で定義し、その内容の決定に株主総会(取締役会設置会社では取締役会)の決議を要求。

(2) 補償することができない費用等の列挙(2項)
補償を受ける役員等の職務の適正性を損なうことがないよう、補償することができない費用等を列挙。

(3) 補償した費用の事後的な返還請求(3項)
役員等が不当な目的で職務を執行していたことが事後的に明らかになった場合には、補償した費用の返還請求権を会社に認める。

(4) 取締役会への報告(4項・5項)
補償契約に基づく補償をした取締役と補償を受けた取締役に、遅滞なく重要な事実を取締役に報告することを義務づける(執行役にも適用)。

(5) 利益相反取引規制の適用除外(6項)
取締役又は執行役との補償契約の締結には356条1項等の利益相反取引規制を適用しないことを明記。

(6) 補償契約の締結への民法108条の適用除外(7項)
1項の手続に従って補償契約が締結される場合には民法108条を適用しないことを明記。

(7) 事業報告における開示(会社法施行規則案121条3号の2～3号の4)

2. 役員等賠償責任保険契約(430条の3)

(1)「役員等賠償責任保険契約」の定義と締結に要する手続(1項)
いわゆるD&O 保険契約にあたる保険契約を捕捉できるように「役員等賠償責任保険契約」を1項(および法務省令)で定義し、その内容の決定に株主総会(取締役会設置会社では取締役会)の決議を要求。

(2) 役員等の職務の執行に関する責任保険契約・費用保険契約の締結への利益相反取引

規制の適用除外（２項）

役員等賠償責任保険契約を含む、役員等がその職務の執行に関して負うことのある責任にかかるとする責任保険契約・費用保険契約一般について、取締役又は執行役を被保険者として締結される場合に 356 条 1 項等の利益相反取引規制を適用しないことを明記。

（３）役員等の職務の執行に関する責任保険契約・費用保険契約の締結への民法 108 条の適用除外（３項）

２項のある責任（役員等賠償責任保険契約を含む、役員等がその職務の執行に関して負うことのある責任にかかるとする責任保険契約・費用保険契約であって、取締役・執行役を被保険者とするもの）には民法 108 条を適用しないことを明記（ただし、役員等賠償責任保険契約については 1 項の手続がとられる場合に限る）。

（４）事業報告における開示（会社法施行規則 119 条 2 号の 2、121 条の 2 第 1 号～ 3 号）

Ⅲ 改正法の検討

1. 補償契約

（1-1-1）規律対象 [430 条の 2 第 1 項 1 号・2 号]

○規律対象は補償契約の締結。補償契約によらずに補償を行うことは改正法の規律対象外（後述）。

○「補償契約」とは……次の（い）いわゆる防衛費用）または②イ（第三者に対する賠償金）もしくは②ロ（第三者に対する和解金）の全部または一部を役員等に対して補償することを約する契約。（以下、補償の対象となる①を「防衛費用」、②イ・ロをあわせて「損失」、これらすべてをあわせて「費用等」という。）

①「当該役員等が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用」（430 条の 2 1 ①）

②役員等がその職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における

イ「当該損害を当該役員等が賠償することにより生ずる損失」（同②イ）

ロ「当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員等が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失」（同②ロ）

○1 項 1 号の防衛費用については、役員等に悪意・重過失があったときでも補償できる（竹林ほか・別冊② 36 頁）。1 項 2 号イロの損失については役員等に悪意・重過失ある場合には補償の対象とならざるとされ、（2 項 3 号）ことの反対解釈から、そう解される。悪意・重過失がある場合でも適切な防衛活動を行うようによりしてやることが、会社の損害拡大の抑止等につながるが、防衛費用の補償に限るなら職務の執行の適正性が損なわれるおそれが高いためではないことが理由とされる（竹林編著・112 頁）

また、防衛費用については、対第三者責任に限らず、対会社責任の追及を受ける場合も含まれる（1 項 2 号が対第三者責任に限っているのと異なる）。

○1 項 2 号の損失の例としては役員等が民法 709 条や会社法 429 条 1 項に基づいて第三者に対して責任を負う場合が想定されるが、会社が補償するということは会社に補償するだけの資金があることを意味するから、小規模閉鎖会社で会社法 429 条 1 項が問題となるようなケース（会社に支払能力がゆがいがゆえに取締役等の責任が追及される直接損害事例・間接損害事例）は補償の文脈では想定しなくてよいといえる。取締役が職務の執行に関して第三者の生命身体、財産、人格権等を侵害したことにより、民法 709 条や会社法 429 条 1 項に基づいて対第三者責任を負うような場合が 1 項 2 号の「損失」として想定されようか（ただし、取締役が対第三者責任を負う場合も賠償責任を負わされることが多いから、後述するよう 1 項 2 号により補償ができなくなる可能性が高くなり、また、429 条 1 項の責任を負う場合も、後述するよう 1 項 2 号 3 号により補償ができなくなると思われるため、「損失」を補償できるケースは実際には相当に限られるとみられる）。

なお、役員等が会社に対して負う責任について補償の対象としないのは、会社法 424 条以下の責任免除手続によることなく損害賠償責任を免除することになるため（竹林編著・115 頁）

○「職務の執行に関し」の意義：役員等としての職務の執行に関連性を有することを指す（竹林編著・108 頁）。役員等の地位と関係なく請求を受けた場合には補償の対象にならないとするとする立場もあるが（松本・36 頁）、この立場をとると、役員等が、通勤を含む職務のための移動時に自動車の運転を誤り、損害賠償責任を負う場合は（役員等の地位と関係なく請求を受けるといえるから）おそらくは補償できないことになる。しかし、本条 1 項 1 号・2 号の「職務の執行に関し」と同じ文言が用いられている 430 条の 3 第 1 項・第 2 項（役員等賠償責任保険契約）に関しては、少なくとも立案担当者は、自動車損害賠償責任保険や海外旅行保険（の賠償責任保険部分）で保険保護が与えられる行為も「職務の執行に関し」にあたりうると解しているように思われる（これらの保険保護の対象となる損害は規則案 115 条の 2 第 2 号にいう「職務上の義務に違反し若しくは職務を怠ったこと」によって第三者に生じた損害）よりも広いものとして捉えられている。かりに自動車の運転による損害賠償責任はともとも「職務の執行に関し」ないのであれば、規則案 115 条の 2 第 2 号のような規定は必要なかったはずである。なお、会社法部会の場合でも、役員等賠償責任保険契約に関する議論としてはあるが、立案担当者からは「職務の執行に関し」は広く捉えたという所感が述べられている（第 16 回会議議事録 PDF 版 33 頁〔竹林幹事〕）。このことに照らすと、本条 1 項 1 号・2 号の「職務の執行に関し」も、役員等としての狭い意味での業務執行に関する責任（その職務上の義務に違反し、または職務を怠ったことによる責任）のみならず、職務の執行に関連した行為によって責任を負う場合も含まれることとみることができるとする。そうすると、職務のための移動時の自動車運転中の事故による責任や海外出張中に宿泊先の設備・備品を滅失毀損させた場合の責任も、職務の執行に関するものに含めて補償の対象とすることが可能となりうる（自動車事故による責任や海外出張中の責任はそれぞれ自動車保険、海外旅行保険でカバーされるから補償が問題となることは通例ないだろうが、たとえば、海外出張中の自動車事故の責任は海外旅行保険約款ではカバーされていないなど、保険カバーから漏れるものもありうる）。

- 補償契約による補償の対象は、将来発生しうる費用等に限らず、既に発生した費用等も含まれる。したがって、既に発生した費用等について補償契約を締結することもできる(座談会・別冊⑩101頁[神田])。
- 役員等が退任した後で負担した費用等……その職務の執行に關して生じたものであれば、その負担が退任後であったとしても(たとえば、退任後に株主代表訴訟を提起された場合の訴訟費用)、補償は可能と解される。
- 補償契約の相手方は「役員等」(取締役・監査役・執行役・会計監査人〔423頁〕)。一部の役員等のみと補償契約を締結することもできるし、役員等ごとに内容を変えることもできる。
- 役員等を退任した者は「役員等」には当たらない。退任した者と補償契約を締結する二重もあると思われるが(たとえば、ある時点で会社が補償契約を導入する場合、過去の職務の執行に關して生じる費用等についても補償の対象とされることがあるが、そのような場合には退任役員についても同様の便宜を提供することが期待される)、退任者との補償契約は430条の2第1項の適用対象にはならないと解される(よって取締役会による承認は不要)。
- 補償契約に基づいて補償を実行する場合の手続：
補償契約に基づいて補償を実行することは430条の2第1項という補償契約の締結ではないから、同規定に基づく取締役会の承認は不要。
ただし、事実によっては補償契約に基づく補償の実行が「重要な業務執行の決定」に当たりうることは当初から指摘されており(部会資料25第2部第2①の補足説明参照)、補償契約の規定振りが「〇〇の場合に補償を行う」(義務的補償)ではなく、「〇〇の場合に補償を行うことができる」(任意的補償)となっており、会社の裁量が大きくなる場合は、補償の実行は「重要な業務執行の決定」(362 IV柱書き)に当たりやすくなることも指摘されている(高橋・別冊⑩148頁、塚本・別冊⑩243頁)。
なお、補償契約において、補償を実行するには取締役会の承認が必要である旨を定めることは可能(塚本・別冊⑩244頁)。
- 補償契約に基づいて補償を実行した場合の効果：
役員等が第三者に対して支払うべき賠償金や和解金を会社が肩代わりして支払った場合、本来であれば会社は弁済者代位(民499)により役員等に対して賠償請求権(求償権)を取得する(それを放棄することは債務免除に当たるから利益相反取引になるし、放棄しなければ、代表訴訟で株主が行使できる)。しかし、補償契約に基づく補償として会社が賠償金・和解金を支払う場合には会社は役員等に対する賠償請求権を取得することはないと考えられる(これが所定の手続を経て補償契約を締結することの實質的な意義だとみることでもできる。座談会・ソフトロー研究29号85頁[田中])。
- 補償契約を締結することなく補償を行うことの可否：
改正法が規律するのは「補償契約の締結」であり(上述の通り、既発生の費用等について補償契約を締結する場合も含まれる)、契約を締結することなく補償を行うことの可否については沈黙している。改正法公布後の座談会でも論点の1つとされているが、結論ははっきりしない(座談会・別冊⑩99～100頁参照)。民法650条に基づいて補償を行うことは補償契約がなくとも可能であることには異論はなさそうだが、役員等が過失により第三者賠償責任を負った場合やそれに関して費用を負担する場合は民法に基づく補償はできないため(民650 III参照)、この場合の補償は、いちいち改正法430条の2第1項の手続にしたがった補償契約を締結してからでなければできないのか、補償契約の締結なしにしてよいかというのが問題となる。
- 補償契約に基づいて補償を行う場合には、上述の通り、賠償金・和解金を会社が肩代わりしても会社は役員等に対する賠償請求権(求償権)を取得しないという効果が生じると考えられるのに対し、補償契約に基づかない補償として会社が肩代わりする場合には、会社が代位取得する役員等に対する賠償請求権は消滅しないと思われる。賠償義務者が取締役・執行役である場合には、この請求権を消滅させるには利益相反取引規制に従わなければならない(したがって費成した取締役には任務解任の推定(423 III)が働く)と解されるから、賠償金・和解金に關して補償契約に基づかない補償を認めても大きな支障はなさそうにも思える(これと同じロジックで考えるならば、役員等が第三者に対して支払った賠償金・和解金相当額を事後に会社が補填する場合にも利益相反取引規制がかかってくると思すべきだろう)。
- もともと、後述するように、第三者への加害行為によって役員等のみならず会社も第三者に対して損害賠償責任を負わされることになり、そのことについて役員等が会社に対して任務解任責任を負う場合には、本条2項2号により損失の補償は行えないことになっており、その根拠が会社法424条以下の責任免除規制の濫脱防止にあることからすると、補償契約によらずに損失を補償することができるとも思われる。その結果、補償契約により非常に限定されることになるとも思われる。
- 一方、防衛費用についてはこれを補償することで会社が当然に求償権を取得するということにはならない。補償契約を締結して防衛費用を補償する場合には、契約の定め方によっては所定の要件を満たせば会社が多額の補償を行う義務を負う可能性があるが、契約に基づくのではなく個別的に補償の要否(や補償額)を会社が判断しうるようなケースは大負担のリスクが大きくないから、個々の経営判断に基づいて行うこととしても大きな支障は生じないという見方もありうる。取締役・執行役に過失がある場合に防衛費用を補償するには、利益相反取引規制に服しなくてはならないと解するのであれば、利益相反規制を濫脱することにもならないから、補償契約を締結することなく補償することを否定しなくてはならない理由はないように思われる。
- (1-1-2) 必要な手続〔430条の2第1項柱書き〕
○株主總會(取締役会設置会社では取締役会)で補償契約の内容を決定することを要する

（以下では取締役会設置会社を念頭に置く）。取締役会で補償契約の内容を示して承認を得ることになる。

○利益相反取引について、「重要な事実を開示し」て株主総会（取締役会）の「承認を受けなければならない」とする356条1項の規定振りとは異なり、「内容の決定をするには」「決議によらなければならない」。立案担当者からこの点について特段の説明はないが、契約の締結については、内容を定めるという規定振りの方が自然であるということであろうか。

○複数の役員等と補償契約を締結する場合（補償契約が複数ある場合）、補償契約ごとに取締役会の承認が必要となるか（補償契約を締結する取締役が15人いれば、1.5回の決議が必要となるか）？

理論上はそうなるのだろう。補償契約の相手方となる取締役は、特別利害関係人になると解される（高橋・別冊②148頁、塚本・別冊②243頁）から、自己が当事者となる補償契約については議決に加わることができない（369 II. 1.4人の取締役が議決に加わる決議を1.5回行うことになろう）。全く同じ内容の補償契約を取締役全員と締結する場合は、承認の仕方について簡便法が認められ、もよそいにも思われるが、法形式上は上記のように扱うべきことになろう。

○役員等の任期が満了し、再任された場合には、補償契約も締結し直すことになるから、430条の2第1項の決議が再び必要となる。

（1-1-3）必要な手続を欠いた場合の効果

○必要な取締役会決議を欠く（決議に瑕疵があり決議が無効になる場合を含む）場合の効果についてはあまり議論されていないが、適正な手続を経て補償契約を締結させるという今般改正の趣旨に鑑みると、補償契約は無効になると解される。利益相反取引における相対的無効説の議論と同様に考えるならば、役員等は補償契約の直接の相手方であって第三者ではないから、当該役員等が有効な取締役会決議があつたと信じていた場合でも、補償契約は無効となる。

（1-2-1）補償することができない費用等〔430条の2第2項1～3号〕：

○430条の2第2項各号所定の3つの類型は補償することができない。補償契約において「補償する」と定められないのみならず（かりに定めてもその部分は無効）、補償の実行の際に現にその部分の補償をしたならば当該補償部分は法令に違反して無効になると解される。補償にかかる費用等の支払先が取締役であっても、第三者（防衛費用の請求権者、損害賠償請求権者）であっても、無効部分は不当利得として返還請求できると解される（竹林編著・110頁）。

○2項1号：前記①のうち「通常要する費用の額を超える部分」とされているが、文言としての客観要綱段階では「相当と認められる額を超える部分」とされている。

性を高める趣旨でこのように改められたとされたと認められる額（座談会・別冊②101頁（神田・竹林）。その解釈に当たっては852条1項の「相当と認められる額」が参考になるとされる（座談会・同頁（竹林））。

○2項2号：会社が1項2号の第三者損害を賠償するとすれば、当該役員等が会社に対して423条1項の責任を負う場合の当該責任にかかる部分

中間試案では、「当該株式会社は当該第三者に対して当該損害を賠償する責任を負う場合作るべきである」として、当該役員等が会社に対して423条1項の責任を負うときは、当該責任に係る部分」となっており（試案第1の2①イ。下線報告者、会社も賠償義務者になる場合であることが明記されていた。中間試案の補足説明でも「株式会社に対して損害を賠償する責任を負う場合については、対象としていない」とされ、その理由について「これは、当該損害を当該役員等が賠償することにより生ずる損失を株式会社は補償することは、株式会社に対する責任を免除することと実質的に同じことであるから、株式会社に対する責任の免除の手続によらずに、このような損失を株式会社は補償することを認めるべきでない」と考えられるからである。」と説明されていた（補足説明34頁〔別冊②285頁〕）。要綱からは上記下線部分の要件が消え、改正法でも同様であるが、実質的変更を意図したのではないようである（立案担当者による改正法の解説でも同様の趣旨が述べられている。竹林ほか・別冊②36頁（注42）参照、竹林編著・104頁）。そうすると、想定されているのは次のようなケースだとみられる。

すなわち、役員等がその職務の執行に関して第三者に加害行為を行い、役員等と会社が連帯して損害賠償責任を負う場合（役員等は民法709条・会社法429条1項で、会社は民法709で責任を負うケースのほか、会社は会社法350条で責任を負うケースも考えられる）に会社が自らの賠償責任を果たせれば、会社は役員等に対して（役員等の任務懈怠により会社は賠償責任負担という損害を被つたとして）会社法423条1項に基づいて責任追及ができるはずだが（これが、2項2号にいうところの「会社が1項2号の損害を賠償するとすれば当該役員等が当該株式会社に対して423条1項の責任を負う場合」にあたることとなる。この責任を免除・減額するには会社法424条以下の手続が必要）、補償により役員等の対第三者責任を会社が肩代わりするという形で第三者損害を賠償すると、（補償というものの性質上）役員等に求償しえなくなるから、結果として、役員等の423条1項責任を免除したのと同じことになってしまう。そこで2項2号でこのような補償を禁ずることとした、というものである（立案担当者による改正法の解説では、会社が第三者に対して賠償した場合に役員等に対して求償できる部分を指すと説明されている。竹林ほか・別冊②同頁、竹林編著・117頁）。

2項2号がこのような趣旨だとすると、1項2号の損失について補償することができるのは実際上、(a)役員等のみが対第三者責任を負い、会社は対第三者責任を負わない場合、(b)役員等の行為によって役員等も会社も対第三者責任を負うが、会社が責任を負わされたことについて、役員等には負担部分がない（会社が役員等に求償できない）とみられる場合、(c)役員等も会社も対第三者責任を負うが、役員等は責任限定契約等により会社に対して損害賠償責任を負わずに済む部分がある場合、などに限られることになろう。

(a) の場合、補償契約によらずに会社が取締役の対第三者責任を肩代わりすると、前述の通り、会社は非済者代位(民 499)により第三者に代位して取締役に対する賠償請求権を取得することになる(その賠償債務を免除するには利益相反取引規制に従ふ必要あり)が、1項の手続を経た補償契約を締結して補償すれば、会社は賠償請求権を取得せず、取締役を賠償義務から実質的に解放してやることが可能になる。しかし、会社法350条の存在を考えると、職務の執行に関する行為によって第三者を害した取締役のみが対第三者責任を負い、会社が対第三者責任を負わないようなケースは現実にはほとんど考えられないのではなからうか(たとえ、取締役が海外出張中、業務上移動する必要から自動車運転し、事故を起こしたようなケース(海外旅行保険では自動車事故は約款上免責とされているため、同保険ではこの責任はカバーされない)では、取締役のみが対第三者責任を負うことになりそうだが、他にこのような例があるか?)。

(b) も実際には起こりにくいと思われる。たとえば、取締役Aの行為により第三者に損害が生じ、会社も当該損害額につき損害賠償義務を負ったが(Aはその全額について会社に対し423条1項責任を負うものとする)、当該第三者から監視義務違反による責任を問われた取締役Bについては423条1項責任の額が(善与度等の考慮により)対第三者賠償責任額の一部にとどまるようなケースが実際に生ずるならば(b)にあたるといえそうだが、たとえ監視義務違反の責任を問われる平取締役であっても、会社との関係において会社の責任額の一部しか責任を負わないことにはならないか(会社の関係では負担部分は常に、会社:0、B:100になるのではない)。行為取締役Aとの関係では、負担部分A:100、B:0になることはあるだろうが)。

(c) は、2項2号の規定によってもなお会社が補償できる例として立案担当者が挙げているもの(竹林編著・117頁)。

○2項3号: 役員等がその職務を行うにつき悪意・重過失があった場合の1項2号の損失

3号にいう「重過失」と429条1項にいう「重過失」の意味は異なるとして、429条1項責任が認められる場合であっても補償が許されることもあると見解もあるが(高橋・別冊②150頁)、両規定の文言が同じである(「役員等がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があった」)ことからすると解釈としてかなり苦しいと思われる(塚本・別冊②242頁も、429条1項の責任が認められる場合は補償不可とみている。なお、中間試案の補足説明では、会社法425条~427条にいう重過失と同じ意味だと説明されていたが(補足説明34頁)、中間試案では「善意でかつ重大な過失がないときは」対第三者責任にかかる損失を補償できるという立付けになっていた(425~427条の「善意でかつ重大な過失がない場合」に類似)のに対し、要綱からは429条1項と同じ文言になった。1項2号の損失は対第三者責任に関するものであるから、「重過失」の意義も、対会社責任に関する425~427条の「重過失」ではなく、対第三者責任に関する429条1項の「重過失」と同じものだとみられる方が自然である(かりに両者が違っているとすれば、である)ように思われる)。

民法709条の責任が認められることとどまる場合(加害行為については故意過失が認められるが、会社に対する任務懈怠についての悪意重過失はないといえる場合)には、補償を

行いする場合もとも指摘され(塚本・別冊②同頁)、立案担当者も、会社の従業員が労災に遭うケースを例として挙げている(取締役が適正な労働条件を確保する注意義務に違反したたまたま、軽過失はあったとされるが、会社法429条1項にいう職務を行うについての悪意重過失が過剰とまではいえないケース。竹林編著・118頁)。しかし、労災のケースでは会社も従業員に対して責任を負うし、会社に賠償責任を負担させたことについて取締役は423条1項の任務懈怠責任を負う可能性が高く、その場合、前述の通り、2項2号によって補償ができなくなるのではないか。取締役の職務の執行に関して不法行為責任は認められるが、429条1項の任務懈怠責任は負わず、かつ会社は損害賠償責任を負わないようなケース(または会社は損害賠償責任を負うが、その責任を負わせたことについて取締役の423条1項責任が限定されるケース)は相当に限られるのではないか(職務のたの移動時の自動車の運転が「職務の執行に関」するものといえるのなら、この種なケースに該当しそうではある)。

○2項各号に当たるとどう判断:

2項各号の制限には抵触しないと判断して補償したが、結果的に制限額を超えて補償してしまった場合、補償の実行に問及した取締役は当該超過額について会社に対して任務懈怠責任を負うと解される(竹林編著・110頁)。法令違反による責任であるため、野村證券事件判決を前提とすると、補償の実行に問及した取締役は法令違反にはならないと判断したことについて無過失であることを立証しないと任務懈怠責任を免れられないと思われ。1号については、通常要する費用の額とはいくらか、2号・3号については、会社が損害賠償責任を負うか、役員等が会社に対して求償義務を負うか、役員等に悪意・重過失が認められるかといった微妙な判断を要することになるため、法令違反リスクは小さくない(ただし、この責任を役員等賠償責任保険契約によってカバーすることは可能)。

○まとめ: 2項2号・3号の規定からすると、対第三者責任にかかる損失(1項2号イ・ロの損失)について補償を行うことができるとする範囲は相当に限定される上に、防衛費用も含めて法律上許容される範囲内の補償かどうかの判断も法令違反リスクを伴ったものとなるため、(D&O保険による保険保護なしに)補償を実行することは現実にはかなり難しくなるのではないかと。

なお、会社を被保険者として、会社が補償した額を会社の損害として保険金を支払う保険契約がD&O保険の特約として(保険商品によってはD&O保険の主契約で)提供されているようである。D&O保険では通例免責とされている財物損害、人身損害について役員等が賠償責任を負い、かつその責任がD&O保険以外の保険でもカバーされていない場合には会社が当該損失について補償を行うことにも実益がありそうだが、この場合に会社が補償した額はD&O保険の上記特約によって填補を受けられることになる。

(1-3-1) 補償した費用の事後的な返還請求(430条の2第3項)

○防衛費用については、役員等がその職務を行うにつき悪意・重過失があった場合にも補償できるが(2項3号参照)、役員等が不当な目的で職務を執行していたような悪質な場合には会社に防衛費用を賠償することは職務執行の適切性確保の観点から問題がある

ロ 当該補償契約の内容の概要（当該補償契約によって当該会社役員職務の執行の適正性が損なわれ
ないようするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）（規則案121③の2）
・会社役員（前事業年度の末日までに退任した者を含む、以下同じ）に対して補償契約に基づき法430
条の2第1項1号の費用を補償した場合において、株式会社等が、当該事業年度において、当該会社役員
が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知ったときは、その旨（同
③の3）。

・会社役員に対して補償契約に基づき法430条の2第1項2号の損失を補償したときは、その旨及び補
償した金額（同③の4）。

○補償契約の内容の概要のうち「当該補償契約によって当該会社役員職務の執行の適正
性が損なわれまいようにするための措置を講じている場合」の当該内容の例としては、補
償金額に上限を設けること、株式会社等が役員等に対して責任追及する場合において当該役
員等に生ずる費用について補償しないことを定めていることなどが考えられる（竹林・編
著126頁）。

○法1項1号の防御費用・1項2号の損失とも、役員等のうち誰に対して補償がされたか
の開示は求められておらず、また、1号の防御費用については実際に補償した額の開示が
求められていない（役員等に責任が認められなかった場合の防御費用については、そもそ
も補償したという事実の開示も不要）。通常要する防御費用の額を超える補償は認められ
ないこと（法2項1号）や、損失の補償についても大きな制約があること（法2項2号・3
号）からすると、株主としては実際に補償された額や誰に補償がなされたのかについてお
おおいに関心があると、株主として要する範囲が広範になると補償契約の締結を
萎縮させることが懸念されたようである（竹林編著・126頁）。

これら事業報告には記載されない内容も補償の実行後に取締役会に報告されて取締役会
議事録に記載されるから（会社法101Ⅲ④）、取締役会議事録の閲覧を請求すればこれら
に関する情報を得られるとみられる（高橋・別冊②151頁）。

2. 役員等賠償責任保険契約

（2-1-1）規律対象 [430条の3第1項・規則115条の2第1号・2号]

○「役員等賠償責任保険契約」として規律対象になるのは、①「会社が、保険者との間で
締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に關して責任を負うこと又は当該責任の
追及に係る請求を受けることにより生ずることのある損害を保険者が真補すること」を約す
るものであつて、役員等を被保険者とするものから、②「役員等の職務の執行の適正性
が著しく損なわれるおそれがないものとして法務省令で定めるもの」を除いたもの。

①のみだと、現に販売されているD&O保険契約以外の責任保険契約をも大量に取り込
むこととなり、D&O保険契約を適正な規律に服せしめるといふ本来の立法目的からはず
れるとして、②で限定。

○旧型D&O保険のように被保険者となる役員等が実質的に保険料を負担する場合でも、
会社が保険契約者となり、役員等が被保険者となる限りは①に該当する（竹林編著・139

ため、事後的に返還請求できるとしたものと（竹林ほか・別冊②37頁）。
○防御費用の補償は訴訟の進行過程で必要となつていまい可能性が高いにもかかわらず、不当な目
的で職務を執行していたかどうかは防御費用を補償する時点では明らかではないことも多
いことから、2項の「補償できない費用等」に含めるのではなく、会社による返還請求と
いう形がとられた（竹林ほか・別冊②同頁、竹林編著・120-121頁）。

○費用の事後的な返還請求の対象となるのは、「役員等が自己若しくは第三者の不正な利
益を図り、又は…会社に損害を加える目的で…職務を執行した」場合（因利加害目的があ
った場合）。職務を行うにつき悪意・重過失があった場合（2項3号）よりも狭い概念。
株主代表訴訟の中で、会社財産を横領したことが認定されるようなケースはこれに当たる
のだろう。

（1-4-1）補償実行後の取締役会への報告 [430条の2第4項・第5項]

○補償契約に基づく補償を履行した取締役と補償を受けた取締役は、遅滞なく、補償につ
いての重要な事実を取締役会に報告する義務を負う。執行役にも準用されるから、指名委
員会等設置会社では、業務執行者として補償を履行した執行役と、補償を受けた取締役・
執行役が報告義務を負う。

○取締役・執行役以外の役員等（監査役、会計参与、会計監査人）は補償を受けても報告
義務を負わない。また、元取締役・元執行役が補償を受けた場合も報告義務を負わない。

（1-5-1）取締役・執行役との間の補償契約への利益相反取引規制の適用除外 [430
条の2第6項]

○本条1項の補償契約が取締役・執行役と締結される場合でも、356条1項等の利益相反
取引規制は適用されない。補償契約を利益相反取引ではないものとして規律することが改
正法の趣旨であるから、当然の規定ということになる。

○民法108条が適用されないのは「補償契約の締結」であるのに対し（本条7項）、利益
相反取引規制が適用されないのは「補償契約」であるから、補償契約の締結のみならず、
同契約に基づく補償の実行にも利益相反取引規制は適用されない。こうして、補償契約の
締結や補償の実行が取締役会で承認される場合も、賛成取締役の任務懈怠は推定されない。

（1-6-1）補償契約の締結への民法108条の適用除外 [430条の2第7項]

○本条1項の手続に従つて補償契約が締結される場合には民法108条は適用されない。こ
の反対解釈により、本条1項の手続を踏まない補償契約は、無効とならう（正確には、民
法108条2項にいう「代理権を有しない者がした行為」になる）。

（1-7-1）事業報告における開示 [会社法施行規則案121③の2、③の3、③の4]

○公開会社では事業報告の内容に「株式会社等の会社役員に關する事項」を含めなければな
らないが（会社法119②）、施行規則改正案では補償に關して次の事項を開示させること
としている（要綱において予告されていたところと変わっていない）。

・会社役員（取締役、監査役または執行役に限る）と補償契約を締結している場合の

イ 会社役員の名、

頁)。一方、役員等が保険契約者となる限りは、その支払う保険料が役員等の報酬として会社から支払われているとみられる場合にも①には該当しない(竹林編著・140頁)。

○補償契約に基づき会社が補償した場合にその補償額を会社の損害とみて会社に保険金を支払うタイプの保険契約(会社が被保険者となるもの)は①にはあたらない。

○実際の D&O 保険約款では保険事故に関して「被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為(…)に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害(…)に対して」保険金を支払うと広く定めた上で(よって第三者に生じた損害については、民法 709 条や会社法 429 条 1 項等に基づいて賠償請求を受ける場合も当然に含まれる)、填補対象とならない損害項目(たとえば環境汚染損害、財物の滅失・破損等にかかる損害、人身損害等。これらの損害にかかる責任は別の保険契約でカバーされていることが予定されている)を細かく列挙するという形がとられている。しかし、普通的・汎用的であるべき法律の規定において、D&O 保険約款をなぞるような形で「役員等賠償責任保険契約」の範囲を画することは適切とはいえない(複雑になりすぎると、約款がかわれば法令改正が必要となりかねない)。

そこで、改正法は、①は D&O 保険約款と同様に広く抽象的に定めた上で、②により、D&O 保険には該当しない保険を除くことにしたのと思われる(ただし、後述するように、①の「役員等がその職務の執行に関し…」は D&O 保険約款の「会社の役員としての業務につき行った行為」よりも広いとみられる)。②により除外される保険の例として、生産物賠償責任保険(PL 保険)、企業総合賠償責任保険(CGL 保険)、自動車損害賠償責任保険、海外旅行保険(のうち責任保険部分)があることは会社法部会(の早い段階から指摘されていたが、部会資料 2 4(平成 30 年 8 月 1 日開催)の第 15 回会議で配布)において②を抽象的な規定振りで定めることが示され、それが今般の会社法施行規則案に引き継がれたとみられる。

○法 430 条の 3 第 1 項と②にかかる法務省令案は次の通り：

430 条の 3 第 1 項

「株式会社等が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることにより生ずることのある損害を被保険者が填補することを約するものであって、役員等を被保険者とするもの(当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして法務省令で定めるものを除く。第 3 項ただし書において「役員等賠償責任保険契約」という。)」

会社法施行規則(案) 115 条の 2

「一 被保険者に保険者との間で保険契約を締結する株式会社を含む保険契約であつて、当該株式会社がその業務に関連し第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることにより当該株式会社が生ずることのある損害を被保険者が填補することを主たる目的として締結されるもの」

「二 役員等が第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることにより当該役員等が生ずることのある損害(役員等がその職務上の義務に違反し若しくは職務を怠ると

ったことにより第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることにより当該役員等が生ずることのある損害を除く。)を被保険者が填補することを目的として締結されるもの」

○規則案 1 号・2 号は、いずれも、対第三者責任にかかる役員等の損害をカバーする保険契約のうち一定のものを法 430 条の 3 第 1 項の規律から除外するためのもの。

規則案 1 号では、生産物賠償責任保険(PL 保険)、企業総合賠償責任保険(CGL 保険)、使用者賠償責任保険のように、会社がその業務を行うに当たり、会社に生ずることのある損害を填補することを主たる目的として締結されるが、役員等も会社とともに被告とされることが多いため、付随的に被保険者に追加されていることが多いというタイプの保険が想定されている(竹林ほか・別冊商事② 40 頁)。このタイプは、役員等を被保険者とすると部分的に①に該当するが、第一次的には会社自身の責任をカバーしようとするものであって利益相反性は低いとみられることや、これらに該当する保険の種類や数が膨大であり、法第 1 項の規律を適用すると実務上甚大な影響が想定されることを考慮して、適用除外にたとえられている(同・同頁)。

一方、規則案 2 号は、括弧書きによって、その職務上の義務違反・任務懈怠により対第三者責任を負う(またはその責任追及を受ける)ことにつき役員等が被る損害(③)を②から除外することを通じて、職務の執行に關して生ずる責任リスクをカバーする保険のうち、その職務上の義務違反・任務懈怠によるとはいえない対第三者責任に關して役員等が被る損害をカバーする保険契約を「役員等賠償責任保険契約」から除こうとするものである(③以外の②が①から除外されるため、結局、対第三者責任に關して①に該当するのは、③の損害にかかるものだけになる)。一読しただけではわかりにくい規定振りだが、実質的には、自動車損害賠償責任保険や海外旅行保険中の責任保険部分のように、役員等の職務上の義務違反・任務懈怠によつて生ずるとはいえない対第三者責任をカバーする保険契約を 1 項の規律から除外しようとするものといえる(竹林等・別冊②同頁)。このような規律の背景には、自動車損害賠償責任保険や海外旅行保険中の責任保険部分は、「役員等の職務の執行に關して責任を負うことによる損害」を填補することがあり、特別の規定を設けて除外しないと①に含まれてしまうという前提理解があるとみられる。なお、役員等は、自動車の運転により他人を死傷させた場合も事故態様や事故の報道次第では会社の社会的評判を低下させることとなるから道交法違反も間接的には職務上の任務懈怠になる、とみるならば、規則案 2 号によって自動車損害賠償責任保険を役員等賠償責任保険契約から除外できないこととなるが、そのような解釈は立法趣旨には合致せず、採られるべきではないといえる。

なお、前述の通り、保険実務上は財物の滅失・損害賠償や人身損害は D&O 保険約款で除外とされるのが通例(他の責任保険商品でカバーすることが予定されている)。

(2-1-2) 必要な手続(430 条の 3 第 1 項)

○補償契約と同様に、利益相反取引におけるような「取締役会の承認を受け」ではなく、取締役会決議により「内容を決定する」という規定振りになっている。

は自己を被保険者とする部分については議決に加わらない形で順次決議する（取締役が15人いる会社では14人で議決する決議を15回行うことになる）という方法も示唆されているが（竹林編著・144頁）、取締役の全員が共通の利害関係を持つ決議事項については会社法369条2項は適用されないとする見解（落合誠一編『会社法法コメント』8頁158頁〔田中亘〕（商事法務、2009年））もある。後者を支持したい。

（2-1-3）必要な手続を欠いた場合の効果

○改正法は、2項の保険契約には民法108条の適用はないとしつつ（3項本文）、役員等賠償責任保険契約については1項の決議で内容を定めた場合に限る（3項但書）としているから、役員等賠償責任保険契約については1項の決議を欠く場合には、民法108条の適用があり（同契約は間接取引に類似するから108条2項の適用が問題になると思われる）、無権代理と同様に扱われることになる。

もつとも、430条の3第1項は（356条1項や362条4項と同様に）会社保護のための規定と解されるから、決議を欠き契約が無効になるとしても保険会社からの無効主張は認められず、効果不帰属の主張ができるのは会社に限られよう。しかし、利益相反取引と状況が類似することに鑑みると、会社が無効主張しうるのは、（356条1項の解釈論をこの場合にも及ぼして）必要な決議を欠いていたことについて保険者が悪意重過失であった場合に限られることになるうか。

（2-2）役員等の職務の執行に関する責任保険契約・費用保険契約の締結への利益相反取引規則の適用除外（430条の3第2項）

○本項の適用対象となる保険契約：「役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を被保険者が填補することを約するものであって、取締役又は執行役を被保険者とするもの」

法務省令によつて役員等賠償責任保険契約から除かれることとなる保険契約（施行規則案115条の2各号の保険契約）も2項の保険契約には含まれ、利益相反取引規則は適用されないこととなる。

○規則案115条の2第2号によつて法430条の3第1項の規制から外され、利益相反取引規則からも外されることになるのは、責任保険（及び責任追及に係る費用保険）に限られる。「役員等のために締結される保険契約」という表現は要綱段階から用いられてきたもので（要綱第二節第一-3）、改正法の第12節の見出しや430条の3の条文見出しでも用いられていない（ただし、定義はされていない）、役員等を被保険者とするあらゆる保険契約を指す概念ではなく、430条の3第1項・第2項の内容からして、役員等の職務の執行に関する責任保険契約（および責任追及にかかる費用保険契約）を指す概念と解さなければならぬ。したがって、取締役・執行役が被保険者となる保険契約も、そのすべてが利益相反取引規則の適用を免れるわけではなく、取締役・執行役の職務の執行に関する責任保険契約（および責任追及にかかる費用保険契約）に限って、適用除外となる。

海外旅行保険は通例、被保険者自らの生命・身体障害のリスクをカバーするという人保

○「内容を決定する」ことが求められるのはいかなる場合か。
D&O 保険契約の保険期間は通例1年とされ、毎年更新されていくが、更新時に「内容を決定する」ため取締役会決議を要するか？（座談会・別冊②102頁でもこの論点が主たる関心事となっている）。

○既にD&O 保険契約を締結している会社が改正法施行後に更新する場合（または改正法施行後に新規にD&O 保険契約を締結する場合）は、当然に内容の決定が求められる（座談会・別冊②102頁〔竹林〕）。

契約更新時に役員等賠償責任保険契約の内容が実質的に変わるといえる場合（保険契約の担保範囲の増減、被保険者の範囲の変更、保険金額の変更、特約の追加・撤廃は実質的変更にあたるといえよう）にも「内容を決定する」ことが求められるから、やはり「内容」の変更も、前年度契約とはリスク状況が変わったことを意味するから、やはり「内容」を「決定」しなければならぬと解される。

○上記の各ケースとは異なり、内容の変更なしに保険契約が更新される場合（約款文言のごく形式的な修正にとどまる場合を含む）……取締役が前年度の契約内容にアクセスできず、前年度と同内容で更新することを確認して承認を得るなら、取締役会の場で契約内容をいちいち説明しなくても、「内容」の「決定」があったとみてよいためと思われる。

○問題は、同じ内容で更新される場合には、いちいち「内容を決定すること」自体が不要になると解することもあるか（または、ある年度に「内容を決定する」とともに、「翌年以降も保険契約の内容が変わりがなければそのまま更新すること」を決議しておけば、翌年以降の決議は不要となるか）。

立案担当者は、「自動継続であったとしても、その契約のままではよいかどうかという判断はあり得ると思うのです。その際に、従前のままの契約の内容でよいか、今の状況に照らして適切な内容の保険かということを取締役に判断してもらいたいということですので、そういった実質的に判断すべき事象が起きたときには取締役会で検討いただきたい、という趣旨の規定と考えています。」と述べる（座談会・別冊②103頁〔竹林〕）。契約内容とは同じでも、会社を取り巻く状況が変わり、従前の契約内容のままだと、過大または過小な保険カバーになる恐れがあるようなケースでは、取締役会決議を要するという趣旨もとれる。

しかし、法定の決議を欠くと保険契約の効力が否定される（後述）ことを考え、再検討を要する実質的状況変化があったかどうかという必ずしも明確とはいえない基準で取締役会決議の要否を判断することには疑問もある。

内容が変わりながらも更新のたびに毎年附議するという手続が実務界にとつて煩雑であることは理解できるが、上述したように、「前年度と同内容で保険契約を更新する」ことの決定は毎年しなければならぬと解すべきではないか（同旨、塚本・別冊②249頁）。

○役員等賠償責任保険契約の締結についても、補償契約の場合と同様に、各取締役が特別利害関係人になるのかという問題がある。役員等賠償責任保険契約は保険者との契約であるため法形式上は契約は1個だが、観念的には被保険者ごとに分割できるとして、取締役

用保険契約)を広く規律対象と捉えたうえで規則案115条の2の保険契約を除外したが、最初から、職務上の義務違反・任務懈怠により負うことがある責任についての責任保険契約(および費用保険契約)だけを規律対象にするという規律手法もありえたのではないが、これによれば、自動車保険や海外旅行保険の責任保険部分を採用除外にするための規定(規則案115の2第2号)を置く必要もなく、取締役会の承認の要否につき責任保険と物・人保険とで異なった扱いをせずという評価矛盾問題も避け得たようにも思われる。

(2-3) 役員等の職務の執行に関する責任保険契約・費用保険契約の締結への民法108条の適用除外(430条の3第3項)

○本条1項の手續に従って役員等賠償責任保険契約が締結される場合には民法108条は適用されない。反対解釈をすれば、本条1項の手續を踏まない役員等賠償責任保険契約は、無効になる(正確には、民法108条2項にいう「代理権を有しない者がした行為」になる)。

(2-4) 事業報告における開示〔会社法施行規則案119②の2、121の2①～③〕

○公開会社では事業報告の内容に「株式会社社の役員等賠償責任保険契約に関する事項」を含めなければならないとしたうえで(会社規則案119②の2)、次の事項を開示させることとしている(同121の2①～③)。

保険者との間で役員等賠償責任保険契約を締結しているときにおける次に掲げる事項

- 一 当該保険者の氏名または名称
- 二 当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲
- 三 当該役員等賠償責任保険契約の内容の概要(被保険者が実質的に保険料を負担している場合にあってはその負担割合、填補の対象とされる保険事故の概要及び当該役員等賠償責任保険契約によって被保険者である役員等(当該株式会社社の役員等に限る。)の職務の執行の適正性が損なわれまいようするための措置を講じている場合を含む。)

○1号の「保険者の氏名又は名称」は、会社法部会での議論でも要綱でも開示事項として挙げられておらず、今回の規則案で唐突に出てきたもの。契約の内容の概要を開示すべきである以上、契約の相手方を開示するのは当然だという考え方なのかもしれないが、これを開示することで役員等の職務の適正性の確保に資するかどうかという点、そのような効用は全くないと思われる。むしろ、上場会社におけるD&O保険商品の保険会社別シェアを明らかにする効果しか持たないのではないか。

また、保険者名が開示されることの副次的効果として、倒産の際の会社で取締役がイチかバチかの取引をして結果的に会社が倒産した場合(支払見込みのない取引により第三者が直接損害を被るケース)、会社・取締役の背後にどの保険会社がいるかがわかるため、第三者は取締役に対して429条1項の責任を追及して勝訴すれば、保険法22条の先取特権を行使して保険金の支払をいう形で対会社債権の実質的な回収が可能になる(保険者は会社の支払不能リスクを支払わされる)ということもある。D&O保険の起債の保険契約者となる会社は、小規模閉鎖会社におけるより大きな直接損害事例は起こりにくいとは思いますが、現に起こった場合には保険者名が公表されていることの影響はあると思われる。

除の部分を含んでいる(むしろ契約の主たる目的はそちら)、自動車保険でも、任意保険では損害賠償責任保険の部分の他に、被保険自動車所有者の財産損害や被保険者の生命・身体障害のリスクをカバーする保険(車両保険は前者、搭乗者傷害保険や人身傷害補償保険は後者)の部分を含んでいるのが通例であり、会社が保険契約者となって、取締役・執行役を被保険者とするそれらの保険契約を締結する場合には、取締役等の個人の形式上は生命・身体リスクのカバーのために会社が保険料を負担することになるから、法形式上は356条1項3号の間接取引に該当する(取締役・執行役を被保険者とする(損害)保険契約を会社が保険料を負担して締結することは一般に間接取引に該当すると解されることにつき、竹林編著・134頁)。そして、これらの保険契約は、430条の3第2項で利益相反取引規制の適用から除外されるわけではないから、かかる保険契約の締結には、取締役会決議が必要になるはずである。

この点につき、従来の実務がどうであったかははっきりしないが、取締役を被保険者とする包括的な海外旅行保険契約(取締役・従業員を被保険者とし、出張ごとに保険契約を締結するのではなく、1年間の保険期間に行われる海外出張をすべて対象にするような契約)を会社が保険契約者となつて締結するような場合、さらには取締役の海外出張のたびに締結される個別的な海外旅行保険契約についても、いちいち取締役会決議を経ることなく行った可能性はある。しかし、新設される430条の3第2項やこれに関する立案担当者の解説を見る限り、責任保険(及び責任追及に係る費用保険)以外の保険契約については、適用除外の対象とはならないこと、すなわち、取締役会決議を経なければならないことが、いわば裏側から明らかになってしまったのではないかとも思われる(もともと、取締役会決議が求められるとしても、今後締結が見込まれる保険契約の内容を説明して包括的な承認決議をすることも認められるだろうから、実務上、耐えがたい煩雑さをもたらすとは言いえないように思われる)。

一方、社用車について会社が任意自動車保険契約を締結した場合、乗車中だった取締役が事故に遭って傷害保険金の支払を受けることがあるが、取締役としてではなく、(会社の全員の第三者と同じく)搭乗者として保険給付を受けるにすぎないともいえるから、当該保険契約の締結が利益相反取引にあたる必要はないように思われる。

○職務の執行に關して被りうる損害をカバーする保険契約のうち、賠償責任にかかると責任保険契約・費用保険契約についてのみ利益相反取引規制の適用が非除され、職務の執行に關して財産・身体に生ずる損害をカバーする保険契約については適用除外がないのはなぜか?

海外出張中に被る損害賠償責任について会社が保険カバーを提供してくれることで海外出張リスクを恐れずに済み会社が優秀な人材を得やすくなるのなら、海外出張中の死亡・身体障害リスクについて会社が保険カバーを提供してくれることでも同様の効果は得られるはずであるし、会社が保険料を支払うことで取締役・執行役に利益が生ずるという構造も同じ。海外旅行保険契約のうち賠償責任リスクにかかると取締役の承認が必要となり、死亡・身体障害リスクにかかると取締役が必要となる理由(両者が扱いが異なる理由)について、合理的説明をすることはできないのではないか。

改正法は、職務の執行に關して負うことがある責任についての責任保険契約(および費用

⇒ 11月24日に法務省から公表された「会社法改正に伴う法務省関係政令及び会社法施行規則等の改正に関する意見募集の結果について」において、「個別の取引の守秘性等との比較衡量において、開示による不利益が開示の意義を上回るなどという理由から、保険者の氏名又は名称の開示を求めることに強く反対する御意見が比較的多く寄せられたこと等を踏まえ、原案の会社法施行規則第121条の2第1号を削除し、保険者の氏名又は名称の開示は求めないこととした」旨が明らかにされた（意見募集の結果・41-42頁）。

○ 2号の被保険者の範囲については、「自社及び子会社の役員」等の概括的な記載で足りる（竹林編著・148頁）。
なお、公開会社たる子会社の役員等が被保険者とされている場合でも、保険契約者が親会社である限りは子会社の事業報告において役員等賠償責任保険契約にかかる開示をすることは求められない（意見募集の結果・42頁）。

○ 3号の「役員等（…）の職務の執行の適正性が損なわれまいようにするための措置を講じている場合」における「その内容」の例として、当該役員等賠償責任保険契約において免責額を定めることが挙げられている（竹林編著・148頁）。一般に販売されているD&O保険の約款においてそうであるように「被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求」や「法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求」が免責事由とされていることも（そのような工夫がされているD&O保険を選択したという点で）これに該当するようにも思われるが、立案担当者の解説類では挙げられていない。約款でもともと定められていることは「措置」にはあたらないという理解なのだろう。職務の執行の適正性が損なわれまいようにする効果のある約款規定をすべて挙げるものとなると、モラルハザード防止に役立つ規定をすべて挙げることもなかりかねないから、実務的観点からは立案担当者のように削り切る方がよいのだろう。

○ 立法過程において開示対象とすべきかどうか議論されていた保険金額（填補限度額）、保険料額、支払われた保険給付の金額は要綱では開示項目としては挙げられず、今般の規則案でも開示項目とはされていない。これらを開示項目としないことに対しては、利益相反への対処・投資家へのリスク情報の提供という観点から十分ではないと指摘するものもある（高橋・別冊② 152頁）。しかし、締結される役員等賠償責任保険契約が過大なものかどうかは、保険契約の内容のすべてを詳細に検討しなければ判断できなと思われ、保険金額や保険料額だけを取り出して開示させても情報開示としてかえって不十分なものなるおそれもある（たとえば、前年と比較して保険料額が大幅に上がったとしても、それは、新たな北米での事業展開を計画している、子会社を取得予定であるなど、事業上予測されるリスクの増加を見越して保険保護を手厚くした結果にすぎないかもしれない）。そのような保険料額の引き上げの理由がわからないまま金額だけ開示させても有意義な開示になるとは思えない。北米での事業計画が極秘に進められている場合に、事業報告で保険料額の引上げが明らかになると無用の詮索を受けることや事業計画が露見することをおそれ、本来望ましい保険カバーの拡大を遅らせるといふ副作用も生じかねない。

参考文献

- 「会社法制（企業統治関係）の見直しに関する中間試案」
法務省人事局参事官室「会社法制（企業統治関係）の見直しに関する中間試案の補足説明」
- 神田秀樹「会社法制（企業統治関係）の見直しに関する要綱案」の解説〔IV〕」商事 2194号（2019）4頁（『令和元年改正会社法①』別冊商事法務 447号 165頁以下）（神田・別冊①〇頁として引用）
- 飯田秀穂＝加藤貴仁＝神作裕之＝神田秀樹＝後藤元＝田中亘＝藤田友敬「座談会『会社法制（企業統治関係）の見直しに関する要綱』の検討」ソフトロー 29号（2019）21頁以下（座談会・ソフトロー 29号〇頁として引用）
- 竹林俊彦＝遠英基＝青野雅明＝坂本佳隆＝関牟田泰隆＝若林功晃「令和元年改正会社法の解説〔IV〕」商事 2225号（2020）4頁（『令和元年改正会社法②』別冊商事法務 454号 27頁以下）（竹林ほか・別冊②〇頁として引用）
- 神田秀樹＝竹林俊彦＝古本省三＝井上卓＝石井裕介「座談会・令和元年改正会社法の考え方」商事 2230号（2020）6頁（『令和元年改正会社法②』別冊商事法務 454号 79頁以下）（座談会・別冊②〇頁として引用）
- 高橋陽一「会社補償および役員等賠償責任保険（D&O保険）」商事 2233号（2020）18頁（『令和元年改正会社法②』別冊商事法務 454号 147頁以下）（高橋・別冊②〇頁として引用）
- 塚本英臣「会社補償・D&O保険の実務対応」商事 2233号（2020）30頁（『令和元年改正会社法②』別冊商事法務 454号 238頁以下）（塚本・別冊②〇頁として引用）
- 中東正文「会社補償・D&O保険」ジュリ 1542号（2020）47頁
- 尾崎悠一「補償契約・役員等のために締結される保険契約に関する規律の新設」ひろば 2020年3月号（2020）34頁
- 松本詢子「会社補償・役員等賠償責任保険をめぐる規律の整備」ビジネス法務 2019年6月号（2019）33頁
- 竹林俊彦編著『一問一答・令和元年改正会社法』（商事法務、2020）

法務省「会社法改正に伴う法務省関係政令及び会社法施行規則等の改正に関する意見募集の結果について」

<https://public-comment.e-gov.go.jp/service/PcmFileDownload?seqNo=0000209867>

会社法施行規則等の一部を改正する省令

（会社法施行規則の一部改正）

第一条 会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の第一表及び第二表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定及び二重傍線を付した見出しで改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

第二表

改 正 後	改 正 前
目次	目次
<p>第一編 総則</p> <p>第一章 [略]</p> <p>第二章 子会社等及び親会社等（第三條―第四條の二）</p> <p>第二編 株式会社</p> <p>[第一章―第三章 略]</p> <p>第四章 機関</p> <p>[第一節・第二節 略]</p> <p>第三節 取締役（第九十八條―第九十八條の五）</p> <p>[第四節―第八節の二 略]</p> <p>第九節 指名委員会等及び執行役（第百十一條―第百十二條）</p>	<p>第一編 総則</p> <p>第一章 [同上]</p> <p>第二章 子会社等及び親会社等（第三條―第四條の二）</p> <p>第二編 株式会社</p> <p>[第一章―第三章 同上]</p> <p>第四章 機関</p> <p>[第一節・第二節 同上]</p> <p>第三節 取締役（第九十八條）</p> <p>[第四節―第八節の二 同上]</p> <p>第九節 指名委員会等及び執行役（第百十一條・第百十二條）</p>

<p>第十節 役員等の損害賠償責任 (第百十三条 ―第百十五条)</p> <p>第十一節 役員等のために締結される保険契約 (第百十五条の二)</p> <p>〔第五章く第八章 略〕</p> <p>第三編 〔略〕</p> <p>第四編 社債</p> <p>第一章 〔略〕</p> <p>第二章 社債管理者等 (第百六十九条―第百七十一条の二)</p> <p>第三章 〔略〕</p> <p>第五編 組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式移転及び株式交付</p>	<p>第十節 役員等の損害賠償責任 (第百十三条 ―第百十五条)</p> <p>〔第五章く第八章 同上〕</p> <p>第三編 〔同上〕</p> <p>第四編 社債</p> <p>第一章 〔同上〕</p> <p>第二章 社債管理者 (第百六十九条―第百七十一条)</p> <p>第三章 〔同上〕</p> <p>第五編 組織変更、合併、会社分割、株式交換及び株式移転</p>
<p>第二章 〔略〕</p> <p>第一章の二 株式交付子会社の株式の譲渡しの申込み (第百七十九条の二・第百七十九条の三)</p> <p>第二章 組織変更をする株式会社の手続 (第百八十条・第百八十一条)</p> <p>〔第三章く第五章 略〕</p> <p>第六章 新設合併設立株式会社、新設分割設立株式会社及び株式移転設立完全親会社の手続 (第二百十一条―第二百十三条)</p> <p>第七章 株式交付親会社の手続 (第二百十三条の二―第二百十三条の十)</p>	<p>第二章 〔同上〕</p> <p>第二章 組織変更をする株式会社の手続 (第百八十条・第百八十一条)</p> <p>〔第三章く第五章 同上〕</p> <p>第六章 新設合併設立株式会社、新設分割設立株式会社及び株式移転設立完全親会社の手続 (第二百十一条―第二百十三条)</p>

<p>〔第六編・第七編 略〕</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この省令において、「会社」、「外国会社」、「子会社」、「子会社等」、「親会社」、「親会社等」、「公開会社」、「取締役会設置会社」、「会計参与設置会社」、「監査役設置会社」、「監査役会設置会社」、「会計監査人設置会社」、「監査等委員会設置会社」、「指名委員会等設置会社」、「種類株式発行会社」、「種類株主総会」、「社外取締役」、「社外監査役」、「譲渡制限株式」、「取得条項付株式」、「単元株式数」、「新株予約権」、「新株予約権付社債</p>	<p>〔第六編・第七編 同上〕</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この省令において、「会社」、「外国会社」、「子会社」、「子会社等」、「親会社」、「親会社等」、「公開会社」、「取締役会設置会社」、「会計参与設置会社」、「監査役設置会社」、「監査役会設置会社」、「会計監査人設置会社」、「監査等委員会設置会社」、「指名委員会等設置会社」、「種類株式発行会社」、「種類株主総会」、「社外取締役」、「社外監査役」、「譲渡制限株式」、「取得条項付株式」、「単元株式数」、「新株予約権」、「新株予約権付社債</p>
<p>」、「社債」、「配当財産」、「組織変更」、「吸収合併」、「新設合併」、「吸収分割」、「新設分割」、「株式交換」、「株式移転」又は「株式交付」又は「電子公告」とは、それぞれ法第二条に規定する会社、外国会社、子会社、子会社等、親会社、親会社等、公開会社、取締役会設置会社、会計参与設置会社、監査役設置会社、監査役会設置会社、会計監査人設置会社、監査等委員会設置会社、指名委員会等設置会社、種類株式発行会社、種類株主総会、社外取締役、社外監査役、譲渡制限株式、取得条項付株式、単元株式数、新株予約権、新株予約権付社債、社債、配当財産、組織変更、吸収合併、新設合併、吸収分割、</p>	<p>」、「社債」、「配当財産」、「組織変更」、「吸収合併」、「新設合併」、「吸収分割」、「新設分割」、「株式交換」、「株式移転」又は「電子公告」とは、それぞれ法第二条に規定する会社、外国会社、子会社、子会社等、親会社、親会社等、公開会社、取締役会設置会社、会計参与設置会社、監査役設置会社、監査役会設置会社、会計監査人設置会社、監査等委員会設置会社、指名委員会等設置会社、種類株式発行会社、種類株主総会、社外取締役、社外監査役、譲渡制限株式、取得条項付株式、単元株式数、新株予約権、新株予約権付社債、社債、配当財産、組織変更、吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交</p>

<p>新設分割、株式交換、株式移転、株式交付又は電子公告をいう。</p>	<p>換、株式移転又は電子公告をいう。</p>
<p>2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>
<p>〔一〇六十三 略〕</p>	<p>〔一〇六十三 同上〕</p>
<p>六十四 執行役等 法第四百四条第二項第一号に規定する執行役等をいう。</p>	<p>〔号を加える。〕</p>
<p>六十五 〔略〕</p>	<p>六十四 〔同上〕</p>
<p>六十六 補償契約 法第四百三十条の二第一項に規定する補償契約をいう。</p>	<p>〔号を加える。〕</p>
<p>六十七 役員等賠償責任保険契約 法第四百三十条の三第一項に規定する役員等賠償責任保険契約をいう。</p>	<p>〔号を加える。〕</p>

<p>六十八 〔略〕</p>	<p>六十五 〔同上〕</p>
<p>六十九 〔略〕</p>	<p>六十六 〔同上〕</p>
<p>七十 〔略〕</p>	<p>六十七 〔同上〕</p>
<p>七十一 〔略〕</p>	<p>六十八 〔同上〕</p>
<p>七十二 〔略〕</p>	<p>六十九 〔同上〕</p>
<p>七十三 〔略〕</p>	<p>七十 〔同上〕</p>
<p>七十四 〔略〕</p>	<p>七十一 〔同上〕</p>
<p>七十五 〔略〕</p>	<p>七十二 〔同上〕</p>
<p>七十六 〔略〕</p>	<p>七十三 〔同上〕</p>
<p>七十七 〔略〕</p>	<p>七十四 〔同上〕</p>
<p>七十八 〔略〕</p>	<p>七十五 〔同上〕</p>
<p>七十九 〔略〕</p>	<p>七十六 〔同上〕</p>
<p>八十 〔略〕</p>	<p>七十七 〔同上〕</p>

八十一	[略]	七十八	[同上]
八十二	[略]	七十九	[同上]
八十三	[略]	八十	[同上]
八十四	[略]	八十一	[同上]
八十五	[略]	八十二	[同上]
八十六	[略]	八十三	[同上]
八十七	[略]	八十四	[同上]
八十八	[略]	八十五	[同上]
八十九	[略]	八十六	[同上]
九十	[略]	八十七	[同上]
九十一	[略]	八十八	[同上]
九十二	[略]	八十九	[同上]
九十三	[略]	九十	[同上]

九十四	[略]	九十一	[同上]
九十五	[略]	九十二	[同上]
九十六	[略]	九十三	[同上]
九十七	[略]	九十四	[同上]
九十八	[略]	九十五	[同上]
九十九	[略]	九十六	[同上]
百	[略]	九十七	[同上]
百一	[略]	九十八	[同上]
百二	[略]	九十九	[同上]
百三	[略]	百	[同上]
百四	[略]	百一	[同上]
百五	[略]	百二	[同上]
百六	[略]	百三	[同上]

百七	〔略〕	百四	〔同上〕
百八	〔略〕	百五	〔同上〕
百九	〔略〕	百六	〔同上〕
百十	〔略〕	百七	〔同上〕
百十一	〔略〕	百八	〔同上〕
百十二	〔略〕	百九	〔同上〕
百十三	〔略〕	百十	〔同上〕
百十四	株式会社親会社 法第七百七十四条の三 第一項第一号に規定する株式会社親会社をい う。		〔号を加える。〕
百十五	株式交付子会社 法第七百七十四条の三 第一項第一号に規定する株式交付子会社をい う。		〔号を加える。〕

百十六	〔略〕	百十一	〔同上〕
百十七	〔略〕	百十二	〔同上〕
百十八	〔略〕	百十三	〔同上〕
百十九	〔略〕	百十四	〔同上〕
百二十	〔略〕	百十五	〔同上〕
百二十一	〔略〕	百十六	〔同上〕
百二十二	〔略〕	百十七	〔同上〕
百二十三	〔略〕	百十八	〔同上〕
百二十四	〔略〕	百十九	〔同上〕
百二十五	〔略〕	百二十	〔同上〕
百二十六	〔略〕	百二十一	〔同上〕
3 この省令において、次の各号に掲げる用語の意 義は、当該各号に定めるところによる。		3 この省令において、次の各号に掲げる用語の意 義は、当該各号に定めるところによる。	

<p>〔一〇四 略〕</p> <p>五 社外役員 会社役員のうち、次のいずれにも該当するものをいう。</p> <p>イ 〔略〕</p> <p>ロ 当該会社役員が次のいずれかの要件に該当すること。</p> <p>〔号の細分を削る。〕</p>	<p>〔一〇四 同上〕</p> <p>五 社外役員 会社役員のうち、次のいずれにも該当するものをいう。</p> <p>イ 〔同上〕</p> <p>ロ 当該会社役員が次のいずれかの要件に該当すること。</p> <p>(1) 当該会社役員が社外取締役であることにより次に掲げる行為を要しないこととして、いること又は要しないこととする予定があること。</p> <p>(i) 法第三百二十七条の二の規定による説明</p> <p>(ii) 第七十四条の二第二項の理由の株主総</p>
<p>(1) 当該会社役員が法第三百二十七条の二、第三百三十一条第六項、第三百七十三条第一項第二号、第三百九十九条の十三第五項又は第四百条第三項の社外取締役であること。</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>六 業務執行者 次に掲げる者をいう。</p> <p>イ 業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員（法第三百四十八条の二</p>	<p>会参考書類への記載</p> <p>(iii) 第二百二十四条第二項の理由の事業報告への記載又は記録</p> <p>(2) 当該会社役員が法第三百三十一条第六項、第三百七十三条第一項第二号、第三百九十九条の十三第五項又は第四百条第三項の社外取締役であること。</p> <p>(3) 〔同上〕</p> <p>(4) 〔同上〕</p> <p>六 業務執行者 次に掲げる者をいう。</p> <p>イ 業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員</p>

<p>第一項及び第二項の規定による委託を受けた 社外取締役を除く。)</p> <p>〔ロ・ハ 略〕</p> <p>七 社外取締役候補者 次に掲げるいずれにも該当する候補者をいう。</p> <p>イ 〔略〕</p> <p>ロ 次のいずれかの要件に該当すること。 〔号の細分を削る。〕</p>	<p>〔ロ・ハ 同上〕</p> <p>七 社外取締役候補者 次に掲げるいずれにも該当する候補者をいう。</p> <p>イ 〔同上〕</p> <p>ロ 次のいずれかの要件に該当すること。</p> <p>(1) 当該候補者を社外取締役であるものとして置くことにより次に掲げる行為を要しないこととする予定があること。</p> <p>(i) 法第三百二十七条の二の規定による 説明</p> <p>(ii) 第七十四条の二第二項の理由の株主</p>
--	---

<p>(1) 当該候補者を法第三百二十七条の二、第三百三十一条第六項、第三百七十三条第二項第二号、第三百九十九条の十三第五項又は第四百条第三項の社外取締役であるものとする予定があること。</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>〔八十三 略〕</p> <p>十四 新株予約権等 新株予約権その他当該法人等に対して行使することにより当該法人等の株式その他の持分の交付を受けることができる権</p>	<p>総会参考書類への記載</p> <p>(iii) 第二百二十四条第二項の理由の事業報告への記載又は記録</p> <p>(2) 当該候補者を法第三百三十一条第六項、第三百七十三条第二項第二号、第三百九十九条の十三第五項又は第四百条第三項の社外取締役であるものとする予定があること。</p> <p>(3) 〔同上〕</p> <p>〔八十三 同上〕</p> <p>十四 新株予約権等 新株予約権その他当該法人等に対して行使することにより当該法人等の株式その他の持分の交付を受けることができる権</p>
---	---

<p>利（株式引受権（会社計算規則第二条第三項第三十四号に規定する株式引受権をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。</p> <p>〔十五〜十九 略〕</p> <p>二十 関連会社 会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十一号に規定する関連会社をいう。</p> <p>二十一 連結配当規制適用会社 会社計算規則第一条第三項第五十五号に規定する連結配当規制適用会社をいう。</p> <p>〔二十二・二十三 略〕</p> <p>（株式交付子会社）</p> <p>第四条の二 法第二条第三十二号の二に規定する法</p>	<p>利をいう。</p> <p>〔十五〜十九 同上〕</p> <p>二十 関連会社 会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第十八号に規定する関連会社をいう。</p> <p>二十一 連結配当規制適用会社 会社計算規則第一条第三項第五十一号に規定する連結配当規制適用会社をいう。</p> <p>〔二十二・二十三 同上〕</p> <p>〔条を加える。〕</p>
---	---

<p>務省令で定めるものは、同条第三号に規定する会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合（第三条第三項第一号に掲げる場合に限る。）における当該他の会社等とする。</p> <p>第二編 株式会社</p> <p>（子会社による親会社株式の取得）</p> <p>第二十二條 法第百三十五條第二項第五号に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>〔一〜三 略〕</p> <p>四 他の法人等が行う株式交付（法以外の法令に基づき株式交付に相当する行為を含む。）に際して親会社株式の割当てを受ける場合</p>	<p>第二編 株式会社</p> <p>（子会社による親会社株式の取得）</p> <p>第二十二條 法第百三十五條第二項第五号に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>〔一〜三 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p>
--	--

五	[略]	四	[同上]
六	[略]	五	[同上]
七	[略]	六	[同上]
八	[略]	七	[同上]
九	[略]	八	[同上]
十	[略]	九	[同上]
十一	[略]	十	[同上]
十二	[略]	十一	[同上]
十三	[略]	十二	[同上]
十四	[略]	十三	[同上]
(一株当たり純資産額)		(一株当たり純資産額)	
第二十五条 [1・2 略]		第二十五条 [1・2 同上]	
3 第一項に規定する「基準純資産額」とは、算定		3 第一項に規定する「基準純資産額」とは、算定	

基準日における第一号から第七号までに掲げる額の合計額から第八号に掲げる額を減じて得た額(零未満である場合にあつては、零)をいう。	基準日における第一号から第六号までに掲げる額の合計額から第七号に掲げる額を減じて得た額(零未満である場合にあつては、零)をいう。
[一〇五 略]	[一〇五 同上]
六 株式引受権の帳簿価額	[号を加える。]
七 [略]	六 [同上]
八 [略]	七 [同上]
[4・5 略]	[4・5 同上]
6 第二項及び第三項に規定する「算定基準日」とは、次の各号に掲げる規定に規定する一株当たり純資産額を算定する場合における当該各号に定める日をいう。	6 第二項及び第三項に規定する「算定基準日」とは、次の各号に掲げる規定に規定する一株当たり純資産額を算定する場合における当該各号に定める日をいう。
[一〇九 略]	[一〇九 同上]

<p>十 法第八百十六條の四第一項第二号イ 株式交付計画を作成した日（当該株式交付計画により当該株式交付計画を作成した日と異なる時（当該株式交付計画を作成した日時から当該株式交付の効力が生ずる時の直前までの間の時に限る。）を定めた場合にあつては、当該時）</p> <p>十一 「略」 （自己の株式を取得することができる場合）</p> <p>第二十七條 法第五百五十五條第十三号に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>「一〜四 略」</p> <p>五 当該株式会社が法第百十六條第五項、第百八十二條の四第四項、第四百六十九條第五項、第</p>	<p>「号を加える。」</p> <p>十 「同上」 （自己の株式を取得することができる場合）</p> <p>第二十七條 法第五百五十五條第十三号に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>「一〜四 同上」</p> <p>五 当該株式会社が法第百十六條第五項、第百八十二條の四第四項、第四百六十九條第五項、第</p>
<p>七百八十五條第五項、第七百九十七條第五項、第八百六條第五項又は第八百十六條の六第五項（これらの規定を株式会社について他の法令において準用する場合を含む。）に規定する株式買取請求に応じて当該株式会社の株式を取得する場合</p> <p>「六〜八 略」 （全部取得条項付種類株式の取得に関する事前開示事項）</p> <p>第三十三條の二 「略」</p> <p>2 前項第一号に規定する「取得対価の相当性に関する事項」とは、次に掲げる事項その他の法第七十一条第一項第一号及び第二号に掲げる事項に</p>	<p>七百八十五條第五項、第七百九十七條第五項又は第八百六條第五項（これらの規定を株式会社について他の法令において準用する場合を含む。）に規定する株式買取請求に応じて当該株式会社の株式を取得する場合</p> <p>「六〜八 同上」 （全部取得条項付種類株式の取得に関する事前開示事項）</p> <p>第三十三條の二 「同上」</p> <p>2 前項第一号に規定する「取得対価の相当性に関する事項」とは、次に掲げる事項その他の法第七十一条第一項第一号及び第二号に掲げる事項に</p>

ついで定め(当該定めがない場合にあつては、当該定めがないこと)の相当性に関する事項とする。

〔一〇三 略〕

四 法第二百三十四条の規定により一に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における次に掲げる事項

イ 次に掲げる事項その他の当該処理の方法に関する事項

(1) 法第二百三十四条第一項又は第二項のいずれの規定による処理を予定しているかの

別及びその理由

(2) 法第二百三十四条第一項の規定による処理を予定している場合には、競売の申立てをする時期の見込み(当該見込みに関する取締役(取締役会設置会社にあつては、取締役会。(3)及び(4)において同じ。)の判断及びその理由を含む。)

(3) 法第二百三十四条第二項の規定による処理(市場において行い取引による売却に限る。)を予定している場合には、売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み(当該見込みに関する取締役の判断及びその理由を含む。)

ついで定め(当該定めがない場合にあつては、当該定めがないこと)の相当性に関する事項とする。

〔一〇三 同上〕

四 法第二百三十四条の規定により一に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理の方法に関する事項、当該処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

〔号の細分を加える。〕

<p>(4) 法第二百二十四条第二項の規定による 処理（市場において行う取引による売却を 除く。）を予定している場合には、売却に 係る株式を買い取る者となると見込まれる 者の氏名又は名称、当該者が売却に係る代 金の支払のための資金を確保する方法及び 当該方法の相当性並びに売却する時期及び 売却により得られた代金を株主に交付する 時期の見込み（当該見込みに関する取締役 の判断及びその理由を含む。）</p> <p>ロ 当該処理により株主に交付することが見込 まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する 事項</p>	<p>「号の細分を加える。」</p>
---	--------------------

3 第一項第二号に規定する「取得対価について参
 考となるべき事項」とは、次の各号に掲げる場合
 の区分に応じ、当該各号に定める事項その他これ
 に準ずる事項（法第七十一条の二第一項に規定
 する書面又は電磁的記録にこれらの事項の全部又
 は一部の記載又は記録をしないことにつき全部取
 得条項付種類株式を取得する株式会社の総株主の
 同意がある場合にあつては、当該同意があつたも
 のを除く。）とする。

一 「略」

二 取得対価の全部又は一部が法人等の株式、持
 分その他これらに準ずるもの（当該株式会社の
 株式を除く。）である場合 次に掲げる事項

3 第一項第二号に規定する「取得対価について参
 考となるべき事項」とは、次の各号に掲げる場合
 の区分に応じ、当該各号に定める事項その他これ
 に準ずる事項（法第七十一条の二第一項に規定
 する書面又は電磁的記録にこれらの事項の全部又
 は一部の記載又は記録をしないことにつき全部取
 得条項付種類株式を取得する株式会社の総株主の
 同意がある場合にあつては、当該同意があつたも
 のを除く。）とする。

一 「同上」

二 取得対価の全部又は一部が法人等の株式、持
 分その他これらに準ずるもの（当該株式会社の
 株式を除く。）である場合 次に掲げる事項

(当該事項が日本語以外の言語で表示されている場合にあつては、当該事項(氏名又は名称を除く。)を日本語で表示した事項)

「イ」ニ 略

ホ 当該法人等について登記(当該法人等が外国の法令に準拠して設立されたものである場合にあつては、法第九百三十三条第一項の外国会社の登記又は外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律(明治三十一年法律第十四号)第二条の外国法人の登記に限る。)がされていないときは、次に掲げる事項

(1) 「略」

(当該事項が日本語以外の言語で表示されている場合にあつては、当該事項(氏名又は名称を除く。)を日本語で表示した事項)

「イ」ニ 同上

ホ 当該法人等について登記(当該法人等が外国の法令に準拠して設立されたものである場合にあつては、法第九百三十三条第一項の外国会社の登記又は外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律(明治三十一年法律第十四号)第二条の外国法人の登記に限る。)がされていないときは、次に掲げる事項

(1) 「同上」

(2) 当該法人等の役員(①の者を除く。)の氏名又は名称

「ヘ」ヌ 略

「三」五 略

4 「略」

(株式の併合に関する事前開示事項)

第二十三条の九 法第八十二条の二第一項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 次に掲げる事項その他の法第八十条第二項第一号及び第三号に掲げる事項についての定め

の相当性に関する事項

イ 「略」

(2) 当該法人等の役員(①に掲げる者を除く。)の氏名又は名称

「ヘ」ヌ 同上

「三」五 同上

4 「同上」

(株式の併合に関する事前開示事項)

第二十三条の九 法第八十二条の二第一項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 次に掲げる事項その他の法第八十条第二項第一号及び第三号に掲げる事項についての定め

の相当性に関する事項

イ 「同上」

<p>ロ 法第二百三十五条の規定により一株に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における次に掲げる事項</p> <p>(1) 次に掲げる事項その他の当該処理の方法に関する事項</p> <p>(i) 法第二百三十五条第一項又は同条第二項において準用する法第二百三十四条第二項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由</p> <p>(ii) 法第二百三十五条第一項の規定による処理を予定している場合には、競売の</p>	<p>ロ 法第二百三十五条の規定により一株に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理の方法に関する事項、当該処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項</p> <p>〔号の細分を加える。〕</p>
<p>申立てをする時期の見込み（当該見込みに関する取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会。（iii）及び（iv）において同じ。）の判断及びその理由を含む。）</p> <p>(iii) 法第二百三十五条第二項において準用する法第二百三十四条第二項の規定による処理（市場において行なう取引による売却に限る。）を予定している場合には、売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み（当該見込みに関する取締役の判断及びその理由を含む。）</p> <p>(iv) 法第二百三十五条第二項において準用</p>	

<p>する法第二百三十四条第二項の規定による処理（市場において行う取引による売却を除く。）を予定している場合には、売却に係る株式を買い取る者となる見込まれる者の氏名又は名称、当該者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性並びに売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み（当該見込みに関する取締役の判断及びその理由を含む。）</p> <p>(2) 当該処理により株主に交付することが見込まれる金額の額及び当該額の相当性に関</p>	<p>「号の細分を加える。」</p>
--	--------------------

<p>する事項</p> <p>〔二・三 略〕</p> <p>（招集の決定事項）</p> <p>第六十三条 法第二百九十八条第一項第五号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 法第二百九十八条第二項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（定款に口から二まで及びへに掲げる事項についての定めがある場合又はこれらの事項の決定を取締役に委任する旨を決定した場合における当該事項を除く。）</p>	<p>〔二・三 同上〕</p> <p>（招集の決定事項）</p> <p>第六十三条 法第二百九十八条第一項第五号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 法第二百九十八条第二項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（定款に口から二まで及びへに掲げる事項についての定めがある場合又はこれらの事項の決定を取締役に委任する旨を決定した場合における当該事項を除く。）</p>
--	--

イ 次款の規定により株主総会参考書類に記載すべき事項（第八十五条の二第三号、第八十五条の三第三号、第八十六条第三号及び第四号、第八十七条第三号及び第四号、第八十八条第三号及び第四号、第八十九条第三号、第九十条第三号、~~第九十一条第三号、第九十一条の二第三号並びに第九十二条第三号に掲げる事項を除く。~~）

〔ロ〜ハ 略〕

〔四〜六 略〕

七 第三号に規定する場合以外の場合において、次に掲げる事項が株主総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要（議案

イ 次款の規定により株主総会参考書類に記載すべき事項（第八十五条の二第三号、第八十五条の三第三号、第八十六条第三号及び第四号、第八十七条第三号及び第四号、第八十八条第三号及び第四号、第八十九条第三号、第九十条第三号、~~第九十一条第三号並びに第九十二条第三号に掲げる事項を除く。~~）

〔ロ〜ハ 同上〕

〔四〜六 同上〕

七 第三号に規定する場合以外の場合において、次に掲げる事項が株主総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要（議案

が確定していない場合にあつては、その旨）

〔イ〜ヨ 略〕

㉮ 株式交付

（取締役の選任に関する議案）

第七十四条 取締役が取締役（株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては、監査等委員である取締役を除く。次項第三号において同じ。）の選任に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一〜四 略〕

㉯ 候補者と当該株式会社との間で補償契約を締結しているときは又は補償契約を締結する予定が

が確定していない場合にあつては、その旨）

〔イ〜ヨ 同上〕

〔号の細分を加える。〕

（取締役の選任に関する議案）

第七十四条 取締役が取締役（株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては、監査等委員である取締役を除く。次項第三号において同じ。）の選任に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一〜四 同上〕

〔号を加える。〕

<p>あるときは、その補償契約の内容の概要</p> <p>六 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第一項に規定する場合において、株式会社が公開会社であつて、かつ、他の者の子会社等であるときは、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 候補者が過去十年間に当該他の者の業務執行者であつたことを当該株式会社が知っていること</p>	<p>「号を加える。」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 第一項に規定する場合において、株式会社が公開会社であつて、かつ、他の者の子会社等であるときは、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>三 候補者が過去五年間に当該他の者の業務執行者であつたことを当該株式会社が知っていること</p>
<p>きは、当該他の者における地位及び担当</p> <p>4 第一項に規定する場合において、候補者が社外取締役候補者であるときは、株主総会参考書類には、次に掲げる事項（株式会社が公開会社でない場合にあつては、第四号から第八号までに掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 当該候補者が社外取締役（社外役員に限る。以下この項において同じ。）に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要</p> <p>四 当該候補者が現に当該株式会社の社外取締役である場合において、当該候補者が最後に選任された後任中に当該株式会社において法令又</p>	<p>きは、当該他の者における地位及び担当</p> <p>4 第一項に規定する場合において、候補者が社外取締役候補者であるときは、株主総会参考書類には、次に掲げる事項（株式会社が公開会社でない場合にあつては、第三号から第七号までに掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>三 当該候補者が現に当該株式会社の社外取締役（社外役員に限る。以下この項において同じ。）である場合において、当該候補者が最後に選</p>

<p>は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要</p> <p>五 〔略〕</p> <p>六 〔略〕</p> <p>七 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該株式会社が知っているときは、その旨</p> <p>イ 〔略〕</p> <p>ロ 当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。ロ及びホ(1)において同じ。）で</p>	<p>任された後在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要</p> <p>四 〔同上〕</p> <p>五 〔同上〕</p> <p>六 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該株式会社が知っているときは、その旨</p> <p>イ 〔同上〕</p> <p>ロ 当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。ロ及びホ(1)において同じ。）で</p>
<p>あり、又は過去十年間に当該株式会社の親会社等であつたことがあること。</p> <p>ハ 当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去十年間に当該株式会社の特定関係事業者（当該株式会社の子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であつたことがあること。</p> <p>〔二・ホ 略〕</p> <p>ヘ 過去二年間に合併、吸収分割、新設分割又は事業の譲受け（ヘ、第七十四条の三第四項第七号ヘ及び第七十六条第四項第六号ヘにおいて「合併等」という。）により他の株式会社</p>	<p>あり、又は過去五年間に当該株式会社の親会社等であつたことがあること。</p> <p>ハ 当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去五年間に当該株式会社の特定関係事業者（当該株式会社の子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であつたことがあること。</p> <p>〔二・ホ 同上〕</p> <p>ヘ 過去二年間に合併、吸収分割、新設分割又は事業の譲受け（ヘ、第七十四条の三第四項第六号ヘ及び第七十六条第四項第六号ヘにおいて「合併等」という。）により他の株式会</p>

<p>株式会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該株式会社の社外取締役又は監査役でなく、かつ、当該他の株式会社の業務執行者であったこと。</p> <p>八 〔略〕</p> <p>九 〔略〕</p> <p>第七十四条の二 削除</p>	<p>株式会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該株式会社の社外取締役又は監査役でなく、かつ、当該他の株式会社の業務執行者であったこと。</p> <p>七 〔同上〕</p> <p>八 〔同上〕</p> <p>(社外取締役を置いていない場合等の特則)</p> <p>第七十四条の二 前条第一項に規定する場合において、株式会社が社外取締役を置いていない特定監査役会設置会社(当該株主総会の終結の時に社外取締役を置いていないこととなる見込みであるものを含む。)であつて、かつ、取締役に就任したとすれば社外取締役となる見込みである者を候補</p>
	<p>者とする取締役の選任に関する議案を当該株主総会に提出しないときは、株主総会参考書類には、社外取締役を置くことが相当でない理由を記載しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する「特定監査役会設置会社」とは、監査役会設置会社(公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。)であつて金融商品取引法第二十四条第一項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものをいう。</p> <p>3 第一項の理由は、当該株式会社のその時点における事情に応じて記載しなければならない。この場合において、社外監査役が二人以上あることの</p>

<p>(監査等委員である取締役の選任に関する議案)</p> <p>第七十四条の三 取締役が監査等委員である取締役の選任に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>【一〇六 略】</p> <p>七 候補者と当該株式会社との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要</p> <p>八 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その</p>	<p>みをもつて当該理由とすることはできない。</p> <p>(監査等委員である取締役の選任に関する議案)</p> <p>第七十四条の三 取締役が監査等委員である取締役の選任に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>【一〇六 同上】</p> <p>【号を加える。】</p> <p>【号を加える。】</p>
<p>役員等賠償責任保険契約の内容の概要</p> <p>2 【略】</p> <p>3 第一項に規定する場合において、株式会社が公開会社であり、かつ、他の者の子会社等であるときは、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>【一〇二 略】</p> <p>三 候補者が過去十年間に当該他の者の業務執行者であったことを当該株式会社が知っているときは、当該他の者における地位及び担当</p> <p>4 第一項に規定する場合において、候補者が社外取締役候補者であるときは、株主総会参考書類には、次に掲げる事項（株式会社が公開会社でない</p>	<p>2 【同上】</p> <p>3 第一項に規定する場合において、株式会社が公開会社であり、かつ、他の者の子会社等であるときは、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>【一〇二 同上】</p> <p>三 候補者が過去五年間に当該他の者の業務執行者であったことを当該株式会社が知っているときは、当該他の者における地位及び担当</p> <p>4 第一項に規定する場合において、候補者が社外取締役候補者であるときは、株主総会参考書類には、次に掲げる事項（株式会社が公開会社でない</p>

<p>場合にあつては、第四号から第八号までに掲げる事項を除く。)を記載しなければならない。</p> <p>【一・二 略】</p> <p>三 当該候補者が社外取締役(社外役員に限る。以下この項において同じ。)に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要</p> <p>四 当該候補者が現に当該株式会社の社外取締役である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実(重要でないものを除く。)があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該</p>	<p>場合にあつては、第三号から第七号までに掲げる事項を除く。)を記載しなければならない。</p> <p>【一・二 同上】</p> <p>【号を加える。】</p> <p>三 当該候補者が現に当該株式会社の社外取締役(社外役員に限る。以下この項において同じ。)である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実(重要でないものを除く。)があるときは、その事実並びに当該事実の発</p>
<p>事実の発生後の対応として行った行為の概要</p> <p>五 【略】</p> <p>六 【略】</p> <p>七 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該株式会社が知っているときは、その旨</p> <p>イ 【略】</p> <p>ロ 当該株式会社の親会社等(自然人であるものに限る。ロ及びホ(1)において同じ。)であり、又は過去十年間に当該株式会社の親会社等であつたことがあること。</p> <p>ハ 当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去十年間に当</p>	<p>の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要</p> <p>四 【同上】</p> <p>五 【同上】</p> <p>六 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該株式会社が知っているときは、その旨</p> <p>イ 【同上】</p> <p>ロ 当該株式会社の親会社等(自然人であるものに限る。ロ及びホ(1)において同じ。)であり、又は過去五年間に当該株式会社の親会社等であつたことがあること。</p> <p>ハ 当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去五年間に当</p>

<p>該株式会社の特定関係事業者（当該株式会社の子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であつたことがあること。</p> <p>〔二〇〇 略〕</p> <p>八 〔略〕</p> <p>九 〔略〕</p> <p>（会計参与の選任に関する議案）</p> <p>第七十五条 取締役が会計参与の選任に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>〔一〇四 略〕</p> <p>五 候補者と当該株式会社との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定が</p>	<p>該株式会社の特定関係事業者（当該株式会社の子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であつたことがあること。</p> <p>〔二〇〇 同上〕</p> <p>七 〔同上〕</p> <p>八 〔同上〕</p> <p>（会計参与の選任に関する議案）</p> <p>第七十五条 取締役が会計参与の選任に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>〔一〇四 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p>
<p>あるときは、その補償契約の内容の概要</p> <p>六 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要</p> <p>七 〔略〕</p> <p>（監査役の選任に関する議案）</p> <p>第七十六条 取締役が監査役の選任に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>〔一〇六 略〕</p> <p>七 候補者と当該株式会社との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定が</p>	<p>〔号を加える。〕</p> <p>五 〔同上〕</p> <p>（監査役の選任に関する議案）</p> <p>第七十六条 取締役が監査役の選任に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>〔一〇六 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p>

<p>あるときは、その補償契約の内容の概要</p> <p>八 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険 契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第一項に規定する場合において、株式会社が公開会社であり、かつ、他の者の子会社等であるときは、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>【一・二 略】</p> <p>三 候補者が過去十年間に当該他の者の業務執行者であったことを当該株式会社が知っていること</p>	<p>【号を加える。】</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 第一項に規定する場合において、株式会社が公開会社であり、かつ、他の者の子会社等であるときは、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>【一・二 同上】</p> <p>三 候補者が過去五年間に当該他の者の業務執行者であったことを当該株式会社が知っていること</p>
<p>きは、当該他の者における地位及び担当</p> <p>4 第一項に規定する場合において、候補者が社外監査役候補者であるときは、株主総会参考書類には、次に掲げる事項（株式会社が公開会社でない場合にあつては、第三号から第七号までに掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。</p> <p>【一〇五 略】</p> <p>六 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該株式会社が知っているときは、その旨</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。ロ及びホ(1)において同じ。）であり、又は過去十年間に当該株式会社の親会</p>	<p>きは、当該他の者における地位及び担当</p> <p>4 第一項に規定する場合において、候補者が社外監査役候補者であるときは、株主総会参考書類には、次に掲げる事項（株式会社が公開会社でない場合にあつては、第三号から第七号までに掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。</p> <p>【一〇五 同上】</p> <p>六 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該株式会社が知っているときは、その旨</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。ロ及びホ(1)において同じ。）であり、又は過去五年間に当該株式会社の親会</p>

<p>社等であったことがあること。</p> <p>ハ 当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去十年間に当該株式会社の特定関係事業者（当該株式会社の子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。</p> <p>〔二〇〇 略〕</p> <p>〔七・八 略〕</p> <p>（会計監査人の選任に関する議案）</p> <p>第七十七条 取締役が会計監査人の選任に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>〔一〇五 略〕</p>	<p>社等であったことがあること。</p> <p>ハ 当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去五年間に当該株式会社の特定関係事業者（当該株式会社の子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。</p> <p>〔二〇〇 同上〕</p> <p>〔七・八 同上〕</p> <p>（会計監査人の選任に関する議案）</p> <p>第七十七条 取締役が会計監査人の選任に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>〔一〇五 同上〕</p>
---	--

<p>六 候補者と当該株式会社との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要</p> <p>七 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要</p> <p>八 〔略〕</p> <p>九 〔略〕</p> <p>十 〔略〕</p> <p>（株式交付計画の承認に関する議案）</p> <p>第九十一条の二 取締役が株式交付計画の承認に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類</p>	<p>〔号を加える。〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>六 〔同上〕</p> <p>七 〔同上〕</p> <p>八 〔同上〕</p> <p>〔案を加える。〕</p>
--	---

には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 い。

- 一 当該株式交付を行う理由
- 二 株式交付計画の内容の概要
- 三 当該株式会社が株式交付親会社である場合に
 おいて、法第二百九十八条第一項の決定をした
 日における第二百十三条の二各号（第六号及び
 第七号を除く。）に掲げる事項があるときは、
 当該事項の内容の概要

第九十四条 株主総会参考書類に記載すべき事項
 （次に掲げるものを除く。）に係る情報を、当該
 株主総会に係る招集通知を发出する時から当該株
 主総会の日から三箇月が経過する日までの間、継

には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 い。

- 一 当該株式交付を行う理由
- 二 株式交付計画の内容の概要
- 三 当該株式会社が株式交付親会社である場合に
 おいて、法第二百九十八条第一項の決定をした
 日における第二百十三条の二各号（第六号及び
 第七号を除く。）に掲げる事項があるときは、
 当該事項の内容の概要

第九十四条 株主総会参考書類に記載すべき事項
 （次に掲げるものを除く。）に係る情報を、当該
 株主総会に係る招集通知を发出する時から当該株
 主総会の日から三箇月が経過する日までの間、継

続して電磁的方法により株主が提供を受けること
 ができる状態に置く措置（第二百二十二条第一項
 第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに
 接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する
 電気通信回線に接続することにより、その記録媒
 体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録さ
 れ、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送
 信する機能を有する装置をいう。以下同じ。）を
 使用する方法によつて行われるものに限る。第三
 項において同じ。）をとる場合には、当該事項は
 、当該事項を記載した株主総会参考書類を株主に
 対して提供したものとみなす。ただし、この項の
 措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

続して電磁的方法により株主が提供を受けること
 ができる状態に置く措置（第二百二十二条第一項
 第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに
 接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する
 電気通信回線に接続することにより、その記録媒
 体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録さ
 れ、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送
 信する機能を有する装置をいう。以下同じ。）を
 使用する方法によつて行われるものに限る。第三
 項において同じ。）をとる場合には、当該事項は
 、当該事項を記載した株主総会参考書類を株主に
 対して提供したものとみなす。ただし、この項の
 措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

<p>一 [略] [号を削る。]</p> <p>二 [略]</p> <p>三 [略]</p> <p>四 [略]</p> <p>[2・3 略]</p> <p>（業務の適正を確保するための体制）</p> <p>第九十八条 [略]</p> <p>（取締役の報酬等のうち株式会社の募集株式につ いて定めるべき事項）</p> <p>第九十八条の二 法第三百六十一条第一項第三号に 規定する法務省令で定める事項は、同号の募集株</p>	<p>一 [同上]</p> <p>二 第七十四条の二第一項の規定により株主総会 参考書類に記載すべき事項</p> <p>三 [同上]</p> <p>四 [同上]</p> <p>五 [同上]</p> <p>[2・3 同上]</p> <p>[見出しを加える。]</p> <p>第九十八条 [同上]</p> <p>[案を加える。]</p>
---	--

<p>式に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>一 一定の事由が生ずるまで当該募集株式を他人 に譲り渡さないことを取締役に約させることと するときは、その旨及び当該一定の事由の概要</p> <p>二 一定の事由が生じたことを条件として当該募 集株式を当該株式会社に無償で譲り渡すことを 取締役の約させることとするときは、その旨及 び当該一定の事由の概要</p> <p>三 前二号に掲げる事項のほか、取締役に対して 当該募集株式を割り当てる条件を定めるときは 、その条件の概要</p> <p>（取締役の報酬等のうち株式会社の募集新株予約 権について定めるべき事項）</p>	
---	--

第九十八条の三 法第三百六十一条第一項第四号に規定する法務省令で定める事項は、同号の募集新株予約権に係る次に掲げる事項とする。

一 法第三百三十六条第二項第一号から第四号までに掲げる事項（同条第三項の場合には、同条第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項並びに同条第三項各号に掲げる事項）

二 一定の資格を有する者が当該募集新株予約権を行使することができることとするときは、その旨及び当該一定の資格の内容の概要

三 前二号に掲げる事項のほか、当該募集新株予約権の行使の条件を定めるときは、その条件の概要

〔条を加える。〕

四 法第三百三十六条第一項第六号に掲げる事項

五 法第三百三十六条第一項第七号に掲げる事項の内容の概要

六 取締役に対して当該募集新株予約権を割り当てる条件を定めるときは、その条件の概要

（取締役の報酬等のうち株式等と引換えにする払込みに充てるための金銭について定めるべき事項）

第九十八条の四 法第三百六十一条第一項第五号イに規定する法務省令で定める事項は、同号イの募集株式に係る次に掲げる事項とする。

一 一定の事由が生ずるまで当該募集株式を他人に譲り渡さないことを取締役に約させることと

〔条を加える。〕

	するときは、その旨及び当該一定の事由の概要
二	一定の事由が生じたことを条件として当該募集株式を当該株式会社は無償で譲り渡すことを取締役等に約させることとするときは、その旨及び当該一定の事由の概要
三	前二号に掲げる事項のほか、取締役に対して当該募集株式と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付する条件又は取締役に対して当該募集株式を割り当てる条件を定めるときは、その条件の概要
2	法第三百六十一条第一項第五号ロに規定する法務省令で定める事項は、同号ロの募集新株予約権に係る次に掲げる事項とする。

一	法第三百三十六条第一項第一号から第四号までに掲げる事項（同条第三項の場合には、同条第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項並びに同条第三項各号に掲げる事項）
二	一定の資格を有する者が当該募集新株予約権を行使することができることとするときは、その旨及び当該一定の資格の内容の概要
三	前二号に掲げる事項のほか、当該募集新株予約権の行使の条件を定めるときは、その条件の概要
四	法第三百三十六条第二項第六号に掲げる事項
五	法第三百三十六条第一項第七号に掲げる事項の内容の概要

六 取締役に対して当該募集新株予約権と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付する条件又は取締役に対して当該募集新株予約権を割り当てる条件を定めるときは、その条件の概要（取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針）

第九十八条の五 法第三百六十一条第七項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下この条において同じ。）の個人別の報酬等（次号に規定する業績連動報酬等及び第三号に規定する非金銭報酬等のいずれでもないものに

「条を加える。」

限る。）の額又はその算定方法の決定に関する方針

二 取締役の個人別の報酬等のうち、利益の状況を示す指標、株式の市場価格の状況を示す指標その他の当該株式会社又はその関係会社（会社計算規則第二条第三項第二十五号に規定する関係会社をいう。）の業績を示す指標（以下この号及び第二百二十一条第五号の二において「業績指標」という。）を基礎としてその額又は数が算定される報酬等（以下この条並びに第二百二十一条第四号及び第五号の二において「業績連動報酬等」という。）がある場合には、当該業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び当該業績

<p>運動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針</p> <p>三 取締役の個人別の報酬等のうち、金銭でないもの（募集株式又は募集新株予約権と引換えにする払込みに充てるための金銭を取締役の報酬等とする場合における当該募集株式又は募集新株予約権を含む。以下この条並びに第二百二十一条第四号及び第五号の三において「非金銭報酬等」という。）がある場合には、当該非金銭報酬等の内容及び当該非金銭報酬等の額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針</p> <p>四 第一号の報酬等の額、業績運動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等</p>	
<p>の額に対する割合の決定に関する方針</p> <p>五 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針</p> <p>六 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任することとするときは、次に掲げる事項</p> <p>イ 当該委任を受ける者の氏名又は当該株式会社に於ける地位及び担当</p> <p>ロ イの者に委任する権限の内容</p> <p>ハ イの者によりロの権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずることとするときは、その内容</p> <p>七 取締役の個人別の報酬等の内容についての決</p>	

<p>定の方法(前号に掲げる事項を除く。)</p> <p>八 前各号に掲げる事項のほか、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項</p> <p>第四節 取締役会 (取締役会の議事録)</p> <p>第百一条 「1・2 略」</p> <p>3 取締役会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。</p> <p>〔一〇五 略〕</p> <p>六 次に掲げる規定により取締役会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要</p>	<p>第四節 取締役会 (取締役会の議事録)</p> <p>第百一条 「1・2 同上」</p> <p>3 取締役会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。</p> <p>〔一〇五 同上〕</p> <p>六 次に掲げる規定により取締役会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要</p>
<p>〔一〇ト 略〕</p> <p>チ 法第四百三十条の二第四項</p> <p>〔七・八 略〕</p> <p>4 〔略〕 (会計参与報告の内容)</p> <p>第百二条 法第三百七十四条第一項の規定により作成すべき会計参与報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 会計方針(会社計算規則第二条第三項第六十一号に規定する会計方針をいう。)に関する次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)</p> <p>〔一〇ホ 略〕</p>	<p>〔一〇ト 同上〕</p> <p>〔号の細分を加える。〕</p> <p>〔七・八 同上〕</p> <p>4 〔同上〕 (会計参与報告の内容)</p> <p>第百二条 法第三百七十四条第一項の規定により作成すべき会計参与報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 会計方針(会社計算規則第二条第三項第五十八号に規定する会計方針をいう。)に関する次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)</p> <p>〔一〇ホ 同上〕</p>

<p>〔四〇八 略〕</p> <p>（監査の範囲が限定されている監査役の調査の対 象）</p> <p>第百八条 法第三百八十九条第三項に規定する法務 省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 次に掲げる事項を含む議案が株主総会に提出 される場合における当該事項</p> <p>〔イ〜チ 略〕</p> <p>リ 法第七百七十四条の三第一項第三号の資本 金及び準備金の額に関する事項</p> <p>ヌ 法第七百七十四条の三第一項第八号イの資 本金及び準備金の額に関する事項</p>	<p>〔四〇八 同上〕</p> <p>（監査の範囲が限定されている監査役の調査の対 象）</p> <p>第百八条 法第三百八十九条第三項に規定する法務 省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 次に掲げる事項を含む議案が株主総会に提出 される場合における当該事項</p> <p>〔イ〜チ 同上〕</p> <p>〔号の細分を加える。〕</p> <p>〔号の細分を加える。〕</p>
--	--

<p>四 〔略〕</p> <p>第九節 指名委員会等及び執行役</p> <p>（執行役等の報酬等のうち株式会社の募集株式に ついて定めるべき事項）</p> <p>第百十一条 法第四百九条第三項第三号に規定する 法務省令で定める事項は、同号の募集株式に係る 次に掲げる事項とする。</p> <p>一 一定の事由が生ずるまで当該募集株式を他人 に譲り渡さないことを執行役等に約させること とするときは、その旨及び当該一定の事由</p> <p>二 一定の事由が生じたことを条件として当該募 集株式を当該株式会社に無償で譲り渡すことを 執行役等に約させることとするときは、その旨</p>	<p>四 〔同上〕</p> <p>第九節 指名委員会等及び執行役</p> <p>〔条を加える。〕</p>
--	--

<p>及び当該一定の事由</p> <p>三 前二号に掲げる事項のほか、執行役等に対して当該募集株式を割り当てる条件を定めるときは、その条件</p> <p>(執行役等の報酬等のうち株式会社の募集新株予約権について定めるべき事項)</p>	
<p>第百十一条の二 法第四百九条第三項第四号に規定する法務省令で定める事項は、同号の募集新株予約権に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>一 法第二百三十六条第一項第一号から第四号までに掲げる事項(同条第三項(同条第四項の規定により読み替えて適用する場合に限る。以下この号において同じ。)の場合には、同条第一</p>	<p>[条を加える。]</p>

<p>項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項並びに同条第三項各号に掲げる事項)</p>	
<p>二 一定の資格を有する者が当該募集新株予約権を行使することができることとするときは、その旨及び当該一定の資格の内容</p>	
<p>三 前二号に掲げる事項のほか、当該募集新株予約権の行使の条件を定めるときは、その条件</p>	
<p>四 法第二百三十六条第一項第六号に掲げる事項</p>	
<p>五 法第二百三十六条第二項第七号に掲げる事項の内容</p>	
<p>六 執行役等に対して当該募集新株予約権を割り当てる条件を定めるときは、その条件</p>	
<p>(執行役等の報酬等のうち株式等と引換えにする</p>	

<p>払込みに充てるための金銭について定めるべき事項)</p> <p>第百十一条の三 法第四百九条第三項第五号イに規定する法務省令で定める事項は、同号イの募集株式に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>一 一定の事由が生ずるまで当該募集株式を他人に譲り渡さないことを執行役等に約させることとするときは、その旨及び当該一定の事由</p> <p>二 一定の事由が生じたことを条件として当該募集株式を当該株式会社に無償で譲り渡すことを執行役等に約させることとするときは、その旨及び当該一定の事由</p> <p>三 前二号に掲げる事項のほか、執行役等に対し</p>	<p>[案を加える。]</p>
<p>て当該募集株式と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付する条件又は執行役等に対して当該募集株式を割り当てる条件を定めるときは、その条件</p> <p>2) 法第四百九条第三項第五号ロに規定する法務省令で定める事項は、同号ロの募集新株予約権に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>一 法第二百三十六条第一項第一号から第四号までに掲げる事項（同条第三項（同条第四項の規定により読み替えて適用する場合に限る。以下この号において同じ。）の場合には、同条第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項並びに同条第三項各号に掲げる事項）</p>	

二 一定の資格を有する者が当該募集新株予約権を行使することができることとするときは、その旨及び当該一定の資格の内容

三 前二号に掲げる事項のほか、当該募集新株予約権の行使の条件を定めるときは、その条件

四 法第二百三十六条第一項第六号に掲げる事項

五 法第二百三十六条第一項第七号に掲げる事項の内容

六 執行役等に対して当該募集新株予約権と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付する条件又は執行役等に対して当該募集新株予約権を割り当てる条件を定めるときは、その条件

(指名委員会等の議事録)

(指名委員会等の議事録)

第百十二条の四 [略]

第十一節 役員等のために締結される保険契約

第百十五条の二 法第四百三十条の三第一項に規定

する法務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 被保険者に保険者との間で保険契約を締結する株式会社を含む保険契約であつて、当該株式会社がその業務に関連し第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該株式会社に生ずることのある損害を保険者が填補することを主たる目的として締結されるもの

第百十二条 [同上]

〔一節一条を加える。〕

<p>「役員等が第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該役員等に生ずることのある損害（役員等がその職務上の義務に違反し若しくは職務を怠つたことによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該役員等に生ずることのある損害を除く。）を保障者が増補することを目的として締結されるもの」</p>	<p>「役員等が第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該役員等に生ずることのある損害（役員等がその職務上の義務に違反し若しくは職務を怠つたことによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該役員等に生ずることのある損害を除く。）を保障者が増補することを目的として締結されるもの」</p>
<p>第五章 計算等</p>	<p>第五章 計算等</p>
<p>第百十六条 次に掲げる規定に規定する法務省令で定めるべき事項（事業報告及びその附属明細書に係るものを除く。）は、会社計算規則の定めると</p>	<p>第百十六条 次に掲げる規定に規定する法務省令で定めるべき事項（事業報告及びその附属明細書に係るものを除く。）は、会社計算規則の定めると</p>

<p>ころによる。</p> <p>「一〇八 略」</p> <p>九 法第四百四十五条第四項から第六項まで</p> <p>「一〇五 略」</p> <p>（公開会社の特則）</p>	<p>ころによる。</p> <p>「一〇八 同上」</p> <p>九 法第四百四十五条第四項及び第五項</p> <p>「一〇五 同上」</p> <p>（公開会社の特則）</p>
<p>第百十九条 株式会社当該事業年度の末日において公開会社である場合には、次に掲げる事項を事業報告の内容に含めなければならない。</p>	<p>第百十九条 株式会社当該事業年度の末日において公開会社である場合には、次に掲げる事項を事業報告の内容に含めなければならない。</p>
<p>「一・二 略」</p> <p>「一〇二 株式会社役員等賠償責任保険契約に関する事項」</p> <p>「三・四 略」</p> <p>（株式会社の現況に関する事項）</p>	<p>「一・二 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「三・四 同上」</p> <p>（株式会社の現況に関する事項）</p>

第二百十條 前條第一号に規定する「株式会社の現況に関する事項」とは、次に掲げる事項（当該株式会社の事業が二以上の部門に分かれている場合にあつては、部門別に区別することが困難である場合を除き、その部門別に区別された事項）とする。

〔一〕六 略

七 重要な親会社及び子会社の状況（当該親会社と当該株式会社との間に当該株式会社の重要な財務及び事業の方針に関する契約等が存在する場合には、その内容の概要を含む。）

〔八・九 略〕

〔2・3 略〕

第二百十條 前條第一号に規定する「株式会社の現況に関する事項」とは、次に掲げる事項（当該株式会社の事業が二以上の部門に分かれている場合にあつては、部門別に区別することが困難である場合を除き、その部門別に区別された事項）とする。

〔一〕六 同上

七 重要な親会社及び子会社の状況

〔八・九 同上〕

〔2・3 同上〕

（株式会社の会社役員に関する事項）

第二百一十一條 第一百九十九條第二号に規定する「株式会社の会社役員に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。ただし、当該事業年度の末日において監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大企業であるものに限る。）であつて金融商品取引法第二十四條第一項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないもの、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社でない株式会社にあつては、第六号の二に掲げる事項を省略することができる。

一 会社役員（直前の定時株主総会の終結の日の

（株式会社の会社役員に関する事項）

第二百一十一條 第一百九十九條第二号に規定する「株式会社の会社役員に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。ただし、当該事業年度の末日において指名委員会等設置会社でない株式会社にあつては、第六号に掲げる事項を省略することができる。

一 会社役員（直前の定時株主総会の終結の日の

翌日以降に在任していた者に限る。次号から第三号の二まで、第八号及び第九号並びに第二百二十八条第二項において同じ。）の氏名（会計参与にあつては、氏名又は名称）

二 〔略〕

三 会社役員（取締役又は監査役に限る。以下この号において同じ。）と当該株式会社との間で法第四百二十七条第一項の契約を締結しているときは、当該契約の内容の概要（当該契約によつて当該会社役員の職務の執行の適正性が損なわれなくするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）

三の二 会社役員（取締役、監査役又は執行役に

翌日以降に在任していた者に限る。次号、第三号、第八号及び第九号並びに第二百二十八条第二項において同じ。）の氏名（会計参与にあつては、氏名又は名称）

二 〔同上〕

三 会社役員（取締役又は監査役に限る。）と当該株式会社との間で法第四百二十七条第一項の契約を締結しているときは、当該契約の内容の概要（当該契約によつて当該会社役員の職務の適正性が損なわれなくするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）

〔号を加える。〕

限る。以下この号において同じ。）と当該株式会社との間で補償契約を締結しているときは、次に掲げる事項

イ 当該会社役員の氏名

ロ 当該補償契約の内容の概要（当該補償契約によつて当該会社役員の職務の執行の適正性が損なわれなくするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）

三の三 当該株式会社が会社役員（取締役、監査役又は執行役に限り、当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。以下この号及び次号において同じ。）に対して補償契約に基づき法第四百三十条の二第一項第一号に掲げ

〔号を加える。〕

る費用を補償した場合において、当該株式会社が、当該事業年度において、当該会社役員が同等の職務の執行に関し法令の規定に違反したとと又は責任を負うことを知つたときは、その旨

三の四 当該株式会社が会社役員に対して補償契約に基づき法第四百三十条の二第一項第二号に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額

四 当該事業年度に係る会社役員報酬等について、次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 会社役員全部につき取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取

「号を加える。」

四 当該事業年度に係る会社役員報酬等について、次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 会社役員全部につき取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取

締役又はそれ以外の取締役。イ及びハにおいて同じ。）、「会計参与、監査役又は執行役」ことの報酬等の総額（当該報酬等が業績連動報酬等又は非金銭報酬等を含む場合には、業績連動報酬等の総額、非金銭報酬等の総額及びそれら以外の報酬等の総額。イ及びハ並びに第二百二十四条第五号イ及びハにおいて同じ。）を掲げることとする場合 取締役、会計参与、監査役又は執行役ことの報酬等の総額及び員数

ロ 会社役員全部につき当該会社役員ことの報酬等の額（当該報酬等が業績連動報酬等又は非金銭報酬等を含む場合には、業績連動報

締役又はそれ以外の取締役。イ及びハにおいて同じ。）、「会計参与、監査役又は執行役」ことの報酬等の総額を掲げることとする場合 取締役、会計参与、監査役又は執行役ことの報酬等の総額及び員数

ロ 会社役員全部につき当該会社役員ことの報酬等の額を掲げることとする場合 当該会社役員ことの報酬等の額

<p>報酬等の額、非金銭報酬等の額及びそれら以外の報酬等の額。ロ及びハ並びに第二百二十四条第五号ロ及びハにおいて同じ。）を掲げる。）</p> <p>とする場合 当該会社役員ごとの報酬等の額</p> <p>ハ 「略」</p> <p>五 「略」</p> <p>五の二 前二号の会社役員の報酬等の全部又は一部が業績連動報酬等である場合には、次に掲げる事項</p> <p>イ 当該業績連動報酬等の額又は数の算定の基礎として選定した業績指標の内容及び当該業績指標を選定した理由</p>	<p>ハ 「同上」</p> <p>五 「同上」</p> <p>「号を加える。」</p>
<p>ロ 当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法</p> <p>ハ 当該業績連動報酬等の額又は数の算定に用いたイの業績指標に関する実績</p> <p>五の三 第四号及び第五号の会社役員の報酬等の全部又は一部が非金銭報酬等である場合には、当該非金銭報酬等の内容</p> <p>五の四 会社役員の報酬等についての定款の定め又は株主総会の決議による定めに関する次に掲げる事項</p> <p>イ 当該定款の定めを設けた日又は当該株主総会の決議の日</p> <p>ロ 当該定めの内容の概要</p> <p>ハ 当該定めに係る会社役員の数</p>	<p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p>

<p>六 法第三百六十一条第七項の方針又は法第四百九条第一項の方針を定めているときは、次に掲げる事項</p> <p>イ 当該方針の決定の方法</p> <p>ロ 当該方針の内容の概要</p> <p>ハ 当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除き、指名委員会等設置会社にあつては、執行役等）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会（指名委員会等設置会社にあつては、報酬委員会）が判断した理由</p> <p>六の二 各会社役員^イの報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針（前号の方針を除く。）を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の内容の概要</p>	<p>「号を加える。」</p> <p>六 各会社役員^イの報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針を定めているときは、当</p>
<p>六の三 株式会社^イが当該事業年度の末日において取締役会設置会社（指名委員会等設置会社を除く。）である場合において、取締役会から委任を受けた取締役その他の第三者が当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の全部又は一部を決定したときは、その旨及び次に掲げる事項</p> <p>イ 当該委任を受けた者の氏名並びに当該内容を決定した日における当該株式会社における地位及び担当</p> <p>ロ イの者に委任された権限の内容</p>	<p>該方針の決定の方法及びその方針の内容の概要</p> <p>「号を加える。」</p>

<p>ハ イの者にロの権限を委任した理由</p> <p>ニ イの者によりロの権限が適切に行使されるようにするための措置を講じた場合にあつては、その内容</p> <p>[七十一 略]</p> <p>(株式会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項)</p> <p>第二百一十一條の二 第一百十九條第二号の二に規定する「株式会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項」とは、当該株式会社が保険者との間で役員等賠償責任保険契約を締結しているときにおける次に掲げる事項とする。</p> <p>一 当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範</p>	<p>[七十一 同上]</p> <p>[条を加える。]</p>
--	---------------------------------

<p>囲</p> <p>二 当該役員等賠償責任保険契約の内容の概要（被保険者が実質的に保険料を負担している場合にあってはその負担割合、填補の対象とされる保険事故の概要及び当該役員等賠償責任保険契約によつて被保険者である役員等（当該株式会社の役員等に限る。）の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつてはその内容を含む。）</p> <p>(株式会社の株式に関する事項)</p> <p>第二百二十二條 第一百十九條第三号に規定する「株式会社の株式に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。</p>	<p>(株式会社の株式に関する事項)</p> <p>第二百二十二條 第一百十九條第三号に規定する「株式会社の株式に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。</p>
---	---

一	[略]
二	<p>当該事業年度中に当該株式会社の会社役員（会社役員であった者を含む。）に対して当該株式会社が交付した当該株式会社の株式（職務執行の対価として交付したものに限り、当該株式会社が会社役員に対して職務執行の対価として募集株式と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付した場合において、当該金銭の払込みと引換えに当該株式会社の株式を交付したときにおける当該株式を含む。以下この号において同じ。）があるときは、次に掲げる者（次に掲げる者であった者を含む。）の区分ごとの株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式</p>

一	[同上]
	[号を加える。]

	の種類の数及び種類ごとの数）及び株式の交付を受けた者の人数
イ	当該株式会社の取締役（監査等委員である取締役及び社外役員を除き、執行役を含む。）
ロ	当該株式会社の社外取締役（監査等委員である取締役を除き、社外役員に限る。）
ハ	当該株式会社の監査等委員である取締役
ニ	当該株式会社の取締役（執行役を含む。）以外の会社役員
三	前二号に掲げるもののほか、株式会社の株式に関する重要な事項
2	[略]

	前号に掲げるもののほか、株式会社の株式に関する重要な事項
2	[同上]

(株式会社の新株予約権等に関する事項)

第二百二十三条 第百十九条第四号に規定する「株式会社の新株予約権等に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。

一 当該事業年度の末日において当該株式会社の会社役員（当該事業年度の末日において在任している者に限る。以下この条において同じ。）が当該株式会社の新株予約権等（職務執行の対価として当該株式会社が交付したものに限り、当該株式会社が会社役員に対して職務執行の対価として募集新株予約権と引換えにする払込み）に充てるための金銭を交付した場合において、当該金銭の払込みと引換えに当該株式会社の新

(株式会社の新株予約権等に関する事項)

第二百二十三条 第百十九条第四号に規定する「株式会社の新株予約権等に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。

一 当該事業年度の末日において当該株式会社の会社役員（当該事業年度の末日において在任している者に限る。以下この条において同じ。）が当該株式会社の新株予約権等（職務執行の対価として当該株式会社が交付したものに限り、以下この号及び次号において同じ。）を有しているときは、次に掲げる者の区分ごとの当該新株予約権等の内容の概要及び新株予約権等を有する者の人数

株予約権を交付したときにおける当該新株予約権を含む。以下この号及び次号において同じ。）を有しているときは、次に掲げる者の区分ごとの当該新株予約権等の内容の概要及び新株予約権等を有する者の人数

〔一〇二 略〕

〔一一三 略〕

(社外役員等に関する特則)

第二百二十四条 会社役員のうち社外役員である者が存する場合には、株式会社の会社役員に関する事項には、第百二十一条に規定する事項のほか、次に掲げる事項を含むものとする。

〔一二三 略〕

〔一〇二 同上〕

〔一一三 同上〕

(社外役員等に関する特則)

第二百二十四条 会社役員のうち社外役員である者が存する場合には、株式会社の会社役員に関する事項には、第百二十一条に規定する事項のほか、次に掲げる事項を含むものとする。

〔一二三 同上〕

<p>四 各社外役員の前事業年度における主な活動状況(次に掲げる事項を含む。)</p> <p>「イ〜ニ 略」</p> <p>ホ 当該社外役員が社外取締役であるときは、当該社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要(イからニまでに掲げる事項を除く。)</p> <p>「五〜八 略」</p> <p>「項を削る。」</p>	<p>四 各社外役員の前事業年度における主な活動状況(次に掲げる事項を含む。)</p> <p>「イ〜ニ 同上」</p> <p>「号の細分を加える。」</p> <p>「五〜八 同上」</p> <p>2 事業年度の末日において監査役会設置会社(大会社に限る。)であつて金融商品取引法第二十四条第一項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものが社外取締役を置いていない場合に</p>
<p>「項を削る。」</p> <p>第二百五条 株式会社が当該事業年度の末日において会計参与設置会社である場合には、次に掲げる事項を事業報告の内容としなければならない。</p>	<p>は、株式会社の会社役員に関する事項として、第二百一一条に規定する事項のほか、社外取締役を置くことが相当でない理由を事業報告の内容に含めなければならない。</p> <p>3 前項の理由は、当該監査役会設置会社の当該事業年度における事情に応じて記載し、又は記録しなければならない。この場合において、社外監査役が二人以上あることのみをもって当該理由とすることはできない。</p> <p>第二百五条 株式会社が当該事業年度の末日において会計参与設置会社である場合において、会計参与と当該株式会社との間で法第四百二十七条第一項の契約を締結しているときは、当該契約の内</p>

<p>一 会計参与と当該株式会社との間で法第四百一十七条第一項の契約を締結しているときは、当該契約の内容の概要（当該契約によつて当該会計参与の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）</p> <p>二 会計参与と当該株式会社との間で補償契約を締結しているときは、次に掲げる事項</p> <p>イ 当該会計参与の氏名又は名称</p>	<p>容の概要（当該契約によつて当該会計参与の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）</p> <p>を事業報告の内容としなければならない。</p> <p>[号を加える。]</p> <p>[号を加える。]</p>
<p>ロ 当該補償契約の内容の概要（当該補償契約によつて当該会計参与の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）</p> <p>三 当該株式会社が会計参与（当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。以下この号及び次号において同じ。）に対して補償契約に基づき法第四百三十条の二第一項第一号に掲げる費用を補償した場合において、当該株式会社が、当該事業年度において、当該会計参与が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したと又は責任を負うことを知つたときは、その旨</p>	<p>[号を加える。]</p>

<p>四 当該株式会社が会計参与に対して補償契約に基づき法第四百三十条の二第一項第二号に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額</p> <p>第二百二十六条 株式会社が当該事業年度の末日において会計監査人設置会社である場合には、次に掲げる事項（株式会社が当該事業年度の末日において公開会社でない場合にあつては、第二号から第四号までに掲げる事項を除く。）を事業報告の内容としなければならない。</p> <p>「一〇六 略」</p> <p>七 会計監査人と当該株式会社との間で法第四百二十七条第一項の契約を締結しているときは、</p>	<p>「号を加える。」</p> <p>第二百二十六条 株式会社が当該事業年度の末日において会計監査人設置会社である場合には、次に掲げる事項（株式会社が当該事業年度の末日において公開会社でない場合にあつては、第二号から第四号までに掲げる事項を除く。）を事業報告の内容としなければならない。</p> <p>「一〇六 同上」</p> <p>七 会計監査人と当該株式会社との間で法第四百二十七条第一項の契約を締結しているときは、</p>
<p>当該契約の内容の概要（当該契約によつて当該会計監査人の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）</p> <p>七の二 会計監査人と当該株式会社との間で補償契約を締結しているときは、次に掲げる事項</p> <p>イ 当該会計監査人の氏名又は名称</p> <p>ロ 当該補償契約の内容の概要（当該補償契約によつて当該会計監査人の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）</p> <p>「号を加える。」</p> <p>七の三 当該株式会社が会計監査人（当該事業年</p>	<p>当該契約の内容の概要（当該契約によつて当該会計監査人の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p>

<p>度の前事業年度の末日までに退任した者を旨む。以下この号及び次号において同じ。）に対して補償契約に基づき法第四百三十条の二第一項第一号に掲げる費用を補償した場合において、当該株式会社が、当該事業年度において、当該会計監査人が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知つたときは、その旨</p>	<p>〔号を加える。〕</p>
<p>七の四 当該株式会社が会計監査人に対して補償契約に基づき法第四百三十条の二第一項第二号に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額</p>	<p>〔八〇十 同上〕</p>
<p>〔八〇十 略〕</p>	

<p>第百三十三条 「1・2 略」</p>	<p>第百三十三条 「1・2 同上」</p>
<p>3 事業報告に表示すべき事項（次に掲げるものを除く。）に係る情報を、定時株主総会に係る招集通知を発出する時から定時株主総会の日から三箇月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置（第二百二十二条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によつて行われるものに限る。第七項において同じ。）をとる場合における前項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により株主に対して提供したものとみ</p>	<p>3 事業報告に表示すべき事項（次に掲げるものを除く。）に係る情報を、定時株主総会に係る招集通知を発出する時から定時株主総会の日から三箇月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置（第二百二十二条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によつて行われるものに限る。第七項において同じ。）をとる場合における前項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により株主に対して提供したものとみ</p>

<p>なす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。</p> <p>一 第百二十条第一項第四号、第五号、第七号及び第八号、第百二十一条第一号、第二号及び第三号の二から第六号の三まで、第百二十一条の二、第百二十五条第二号から第四号まで並びに第百二十六条第七号の二から第七号の四までに掲げる事項</p> <p>二 〔略〕</p> <p>〔4～7 略〕</p> <p>(総資産額)</p> <p>第百三十四条 法第四百六十七条第一項第二号及び第二号の二イに規定する法務省令で定める方法は</p>	<p>なす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。</p> <p>一 第百二十条第一項第四号、第五号、第七号及び第八号並びに第百二十一条第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる事項並びに第百二十四条第二項の規定により事業報告に表示すべき事項</p> <p>二 〔同上〕</p> <p>〔4～7 同上〕</p> <p>(総資産額)</p> <p>第百三十四条 法第四百六十七条第一項第二号及び第二号の二イに規定する法務省令で定める方法は</p>
---	--

<p>、算定基準日(同項第二号又は第二号の二に規定する譲渡に係る契約を締結した日(当該契約により当該契約を締結した日と異なる時(当該契約を締結した日後から当該譲渡の効力が生ずる時の直前までの間の時に限る。))を定めた場合にあつては、当該時)をいう。以下この条において同じ。)</p> <p>に)における第一号から第九号までに掲げる額の合計額から第十号に掲げる額を減じて得た額をもつて株式会社の総資産額とする方法とする。</p> <p>〔一～五 略〕</p> <p>六 株式引受権の帳簿価額</p> <p>七 〔略〕</p> <p>八 〔略〕</p>	<p>、算定基準日(同項第二号又は第二号の二に規定する譲渡に係る契約を締結した日(当該契約により当該契約を締結した日と異なる時(当該契約を締結した日後から当該譲渡の効力が生ずる時の直前までの間の時に限る。))を定めた場合にあつては、当該時)をいう。以下この条において同じ。)</p> <p>に)における第一号から第八号までに掲げる額の合計額から第九号に掲げる額を減じて得た額をもつて株式会社の総資産額とする方法とする。</p> <p>〔一～五 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>六 〔同上〕</p> <p>七 〔同上〕</p>
--	---

<p>九 〔略〕</p> <p>十 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>（純資産額）</p> <p>第三百三十五条 法第四百六十七条第二項第五号ロに規定する法務省令で定める方法は、算定基準日（同号に規定する取得に係る契約を締結した日（当該契約により当該契約を締結した日と異なる時（当該契約を締結した日後から当該取得の効力が生ずる時の直前までの間の時に限る。）を定めた場合にあつては、当該時）をいう。以下この条において同じ。）における第一号から第七号までに掲げる額の合計額から第八号に掲げる額を減じ</p>	<p>八 〔同上〕</p> <p>九 〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>（純資産額）</p> <p>第三百三十五条 法第四百六十七条第二項第五号ロに規定する法務省令で定める方法は、算定基準日（同号に規定する取得に係る契約を締結した日（当該契約により当該契約を締結した日と異なる時（当該契約を締結した日後から当該取得の効力が生ずる時の直前までの間の時に限る。）を定めた場合にあつては、当該時）をいう。以下この条において同じ。）における第一号から第六号までに掲げる額の合計額から第七号に掲げる額を減じ</p>
<p>て得た額（当該額が五百万円を下回る場合にあつては、五百万円）をもつて株式会社の純資産額とする方法とする。</p> <p>〔一〜五 略〕</p> <p>六 株式引受権の帳簿価額</p> <p>七 〔略〕</p> <p>八 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>（純資産額）</p> <p>第三百三十七条 法第四百六十八条第二項第二号に規定する法務省令で定める方法は、算定基準日（法第四百六十七条第二項第三号に規定する譲受けに係る契約を締結した日（当該契約により当該契約</p>	<p>て得た額（当該額が五百万円を下回る場合にあつては、五百万円）をもつて株式会社の純資産額とする方法とする。</p> <p>〔一〜五 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>六 〔同上〕</p> <p>七 〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>（純資産額）</p> <p>第三百三十七条 法第四百六十八条第二項第二号に規定する法務省令で定める方法は、算定基準日（法第四百六十七条第二項第三号に規定する譲受けに係る契約を締結した日（当該契約により当該契約</p>

<p>を締結した日と異なる時（当該契約を締結した日 後から当該譲受けの効力が生ずる時の直前までの 間の時に限る。）を定めた場合にあつては、当該 時）をいう。以下この条において同じ。）におけ る第一号から第七号までに掲げる額の合計額から 第八号に掲げる額を減じて得た額（当該額が五百 万円を下回る場合にあつては、五百万円）をもつ て株式会社の純資産額とする方法とする。</p> <p>〔一〕五 略〕</p> <p>六 株式引受権の帳簿価額</p> <p>七 略〕</p> <p>八 略〕</p> <p>2 略〕</p>	<p>を締結した日と異なる時（当該契約を締結した日 後から当該譲受けの効力が生ずる時の直前までの 間の時に限る。）を定めた場合にあつては、当該 時）をいう。以下この条において同じ。）におけ る第一号から第六号までに掲げる額の合計額から 第七号に掲げる額を減じて得た額（当該額が五百 万円を下回る場合にあつては、五百万円）をもつ て株式会社の純資産額とする方法とする。</p> <p>〔一〕五 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>六 同上〕</p> <p>七 同上〕</p> <p>2 同上〕</p>
--	--

<p>（清算株式会社が自己の株式を取得することがで きる場合）</p> <p>第五百五十一条 法第五百九条第三項に規定する法務 省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>〔一〕四 略〕</p> <p>五 当該清算株式会社が法第百十六条第五項、第 百八十二条の四第四項、第四百六十九条第五項 、第七百八十五条第五項、第七百九十七条第五 項、第八百六条第五項又は第八百十六條の六第 五項（これらの規定を株式会社について他の法 令において準用する場合を含む。）に規定する 株式買取請求（清算株式会社となる前にした行 為に際して行使されたものに限る。）に応じて</p>	<p>（清算株式会社が自己の株式を取得することがで きる場合）</p> <p>第五百五十一条 法第五百九条第三項に規定する法務 省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>〔一〕四 同上〕</p> <p>五 当該清算株式会社が法第百十六条第五項、第 百八十二条の四第四項、第四百六十九条第五項 、第七百八十五条第五項、第七百九十七条第五 項又は第八百六条第五項（これらの規定を株式 会社について他の法令において準用する場合を 含む。）に規定する株式買取請求（清算株式会 社となる前にした行為に際して行使されたもの に限る。）に応じて当該清算株式会社の株式を</p>
--	---

<p>当該清算株式会社の株式を取得する場合</p> <p>六 〔略〕</p> <p>（募集事項）</p> <p>第百六十二条 法第六百七十六条第十二号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>〔一〜四 略〕</p> <p>五 法第七百十一条第二項本文（法第七百十四条の七において読み替えて適用する場合を含む。）に規定するときは、同項本文に規定する事由</p> <p>六 法第七百十四条の二の規定による委託に係る契約において法第七百十四条の四第二項各号に掲げる行為をする権限の全部若しくは一部又は</p>	<p>取得する場合</p> <p>六 〔同上〕</p> <p>（募集事項）</p> <p>第百六十二条 法第六百七十六条第十二号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>〔一〜四 同上〕</p> <p>五 法第七百十一条第二項本文に規定するときは、同項本文に規定する事由</p> <p>〔号を加える。〕</p>
<p>法に規定する社債管理補助者の権限以外の権限を定めるときは、その権限の内容</p> <p>七 法第七百十四条の二の規定による委託に係る契約における法第七百十四条の四第四項の規定による報告又は同項に規定する措置に係る定めの内容</p> <p>八 〔略〕</p> <p>（申込みをしようとする者に対して通知すべき事項）</p> <p>第百六十三条 法第六百七十七条第一項第三号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 〔略〕</p>	<p>〔号を加える。〕</p> <p>六 〔同上〕</p> <p>（申込みをしようとする者に対して通知すべき事項）</p> <p>第百六十三条 法第六百七十七条第一項第三号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 〔同上〕</p>

<p>二 社債管理補助者を定めたときは、その氏名又は名称及び住所</p> <p>三 略</p> <p>(社債の種類)</p> <p>第百六十五条 法第六百八十一条第一号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>〔一〕五 略</p> <p>六 社債管理者を定めないこととするときは、その旨</p> <p>七 略</p> <p>八 社債管理補助者を定めることとするときは、その旨</p>	<p>〔号を加える。〕</p> <p>二 同上</p> <p>(社債の種類)</p> <p>第百六十五条 法第六百八十一条第一号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>〔一〕五 同上</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>六 同上</p> <p>〔号を加える。〕</p>
--	---

<p>九 略</p> <p>十 略</p> <p>十一 社債管理補助者を定めたときは、その氏名又は名称及び住所並びに法第七百十四条の二の規定による委託に係る契約の内容</p> <p>十二 略</p> <p>十三 略</p> <p>十四 略</p> <p>第二章 社債管理者等</p> <p>(社債管理補助者の資格)</p> <p>第百七十一条の二 法第七百十四条の三に規定する法務省令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 弁護士</p>	<p>七 同上</p> <p>八 同上</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>九 同上</p> <p>十 同上</p> <p>十一 同上</p> <p>第二章 社債管理者</p> <p>〔号を加える。〕</p>
--	---

<p>二 弁護士法人</p> <p>第三章 社債権者集会 (社債権者集会参考書類)</p> <p>第七百七十三条 社債権者集会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 議案が代表社債権者の選任に関する議案であるときは、次に掲げる事項</p> <p>「イ・ロ 略」</p> <p>ハ 候補者が社債発行人社、社債管理者又は社債管理補助者と特別の利害関係があるときは、その事実の概要</p> <p>[2～4 略]</p>	<p>第三章 社債権者集会 (社債権者集会参考書類)</p> <p>第七百七十三条 社債権者集会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 [同上]</p> <p>二 議案が代表社債権者の選任に関する議案であるときは、次に掲げる事項</p> <p>「イ・ロ 同上」</p> <p>ハ 候補者が社債発行人社又は社債管理者と特別の利害関係があるときは、その事実の概要</p> <p>[2～4 同上]</p>
<p>(議決権行使書面)</p> <p>第七百七十四条 法第七百二十一条第一項の規定により交付すべき議決権行使書面に記載すべき事項又は法第七百二十二条第一項若しくは第二項の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>「一～四 略」</p> <p>五 議決権を行使すべき社債権者の氏名又は名称及び行使することができる議決権の額</p> <p>[2～4 略]</p> <p>(社債権者集会の議事録)</p> <p>第七百七十七条 「1・2 略」</p> <p>3 社債権者集会の議事録は、次に掲げる事項を内</p>	<p>(議決権行使書面)</p> <p>第七百七十四条 法第七百二十一条第一項の規定により交付すべき議決権行使書面に記載すべき事項又は法第七百二十二条第一項若しくは第二項の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>「一～四 同上」</p> <p>五 議決権を行使すべき社債権者の氏名又は名称及び行使することができる議決権の額</p> <p>[2～4 同上]</p> <p>(社債権者集会の議事録)</p> <p>第七百七十七条 「1・2 同上」</p> <p>3 社債権者集会の議事録は、次に掲げる事項を内</p>

容とするものでなければならない。

【一〇三 略】

四 社債権者集会に出席した社債発行会社の代表者又は代理人の氏名

五 社債権者集会に出席した社債管理者の代表者若しくは代理人の氏名又は社債管理補助者若しくはその代表者若しくは代理人の氏名

六 【略】

七 【略】

4 法第七百三十五条の二第一項の規定により社債権者集会の決議があつたものとみなされた場合には、社債権者集会の議事録は、次の各号に掲げる事項を内容とするものとする。

容とするものでなければならない。

【一〇三 同上】

四 社債権者集会に出席した社債発行会社の代表者又は社債管理者の氏名又は名称

【号を加える。】

五 【同上】

六 【同上】

【項を加える。】

一 社債権者集会の決議があつたものとみなされた事項の内容

二 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

三 社債権者集会の決議があつたものとみなされた日

四 議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名又は名称

第五編 組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式移転及び株式交付

第一章の二 株式交付子会社の株式の譲渡の申込み

(申込みをしようとする者に対して通知すべき事項)

第五編 組織変更、合併、会社分割、株式交換及び株式移転

【一章二条を加える。】

第七百七十九条の二 法第七百七十四条の四第一項第三号（法第七百七十四条の九において準用する場合を含む。）に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 交付対価について参考となるべき事項
- 二 株式交付親会社の計算書類等に関する事項

21 この条において「交付対価」とは、株式交付親会社が株式交付に際して株式交付子会社の株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。以下この条において同じ。）又は新株予約権付社債の譲渡人に対して当該株式、新株予約権又は新株予約権付社債の対価として交付する金銭等をいう。

31 第一項第一号に規定する「交付対価について参考となるべき事項」とは、次に掲げる事項その他これに準ずる事項（これらの事項の全部又は一部を通知しないことにつき法第七百七十四条の四第一項（法第七百七十四条の九において準用する場合を含む。）の申込みをしようとする者の同意がある場合にあつては、当該同意があつたものを除く。）とする。

- 一 交付対価として交付する株式交付親会社の株式に関する次に掲げる事項
 - イ 当該株式交付親会社の定款の定め
 - ロ 次に掲げる事項その他の交付対価の換価の方法に関する事項

	<p>(1) 交付対価を取引する市場</p> <p>(2) 交付対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者</p> <p>(3) 交付対価の譲渡その他の処分が制限があるときは、その内容</p>
ハ	交付対価に市場価格があるときは、その価格に関する事項
ニ	株式会社交付親会社の過去五年間にその末日が到来した各事業年度（次に掲げる事業年度を除く。）に係る貸借対照表の内容
	(1) 最終事業年度
	(2) ある事業年度に係る貸借対照表の内容につき、法令の規定に基づく公告（法第四百

	<p>四十条第三項の措置に相当するものを含む。）をしている場合における当該事業年度</p> <p>(3) ある事業年度に係る貸借対照表の内容につき、金融商品取引法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出している場合における当該事業年度</p>
二	交付対価の一部が法人等の株式、持分その他これらに準ずるもの（株式会社交付親会社の株式を除く。）であるときは、次に掲げる事項（当該事項が日本語以外の言語で表示されている場合にあつては、当該事項（氏名又は名称を除く。）を日本語で表示した事項）

イ 当該法人等の定款その他これに相当するもの定め

ロ 当該法人等が会社でないときは、次に掲げる権利に相当する権利その他の交付対価に係る権利（重要でないものを除く。）の内容

- (1) 剰余金の配当を受ける権利
- (2) 残余財産の分配を受ける権利
- (3) 株主総会における議決権
- (4) 合併その他の行為がされる場合において、自己の有する株式を公正な価格で買い取らることを請求する権利
- (5) 定款その他の資料（当該資料が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては

、当該電磁的記録に記録された事項を表示したものの）の閲覧又は謄写を請求する権利

ハ 当該法人等が、その株主、社員その他これらに相当する者（以下この号、第八十二条第四項第二号及び第八十四条第四項第二号において「株主等」という。）に対し、日本語以外の言語を使用して情報の提供をすることとされているときは、当該言語

ニ 株式交付が効力を生ずる日に当該法人等の株主総会その他これに相当するものの開催があるものとした場合における当該法人等の株主等が有すると見込まれる議決権その他これに相当する権利の総数

ホ 当該法人等について登記（当該法人等が外国の法令に準拠して設立されたものである場合にあっては、法第九百三十三条第二項の外国会社の登記又は外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律第二条の外国法人の登記に限る。）がされていないときは、次に掲げる事項

(1) 当該法人等を代表する者の氏名又は名称及び住所

(2) 当該法人等の役員（(1)の者を除く。）の氏名又は名称

ヘ 当該法人等の最終事業年度（当該法人等が会社以外のものである場合にあっては、最終

事業年度に相当するもの。以下この号において同じ。）に係る計算書類（最終事業年度がない場合にあっては、当該法人等の成立の日における貸借対照表）その他これに相当するもの内容（当該計算書類その他これに相当するものについて監査役、監査等委員会、監査委員会、会計監査人その他これらに相当するものの監査を受けている場合にあっては、監査報告その他これに相当するもの内容の概要を含む。）

ト 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項

(1) 当該法人等が株式会社である場合 当該

法人等の最終事業年度に係る事業報告の内容
容（当該事業報告について監査役、監査等
委員会又は監査委員会の監査を受けている
場合にあつては、監査報告の内容を含む。

）

- (2) 当該法人等が株式会社以外のものである
場合 当該法人等の最終事業年度に係る第
百十八条各号及び第百十九条各号に掲げる
事項に相当する事項の内容の概要（当該事
項について監査役、監査等委員会、監査委
員会その他これらに相当するものの監査を
受けている場合にあつては、監査報告その
他これに相当するものの内容の概要を含む

む。）

チ 当該法人等の過去五年間にその末日が到来
した各事業年度（次に掲げる事業年度を除
く。）に係る貸借対照表その他これに相当す
るものの内容

- (1) 最終事業年度
- (2) ある事業年度に係る貸借対照表その他こ
れに相当するものの内容につき、法令の規
定に基づく公告（法第四百四十四条第三項の
措置に相当するものを含む。）をしている
場合における当該事業年度
- (3) ある事業年度に係る貸借対照表その他こ
れに相当するものの内容につき、金融商品

	<p>取引法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出している場合における当該事業年度</p> <p>リ 前号ロ及びハに掲げる事項</p> <p>ヌ 交付対価が自己株式の取得、持分の払戻しその他これらに相当する方法により払戻しを受けることができるものであるときは、その手続に関する事項</p> <p>三 交付対価の一部が株式交付親会社の社債、新株予約権又は新株予約権付社債であるときは、第一号ロ及びハに掲げる事項</p> <p>四 交付対価の一部が法人等の社債、新株予約権、新株予約権付社債その他これらに準ずるもの</p>
<p>4</p>	<p>(株式交付親会社の社債、新株予約権又は新株予約権付社債を除く。)であるときは、次に掲げる事項(当該事項が日本語以外の言語で表示されている場合にあつては、当該事項(氏名又は名称を除く。)を日本語で表示した事項)</p> <p>イ 第一号ロ及びハに掲げる事項</p> <p>ロ 第二号イ及びホからチまでに掲げる事項</p> <p>五 交付対価の一部が株式交付親会社その他の法人等の株式、持分、社債、新株予約権、新株予約権付社債その他これらに準ずるもの及び金銭以外の財産であるときは、第一号ロ及びハに掲げる事項</p> <p>第一項第二号に規定する「株式交付親会社の計</p>

算書類等に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。

- 一 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあつては、株式交付親会社の成立の日における貸借対照表）の内容
- 二 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、株式交付親会社の成立の日。次に掲げる日において同じ。）後の日を臨時決算日（二以上の臨時決算日がある場合にあつては、最も遅いもの）とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容
- 三 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重

要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

（申込みをしようとする者に対する通知を要しない場合）

第七百七十九条の三 法第七百七十四条の四（法第七百七十四条の九において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）第四項に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合であつて、株式交付親会社が法第七百七十四条の四第一項の申込みをしようとする者に対して同項各号に掲げる事項を提供している場合とする。

- 一 当該株式交付親会社が金融商品取引法の規定に基づき目論見書に記載すべき事項を電磁的方

<p>法により提供している場合</p> <p>二 当該株式交付親会社が外国の法令に基づき目録見書その他これに相当する書面その他の資料を提供している場合</p> <p>第二章 組織変更をする株式会社の手続 (計算書類に関する事項)</p> <p>第八十一条 法第七百七十九条第二項第二号に規定する法務省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき組織変更をする株式会社が法第四百四十</p>	<p>法により提供している場合</p> <p>二 当該株式交付親会社が外国の法令に基づき目録見書その他これに相当する書面その他の資料を提供している場合</p> <p>第二章 組織変更をする株式会社の手続 (計算書類に関する事項)</p> <p>第八十一条 法第七百七十九条第二項第二号に規定する法務省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき組織変更をする株式会社が法第四百四十</p>
<p>条第一項又は第二項の規定による公告をしている場合 次に掲げるもの</p> <p>〔イ〜ハ 略〕</p> <p>一 最終事業年度に係る貸借対照表につき組織変更をする株式会社が法第四百四十条第三項に規定する措置をとっている場合 法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項</p> <p>〔三〜七 略〕</p> <p>(吸収合併消滅株式会社の事前開示事項)</p> <p>第八十二条 「1・2 略」</p> <p>3 第一項第一号に規定する「合併対価の相当性に関する事項」とは、次に掲げる事項その他の法第七百四十九条第一項第二号及び第三号に掲げる事</p>	<p>条第一項又は第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの</p> <p>〔イ〜ハ 同上〕</p> <p>一 最終事業年度に係る貸借対照表につき組織変更をする株式会社が法第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合 法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項</p> <p>〔三〜七 同上〕</p> <p>(吸収合併消滅株式会社の事前開示事項)</p> <p>第八十二条 「1・2 同上」</p> <p>3 第一項第一号に規定する「合併対価の相当性に関する事項」とは、次に掲げる事項その他の法第七百四十九条第一項第二号及び第三号に掲げる事</p>

<p>項又は法第七百五十一条第一項第二号から第四号までに掲げる事項についての定め（当該定めがない場合にあつては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項とする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 吸収合併存続会社と吸収合併消滅株式会社とが共通支配下関係（会社計算規則第二条第三項第三十六号に規定する共通支配下関係をいう。以下この号及び第八百八十四条において同じ。）にあるときは、当該吸収合併消滅株式会社の株主（当該吸収合併消滅株式会社と共通支配下関係にある株主を除く。）の利益を害さないように留意した事項（当該事項がない場合にあつて</p>	<p>項又は法第七百五十一条第一項第二号から第四号までに掲げる事項についての定め（当該定めがない場合にあつては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項とする。</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 吸収合併存続会社と吸収合併消滅株式会社とが共通支配下関係（会社計算規則第二条第三項第三十二号に規定する共通支配下関係をいう。以下この号及び第八百八十四条において同じ。）にあるときは、当該吸収合併消滅株式会社の株主（当該吸収合併消滅株式会社と共通支配下関係にある株主を除く。）の利益を害さないように留意した事項（当該事項がない場合にあつて</p>
<p>は、その旨)</p> <p>4 第一項第二号に規定する「合併対価について参考となるべき事項」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項その他これに準ずる事項（法第七百八十二条第一項に規定する書面又は電磁的記録にこれらの事項の全部又は一部の記載又は記録をしないことにつき吸収合併消滅株式会社の総株主の同意がある場合にあつては、当該同意があつたものを除く。）とする。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 合併対価の全部又は一部が法人等の株式、持分その他これらに準ずるもの（吸収合併存続会社の株式又は持分を除く。）である場合 次に</p>	<p>は、その旨)</p> <p>4 第一項第二号に規定する「合併対価について参考となるべき事項」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項その他これに準ずる事項（法第七百八十二条第一項に規定する書面又は電磁的記録にこれらの事項の全部又は一部の記載又は記録をしないことにつき吸収合併消滅株式会社の総株主の同意がある場合にあつては、当該同意があつたものを除く。）とする。</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>二 合併対価の全部又は一部が法人等の株式、持分その他これらに準ずるもの（吸収合併存続会社の株式又は持分を除く。）である場合 次に</p>

<p>掲げる事項（当該事項が日本語以外の言語で表示されている場合にあつては、当該事項（氏名又は名称を除く。）を日本語で表示した事項）</p> <p>「イ・ロ 略」</p> <p>ハ 当該法人等がその株主等に対し、日本語以外の言語を使用して情報の提供をすることとされているときは、当該言語</p> <p>ニ 「略」</p> <p>ホ 当該法人等について登記（当該法人等が外国の法令に準拠して設立されたものである場合にあつては、法第九百三十三条第二項の外</p>	<p>掲げる事項（当該事項が日本語以外の言語で表示されている場合にあつては、当該事項（氏名又は名称を除く。）を日本語で表示した事項）</p> <p>「イ・ロ 同上」</p> <p>ハ 当該法人等が、その株主、社員その他これらに相当する者（以下この号及び第八十四条において「株主等」という。）に対し、日本語以外の言語を使用して情報の提供をすることとされているときは、当該言語</p> <p>ニ 「同上」</p> <p>ホ 当該法人等について登記（当該法人等が外国の法令に準拠して設立されたものである場合にあつては、法第九百三十三条第二項の外</p>
<p>国会社の登記又は外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律第二条の外国法人の登記に限る。）がされていないときは、次に掲げる事項</p> <p>(1) 「略」</p> <p>(2) 当該法人等の役員（①の者を除く。）の氏名又は名称</p> <p>「ヘ・ヌ 略」</p> <p>「三〇五 略」</p> <p>「5・6 略」</p> <p>（株式交換完全子会社の事前開示事項）</p> <p>第八十四条 「1〜3 略」</p> <p>4 第一項第二号に規定する「交換対価について参</p>	<p>国会社の登記又は外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律第二条の外国法人の登記に限る。）がされていないときは、次に掲げる事項</p> <p>(1) 「同上」</p> <p>(2) 当該法人等の役員（①に掲げる者を除く。）の氏名又は名称</p> <p>「ヘ・ヌ 同上」</p> <p>「三〇五 同上」</p> <p>「5・6 同上」</p> <p>（株式交換完全子会社の事前開示事項）</p> <p>第八十四条 「1〜3 同上」</p> <p>4 第一項第二号に規定する「交換対価について参</p>

<p>考となるべき事項」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項その他これに準ずる事項（法第七百八十二条第一項に規定する書面又は電磁的記録にこれらの事項の全部又は一部の記載又は記録をしないことにつき株式交換完全子会社の総株主の同意がある場合にあつては、当該同意があつたものを除く。）とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 交換対価の全部又は一部が法人等の株式、持分その他これらに準ずるもの（株式交換完全親会社の株式又は持分を除く。）である場合 次に掲げる事項（当該事項が日本語以外の言語で表示されている場合にあつては、当該事項（氏</p>	<p>考となるべき事項」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項その他これに準ずる事項（法第七百八十二条第一項に規定する書面又は電磁的記録にこれらの事項の全部又は一部の記載又は記録をしないことにつき株式交換完全子会社の総株主の同意がある場合にあつては、当該同意があつたものを除く。）とする。</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 交換対価の全部又は一部が法人等の株式、持分その他これらに準ずるもの（株式交換完全親会社の株式又は持分を除く。）である場合 次に掲げる事項（当該事項が日本語以外の言語で表示されている場合にあつては、当該事項（氏</p>
<p>名又は名称を除く。）を日本語で表示した事項</p> <p>）</p> <p>「イ」ニ 略</p> <p>ホ 当該法人等について登記（当該法人等が外国の法令に準拠して設立されたものである場合にあつては、法第九百三十三条第一項の外国会社の登記又は外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律第二条の外国法人の登記に限る。）がされていないときは、次に掲げる事項</p> <p>(1) 「略」</p> <p>(2) 当該法人等の役員（(1)の者を除く。）の氏名又は名称</p>	<p>名又は名称を除く。）を日本語で表示した事項</p> <p>）</p> <p>「イ」ニ 同上</p> <p>ホ 当該法人等について登記（当該法人等が外国の法令に準拠して設立されたものである場合にあつては、法第九百三十三条第一項の外国会社の登記又は外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律第二条の外国法人の登記に限る。）がされていないときは、次に掲げる事項</p> <p>(1) 「同上」</p> <p>(2) 当該法人等の役員（(1)に掲げる者を除く。）の氏名又は名称</p>

<p>〔へくす 略〕</p> <p>〔三く五 略〕</p> <p>〔5・6 略〕</p> <p>(総資産の額)</p> <p>第百八十七条 法第七百八十四条第二項に規定する 法務省令で定める方法は、算定基準日(吸収分割 契約を締結した日(当該吸収分割契約により当該 吸収分割契約を締結した日と異なる時(当該吸収 分割契約を締結した日後から当該吸収分割の効力 が生ずる時の直前までの間の時に限る。))を定め た場合にあつては、当該時)をいう。以下この条 において同じ。)における第一号から第九号まで に掲げる額の合計額から第十号に掲げる額を減じ</p>	<p>〔へくす 同上〕</p> <p>〔三く五 同上〕</p> <p>〔5・6 同上〕</p> <p>(総資産の額)</p> <p>第百八十七条 法第七百八十四条第二項に規定する 法務省令で定める方法は、算定基準日(吸収分割 契約を締結した日(当該吸収分割契約により当該 吸収分割契約を締結した日と異なる時(当該吸収 分割契約を締結した日後から当該吸収分割の効力 が生ずる時の直前までの間の時に限る。))を定め た場合にあつては、当該時)をいう。以下この条 において同じ。)における第一号から第八号まで に掲げる額の合計額から第九号に掲げる額を減じ</p>
<p>て得た額をもって吸収分割株式会社の総資産額と する方法とする。</p> <p>〔一く五 略〕</p> <p>六 株式引受権の帳簿価額</p> <p>七 〔略〕</p> <p>八 〔略〕</p> <p>九 〔略〕</p> <p>十 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>(計算書類に関する事項)</p> <p>第百八十八条 法第七百八十九条第二項第三号に規 定する法務省令で定めるものは、同項の規定によ る公告の日又は同項の規定による催告の日のいず</p>	<p>て得た額をもって吸収分割株式会社の総資産額と する方法とする。</p> <p>〔一く五 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>六 〔同上〕</p> <p>七 〔同上〕</p> <p>八 〔同上〕</p> <p>九 〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>(計算書類に関する事項)</p> <p>第百八十八条 法第七百八十九条第二項第三号に規 定する法務省令で定めるものは、同項の規定によ る公告の日又は同項の規定による催告の日のいず</p>

<p>れか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（法第七百八十九条第二項第三号の株式会社をいう。以下この条において同じ。）が法第四百四十条第一項又は第二項の規定による公告をしている場合 次に掲げるものの</p> <p>「イ〜ハ 略」</p> <p>二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第四百四十条第三項に規定する措置をとっている場合 法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項</p>	<p>れか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（法第七百八十九条第二項第三号の株式会社をいう。以下この条において同じ。）が法第四百四十条第一項又は第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの</p> <p>「イ〜ハ 同上」</p> <p>二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合 法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項</p>
---	---

「三〜七 略」

（純資産の額）

第九百九十六条 法第七百九十六条第二項第二号に規定する法務省令で定める方法は、算定基準日（吸収合併契約、吸収分割契約又は株式交換契約を締結した日（当該契約により当該契約を締結した日と異なる時（当該契約を締結した日後から当該吸収合併、吸収分割又は株式交換の効力が生ずる時の直前までの間の時に限る。）を定めた場合にあつては、当該時）をいう。）における第一号から第七号までに掲げる額の合計額から第八号に掲げる額を減じて得た額（当該額が五百万円を下回る場合にあつては、五百万円）をもつて存続株式会

「三〜七 同上」

（純資産の額）

第九百九十六条 法第七百九十六条第二項第二号に規定する法務省令で定める方法は、算定基準日（吸収合併契約、吸収分割契約又は株式交換契約を締結した日（当該これらの契約により当該これらの契約を締結した日と異なる時（当該これらの契約を締結した日後から当該吸収合併、吸収分割又は株式交換の効力が生ずる時の直前までの間の時に限る。）を定めた場合にあつては、当該時）をいう。以下この条において同じ。）における第一号から第六号までに掲げる額の合計額から第七号に掲げる額を減じて得た額（当該額が五百万円を下

<p>(総資産の額)</p> <p>第二百七条 法第八百五条に規定する法務省令で定める方法は、算定基準日（新設分割計画を作成した日（当該新設分割計画により当該新設分割計画を作成した日と異なる時（当該新設分割計画を作成した日時から当該新設分割の効力が生ずる時の直前までの間の時に限る。）を定めた場合にあつては、当該時）をいう。以下この条において同じ。）における第一号から第九号までに掲げる額の合計額から第十号に掲げる額を減じて得た額をもつて新設分割株式会社の総資産額とする方法とする。</p> <p>〔一〇五 略〕</p>	<p>(総資産の額)</p> <p>第二百七条 法第八百五条に規定する法務省令で定める方法は、算定基準日（新設分割計画を作成した日（当該新設分割計画により当該新設分割計画を作成した日と異なる時（当該新設分割計画を作成した日時から当該新設分割の効力が生ずる時の直前までの間の時に限る。）を定めた場合にあつては、当該時）をいう。以下この条において同じ。）における第一号から第八号までに掲げる額の合計額から第九号に掲げる額を減じて得た額をもつて新設分割株式会社の総資産額とする方法とする。</p> <p>〔一〇五 同上〕</p>
--	---

<p>六 株式引受権の帳簿価額</p> <p>七 〔略〕</p> <p>八 〔略〕</p> <p>九 〔略〕</p> <p>十 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>(計算書類に関する事項)</p> <p>第二百八条 法第八百十条第二項第三号に規定する法務省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨</p>	<p>〔号を加える。〕</p> <p>六 〔同上〕</p> <p>七 〔同上〕</p> <p>八 〔同上〕</p> <p>九 〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>(計算書類に関する事項)</p> <p>第二百八条 法第八百十条第二項第三号に規定する法務省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨</p>
--	---

につき公告対象会社（法第八百十條第二項第三号の株式会社をいう。以下この条において同じ。）が法第四百四十條第二項又は第三項の規定による公告をしている場合 次に掲げるもの

「イ〜ハ 略」

一 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第四百四十條第三項に規定する措置をとっている場合 法第九百十一條第三項第二十六号に掲げる事項

〔三〜七 略〕

第七章 株式交付親会社の手続
 （株式交付親会社の事前開示事項）

第二百十三條の二 法第八百十六條の二第二項に規

につき公告対象会社（法第八百十條第二項第三号の株式会社をいう。以下この条において同じ。）が法第四百四十條第二項又は第三項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

「イ〜ハ 同上」

一 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第四百四十條第三項に規定する措置を執っている場合 法第九百十一條第三項第二十六号に掲げる事項

〔三〜七 同上〕

「一章九條を加える。」

定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第七百七十四條の三第一項第二号に掲げる事項についての定めが同条第二項に定める要件を満たすと株式交付親会社が判断した理由

二 法第七百七十四條の三第一項第三号から第六号までに掲げる事項についての定め相当性に関する事項

三 法第七百七十四條の三第一項第七号に掲げる事項を定めるときは、同項第八号及び第九号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

四 株式交付子会社についての次に掲げる事項を

株式会社交付親会社が知っているときは、当該事項

イ 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあつては、株式会社交付子会社の成立の日における貸借対照表）の内容

ロ 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、株式会社交付子会社の成立の日。へにおいて同じ。）後の日を臨時決算日（二以上の臨時決算日がある場合にあつては、最も遅いもの）とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

ハ 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、

その内容（株式会社交付計画備置開始日（法第八百十六条の二第二項に規定する株式会社交付計画備置開始日をいう。以下この条において同じ。）後株式交付の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

五 株式会社交付親会社についての次に掲げる事項

イ 株式会社交付親会社において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、株式会社交付親会社の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたとき

<p>は、その内容（株式交付計画備置開始日後株式交付の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）</p>	
<p>ロ 株式交付親会社において最終事業年度がな いときは、株式交付親会社の成立の日におけ る貸借対照表</p>	
<p>六 法第八百十六条の八第一項の規定により株式 交付について異議を述べることができる債権者 があるときは、株式交付が効力を生ずる日以後 における株式交付親会社の債務（当該債権者に 対して負担する債務に限る。）の履行の見込み</p>	

<p>に関する事項</p>	
<p>七 株式交付計画備置開始日後株式交付が効力を 生ずる日までの間に、前各号に掲げる事項に変 更が生じたときは、変更後の当該事項 （株式交付親会社の株式に準ずるもの）</p>	
<p>第二百十三条の三 法第八百十六条の二第三項に規 定する法務省令で定めるものは、第一号に掲げる 額から第二号に掲げる額を減じて得た額が第三号 に掲げる額よりも小さい場合における法第七百七 十四条の三第一項第五号、第六号、第八号及び第 九号の定めに従い交付する株式交付親会社の株式 以外の金銭等とする。</p>	
<p>一 株式交付子会社の株式、新株予約権（新株予</p>	

	約権付社債に付されたものを除く。）又は新株 予約権付社債の譲渡人に対して交付する金銭等 の合計額
一	前号に規定する金銭等のうち株式交付親会社 の株式の価額の合計額
三	第一号に規定する金銭等の合計額に二十分の 一を乗じて得た額
	（株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の 株式等の額）
第二百十三条の四 法第八百十六条の三第三項に規 定する法務省令で定める額は、第一号及び第二号 に掲げる額の合計額から第三号に掲げる額を減じ て得た額とする。	

一	株式交付親会社が株式交付に際して譲り受け る株式交付子会社の株式、新株予約権（新株予 約権付社債に付されたものを除く。）及び新株 予約権付社債につき会計帳簿に付すべき額
二	会社計算規則第十一条の規定により計上した のれんの額
三	会社計算規則第十二条の規定により計上する 負債の額（株式交付子会社が株式交付親会社 （連結配当規制適用会社に限る。）の子会社で ある場合にあつては、零）
	（純資産の額）
第二百十三条の五 法第八百十六条の四第一項第一 号に規定する法務省令で定める方法は、算定基準	

日（株式交付計画を作成した日（当該株式交付計画により当該計画を作成した日と異なる時（当該株式交付計画を作成した日時から当該株式交付の効力が生ずる時の直前までの間の時に限る。）を定めた場合にあつては、当該時）をいう。）における第一号から第七号までに掲げる額の合計額から第八号に掲げる額を減じて得た額（当該額が五百万円を下回る場合にあつては、五百万円）をもつて株式交付親会社の純資産額とする方法とする。

一 資本金の額

二 資本準備金の額

三 利益準備金の額

四 法第四百四十六条に規定する剰余金の額

五 最終事業年度（法第四百六十一条第二項第二号に規定する場合にあつては、法第四百四十一条第一項第二号の期間（当該期間が二以上ある場合にあつては、その末日が最も遅いもの）の末日（最終事業年度がない場合にあつては、株式交付親会社の成立の日）における評価・換算差額等に係る額

六 株式引受権の帳簿価額

七 新株予約権の帳簿価額

八 自己株式及び自己新株予約権の帳簿価額の合計額

（株式の数）

第二百十三條の六 法第八百十六條の四第二項に規定する法務省令で定める数は、次に掲げる数のうちいずれか小さい数とする。

- 一 特定株式（法第八百十六條の四第二項に規定する行為に係る株主総会において議決権を行使することができることを内容とする株式をいう。以下この条において同じ。）の総数に二分の一（当該株主総会の決議が成立するための要件として当該特定株式の議決権の総数の一定の割合以上の議決権を有する株主が出席しなければならぬ旨の定款の定めがある場合にあつては、当該一定の割合）を乗じて得た数に三分の一（当該株主総会の決議が成立するための要件

として当該株主総会に出席した当該特定株主（特定株式の株主をいう。以下この条において同じ。）の有する議決権の総数の一定の割合以上の多数が賛成しなければならない旨の定款の定めがある場合にあつては、一から当該一定の割合を減じて得た割合）を乗じて得た数に一を加えた数

- 二 法第八百十六條の四第二項に規定する行為に係る決議が成立するための要件として一定の数の以上の特定株主の賛成を要する旨の定款の定めがある場合において、特定株主の総数から株式会社に対して当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の数を減じて得た数が当該一定の数

未満となるときにおける当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の有する特定株式の数

三 法第八百十六条の四第二項に規定する行為に係る決議が成立するための要件として前二号の定款の定め以外の定款の定めがある場合において、当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の全部が同項に規定する株主総会において反対したとすれば当該決議が成立しないときは、当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の有する特定株式の数

四 定款で定めた数
(株式交付親会社の株式に準ずるもの)

第二百十三条の七 法第八百十六条の八第二項に規

定する法務省令で定めるものは、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額が第三号に掲げる額よりも小さい場合における法第七百七十四条の三第一項第五号、第六号、第八号及び第九号の定めに従い交付する株式交付親会社の株式以外の金銭等とする。

一 株式交付子会社の株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)及び新株予約権付社債の譲渡人に対して交付する金銭等の合計額

二 前号に規定する金銭等のうち株式交付親会社の株式の価額の合計額

三 第一号に規定する金銭等の合計額に二十分の

<p>一を乗じて得た額</p> <p>(計算書類に関する事項)</p> <p>第二百十三条の八 法第八百十六条の八第二項第三号に規定する法務省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（法第八百十六条の八第二項第三号の株式交付親会社及び株式交付子会社をいう。以下この条において同じ。）が法第四百四十条第一項又は第二項の規定による公告をしている場合 次に掲げるもの</p>	
<p>イ 官報で公告をしているときは、当該官報の日付及び当該公告が掲載されている頁</p> <p>ロ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をしているときは、当該日刊新聞紙の右称、日付及び当該公告が掲載されている頁</p> <p>ハ 電子公告により公告をしているときは、法第九百十一条第三項第二十八号イに掲げる事項</p> <p>二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第四百四十条第三項に規定する措置をとっている場合 法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項</p> <p>三 公告対象会社が法第四百四十条第四項に規定</p>	

する株式会社である場合において、当該株式会社が金融商品取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

四 公告対象会社が会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二十八条の規定により法第四百四十条の規定が適用されないものである場合 その旨

五 公告対象会社につき最終事業年度がない場合（株式交付親会社が株式交付子会社の最終事業年度の存否を知らない場合を含む。） その旨

六 前各号に掲げる場合以外の場合 会社計算規則第六編第二章の規定による最終事業年度に係

る貸借対照表の要旨の内容（株式交付子会社の当該貸借対照表の要旨の内容にあつては、株式交付親会社がその内容を知らないときは、その旨）

（株式交付親会社の事後開示事項）

第二百十三条の九 法第八百十六条の十二第二項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 株式交付が効力を生じた日

二 株式交付親会社における次に掲げる事項

イ 法第八百十六条の五の規定による請求に係る手続の経過

ロ 法第八百十六条の六及び第八百十六条の八

	の規定による手続の経過
三	株式交付に際して株式交付親会社が譲り受けた株式交付子会社の株式の数（株式交付子会社が種類株式発行会社であるときは、株式の種類及び種類ごとの数）
四	株式交付に際して株式交付親会社が譲り受けた株式交付子会社の新株予約権の数
五	前号の新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、当該新株予約権付社債についての各社債（株式交付親会社が株式交付に際して取得したものに限り。）の金額の合計額
六	前各号に掲げるもののほか、株式交付に関する重要な事項

	る重要な事項
	（株式交付親会社の株式に準ずるもの）
	第二百十三条の十 法第八百十六条の十第三項に規定する法務省令で定めるものは、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額が第三号に掲げる額よりも小さい場合における法第七百七十四条の三第二項第五号、第六号、第八号及び第九号の定めに従い交付する株式交付親会社の株式以外の金銭等とする。
一	株式交付子会社の株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）及び新株予約権付社債の譲渡人に対して交付する金銭等の合計額

<p>二 前号に規定する金銭等のうち株式交付親会社の株式の価額の合計額</p> <p>三 第一号に規定する金銭等の合計額に二十分の一を乗じて得た額</p> <p>第六編 外国会社 (総資産額)</p> <p>第二百十八条の六 法第四百四十七条の三第四項に規定する法務省令で定める方法は、同項の日(以下この条において「算定基準日」という。)における株式会社の最終完全親会社等の第一号から第九号までに掲げる額の合計額から第十号に掲げる額を減じて得た額をもって当該最終完全親会社等の総資産額とする方法とする。</p>	<p>第六編 外国会社 (総資産額)</p> <p>第二百十八条の六 法第四百四十七条の三第四項に規定する法務省令で定める方法は、同項の日(以下この条において「算定基準日」という。)における株式会社の最終完全親会社等の第一号から第九号までに掲げる額の合計額から第九号に掲げる額を減じて得た額をもって当該最終完全親会社等の総資産額とする方法とする。</p>
---	---

<p>〔一〕五 略</p> <p>六 株式引受権の帳簿価額</p> <p>七 略</p> <p>八 略</p> <p>九 略</p> <p>十 略</p> <p>2 略</p> <p>(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)</p> <p>第二百二十六条 次に掲げる規定に規定する法務省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。</p> <p>〔一〕三十二 略</p>	<p>〔一〕五 同上</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>六 同上</p> <p>七 同上</p> <p>八 同上</p> <p>九 同上</p> <p>2 同上</p> <p>(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)</p> <p>第二百二十六条 次に掲げる規定に規定する法務省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。</p> <p>〔一〕三十二 同上</p>
--	---

三十三	法第七百三十五条の二第三項第二号	[号を加える。]
三十四	[略]	三十三 [同上]
三十五	[略]	三十四 [同上]
三十六	[略]	三十五 [同上]
三十七	[略]	三十六 [同上]
三十八	[略]	三十七 [同上]
三十九	[略]	三十八 [同上]
四十	[略]	三十九 [同上]
四十一	[略]	四十 [同上]
四十二	法第八百十六條の二第三項第三号	[号を加える。]
四十三	法第八百十六條の十第三項第三号	[号を加える。]
	(保存の指定)	(保存の指定)
第二百三十二条	電子文書法第三条第一項の主務省	第二百三十二条 電子文書法第三条第一項の主務省

令で定める保存は、次に掲げる保存とする。	令で定める保存は、次に掲げる保存とする。	
[一〜三十 略]	[一〜三十 同上]	
三十一	法第七百三十五条の二第二項の規定による同条第一項の書面の保存	[号を加える。]
三十二	[略]	三十一 [同上]
三十三	[略]	三十二 [同上]
三十四	[略]	三十三 [同上]
三十五	[略]	三十四 [同上]
三十六	法第八百十六條の十第二項の規定による同条第一項の書面の保存	[号を加える。]
	(縦覧等の指定)	(縦覧等の指定)
第二百三十四条	電子文書法第五条第一項の主務省	第二百三十四条 電子文書法第五条第一項の主務省
令で定める縦覧等は、次に掲げる縦覧等とする。	令で定める縦覧等は、次に掲げる縦覧等とする。	

〔一〇四十三 略〕	〔一〇四十三 同上〕
四十四 法第七百三十五条の二第三項第一号の規定による同条第二項の書面の縦覧等	〔号を加える。〕
四十五 〔略〕	四十四 〔同上〕
四十六 〔略〕	四十五 〔同上〕
四十七 〔略〕	四十六 〔同上〕
四十八 〔略〕	四十七 〔同上〕
四十九 〔略〕	四十八 〔同上〕
五十 〔略〕	四十九 〔同上〕
五十一 〔略〕	五十 〔同上〕
五十二 〔略〕	五十一 〔同上〕
五十三 法第八百十六条の二第三項第一号の規定による同条第二項の書面の縦覧等	〔号を加える。〕

五十四 法第八百十六条の十第三項第一号の規定による同条第二項の書面の縦覧等 (交付等の指定)	〔号を加える。〕 (交付等の指定)
第二百五十六条 電子文書法第六条第一項の主務省令で定める交付等は、次に掲げる交付等とする。	第二百五十六条 電子文書法第六条第一項の主務省令で定める交付等は、次に掲げる交付等とする。
〔一〇二十六 略〕	〔一〇二十六 同上〕
二十七 法第八百十六条の二第三項第二号の規定による同条第一項の書面の謄本又は抄本の交付等	〔号を加える。〕
二十八 法第八百十六条の十第三項第二号の規定による同条第二項の書面の謄本又は抄本の交付等	〔号を加える。〕
附 則	附 則

<p>(旧商法第二百一条ノ三第二項第二号の規定により取得した自己株式に関する経過措置)</p> <p>第八条 当該事業年度中に旧商法第二百一条ノ三第一項の決議により買い受けた当該株式会社の株式(同項第一号に掲げる場合において取得した株式を除く。)がある場合には、同条第四項の規定により報告しなければならない事項を、第二百一条第一項第三号に掲げる事項に含むものとする。</p>	<p>(旧商法第二百一条ノ三第二項第二号の規定により取得した自己株式に関する経過措置)</p> <p>第八条 当該事業年度中に旧商法第二百一条ノ三第一項の決議により買い受けた当該株式会社の株式(同項第一号に掲げる場合において取得した株式を除く。)がある場合には、同条第四項の規定により報告しなければならない事項を、第二百一条第一項第一号に掲げる事項に含むものとする。</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

第二表

改 正 後	改 正 前
-------	-------

<p>目次</p> <p>第一編 〔略〕</p> <p>第二編 株式会社</p> <p>〔第一章〜第三章 略〕</p> <p>第四章 機関</p> <p>第一節 株主総会及び種類株主総会等</p> <p>〔第一款・第二款 略〕</p> <p>第三款 種類株主総会(第九十五条)</p> <p>第四款 電子提供措置(第九十五条の二―第九十五条の四)</p> <p>〔第三節〜第十二節 略〕</p> <p>〔第五章〜第八章 略〕</p> <p>〔第三編〜第七編 略〕</p>	<p>目次</p> <p>第一編 〔同上〕</p> <p>第二編 株式会社</p> <p>〔第一章〜第三章 同上〕</p> <p>第四章 機関</p> <p>第一節 株主総会及び種類株主総会</p> <p>〔第一款・第二款 同上〕</p> <p>第三款 種類株主総会(第九十五条)</p> <p>〔第三節〜第十二節 同上〕</p> <p>〔第五章〜第八章 同上〕</p> <p>〔第三編〜第七編 同上〕</p>
---	---

<p>附則 (定義) 第二条 〔略〕</p> <p>2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>〔一〇六十一 略〕</p> <p>六十二 電子提供措置 法第三百二十五条の二に規定する電子提供措置をいう。</p> <p>六十三 〔略〕</p> <p>六十四 〔略〕</p> <p>六十五 〔略〕</p> <p>六十六 〔略〕</p> <p>六十七 〔略〕</p>	<p>附則 (定義) 第二条 〔同上〕</p> <p>2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>〔一〇六十一 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>六十二 〔同上〕</p> <p>六十三 〔同上〕</p> <p>六十四 〔同上〕</p> <p>六十五 〔同上〕</p> <p>六十六 〔同上〕</p>
<p>六十八 〔略〕</p> <p>六十九 〔略〕</p> <p>七十 〔略〕</p> <p>七十一 〔略〕</p> <p>七十二 〔略〕</p> <p>七十三 〔略〕</p> <p>七十四 〔略〕</p> <p>七十五 〔略〕</p> <p>七十六 〔略〕</p> <p>七十七 〔略〕</p> <p>七十八 〔略〕</p> <p>七十九 〔略〕</p> <p>八十 〔略〕</p>	<p>六十七 〔同上〕</p> <p>六十八 〔同上〕</p> <p>六十九 〔同上〕</p> <p>七十 〔同上〕</p> <p>七十一 〔同上〕</p> <p>七十二 〔同上〕</p> <p>七十三 〔同上〕</p> <p>七十四 〔同上〕</p> <p>七十五 〔同上〕</p> <p>七十六 〔同上〕</p> <p>七十七 〔同上〕</p> <p>七十八 〔同上〕</p> <p>七十九 〔同上〕</p>

八十一	略	八十一	同上
八十二	略	八十二	同上
八十三	略	八十三	同上
八十四	略	八十四	同上
八十五	略	八十五	同上
八十六	略	八十六	同上
八十七	略	八十七	同上
八十八	略	八十八	同上
八十九	略	八十九	同上
九十	略	九十	同上
九十一	略	九十一	同上
九十二	略	九十二	同上
九十三	略	九十三	同上

九十四	略	九十三	同上
九十五	略	九十四	同上
九十六	略	九十五	同上
九十七	略	九十六	同上
九十八	略	九十七	同上
九十九	略	九十八	同上
百	略	九十九	同上
百一	略	百	同上
百二	略	百一	同上
百三	略	百二	同上
百四	略	百三	同上
百五	略	百四	同上
百六	略	百五	同上

百七	〔略〕	百六	〔同上〕
百八	〔略〕	百七	〔同上〕
百九	〔略〕	百八	〔同上〕
百十	〔略〕	百九	〔同上〕
百十一	〔略〕	百十	〔同上〕
百十二	〔略〕	百十一	〔同上〕
百十三	〔略〕	百十二	〔同上〕
百十四	〔略〕	百十三	〔同上〕
百十五	〔略〕	百十四	〔同上〕
百十六	〔略〕	百十五	〔同上〕
百十七	〔略〕	百十六	〔同上〕
百十八	〔略〕	百十七	〔同上〕
百十九	〔略〕	百十八	〔同上〕

百二十	〔略〕	百十九	〔同上〕
百二十一	〔略〕	百二十	〔同上〕
百二十二	〔略〕	百二十一	〔同上〕
百二十三	〔略〕	百二十二	〔同上〕
百二十四	〔略〕	百二十三	〔同上〕
百二十五	〔略〕	百二十四	〔同上〕
百二十六	〔略〕	百二十五	〔同上〕
百二十七	〔略〕	百二十六	〔同上〕
3	〔略〕	3	〔同上〕
(申込みをしようとする者に対して通知すべき事項)		(申込みをしようとする者に対して通知すべき事項)	
第四十一条 法第二百三条第一項第四号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とす		第四十一条 法第二百三条第一項第四号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とす	

<p>る。</p> <p>【一〇六 略】</p> <p>七 電子提供措置をとる旨の定款の定めがあるときは、その規定</p> <p>八 【略】</p> <p>（申込みをしようとする者に対して通知すべき事項）</p> <p>第五十四条 法第二百四十二条第一項第四号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>【一〇六 略】</p> <p>七 電子提供措置をとる旨の定款の定めがあるときは、その規定</p>	<p>る。</p> <p>【一〇六 同上】</p> <p>【号を加える。】</p> <p>七 【同上】</p> <p>（申込みをしようとする者に対して通知すべき事項）</p> <p>第五十四条 法第二百四十二条第一項第四号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>【一〇六 同上】</p> <p>【号を加える。】</p>
<p>八 【略】</p> <p>第一節 株主総会及び種類株主総会等</p> <p>（招集の決定事項）</p> <p>第六十三条 法第二百九十八条第一項第五号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>【一〇二 略】</p> <p>三 法第二百九十八条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（定款に口から二まで及びへに掲げる事項についての定めがある場合又はこれらの事項の決定を取締役に委任する旨を決定した場合における当該事項を除く。）</p>	<p>七 【同上】</p> <p>第一節 株主総会及び種類株主総会</p> <p>（招集の決定事項）</p> <p>第六十三条 法第二百九十八条第一項第五号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>【一〇二 同上】</p> <p>三 法第二百九十八条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（定款に口から二まで及びへに掲げる事項についての定めがある場合又はこれらの事項の決定を取締役に委任する旨を決定した場合における当該事項を除く。）</p>

<p>「イ〜く 略」</p> <p>ト 株主総会参考書類に記載すべき事項のうち</p> <p>イ 法第三百二十五条の五第三項の規定による定款の定めに基づき同条第二項の規定により交付する書面（第九十五条の四において「電子提供措置事項記載書面」という。）に記載しないものとする事項</p> <p>四 法第二百九十八条第二項第三号及び第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（定款にイからハまでに掲げる事項についての定めがある場合における当該事項を除く。）</p> <p>「イ・ロ 略」</p> <p>ハ 電子提供措置をとる旨の定款の定めがある</p>	<p>「イ〜く 同上」</p> <p>「号の細分を加える。」</p> <p>四 法第二百九十八条第二項第三号及び第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（定款にイ又はロに掲げる事項についての定めがある場合における当該事項を除く。）</p> <p>「イ・ロ 同上」</p> <p>「号の細分を加える。」</p>
---	--

<p>場合において、法第二百九十九条第三項の承諾をした株主の請求があつた時に議決権行使書面に記載すべき事項（当該株主に係る事項に限る。第六十六条第三項において同じ。）に係る情報について電子提供措置をとることとするときは、その旨</p> <p>「五〜七 略」</p> <p>（議決権行使書面）</p> <p>第六十六条 「1・2 略」</p> <p>3 第六十三条第四号ハに掲げる事項についての定めがある場合には、株式会社は、法第二百九十九条第三項の承諾をした株主の請求があつた時に、議決権行使書面に記載すべき事項に係る情報につ</p>	<p>「五〜七 同上」</p> <p>（議決権行使書面）</p> <p>第六十六条 「1・2 同上」</p> <p>「項を加える。」</p>
---	--

<p>いて電子提供措置をとらなければならない。ただし、当該株主に対して、法第三百二十五条の三第二項の規定による議決権行使書面の交付をする場合は、この限りでない。</p> <p>4 〔略〕</p> <p>5 〔略〕</p> <p>第四款 電子提供措置 (電子提供措置)</p> <p>第九十五条の二 法第三百二十五条の二に規定する法務省令で定めるものは、第二百二十二条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものによる措置とする。</p>	<p>4 3 〔同上〕</p> <p>4 〔同上〕</p> <p>〔一 款三条を加える。〕</p>
<p>(電子提供措置をとる場合における招集通知の記載事項)</p> <p>第九十五条の三 法第三百二十五条の四第二項第三号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 電子提供措置をとっているときは、電子提供措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該電子提供措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによつて当該情報の内容閲覧し、当該電子計算機に備えられたフ</p>	

ファイルに当該情報を記録することができるもの
その他の当該者が当該情報の内容を閲覧し、当
該電子計算機に備えられたファイルに当該情報
を記録するために必要な事項

二 法第三百二十五条の三第三項に規定する場合
には、同項の手續であつて、金融商品取引法施
行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第十四
条の十二の規定によりインターネットを利用し
て公衆の縦覧に供されるものをインターネット
において識別するための文字、記号その他の符
号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受
ける者がその使用に係る電子計算機に入力する
ことによつて当該情報の内容を閲覧することが

できるものその他の当該者が当該情報の内容を
閲覧するために必要な事項

2) 法第三百二十五条の七において読み替えて適用
する法第三百二十五条の四第二項第三号に規定す
る法務省令で定める事項は、前項第一号に掲げる
事項とする。

(電子提供措置事項記載書面に記載することを要
しない事項)

第九十五条の四 法第三百二十五条の五第三項に規
定する法務省令で定めるものは、次に掲げるもの
とする。

一 株主総会参考書類に記載すべき事項(次に掲
げるものを除く。)

<p>イ 議案</p> <p>ロ 株主総会参考書類に記載すべき事項（イに掲げるものを除く。）につき電子提供措置事項記載書面に記載しないことについて監査役、監査等委員会又は監査委員会が異議を述べている場合における当該事項</p> <p>二 事業報告に記載され、又は記録された事項（次に掲げるものを除く。）</p> <p>イ 第二百二十条第一項第四号、第五号、第七号及び第八号、第二百二十一条第一号から第六号の三まで、第二百二十二条の二、第二百二十五条並びに第二百二十六条第七号から第七号の四までに掲げる事項</p>	
<p>ロ 事業報告に記載され、又は記録された事項（イに掲げるものを除く。）につき電子提供措置事項記載書面に記載しないことについて監査役、監査等委員会又は監査委員会が異議を述べている場合における当該事項</p> <p>三 計算書類に記載され、又は記録された事項（株主資本等変動計算書又は個別注記表に係るものに限る。）</p> <p>四 連結計算書類に記載され、又は記録された事項（会社計算規則第六十一条第一号への連結株主資本等変動計算書若しくは同号二の連結注記表に係るもの又はこれらに相当するものに限る。）</p>	

2) 次の各号に掲げる事項の全部又は一部を電子提供措置事項記載書面に記載しないときは、取締役は、当該各号に定める事項を株主（電子提供措置事項記載書面の交付を受ける株主に限る。以下この項において同じ。）に対して通知しなければならない。

一 前項第一号に掲げる事項 監査役、監査等委員会又は監査委員会が、電子提供措置事項記載書面に記載された事項（事業報告に記載され、又は記録された事項に限る。）が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告に記載され、又は記録された事項の一部である旨を株主に対して通知すべきことを取締役に請求したとき

は、その旨

二 前項第三号に掲げる事項 監査役、会計監査人、監査等委員会又は監査委員会が、電子提供措置事項記載書面に記載された事項（計算書類に記載され、又は記録された事項に限る。）が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類に記載され、又は記録された事項の一部である旨を株主に対して通知すべきことを取締役に請求したときは、その旨

三 前項第四号に掲げる事項 監査役、会計監査人、監査等委員会又は監査委員会が、電子提供措置事項記載書面に記載された事項（連結計算書類に記載され、又は記録された事項に限る。）

<p>）が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類に記載され、又は記録された事項の一部である旨を株主に対して通知すべきことを取締役等に請求したときは、その旨</p> <p style="text-align: center;">第二節 会社役員を選任</p>	<p style="text-align: center;">第二節 会社役員を選任</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

（会社計算規則の一部改正）

第二条 会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分

が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第一編 〔略〕</p> <p>第二編 会計帳簿</p> <p>〔第一章・第二章 略〕</p> <p>第三章 純資産</p> <p>〔第一節～第三節 略〕</p> <p>第四節 吸収合併、吸収分割、株式交換及び株式交付に際しての株主資本及び社員資本</p> <p>〔第一款・第二款 略〕</p>	<p>目次</p> <p>第一編 〔同上〕</p> <p>第二編 会計帳簿</p> <p>〔第一章・第二章 同上〕</p> <p>第三章 純資産</p> <p>〔第一節～第三節 同上〕</p> <p>第四節 吸収合併、吸収分割及び株式交換に際しての株主資本及び社員資本</p> <p>〔第一款・第二款 同上〕</p>

<p>第三款 株式交換 (第三十九条)</p> <p>第四款 株式交付 (第三十九条の二)</p>	<p>第三款 株式交換 (第三十九条)</p>
<p>第五節 吸収分割会社等の自己株式の処分 (第四十条―第四十二条)</p> <p>第五節の二 取締役等の報酬等として株式を 交付する場合の株主資本 (第四 十二条の二・第四十二条の三)</p> <p>〔第六節・第七節 略〕</p>	<p>第五節 吸収分割会社等の自己株式の処分 (第四十条―第四十二条)</p> <p>〔第六節・第七節 同上〕</p>
<p>第七節の二 株式引受権 (第五十四条の二)</p> <p>第八節 新株予約権 (第五十五条)</p>	<p>第八節 新株予約権 (第五十五条)</p>
<p>第四章 〔略〕</p> <p>〔第三編く第八編 略〕</p> <p>附則</p>	<p>第四章 〔同上〕</p> <p>〔第三編く第八編 同上〕</p> <p>附則</p>

<p>(定義)</p> <p>第二条 〔略〕</p> <p>2 この有令において、次の各号に掲げる用語の意 義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>〔一く十五 略〕</p> <p>十六 電子提供措置 法第三百二十五条の二に規 定する電子提供措置をいう。</p> <p>十七 〔略〕</p> <p>十八 〔略〕</p> <p>十九 〔略〕</p> <p>二十 〔略〕</p> <p>二十一 〔略〕</p> <p>二十二 〔略〕</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 〔同上〕</p> <p>2 この有令において、次の各号に掲げる用語の意 義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>〔一く十五 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>十六 〔同上〕</p> <p>十七 〔同上〕</p> <p>十八 〔同上〕</p> <p>十九 〔同上〕</p> <p>二十 〔同上〕</p> <p>二十一 〔同上〕</p>
--	---

二十三	略	二十三	同上
二十四	略	二十三	同上
二十五	略	二十四	同上
二十六	略	二十五	同上
二十七	略	二十六	同上
二十八	略	二十七	同上
二十九	略	二十八	同上
三十	略	二十九	同上
三十一	略	三十	同上
三十二	新株予約権等 法第七百七十四条の三第一項第七号に規定する新株予約権等をいう。		「号を加える。」
3	この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	3	この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

	〔一〇七 略〕		〔一〇七 同上〕
八	株式交付 法第二条第三十二号の二に規定する株式交付（保険業法第九十六条の九の二第一項に規定する組織変更株式交付を含む。）をいう。		「号を加える。」
九	略	八	同上
十	略	九	同上
十一	略	十	同上
十二	略	十一	同上
十三	株式交換完全親会社 法第七百六十七条に規定する株式交換完全親会社（保険業法第九十六条の五第二項に規定する組織変更株式交換完全親会社を含む。）をいう。	十二	株式交換完全親会社 法第七百六十七条に規定する株式交換完全親会社（保険業法第九十六条の五第二項に規定する組織変更株式交換完全親会社を含む。）をいう。

~~十四 株式交換完全子会社 法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社（保険業法第九十六条の五第二項に規定する組織変更株式交換完全親会社にその株式の全部を取得されることとなる株式会社を含む。）をいう。~~

~~十五 株式移転設立完全親会社 法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社（保険業法第九十六条の九第一項第一号に規定する組織変更株式移転設立完全親会社を含む。）をいう。~~

~~十六 株式移転完全子会社 法第七百七十三条第一項第五号に規定する株式移転完全子会社（保険業法第九十六条の九第一項第一号に規定する~~

~~組織変更株式移転設立完全親会社にその発行する株式の全部を取得されることとなる株式会社を含む。）をいう。~~

~~十七 株式交付親会社 法第七百七十四条の三第一項第一号に規定する株式交付親会社（保険業法第九十六条の九の二第一項に規定する組織変更株式交付をする相互会社を含む。）をいう。~~

~~十八 株式交付子会社 法第七百七十四条の三第一項第二号に規定する株式交付子会社（保険業法第九十六条の九の二第二項に規定する組織変更株式交付子会社を含む。）をいう。~~

~~十九 略~~

~~二十 略~~

~~十三 株式交換完全子会社 法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社（保険業法第九十六条の五第一項に規定する組織変更株式交換完全親会社にその株式の全部を取得されることとなる株式会社を含む。）をいう。~~

~~十四 株式移転設立完全親会社 法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社（保険業法第九十六条の八第一項に規定する組織変更株式移転設立完全親会社を含む。）をいう。~~

~~十五 株式移転完全子会社 法第七百七十三条第一項第五号に規定する株式移転完全子会社（保険業法第九十六条の八第一項に規定する組織変更~~

~~株式移転設立完全親会社にその発行する株式の全部を取得されることとなる株式会社を含む。）をいう。~~

~~「号を加える。」~~

~~「号を加える。」~~

~~十六 同上~~

~~十七 同上~~

三十一	略	十八	同上
三十二	略	十九	同上
三十三	略	二十	同上
三十四	略	二十一	同上
三十五	略	二十二	同上
三十六	略	二十三	同上
三十七	略	二十四	同上
三十八	略	二十五	同上
三十九	略	二十六	同上
四十	略	二十七	同上
三十一	略	二十八	同上
三十二	略	二十九	同上
三十三	略	三十	同上
三十四	株式引受権 取締役又は執行役がその職務の執行として株式会社に対して提供した役務の対価として当該株式会社の株式の交付を受けることができる権利（新株予約権を除く。）をいう。	[号を加える。]	
三十五	略	三十一	同上
三十六	略	三十二	同上
三十七	吸収型再編 次に掲げる行為をいう。 イ〜ハ 略	三十三	吸収型再編 次に掲げる行為をいう。 イ〜ハ 同上
三十八	吸収型再編受入行為 次に掲げる行為をいう。 イ〜ハ 略		[号の細分を加える。]
		三十四	吸収型再編受入行為 次に掲げる行為をいう。 イ〜ハ 同上

<p>三〇 株式会社交付に際してする株式会社交付子会社の株式又は新株予約権等の譲受け</p>	<p>〔号の細分を加える。〕</p>
<p>三一九 〔略〕</p>	<p>三三五 〔同上〕</p>
<p>四十 吸収型再編対価 次のイからニまでに掲げる吸収型再編の区分に応じ、当該イからニまでに定める財産をいう。</p>	<p>三十六 吸収型再編対価 次のイからハまでに掲げる吸収型再編の区分に応じ、当該イからハまでに定める財産をいう。</p>
<p>〔イハ 略〕</p>	<p>〔イハ 同上〕</p>
<p>二 株式会社交付 株式会社交付に際して株式会社親会社が株式会社交付子会社の株式又は新株予約権等の譲渡人に対して交付する財産</p>	<p>〔号の細分を加える。〕</p>
<p>四十一 〔略〕</p>	<p>三三七 〔同上〕</p>
<p>四十二 〔略〕</p>	<p>三三八 〔同上〕</p>
<p>四十三 〔略〕</p>	<p>三三九 〔同上〕</p>

<p>四十四 〔略〕</p>	<p>四十 〔同上〕</p>
<p>四十五 〔略〕</p>	<p>四十一 〔同上〕</p>
<p>四十六 〔略〕</p>	<p>四十二 〔同上〕</p>
<p>四十七 〔略〕</p>	<p>四十三 〔同上〕</p>
<p>四十八 〔略〕</p>	<p>四十四 〔同上〕</p>
<p>四十九 〔略〕</p>	<p>四十五 〔同上〕</p>
<p>五十 〔略〕</p>	<p>四十六 〔同上〕</p>
<p>五十一 〔略〕</p>	<p>四十七 〔同上〕</p>
<p>五十二 〔略〕</p>	<p>四十八 〔同上〕</p>
<p>五十三 〔略〕</p>	<p>四十九 〔同上〕</p>
<p>五十四 〔略〕</p>	<p>五十 〔同上〕</p>
<p>五十五 〔略〕</p>	<p>五十一 〔同上〕</p>
<p>五十六 〔略〕</p>	<p>五十二 〔同上〕</p>

五十七 略	五十三 同上
五十八 略	五十四 同上
五十九 略	五十五 同上
六十 略	五十六 同上
六十一 略	五十七 同上
六十二 略	五十八 同上
六十三 略	五十九 同上
六十四 略	六十 同上
六十五 略	六十一 同上
六十六 略	六十二 同上
六十七 略	六十三 同上
六十八 略	六十四 同上
六十九 略	六十五 同上

七十 略	六十六 同上
4 前項第二十一号に規定する「財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合」とは、次に掲げる場合（財務上又は事業上の関係からみて他の会社等の財務又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう。	4 前項第十八号に規定する「財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合」とは、次に掲げる場合（財務上又は事業上の関係からみて他の会社等の財務又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう。
〔一〜四 略〕	〔一〜四 同上〕
第四条 法第四百三十二条第一項及び第六百十五条第一項の規定により会社が作成すべき会計帳簿に付すべき資産、負債及び純資産の価額その他会計帳簿の作成に関する事項（法第四百四十五条第四	第四条 法第四百三十二条第一項及び第六百十五条第一項の規定により会社が作成すべき会計帳簿に付すべき資産、負債及び純資産の価額その他会計帳簿の作成に関する事項（法第四百四十五条第四

<p>項から第六項までの規定により法務省令で定めるべき事項を含む。)については、この編の定めるところによる。</p> <p>2 「略」 (資産の評価)</p> <p>第五条 「略」</p> <p>2 償却すべき資産については、事業年度の末日(事業年度の末日以外の日において評価すべき場合にあつては、その日。以下この条、次条第二項及び第五十五条第六項第一号において同じ。)において、相当の償却をしなければならない。</p> <p>「3～6 略」</p> <p>第十二条 会社は、吸収分割、株式交換、株式交付</p>	<p>項及び第五項の規定により法務省令で定めるべき事項を含む。)については、この編の定めるところによる。</p> <p>2 「同上」 (資産の評価)</p> <p>第五条 「同上」</p> <p>2 償却すべき資産については、事業年度の末日(事業年度の末日以外の日において評価すべき場合にあつては、その日。以下この編において同じ。)において、相当の償却をしなければならない。</p> <p>「3～6 同上」</p> <p>第十二条 会社は、吸収分割、株式交換、新設分割</p>
--	--

<p>、新設分割、株式移転又は事業の譲渡の対価として株式又は持分を取得する場合において、当該株式又は持分に係る適正な額の特別勘定を負債として計上することができる。</p> <p>(通則)</p> <p>第十三条 株式会社がその成立後に行う株式の交付(法第四百四十五条第五項に掲げる行為に際しての株式の交付を除く。)による株式会社の資本金等増加限度額(同条第一項に規定する株主となる者が当該株式会社に対して払込み又は給付をした財産の額をいう。以下この節において同じ。)、その他資本剰余金及びその他利益剰余金の額並びに自己株式対価額(第百五十条第二項第八号及び</p>	<p>、株式移転又は事業の譲渡の対価として株式又は持分を取得する場合において、当該株式又は持分に係る適正な額の特別勘定を負債として計上することができる。</p> <p>(通則)</p> <p>第十三条 株式会社がその成立後に行う株式の交付(法第四百四十五条第五項に掲げる行為に際しての株式の交付を除く。)による株式会社の資本金等増加限度額(同条第一項に規定する株主となる者が当該株式会社に対して払込み又は給付をした財産の額をいう。以下この節において同じ。)、その他資本剰余金及びその他利益剰余金の額並びに自己株式対価額(第百五十条第二項第八号及び</p>
--	---

<p>第百五十八条第八号ハ並びに法第四百四十六条第二号並びに第四百六十一条第二項第二号ロ及び第四号に規定する自己株式の対価の額をいう。以下この章において同じ。）については、この款の定めるところによる。</p> <p>2 前項に規定する「成立後に行う株式の交付」とは、株式会社がその成立後において行う次に掲げる場合における株式の発行及び自己株式の処分（第八号、第九号、第十二号、第十四号及び第十五号に掲げる場合にあつては、自己株式の処分）をいう。</p> <p>一 法第二編第二章第八節の定めるところにより募集株式を引き受ける者の募集を行う場合（法</p>	<p>第百五十八条第八号ロ並びに法第四百四十六条第二号並びに第四百六十一条第二項第二号ロ及び第四号に規定する自己株式の対価の額をいう。以下この章において同じ。）については、この款の定めるところによる。</p> <p>2 前項に規定する「成立後に行う株式の交付」とは、株式会社がその成立後において行う次に掲げる場合における株式の発行及び自己株式の処分（第八号、第九号、第十二号、第十四号及び第十五号に掲げる場合にあつては、自己株式の処分）をいう。</p> <p>一 法第二編第二章第八節の定めるところにより募集株式を引き受ける者の募集を行う場合</p>
--	--

<p>第二百二条の二第一項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により募集株式を引き受ける者の募集を行う場合を除く。次条第一項において同じ。）</p> <p>〔二〇十五 略〕</p> <p>十六 株式交付に際して他の株式会社の株式又は新株予約権等の譲受けをする場合（募集株式を引き受ける者の募集を行う場合）</p> <p>第十四条 「1～3 略」</p> <p>4 第二項第一号ロに掲げる額は、第百五十条第二項第八号及び第百五十八条第八号ハ並びに法第四百四十六条第二号並びに第四百六十一条第二項第二号ロ及び第四号の規定の適用については、当該</p>	<p>〔二〇十五 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>第十四条 「1～3 同上」</p> <p>4 第二項第一号ロに掲げる額は、第百五十条第二項第八号及び第百五十八条第八号ロ並びに法第四百四十六条第二号並びに第四百六十一条第二項第二号ロ及び第四号の規定の適用については、当該</p>
--	--

<p>額も、自己株式対価額に含まれるものとみなす。</p> <p>5 「略」</p> <p>(新株予約権の行使があつた場合)</p> <p>第十七条 「1、3 略」</p> <p>4 第二項第一号ロに掲げる額は、第五百五十条第二項第八号及び第五百五十八条第八号ハ並びに法第四百四十六条第二号並びに第四百六十一条第二項第二号ロ及び第四号の規定の適用については、当該額も、自己株式対価額に含まれるものとみなす。</p> <p>「5・6 略」</p> <p>(取得条項付新株予約権の取得をする場合)</p> <p>第十八条 「1、3 略」</p> <p>4 第二項第一号ロに掲げる額は、第五百五十条第二</p>	<p>額も、自己株式対価額に含まれるものとみなす。</p> <p>5 「同上」</p> <p>(新株予約権の行使があつた場合)</p> <p>第十七条 「1、3 同上」</p> <p>4 第二項第一号ロに掲げる額は、第五百五十条第二項第八号及び第五百五十八条第八号ロ並びに法第四百四十六条第二号並びに第四百六十一条第二項第二号ロ及び第四号の規定の適用については、当該額も、自己株式対価額に含まれるものとみなす。</p> <p>「5・6 同上」</p> <p>(取得条項付新株予約権の取得をする場合)</p> <p>第十八条 「1、3 同上」</p> <p>4 第二項第一号ロに掲げる額は、第五百五十条第二</p>
--	--

<p>項第八号及び第五百五十八条第八号ハ並びに法第四百四十六条第二号並びに第四百六十一条第二項第二号ロ及び第四号の規定の適用については、当該額も、自己株式対価額に含まれるものとみなす。</p> <p>(資本金の額)</p> <p>第二十五条 株式会社の資本金の額は、第一款並びに第四節及び第五節の二に定めるところのほか、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が増加するものとする。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>2 株式会社の資本金の額は、法第四百四十七条の規定による場合に限り、同条第一項第一号の額に相当する額が減少するものとする。この場合にお</p>	<p>項第八号及び第五百五十八条第八号ロ並びに法第四百四十六条第二号並びに第四百六十一条第二項第二号ロ及び第四号の規定の適用については、当該額も、自己株式対価額に含まれるものとみなす。</p> <p>(資本金の額)</p> <p>第二十五条 株式会社の資本金の額は、第一款及び第四節に定めるところのほか、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が増加するものとする。</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>2 株式会社の資本金の額は、法第四百四十七条の規定による場合に限り、同条第一項第一号の額に相当する額が減少するものとする。この場合にお</p>
--	---

<p>いて、次に掲げる場合には、資本金の額が減少するものと解してはならない。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 会社の吸収合併、吸収分割、株式交換又は株式交付の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合</p> <p>四 〔略〕</p> <p>五 株式交付子会社の株式又は新株予約権等の譲渡に係る意思表示その他の株式交付に係る意思表示が無効とされ、又は取り消された場合</p> <p>（資本準備金の額）</p> <p>第二十六条 株式会社の資本準備金の額は、第一款及び第二款並びに第四節及び第五節の二に定める</p>	<p>いて、次に掲げる場合には、資本金の額が減少するものと解してはならない。</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 会社の吸収合併、吸収分割又は株式交換の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合</p> <p>四 〔同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>（資本準備金の額）</p> <p>第二十六条 株式会社の資本準備金の額は、第一款及び第二款並びに第四節に定めるところのほか、</p>
--	---

<p>ところのほか、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が増加するものとする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>（その他資本剰余金の額）</p> <p>第二十七条 株式会社のその他資本剰余金の額は、第一款並びに第四節及び第五節の二に定めるところのほか、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が増加するものとする。</p> <p>〔一・三 略〕</p> <p>2 株式会社のその他資本剰余金の額は、前三款並びに第四節及び第五節の二に定めるところのほか、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定め</p>	<p>次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が増加するものとする。</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>（その他資本剰余金の額）</p> <p>第二十七条 株式会社のその他資本剰余金の額は、第一款及び第四節に定めるところのほか、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が増加するものとする。</p> <p>〔一・三 同上〕</p> <p>2 株式会社のその他資本剰余金の額は、前三款及び第四節に定めるところのほか、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が減少するも</p>
--	--

<p>る額が減少するものとする。</p> <p>〔一〕三 略</p> <p>3 前項、前三款並びに第四節及び第五節の二の場合において、これらの規定により減少すべきその他資本剰余金の額の全部又は一部を減少させないこととすることが必要かつ適当であるときは、これらの規定にかかわらず、減少させないことが適当な額については、その他資本剰余金の額を減少させないことができる。</p> <p>(その他利益剰余金の額)</p> <p>第二十九条 〔略〕</p> <p>2 株式会社その他利益剰余金の額は、次項、前三款並びに第四節及び第五節の二に定めるところ</p>	<p>のとする。</p> <p>〔一〕三 同上</p> <p>3 前項、前三款及び第四節の場合において、これらの規定により減少すべきその他資本剰余金の額の全部又は一部を減少させないこととすることが必要かつ適当であるときは、これらの規定にかかわらず、減少させないことが適当な額については、その他資本剰余金の額を減少させないことができる。</p> <p>(その他利益剰余金の額)</p> <p>第二十九条 〔同上〕</p> <p>2 株式会社その他利益剰余金の額は、次項、前三款及び第四節に定めるところのほか、次の各号</p>
<p>のほか、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が減少するものとする。</p> <p>〔一〕四 略</p> <p>3 〔略〕</p> <p>第四節 吸収合併、吸収分割、株式交換及び株式交付に際しての株主資本及び社員資本</p> <p>第四節 株式交付</p> <p>第二十九条の二 株式交付に際し、株式交付親会社において変動する株主資本等の総額(以下この条において「株主資本等変動額」という。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法に従い定まる額とする。</p>	<p>に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が減少するものとする。</p> <p>〔一〕四 同上</p> <p>3 〔同上〕</p> <p>第四節 吸収合併、吸収分割及び株式交換に際しての株主資本及び社員資本</p> <p>〔一款一条を加える。〕</p>

<p>21</p>	<p>一 当該株式交付が支配取得に該当する場合（株式交付子会社による支配取得に該当する場合を除く。）吸収型再編対価時価又は株式交付子会社の株式及び新株予約権等の時価を基礎として算定する方法</p> <p>二 株式交付親会社と株式交付子会社が共通支配下関係にある場合 株式交付子会社の財産の株式交付の直前の帳簿価額を基礎として算定する方法（前号に定める方法によるべき部分については、当該方法）</p> <p>三 前二号に掲げる場合以外の場合 前号に定める方法</p>
<p>21</p>	<p>前項の場合には、株式交付親会社の資本金及び</p>

	<p>資本剰余金の増加額は、株主資本等変動額の範囲内で、株式交付親会社が株式交付計画の定めに従い定めた額とし、利益剰余金の額は変動しないものとする。ただし、法第八百十六条の八の規定による手続をとっている場合以外の場合にあつては、株式交付親会社の資本金及び資本準備金の増加額は、株主資本等変動額に対価自己株式の帳簿価額を加えて得た額に株式発行割合（当該株式交付に際して発行する株式の数を当該株式の数及び対価自己株式の数の合計数で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額から株主資本等変動額まで（株主資本等変動額に対価自己株式の帳簿価額を加えて得た額に株式発行割合を乗じて得た額が株</p>
--	--

主資本等変動額を上回る場合にあつては、株主資本等変動額)の範囲内で、株式交付親会社が株式交付計画の定めに従いそれぞれ定めた額とし、当該額の合計額を株主資本等変動額から減じて得た額をその他資本剰余金の変動額とする。

3) 前項の規定にかかわらず、株主資本等変動額が零未満の場合には、当該株主資本等変動額のうち、対価自己株式の処分により生ずる差損の額をその他資本剰余金の減少額とし、その余の額をその他利益剰余金の減少額とし、資本金、資本準備金及び利益準備金の額は変動しないものとする。

第五節 吸収分割会社等の自己株式の処分

第五節の二 取締役等の報酬等として株式

第五節 吸収分割会社等の自己株式の処分

〔一節二条を加える。〕

を交付する場合の株主資本

(取締役等が株式会社に対し割当日後にその職務の執行として募集株式を対価とする役務を提供する場合における株主資本の変動額)

第四十二条の二 法第二百二条の二第一項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により募集株式を引き受ける者の募集を行う場合において、当該募集株式を引き受ける取締役又は執行役(以下この節及び第五十四条の二において「取締役等」という。)が株式会社に対し当該募集株式に係る割当日(法第二百二条の二第一項第二号に規定する割当日をいう。以下この節及び第五十四条の二において同じ。)後に

その職務の執行として当該募集株式を対価とする
役務を提供するときは、当該募集に係る株式の発
行により各事業年度の末日（臨時計算書類を作成
しようとし、又は作成した場合にあつては、臨時
決算日。以下この項及び第五項において「株主資
本変動日」という。）において増加する資本金の
額は、この省令に別段の定めがある場合を除き、
第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて
得た額に株式発行割合（当該募集に際して発行す
る株式の数を当該募集に際して発行する株式の数
及び処分する自己株式の数の合計数で除して得た
割合をいう。以下この条において同じ。）を乗じ
て得た額（零未満である場合にあつては、零。以

下この条において「資本金等増加限度額」とい
う。）とする。

一 イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た
額（零未満である場合にあつては、零）

イ 取締役等が当該株主資本変動日までにその
職務の執行として当該株式会社に提供した役
務（当該募集株式を対価とするものに限る。
ロにおいて同じ。）の公正な評価額

ロ 取締役等が当該株主資本変動日の直前の株
主資本変動日までにその職務の執行として当
該株式会社に提供した役務の公正な評価額

二 法第百九十九条第一項第五号に掲げる事項と
して募集株式の交付に係る費用の額のうち、株

	<p>式会社が資本金等増加限度額から減ずるべき額と定めた額</p>
2	<p>資本金等増加限度額の二分の一を超えない額は、資本金として計上しないことができる。</p>
3	<p>前項の規定により資本金として計上しないこととした額は、資本準備金として計上しなければならない。</p>
4	<p>法第二百二条の二第一項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により募集株式を引き受ける者の募集を行う場合において、取締役等が株式会社に対し当該募集株式に係る割当日後にその職務の執行として当該募集株式を対価とする役務を提供するときは、当該割</p>

	<p>当日において、当該募集に際して処分する自己株式の帳簿価額をその他資本剰余金の額から減ずるものとする。</p>
5	<p>法第二百二条の二第一項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により募集株式を引き受ける者の募集を行う場合において、取締役等が株式会社に対し当該募集株式に係る割当日後にその職務の執行として当該募集株式を対価とする役務を提供するときは、各株主資本変動日において変動する次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。</p>
1	<p>その他資本剰余金の額 第一項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を減じて得た額</p>

	<p>に自己株式処分割合（から株式発行割合を減じて得た割合をいう。）を乗じて得た額</p>
二	<p>その他利益剰余金の額 第一項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を減じて得た額が零未満である場合における当該額に株式発行割合を乗じて得た額</p>
61	<p>法第二百二条の二第一項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により募集株式を引き受ける者の募集を行う場合において、取締役等が株式会社に対し当該募集株式に係る割当日後にその職務の執行として当該募集株式を対価とする役務を提供するときは、自己株式対価額は、零とする。</p>
71	<p>第二十四条第一項の規定にかかわらず、当該株式会社が法第二百二条の二第一項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による募集に際して自己株式の処分により取締役等に対して当該株式会社の株式を交付した場 合において、当該取締役等が当該株式の割当てを受けた際に約したところに従つて当該株式を当該株式会社に無償で譲り渡し、当該株式会社がこれ を取得するときは、当該自己株式の処分に際して減少した自己株式の額を、増加すべき自己株式の額とする。 （取締役等が株式会社に対し割当日前にその職務の執行として募集株式を対価とする役務を提供す</p>

る場合における株主資本の変動額)

第四十二条の三 法第二百二条の二第一項(同条第

三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により募集株式を引き受ける者の募集を行う場合において、取締役等が株式会社に対し当該募集株式に係る割当日前にその職務の執行として当該募集株式を対価とする役務を提供するときは、当該募集に係る株式の発行により増加する資本金の額は、この省令に別段の定めがある場合を除き、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額に株式発行割合(当該募集に際して発行する株式の数を当該募集に際して発行する株式の数及び処分する自己株式の数の合計数で

除して得た割合をいう。以下この条において同じ。)を乗じて得た額(零未満である場合にあっては、零。以下この条において「資本金等増加限度額」という。)とする。

一 第五十四条の二第二項の規定により減少する株式引受権の額

二 法第九十九条第一項第五号に掲げる事項として募集株式の交付に係る費用の額のうち、株式会社が資本金等増加限度額から減ずるべき額と定めた額

2 資本金等増加限度額の二分の一を超えない額は、資本金として計上しないことができる。

3 前項の規定により資本金として計上しないこと

	<p>とした額は、資本準備金として計上しなければならない。</p>
4	<p>法第二百二条の二第一項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により募集株式を引き受ける者の募集を行う場合において、取締役等が株式会社に対し当該募集株式に係る割当日前にその職務の執行として当該募集株式を対価とする役務を提供するときは、当該行為の次の各号に掲げる額は、当該行為の直前の当該額に、当該各号に定める額を加えて得た額とする。</p> <p>一 その他資本剰余金の額 イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額</p>

	<p>イ 第一項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を減じて得た額に自己株式処分割合（一から株式発行割合を減じて得た割合をいう。第五項において同じ。）を乗じて得た額</p> <p>ロ 当該募集に際して処分する自己株式の帳簿価額</p> <p>二 その他利益剰余金の額 第一項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を減じて得た額が零未満である場合における当該額に株式発行割合を乗じて得た額</p>
5	<p>法第二百二条の二第一項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により募集株式を引き受ける者の募集を行う場合に</p>

において、取締役等が株式会社に対し当該募集株式に係る割当日前にその職務の執行として当該募集株式を対価とする役務を提供するときは、自己株式対価額は、第一項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を減じて得た額に自己株式処分割合を乗じて得た額とする。

第六節 設立時の株主資本及び社員資本
 (土地再評価差額金を計上している会社を当事者とする組織再編行為等における特則)

第五十四条 〔略〕

2 株式交換 株式交付又は株式移転(以下この項において「交換交付移転」という。)に際して前条第三号に掲げる再評価差額金を計上している土地

第六節 設立時の株主資本及び社員資本
 (土地再評価差額金を計上している会社を当事者とする組織再編行為等における特則)

第五十四条 〔同上〕

2 株式交換又は株式移転(以下この項において「交換移転」という。)に際して前条第三号に掲げる再評価差額金を計上している土地が株式交換完

が株式交換完全子会社、株式交付子会社又は株式移転完全子会社(以下この項において「交換交付移転子会社」という。)の資産に含まれる場合において、当該交換交付移転子会社の株式につき株式交換完全親会社、株式交付親会社又は株式移転設立完全親会社が付すべき帳簿価額を算定の基礎となる交換交付移転子会社の財産の帳簿価額を評価すべき日における当該交換交付移転子会社の資産(自己新株予約権を含む。)に係る帳簿価額から負債(新株予約権に係る義務を含む。)に係る帳簿価額を減じて得た額をもつて算定すべきときは、当該土地に係る土地の再評価に関する法律の規定による再評価前の帳簿価額を当該土地の帳簿

完全子会社又は株式移転完全子会社(以下この項において「交換移転完全子会社」という。)の資産に含まれる場合において、当該交換移転完全子会社の株式につき株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社が付すべき帳簿価額を算定の基礎となる交換移転完全子会社の財産の帳簿価額を評価すべき日における当該交換移転完全子会社の資産(自己新株予約権を含む。)に係る帳簿価額から負債(新株予約権に係る義務を含む。)に係る帳簿価額を減じて得た額をもつて算定すべきときは、当該土地に係る土地の再評価に関する法律の規定による再評価前の帳簿価額を当該土地の帳簿価額とみなして、当該交換移転に係る株主資本等

<p>価額とみなして、当該交換交付移転に係る株主資本等の計算に関する規定を適用する。</p> <p>3 「略」</p> <p style="text-align: center;">第七節の二 株式引受権</p> <p>第五十四条の二 取締役等が株式会社に対し法第二百一条の二第二項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の募集株式に係る割当日前にその職務の執行として当該募集株式を対価とする役務を提供した場合には、当該役務の公正な評価額を、増加すべき株式引受権の額とする。</p> <p>21 株式会社が前項の取締役等に対して同項の募集株式を割り当てる場合には、当該募集株式に係る</p>	<p>の計算に関する規定を適用する。</p> <p>3 「同上」</p> <p style="text-align: center;">「二節一条を加える。」</p>
<p>割当日における同項の役務に対応する株式引受権の帳簿価額を、減少すべき株式引受権の額とする。</p> <p>9</p> <p style="text-align: center;">第八節 新株予約権</p> <p>第五十五条 「略」</p> <p>2 前項に規定する「株式会社が新株予約権を発行する場合」とは、次に掲げる場合において新株予約権を発行する場合をいう。</p> <p style="text-align: center;">「一〜九 略」</p> <p>11 株式交付に際して他の株式会社の株式又は新株予約権等の譲受けをする場合</p> <p>「3〜7 略」</p> <p>8 第一項及び第三項から前項までの規定は、株式</p>	<p style="text-align: center;">第八節 新株予約権</p> <p>第五十五条 「同上」</p> <p>2 前項に規定する「株式会社が新株予約権を発行する場合」とは、次に掲げる場合において新株予約権を発行する場合をいう。</p> <p style="text-align: center;">「一〜九 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「3〜7 同上」</p> <p>8 第一項及び第三項から前項までの規定は、株式</p>

<p>等交付請求権（株式引受権及び新株予約権以外の権利であつて、当該株式会社に対して行使することにより当該株式会社の株式の交付を受けることができる権利をいう。以下この条において同じ。）について準用する。</p> <p>9 「略」 （負債の部の区分）</p> <p>第七十五条 「略」</p> <p>2 次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 次に掲げる負債 固定負債 「イくへ 略」</p>	<p>等交付請求権（新株予約権以外の権利であつて、当該株式会社に対して行使することにより当該株式会社の株式の交付を受けることができる権利をいう。以下この条において同じ。）について準用する。</p> <p>9 「同上」 （負債の部の区分）</p> <p>第七十五条 「同上」</p> <p>2 次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 次に掲げる負債 固定負債 「イくへ 同上」</p>
--	---

<p>ト ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、前号に掲げるもの以外のもの</p> <p>チ 資産除去債務のうち、前号に掲げるもの以外のもの</p> <p>リ 「略」 （純資産の部の区分）</p> <p>第七十六条 純資産の部は、次の各号に掲げる貸借対照表等の区分に応じ、当該各号に定める項目に区分しなければならない。</p> <p>一 株式会社の貸借対照表 次に掲げる項目 「イ・ロ 略」</p> <p>ハ 株式引受権</p> <p>ニ 「略」</p>	<p>ト ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、前号に掲げるもの以外のもの</p> <p>チ 資産除去債務のうち、前号に掲げるもの以外のもの</p> <p>リ 「同上」 （純資産の部の区分）</p> <p>第七十六条 純資産の部は、次の各号に掲げる貸借対照表等の区分に応じ、当該各号に定める項目に区分しなければならない。</p> <p>一 株式会社の貸借対照表 次に掲げる項目 「イ・ロ 同上」 「号の細分を加える。」</p> <p>ハ 「同上」</p>
---	---

<p>一 株式会社の連結貸借対照表 次に掲げる項目 「イ・ロ 略」 ハ 株式引受権 ニ 略 ホ 略 三 略 〔2～9 略〕 第九十六条 略</p> <p>2 株主資本等変動計算書等は、次の各号に掲げる株主資本等変動計算書等の区分に応じ、当該各号に定める項目に区分して表示しなければならない。</p> <p>一 株主資本等変動計算書 次に掲げる項目</p>	<p>一 株式会社の連結貸借対照表 次に掲げる項目 「イ・ロ 同上」 「号の細分を加える。」 ハ 同上 ニ 同上 三 同上 〔2～9 同上〕 第九十六条 同上</p> <p>2 株主資本等変動計算書等は、次の各号に掲げる株主資本等変動計算書等の区分に応じ、当該各号に定める項目に区分して表示しなければならない。</p> <p>一 株主資本等変動計算書 次に掲げる項目</p>
---	---

<p>「イ・ロ 略」 ハ 株式引受権 ニ 略 一 連結株主資本等変動計算書 次に掲げる項目 「イ・ロ 略」 ハ 株式引受権 ニ 略 ホ 略 三 略 〔3～7 略〕</p> <p>8 評価・換算差額等又はその他の包括利益累計額、株式引受権、新株予約権及び非支配株主持分に係る項目は、それぞれ次に掲げるものについて明</p>	<p>「イ・ロ 同上」 「号の細分を加える。」 ハ 同上 一 連結株主資本等変動計算書 次に掲げる項目 「イ・ロ 同上」 「号の細分を加える。」 ハ 同上 ニ 同上 三 同上 〔3～7 同上〕</p> <p>8 評価・換算差額等又はその他の包括利益累計額、新株予約権及び非支配株主持分に係る項目は、それぞれ次に掲げるものについて明らかにしなけ</p>
--	---

<p>らかにしなければならない。この場合において、第二号に掲げるものについては、その主要なものを変動事由とともに明らかにすることを妨げない。</p> <p>〔一・三 略〕</p> <p>9 〔略〕</p> <p>(株主資本等変動計算書に関する注記)</p> <p>第百五条 株主資本等変動計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。この場合において、連結注記表を作成する株式会社は、第二号に掲げる事項以外の事項は、省略することができる。</p> <p>〔一・三 略〕</p> <p>四 当該事業年度の末日における株式引受権に係</p>	<p>なければならない。この場合において、第二号に掲げるものについては、その主要なものを変動事由とともに明らかにすることを妨げない。</p> <p>〔一・三 同上〕</p> <p>9 〔同上〕</p> <p>(株主資本等変動計算書に関する注記)</p> <p>第百五条 株主資本等変動計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。この場合において、連結注記表を作成する株式会社は、第二号に掲げる事項以外の事項は、省略することができる。</p> <p>〔一・三 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p>
<p>る当該株式会社の株式の数(種類株式発行会社にあつては、種類及び種類ごとの数)</p> <p>五 〔略〕</p> <p>(連結株主資本等変動計算書に関する注記)</p> <p>第百六条 連結株主資本等変動計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 当該連結会計年度の末日における株式引受権に係る当該株式会社の株式の数(種類株式発行会社にあつては、種類及び種類ごとの数)</p> <p>四 〔略〕</p> <p>(連結計算書類の提供)</p> <p>第百三十四条 〔1・2 略〕</p>	<p>四 〔同上〕</p> <p>(連結株主資本等変動計算書に関する注記)</p> <p>第百六条 連結株主資本等変動計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>三 〔同上〕</p> <p>(連結計算書類の提供)</p> <p>第百三十四条 〔1・2 同上〕</p>

<p>3 電子提供措置をとる旨の定款の定めがある場合において、第一項の連結計算書類に係る会計監査報告又は監査報告があり、かつ、その内容も株主に対して提供することを定めるときは、前二項の規定による提供に代えて当該会計監査報告又は監査報告に記載され、又は記録された事項に係る情報について電子提供措置をとることができる。</p>	<p>「項を加える。」</p>
<p>4 「略」</p>	<p>3 「同上」</p>
<p>5 「略」</p>	<p>4 「同上」</p>
<p>6 「略」</p>	<p>5 「同上」</p>
<p>7 「略」</p>	<p>6 「同上」</p>
<p>8 「略」</p> <p>第三十六条 株式会社法第四百四十条第一項の</p>	<p>7 「同上」</p> <p>第三十六条 株式会社法第四百四十条第一項の</p>

<p>規定による公告（同条第三項の規定による措置を含む。以下この項において同じ。）をする場合には、次に掲げる事項を当該公告において明らかにしなければならない。この場合において、第二号から第七号までに掲げる事項は、当該事業年度に係る個別注記表に表示した注記に限るものとする。</p>	<p>規定による公告（同条第三項の規定による措置を含む。以下この項において同じ。）をする場合には、次に掲げる事項を当該公告において明らかにしなければならない。この場合において、第二号から第七号に掲げる事項は、当該事業年度に係る個別注記表に表示した注記に限るものとする。</p>
<p>「一〜八 略」</p>	<p>「一〜八 同上」</p>
<p>「2・3 略」 (純資産の部)</p>	<p>「2・3 同上」 (純資産の部)</p>
<p>第四十一条 純資産の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。</p>	<p>第四十一条 純資産の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。</p>
<p>「一・二 略」</p>	<p>「一・二 同上」</p>

<p>三 株式引受権</p> <p>四 [略]</p> <p>[2~6 略]</p> <p>(最終事業年度の末日後に生ずる控除額)</p> <p>第一百五十条 法第四百四十六条第七号に規定する法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、第一号から第四号までに掲げる額の合計額から第五号から第八号までに掲げる額の合計額を減じて得た額とする。</p> <p>[一~六 略]</p> <p>七 最終事業年度の末日後に第四十二条の二第五項第一号の規定により変動したその他資本剰余金の額</p>	<p>[号を加える。]</p> <p>三 [同上]</p> <p>[2~6 同上]</p> <p>(最終事業年度の末日後に生ずる控除額)</p> <p>第一百五十条 法第四百四十六条第七号に規定する法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、第一号から第四号までに掲げる額の合計額から第五号及び第六号に掲げる額の合計額を減じて得た額とする。</p> <p>[一~六 同上]</p> <p>[号を加える。]</p>
<p>八 最終事業年度の末日後に第四十二条の二第七項の規定により自己株式の額を増加した場合における当該増加額</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、最終事業年度のない株式会社における法第四百四十六条第七号に規定する法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、第一号から第五号までに掲げる額の合計額から第六号から第十四号までに掲げる額の合計額を減じて得た額とする。</p> <p>[一~十二 略]</p> <p>十三 成立の日後に第四十二条の二第五項第一号の規定により変動したその他資本剰余金の額</p> <p>十四 成立の日後に第四十二条の二第七項の規定</p>	<p>[号を加える。]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、最終事業年度のない株式会社における法第四百四十六条第七号に規定する法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、第一号から第五号までに掲げる額の合計額から第六号から第十二号までに掲げる額の合計額を減じて得た額とする。</p> <p>[一~十二 同上]</p> <p>[号を加える。]</p> <p>[号を加える。]</p>

<p>により自己株式の額を増加した場合における当該増加額</p> <p>3 「略」</p> <p>（計算書類に関する事項）</p> <p>第百五十二条 法第四百四十九条第二項第二号に規定する法務省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（法第四百四十九条第二項第二号の株式会社をいう。以下この条において同じ。）が法第四百四十条第一項又は第二項の</p>	<p>により自己株式の額を増加した場合における当該増加額</p> <p>3 「同上」</p> <p>（計算書類に関する事項）</p> <p>第百五十二条 法第四百四十九条第二項第二号に規定する法務省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（法第四百四十九条第二項第二号の株式会社をいう。以下この条において同じ。）が法第四百四十条第一項又は第二項の</p>
<p>規定による公告をしている場合 次に掲げるものの</p> <p>「イ」ハ 略</p> <p>「二」六 略</p> <p>（その他減すべき額）</p> <p>第百五十八条 法第四百六十一条第二項第六号に規定する法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、第一号から第八号までに掲げる額の合計額から第九号及び第十号に掲げる額の合計額を減じて得た額とする。</p> <p>一 最終事業年度（法第四百六十一条第二項第二号に規定する場合にあつては、法第四百四十一条第一項第二号の期間（当該期間が二以上ある</p>	<p>規定により公告をしている場合 次に掲げるものの</p> <p>「イ」ハ 同上</p> <p>「二」六 同上</p> <p>（その他減すべき額）</p> <p>第百五十八条 法第四百六十一条第二項第六号に規定する法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、第一号から第八号までに掲げる額の合計額から第九号及び第十号に掲げる額の合計額を減じて得た額とする。</p> <p>一 最終事業年度（法第四百六十一条第二項第二号に規定する場合にあつては、法第四百四十一条第一項第二号の期間（当該期間が二以上ある</p>

場合にあつては、その末日が最も遅いもの)。
 以下この号から第三号まで、第六号ハ、第八号
 イ及びロ並びに第九号において同じ。)の末日
 (最終事業年度がない場合(法第四百六十一条
 第二項第二号に規定する場合を除く。)にあつ
 ては、成立の日。以下この号から第三号まで、
 第六号ハ、第八号イ及びロ並びに第九号にお
 いて同じ。)におけるのれん等調整額(資産の部
 に計上したのれんの額を二で除して得た額及び
 繰延資産の部に計上した額の合計額をいう。以
 下この号及び第四号において同じ。)が次のイ
 からハまでに掲げる場合に該当する場合におけ
 る当該イからハまでに定める額

場合にあつては、その末日が最も遅いもの)。
 以下この号、次号、第三号、第六号ハ、第八号
 イ及び第九号において同じ。)の末日(最終事
 業年度がない場合(法第四百六十一条第二項第
 二号に規定する場合を除く。)にあつては、成
 立の日。以下この号、次号、第三号、第六号ハ
 、第八号イ及び第九号において同じ。)におけ
 るのれん等調整額(資産の部に計上したのれん
 の額を二で除して得た額及び繰延資産の部に計
 上した額の合計額をいう。以下この号及び第四
 号において同じ。)が次のイからハまでに掲げ
 る場合に該当する場合における当該イからハま
 でに定める額

「イハ 略」

「二・三 略」

四 株式会社~~が連結配当規制適用会社であるとき~~
 (第一条第三項第五十五号のある事業年度が最
 終事業年度である場合に限る。)は、イに掲げ
 る額からロ及びハに掲げる額の合計額を減じて
 得た額(当該額が零未満である場合にあつては
 、零)

「イハ 略」

五 「略」

六 三百万円に相当する額から次に掲げる額の合
 計額を減じて得た額(当該額が零未満である場
 合にあつては、零)

「イハ 同上」

「二・三 同上」

四 株式会社~~が連結配当規制適用会社であるとき~~
 (第一条第三項第五十一号のある事業年度が最
 終事業年度である場合に限る。)は、イに掲げ
 る額からロ及びハに掲げる額の合計額を減じて
 得た額(当該額が零未満である場合にあつては
 、零)

「イハ 同上」

五 「同上」

六 三百万円に相当する額から次に掲げる額の合
 計額を減じて得た額(当該額が零未満である場
 合にあつては、零)

イ	〔略〕	イ	〔同上〕
ロ	株式引受権の額		〔号の細分を加える。〕
ハ	〔略〕	ロ	〔同上〕
ニ	〔略〕	ハ	〔同上〕
七	〔略〕	七	〔同上〕
八	次に掲げる額の合計額	八	次に掲げる額の合計額
イ	〔略〕	イ	〔同上〕
ロ	最終事業年度の末日後に第四十二条の二第 五項第一号の規定により変動したその他資本 剰余金の額		〔号の細分を加える。〕
ハ	〔略〕	ロ	〔同上〕
	〔九・十 略〕		〔九・十 同上〕
	附 則		附 則

(募集株式の交付に係る費用等に関する特則)	(募集株式の交付に係る費用等に関する特則)
第十一条 次に掲げる規定に掲げる額は、当分の間 、零とする。	第十一条 次に掲げる規定に掲げる額は、当分の間 、零とする。
〔一〜四 略〕	〔一〜四 同上〕
五 第四十二条の二第一項第二号	〔号を加える。〕
六 第四十二条の三第一項第二号	〔号を加える。〕
七 〔略〕	五 〔同上〕
八 〔略〕	六 〔同上〕
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記であ る。	

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則の一部改正)

第三条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則(平成十九年法務省令第二十八号)の一部を
次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第一章 〔略〕</p> <p>第二章 一般社団法人</p> <p> 第一節 機関</p> <p> 第一款 〔略〕</p> <p> 第二款 役員等 (第十二条―第二十条の二)</p> <p> 〔第二節く第四節 略〕</p> <p>第三章 一般財団法人</p> <p> 第一節 機関</p> <p> 第一款 〔略〕</p>	<p>目次</p> <p>第一章 〔同上〕</p> <p>第二章 一般社団法人</p> <p> 第一節 機関</p> <p> 第一款 〔同上〕</p> <p> 第二款 役員等 (第十二条―第二十条)</p> <p> 〔第二節く第四節 同上〕</p> <p>第三章 一般財団法人</p> <p> 第一節 機関</p> <p> 第一款 〔同上〕</p>
<p> 第二款 役員等 (第六十一条―第六十三条の二)</p> <p> 〔第二節・第三節 略〕</p> <p> 〔第四章く第六章 略〕</p> <p>附則</p> <p> (電子提供措置)</p> <p>第七条の二 法第四十七条の二に規定する法務省令で定めるものは、第九十二条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置(公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を</p>	<p> 第二款 役員等 (第六十一条―第六十三条)</p> <p> 〔第二節・第三節 同上〕</p> <p> 〔第四章く第六章 同上〕</p> <p>附則</p> <p> 〔条を加える。〕</p>

有する装置をいう。以下同じ。）を使用するもの
による措置とする。
（電子提供措置をとる場合における招集通知の記
載事項）
第七条の三 法第四十七条の四第二項に規定する法
務省令で定める事項は、電子提供措置（法第四十
七条の二に規定する電子提供措置をいう。）をと
るために使用する自動公衆送信装置のうち当該措
置をとるための用に供する部分をインターネット
において識別するための文字、記号その他の符号
又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける
者がその使用に係る電子計算機に入力することに
よつて当該情報の内容を開覧し、当該電子計算機

〔条を加える。〕

に備えられたファイルに当該情報を記録すること
ができるものその他の当該者が当該情報の内容を
開覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに
当該情報を記録するために必要な事項とする。
（役員等賠償責任保険契約から除外する保険契約
）
第二十條の二 法第一百八条の三第一項に規定する
法務省令で定めるものは、次に掲げるものとす
る。
一 被保険者に保険者との間で保険契約を締結す
る一般社団法人を含む保険契約であつて、当該
一般社団法人がその業務に関連し第三者に生じ
た損害を賠償する責任を負ふこと又は当該責任

〔条を加える。〕

の追及に係る請求を受けることによつて当該一般社団法人に生ずることのある損害を保険者が填補することを主たる目的として締結されるもの

二 役員等が第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該役員等に生ずることのある損害（役員等がその職務上の義務に違反し若しくは職務を怠つたことによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該役員等に生ずることのある損害を除く。）を保険者が填補することを目的として締結されるもの

第三節 計算

（貸借対照表等の電磁的方法による公開の方法）

第五十一条 法第二百二十八条第三項の規定による措置は、第九十二条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によつて行わなければならない。

（役員等のために締結される保険契約に関する規定の準用）

第三節 計算

（貸借対照表等の電磁的方法による公開の方法）

第五十一条 法第二百二十八条第三項の規定による措置は、第九十二条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。）を使用する方法によつて行わなければならない。

<p>第六十三条の二 第二十条の二の規定は、法第九十八條の二において準用する法第九十八條の三第一項の規定により法務省令で定めるべき事項について準用する。この場合において、「一般社団法人」とあるのは、「一般財団法人」と読み替えるものとする。</p> <p>第二節 計算</p>	<p>〔条を加える。〕</p> <p>第二節 計算</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七十号。以下この条及び次条第十三項において「会社法改正法」という。）の施行の日（令和三年三月一日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第一条第二表に係る改正規定、第二条中会社計算規則第二条第二項第十五号の次に一号

を加える改正規定及び第九十四條の改正規定並びに第三条中一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第七条の次に二条を加える改正規定及び第五十一条の改正規定は、会社法改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（次条第四項及び第五項において「一部施行日」という。）から施行する。

（会社法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 施行日前に招集の手続が開始された創立総会又は種類創立総会に係る創立総会参考書類の記載については、なお従前の例による。

2 施行日前に会社法（以下「法」という。）第七十一条第一項の株主総会の決議がされた場合におけるその全部取得条項付種類株式の取得に係る法第七十一条の二第一項に規定する書面又は電磁的記録の記載又は記録については、なお従前の例による。

3 施行日前に法第八十条第二項の株主総会（株式の併合をするために種類株主総会の決議を要する場合にあつては、当該種類株主総会を含む。）の決議がされた場合におけるその株式の併合に係る法第八十二条の二第一項に規定する書面又は電磁的記録の記載又は記録については、なお従前の例による。

- 4 一部施行日前に法第九十九条第二項に規定する募集事項の決定があつた場合におけるその募集に応じて募集株式の引受けの申込みをしようとする者に対して通知すべき事項については、なお従前の例による。
- 5 一部施行日前に法第二百三十八条第一項に規定する募集事項の決定があつた場合におけるその募集に応じて募集新株予約権の引受けの申込みをしようとする者に対して通知すべき事項については、なお従前の例による。
- 6 第一条の規定（同条第一表に係る改正規定に限る。）による改正後の会社法施行規則（以下「新会社法施行規則」という。）第七十四条第一項第五号及び第六号、第七十四条の三第一項第七号及び第八号、第七十五条第五号及び第六号、第七十六条第一項第七号及び第八号並びに第七十七条第六号及び第七号の規定は、施行日以後に締結される補償契約及び役員等賠償責任保険契約について適用する。
- 7 施行日以後にその末日が到来する事業年度のうち最初のものに係る定時株主総会より前に開催される株主総会又は種類株主総会に係る株主総会参考書類の記載については、新会社法施行規則第七十四条第三項第三号並びに第四項第七号ロ及びハ、第七十四条の二、第七十四条の三第三項第三号並びに第四項第七号ロ及びハ並びに第七十六条第三項第三号並びに第四項第六号ロ及びハ（これらの規定を会社法施行規則第九十五条第三号において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 8 前項の株主総会参考書類の記載に係る社外役員及び社外取締役候補者については、新会社法施行規則第一条第三項第五号及び第七号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 9 前三項に定めるもののほか、施行日前に招集の手續が開始された株主総会又は種類株主総会に係る株主総会参考書類の記載については、なお従前の例による。
- 10 新会社法施行規則第九十九条第二号の二、第二百一十一条第三号の二から第三号の四まで、第二百一十一条の二、第二百五条第二号から第四号まで及び第二百二十六条第七号の二から第七号の四までの規定は、施行日以後に締結された補償契約及び役員等賠償責任保険契約について適用する。
- 11 前項に定めるもののほか、施行日前にその末日が到来した事業年度のうち最終のものに係る株式会社の事業報告の記載又は記録及び施行日以後にその末日が到来する事業年度のうち最初のものに係る株式会社の事業報告における第一条（同条第一表に係る改正規定に限る。）の規定による改正前の会社法施行規則第二百二十四条第二項の理由の記載又は記録については、なお従前の例による。

- 12 前項の事業報告の記載又は記録に係る社外役員については、新会社法施行規則第二条第三項第五号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 13 施行日前に会社法改正法による改正前の法第六百七十六条に規定する事項の決定があつた場合におけるその募集社債及び施行日前に法第二百三十八条第二項に規定する募集事項の決定があつた場合におけるその新株予約権付社債の発行の手続については、新会社法施行規則第六十二条及び第六十三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 14 施行日前に招集の手続が開始された社債権者集会に係る社債権者集会参考書類及び議決権行使書面の記載については、なお従前の例による。

日本取引所金融商品取引法研究 第19号 2021年7月

ISSN 2188-2150



株式会社日本取引所グループ

<https://www.jpx.co.jp/>

〒103-8224 東京都中央区日本橋兜町2番1号

本冊子の内容につきましては、ホームページ

(<https://www.jpx.co.jp/corporate/research-study/research-group/01.html>)

でもご覧になれます。

本出版物は著作権法によって保護されており、株式会社日本取引所グループに無断で転用、複製又は販売を行うことは固く禁じます。

※ 本冊子における報告者及び出席者の肩書は、特に断りのない限り、各研究会当時のものです。